

切支丹山屋敷圖 圖省略

表門 今の宮原家の別業入口の所、當時は土地高くして石階あり、門の楹間に制札をかゝく、

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審なるもの有之は申出へし、御褒美として、一ばてれんの訴人 銀五百枚、一いるまんの訴人 銀三百枚、立かへりもの、訴人 同斷、一同宿并宗門の訴人 銀百枚、

右の通可被下之、たとひ同宿宗門の内たりといふとも、訴人に出る品により、銀五百枚可被下之、かくし置他所より顯はるゝにおいては、其所の名主并五人組まで、一類共に可被處嚴科者也、仍下知如件、

天和二年五月

右の制札は、貞享四年十一月十四日、奉行青木遠江守寄騎の侍河原甚五兵衛、鶴飼源右衛門、山田十郎兵衛門等に命して、うたしめしより廢せらるゝまでかゝけ置り、門北の方に門を守る家あり、○官庫三間に二間半、瓦葺總しつくいのぬりこめにして、

四面にしたみあり、二階作り西の方に窓あり、入口は南に向ふ、是は享保九年、自注、清嚴寺鐘の銘によれば、十年なるへし下らなし、回祿已後、御修造ありしなるへし、○牢獄跡 礎石のみ残り、五間に二間、享保の丙丁にかゝり鳥有せし後は、罪人もたえにければ、再造せらるゝには及はず、○番所 二間半に三間、南向、寄騎同心附御作事方と日をへたて、預り、晝夜直す、○井 牢獄の西にあり、○石壁 二十間四方、官庫以下の外を廻れり、高さ一丈餘、其外は堤のごとく土をもちかけたなり、此石壁むかしは猶高かりしか、小日向中の橋の脇大路なる下水を作られし時、石壁一側通りを取移して、かの作料に用ひられしといふ、○埋門 石壁南側の内西へよりてあり、これより内へは、寄騎同心の外は出入をゆるされず、奉行といへとも従者を具する事あたはず、○廳事 石壁の外西の方にあり、七間に二間、板屋にして所々に瓦をおく、宗門の徒御吟味は此所にてあり、間を二ツにわかちて、其間に玄關をかまふ、○寄騎同心宅地 土居のまはりにあり、寄騎には河原仙藏、奥村吉次郎、橋本茂四郎、同心には福田榮次、勝本與右衛門、

藤田政右衛門、大池彌平太、齋藤半六等なり、これは安房殿大繩やしき賜りし後も、因循して彼等八人は、宅地二箇所つゝ所持せり、○檜 御構の四面に御用木あり、此檜は寶永の比にも植られしにや、今は御家人へ賜りし宅地に屬して伐はらひたり、○稻荷祠 門番所の西にあり、別に鳥居をたつ、○斬罪場迹 いまは久留源三郎が宅地の邊なり、又石壁のうち御藏の前にも、刑罰行はれたり、○伴天連墓 是も今は、大久保志摩守が別業の内なり、ヨアンパツテイスが墓なり、印に板をうゑたりしか、これも今は伐はらひたり、按ずるに、ヨアンが事は、意大和國の部に詳なり、○長助夫婦墓 おなしならびにあり、これも墓木ありしか、今は伐はらひてなし、長助および妻はなといひしもの、いかなるゆゑにか、舶來の南蠻人岡本三右衛門へ附させられて、朝夕かきつつかへけり、又此夫婦、同宿壽庵より教戒をも受しものなれば、轉ひかれと永く山屋敷に禁錮せられたり、後又ヨアンにすゝめられて、かの法を奉せしといふ、はしめ三右衛門が歿せしより、長助へ三口、はなへ二口を賜はりけりこそ、二人が歿日等は未考、長助

か弟市郎兵衛といふもの、深川八幡前問屋茂兵衛が家守職を勤しと、其餘の事は聞かず、○八兵衛石 是も、御構内東の隅にありしか、久留氏宅地の中に屬せり、新垣坂下の中伏にあれば、垣外にあらはれて今は往還にあるかとし、高さ三尺計の伊豆石なり、或云、八兵衛といふもの中古の人にて、耶蘇を信じ刑せらるゝに及びて、其志を變せざりしと、江戸志云、往古切支丹屋敷門前にあり、今は屋敷内にあり、其まはりに草生る事なく、鳥獸とまる事なし、金鼓の音などこの石にひゝくなりと云々、河原甚五兵衛が覺書云、延寶七年未五月十二日、傳馬町より囚人來り、山屋敷にて御ためしあり、件の囚人うけ取として、寄騎二人、同心五人傳馬町へ行、彼は奥州岩城の人、八兵衛といふものにて年十九歳、盜人なり、奉行青木遠江守其刑に臨めり、太刀取は前島伴右衛門と云々、此碑恐らくは此八兵衛が墓のしるしなるへし、されど普通の刑人にあつての印までたてしはいかなる事にや、○裏門 七軒屋敷の方にありいまの大久保家門の在所これなり、今の所より猶南へ入てあり、右は河原甚五兵衛が覺

書等をまじへ記せり、此餘彼覺書の中にも、山屋敷のむかしをおもひやらるゝ事ともをは、左に記す、明和の頃、大垣の城下にて銅佛をほり出せり、其形めなれぬものなれば、耶蘇の本尊ならんとして、領主戸田采女正より山屋敷へもたせこしけり、やかて吟味にて牢鑿ありしか、あらぬ佛像なりとてかへされけり、この後はうたかはしき事さへたえはて、かの類族も亡ひはてしとぞ、小日向志○按ずる撰にして、文中今はなご記せしは、即ち其比をさせしなり、これ少しく冗長に涉りしことも、山屋敷當時のさまを見るへきために存す、

延寶三乙卯年三月五日、切支丹吉兵衛と申者出、御頭青木遠江守宅にて度々御詮議有之、傳馬町牢屋にても度々拷問に逢、右の度々與力鶴岡庄左衛門、加用傳右衛門、龜井孫兵衛、河原甚五兵衛、川瀬惣兵衛、塚原六右衛門、星野助七人の内、替りく二人充參る、同四丙辰年九月十五日、岡本三右衛門召仕候中間角内、牢舎申候圍番所にて、懐中の道具穿鑿仕候處、首に掛候守袋の内より、切支丹の尊ひ候本尊のイマセ一ツ出申候、サンハツラサンヘト口裏に、シヤビエルアン女有之候、按ずるに、これ角内耶蘇の像なり、

内牢より呼出し、國所親類の様子相尋候、生國越前の者、當辰四十二歳に罷成申候、遠江守も山屋敷書院へ角内御呼出し、吉利支丹の本尊誰に貫候哉と被相尋候處、三年已前に罷在候御中間才三郎持申候、爰許罷出候刻、落し罷出候に付私ひろひ置申候、此儀は門番人徳右衛門も存知罷在候に付、則徳右衛門呼出し被相尋候得は、夏虫干の剋見申候段申候、岡本三右衛門には貫ひ不申哉と被相尋候處、角内申候は、三右衛門に貫申隙無御座候、子細は三右衛門方へ參候砌、當番の同心衆兩人充附添居申候に付、透無之由申候、同十八日館林宰相様御家中、笠原郷右衛門中間太兵衛、齋藤頼母組同心荷持新兵衛、右兩人御呼出、角内に引合ひろひ候佛被致穿鑿候處、新兵衛拾ひ候に紛れ無御座候、新兵衛所持候も太兵衛も見申候由申候に付、太兵衛、新兵衛兩人共御返し候、十月朔日角内新兵衛傳馬町に入牢、同五丁巳年七月九日、角内新兵衛傳馬町牢屋より請取、直に山屋敷へ召連參り、同十八日山屋敷へ御頭遠江守、并子息新五兵衛、櫻井又右衛門、青木五右衛門御同道にて御出、角内新兵衛兩人共、成

### 通航一覽卷之百九十六

#### 南蠻總括部六

##### ○切支丹禁制

刑律并空鑿節

慶長十九甲寅年、吉利支丹之徒を刑せられし時、改宗せるものは轉と名けて助け給ふ、寛永三丙寅年、同己巳年、また大に其法を行はる、證は、此條第三其後は轉はせずして、火罪死罪に處せらる、此年代ならず、島原一揆井君美のいへるよし、以後の事なるへしと、新老談一言記に見ゆ、其罪人穿鑿責問等之式あり、此は、井上筑後守政重の遺法なるへし、

吉利支丹宗門御禁制候得とも、斷絶無之候、向後杖をつかせ候へと被仰出、老中何も合點不仕、松平伊豆守獨御尤と申上候、御意にいか、心得候と御尋被成候、申上候は、只今迄は宗門ころひ候へは御助被遊候、自今以後はころはせずして被遊御成敗候は、御法度可相立かと心得罷在旨申上候得は、御感被遊候、寛永小説、前公方家光様御前、御老中不殘被召出被仰出候

### 通航一覽卷之百九十五終

敗に被致候を見分被致候、角内、新兵衛兩人の者へ被申渡候者、其方儀切支丹の本尊を持、大切に仕候に付成敗被仰付候旨、加用傳右衛門申渡す、角内、新兵衛兩人共に、山屋敷書院の庭にて生袈裟に成、切手前島伴右衛門なり、按ずるに、青木遠江守組同心なり、角内死骸は旦那寺傳明寺、新兵衛死骸は道榮寺へ遣はす、尤同心兩人充附遣、尤今日與力同心不殘立合申候、同年九月廿九日、山屋敷御土藏に有之天地之圖、處々損し候に付、同心志村七郎左衛門弟平助に繕はせ申候、合點の不參所は、岡本三右衛門壽庵に相尋繕、尤書院にて加用傳右衛門、龜井孫兵衛立合申候、宣託餘録○按ずるに、此書は切支丹奉行組與力の筆記なり、

旨趣者、吉利支丹宗門、御代々御禁制被成候といへとも、今に至り無斷絶候間、自今以後杖をつかせ候へど被仰出候、何も兎角之御挨拶無御座候處、信綱公御尤成上意之由御請被仰上、皆々退去有之而、只今之上意何共合點不參候へとも、伊豆殿御合點と相見え候之間、何も御前罷立候由被仰候、信綱公私も御同前御座候へとも、只今迄は宗門ころひ候へは御助被成候、自今以後はころばせずして、被逐御成敗候は、御法度可相立かと被思召、杖をつかせ候へど被仰出候かと、奉察候由被仰候得は、此儀尤と何も御感之よしなり、信綱記

神祖の御時、慶長十九年より彼宗門を制せらる、といへとも、法禁猶ゆるやかなり、其後、彼國人來りて其法を弘る事は、我國を奪ふ謀なりと聞えて、猷廟の御時、其禁尤嚴になりて、我國の人其法を轉ふものをたすけ置れ、轉はさるものを誅せらる、彼國より來れる師といへとも、轉ひしをばたすけ置れ、轉はさるものは、凡百餘人まで誅せられたり、自注 彼國の師たすけ置れしもの、然れども、彼國の人來る事猶やまず、我國の人彼法を受るもの猶

やまされば、猷廟御末年に及びて、かれらには杖をつかせよと仰られたり、自注、杖をつかせよとは、轉ふ其輩か轉ふ事をゆるさず、皆悉く誅せらる、前後凡二三十萬人、白石遺書。

台徳院殿の御時、天主之法よからぬよし告申事ありしに、汝等行て試みよとて、御小納戸揖斐某を西洋國に遣はさる、居る事七年、半天連イルマンなどいふものに、とくと其法を傳はり復告せしに、台徳院殿三日つゝけて夜半まで聞し召、さて御法度に仰出されたり、揖斐より井上筑後守に傳へよと命せられて、其宗の大意、及び穿鑿すべき方術など、くはしく傳へしとぞ、老談一言記○按するに、井上政重は、台徳院殿は寛永九年正月廿四日薨御なれば、掛巻より政重に傳へよとの命ありしは大猷院殿の御事なるべし。

吉利支丹宗旨廣り候筋、

一加賀國には高山右近、太閤の時分十二萬石取申候、加賀國へ御預の時分、四萬石取申候、内藤飛騨、後に道順と申候、是も加賀にて三萬石取申候、吉利支丹宗門にて候、此兩人は呂宋へ流罪被仰付、彼地にて兩人共に相果候、其家來宗門にて、大猷院様御代も多出候由、肥前國島原は、城主有馬修理吉利

支丹宗門故、町人百姓不殘吉利支丹にて候由、會津にては岡重越後吉利支丹故、家來大形宗門にいたし候、猪苗代と申所城地にて候、此所之百姓吉利支丹にて候由、豊後一國は大友領地、是も宗門多出申候、筑前國にても、黒田如水一度吉利支丹になられ候故、一門の内にも能吉利支丹候つるよし、太閤之時分は、御當代程政道無之故宗門多有之由、吉利支丹寺日本に有之候所々は、長崎、大村、深堀、有馬、筑後の柳川、肥後の八代、天草、豊前の小倉、筑前の博多、周防の山口、安藝の廣島、紀州和歌山、京、大坂、堺、伏見、駿府、江戸、仙臺、會津、加賀國金澤、

一逢坂より西之吉利支丹寺はコンバニヤ、逢坂より東之寺はフラテ派也、

由來

一日本へ吉利支丹渡り始てより、萬治年中に至迄、南蠻伴天連百五人、日本伴天連十九人、二口合百二十四人、南蠻イルマン六人、日本イルマン二十二一人、都合二十八人、

一 台徳院様御代より、大猷院様御代に罷成候ても、

初は伴天連捕へ候て、大形火あふり被仰付候由、其後加々爪民部少輔、堀式部少輔町奉行いたし候時より、吉利支丹宗門之者は、つるし候様にと被仰付、長崎にてつるし申候由、然共吉利支丹之法之穿鑿は無之、伴天連渡り候へは、或は火あふり或はつるし、又は斬罪に被仰付候故、伴天連度々日本へ渡り申候由、

一 大猷院様御代、島原一揆落城以後、彌仙臺伴天連壽庵、マルチイニヨ市左衛門、ギベイトロ召捕參候、評定場へ四度出申候へ共、御穿鑿極り不申、其後酒井讚岐守下屋敷へ被爲成、三人の伴天連被召出、澤庵、柳生但馬守、其外寄合、宗門の教御尋、二三日過中根壹岐守爲上使、井上筑後守に被仰付、右三人之者共評定所へ出し不申、筑後守一人にて穿鑿仕候よし、

一 右三人之伴天連共、筑後守所にて十日吉利支丹之法穿鑿いたし、十日過三人之伴天連籠屋にて、筑後守家頼を遣し噉問申付、コンバニヤ壽庵、マルチイニヨ市左衛門ころばせ、念佛を申させ候よし、其後筑後守所へ召寄、一兩年差置候處に、二人共に

病死仕候由、ギベイトロはころひ不申候、つるし殺され候、是は其時分迄は不切者にて、同宿二人ギベイトロこ一ツ穴につるし申候故、同宿共勤めギベを殺申候由、ギベ相果候てより後、兩人の同宿共ころひ申候に付、つるし場より揚げ籠屋へ遣し、久敷存命にて罷在候、其後フランシスコ孫右衛門、へルナアルトウ市左衛門と申南蠻伴天連二人も、上より召捕參候、此二人はフラダにて御座候、是は度度筑後守所にて穿鑿いたし候へども、是も其砌未た仕様不功者にてころはせ不申、芝にて火あふりに被仰付候由、

一子年按ずるに、寛永十三年なり、榊原飛騨守、三郎左衛門長崎奉行の時分、兩人共に長崎へ被遣、南蠻人長崎にて持候女房子男女二百人、長崎之湊にて船に乗せ、天川へ被遣候、吉利支丹御政道被成始にて候、三百人之者を流罪不被仰付候は、有馬一揆之時分、長崎も一所に一揆を起し可申を、加様之御仕置御名譽成御事と、下々迄取沙汰いたし候由、

一寅年按ずるに、寅年は寛永十五年なれども、天川船日本渡海停止之旨被仰付、爲上使太田備中守被遣候、卯年

按ずるに、長年之誤りに、又天川船一艘參候に付、加々爪民部、野々山新兵衛爲上使、於長崎天川人七十八人御成敗被成候事、

一其前者、長崎奉行一人充被仰付候處に、兩人に被成、高力攝津守をも島原へ被遣、大形毎月長崎見廻り被申候由、天川人斬罪被仰付候てより、松平筑前守、鍋島信濃守、長崎湊の御番一年替に被仰付、九月廿日船拂迄、家中之者共御番所に相詰、當番の時分自身も切々見廻被申候由、當御代に按ずるに、嚴有院殿御代、承應二年なり、石火矢臺湊の外七ヶ所に被仰付、石火矢臺一つに、石火矢并大筒合て五挺充被差置候由、

一大久保加賀守唐津へ被遣候、是も御用の時分は長崎へ可參由被仰付候、松平隠岐守、日根野織部も、御用の時分は長崎へ參可申由被仰付候、日根野織部は、一年の内一度充見廻、廿日も三十日も長崎に致逗留候由、長崎奉行二人、井上筑後守、高力攝津守、日根野織部、松平隠岐守、大久保加賀守、大村丹後守、湊御番松平筑前守、鍋島信濃守、御役人合て十人にて候由、

一亥年按ずるに、正保四年なり、ホルトガルより使者船二艘越申

候、湊之内口けと申所に、馬場三郎左衛門、日根野織部參會相談にてつなかせ、九州中之船并人數にて、西泊と申所之近所を仕切、自注、西泊近所三町に足らぬ湊之内にて、狭き所なり、大筒石火矢を懸、二艘の船歸帆無之様にいたし候由、人數も大形九州中は家老召連參り、長崎湊に相詰候由、其後筑後守御使に被遣、亥七月朔日八時分長崎へ參着申候由、其年當番は松平筑前守、長崎へ參候衆は、鍋島信濃守、按ずるに、信濃守勝茂は、こゝに人數を添へ、在府たれば、陣代として老臣に人數を添へ、高力攝津守、大村丹後守、松平隠岐守、日根野織部、右人數を率し參候由、筑後守、馬場三郎左衛門宅に於て、上意の通申渡、七月晦日申刻、筑後守家來井上玄蕃を船中へ遣し候、八月朔日に、ホルトガル使者之御請を江戸へ遣候由、同六日に歸帆申付候由、

丹にいたし候てより、宗門日本に弘する、年數百年程の内、按ずるに、こゝは萬治元年より推算せし、伴天連百五人にて、百年前は、元禄二年に當れり、日本へ渡り申候由、然共南蠻伴天連は不及申、日本伴天連にても、宗門の善惡を糺し宗論をいたし、其嗽問の上一々念佛を申させ、手形に判をさせ、ころばせ申たる事は無御座候由、筑後守始て右之通にいたし、同宿には七人扶持、伴天連には十人扶持に銀一貫目宛被下、何れも石垣の内に差置、切々御尋にて吉利支丹法之様子、南蠻より日本を望候なと申候、不申候へは嗽問可被仰付由申渡候由、

萬治元戊戌年六月十六日、吉利支丹出申國所之覺、奥州 一松平陸奥守領分仙臺より、二十一年以前寅年、日本伴天連ギベイトロ、マルチャイノ市左衛門、南蠻伴天連フランシスコ孫右衛門、ジュアンハウチヌズダ以上四人出申候、其外宗門のもの多く出申候、侍分のもの七八人も出申候、此所に先年きりしたん寺御座候、一保科肥後守領分會津より、宗門のもの多く出申候、内侍分のもの五六人も申候、一丹羽左京大夫領分二本松より、宗門のもの多く出申候、内侍分のもの四五人も出申候、一南

部山城守領分盛岡より、宗門のもの多く出申候、内侍分のもの二三人も出申候、一本多能登守領分白川より、宗門のもの多く出申候、一秋田安房守領分三春より、宗門のもの中頃に出申候、一津輕平藏領分津輕より、宗門のもの五六人も出申候、内侍一人出申候、一松前千勝知行松前より、宗門のもの四五人も出申候、一内藤帶刀領分岩城より、宗門のもの二三人も出申候、内侍一人出申候、一内藤豊前守領分棚倉より、宗門のもの四五人も出申候、内侍一兩人も出申候、一相馬長門守領分中村より、宗門二三人も出申候、

出羽國 一松平下總守領分山形より、二十年以前の卯年、按ずるに、寛永十二年なり、南蠻伴天連ベルナルトウ市左衛門出申候、其外宗門多く出申候、内侍四五人も出申候、一松平清左衛門御代官所延澤より、宗門多く出申候、一酒井攝津守領分鶴岡より、宗門のもの二三人も出申候、一佐竹修理大夫領分久保田より、宗門のもの多く出申候、内侍四五人も出申候、一戸澤所登守領分新庄より、宗門侍一人出申候、一上杉播磨守領分米澤より、宗門中頃に出申候、

候、内侍二三人も出申候、

越後國 一松平大和守領分本庄より、宗門二三人も出申候、一溝口出雲守領分新發田より、宗門四五人も出申候、一牧野飛騨守領分長岡より、宗門六五人も出申候、内侍一人出申候、一松平越後守領分高田より、宗門五六人も出申候、佐渡國より宗門十人計出申候、

信濃國 一仙石越前守領分上山より、宗門二三人も出申候、内侍一人出申候、一眞田伊豆守領分松代より、宗門中頃に出申候、内侍二三人も出申候、一鳥居主膳正領分高遠より、宗門一兩人出申候、内侍一人出申候、

上野國 一眞田伊賀守領分沼田より、宗門多く出申候、東庵と申イルマン同前の宗門御座候、一安藤對馬守領分高崎より、宗門二三人も出申候、一酒井雅樂頭領分厩橋より、宗門四五人も出申候、内侍一人出申候、一伊奈半左衛門御代官所、三波川村、渡瀬村、鬼名村、中つか原村、四ヶ村より明曆二年五月まで、宗門十四五人も出申候、渡瀬村に對庵と申能宗門御座候、

武藏國 一江戸より宗門多く出申候、此所に先年きりしたん寺御座、千駄ヶ谷にて乞食二十人餘り出申候、牛込にて乞食十人出申候、一伊奈半左衛門御代官所はさまより、七八人も出申候、一同斷神奈川より、穢多に宗門二十人餘出申候、一阿部豊後守領分忍より、侍に宗門一人出申候、一松平伊豆守領分川越より、宗門一人出申候、

上總國 一伊奈半左衛門御代官所より、宗門四五人も出申候、其後は上總國より終に出不申候、下總國 一堀田上野介領分佐倉より、宗門二三人も出申候、一板倉阿波守領分關宿より、四五人も出申候、一土井遠江守領分古河より、宗門十人計も出申候、一色宮内知行大どのへ村より、四五人も出申候、

常陸國 一水戸より宗門七八人も出申候、一新庄越前守領分麻生より、侍に能宗門一人出申候、一朽木民部少輔領分土浦より、宗門一人出申候、下野國 一奥平美作守領分宇都宮より、宗門四五人も出申候、一三浦志摩守領分壬生より、宗門一人出申候、一日光領蘆尾より、宗門多く出申候、

一細川豊前守領分茂木より、宗門一兩人も出申候、相摸國 一小田原より宗門二三人も出申候、内侍一人出申候、一小田原領みくりやより、ケツシと申能宗門出申候、一成瀬五左衛門御代官所鎌倉より、穢多に宗門五六人も出申候、伊豆國 一伊奈兵藏御代官所三島より、宗門二三人も出申候、

駿河國 一府中より宗門二三人も出申候、此所に先年きりしたん寺御座候、遠江國 一北條出羽守領分掛川より、宗門一人出申候、一松平清兵衛御代官所太田村より、宗門二三人も出申候、

三河國 一小笠原一岐守領分吉田より、宗門一兩人出申候、尾張國 一名古屋より、宗門中頃に出申候、美濃國 一松平丹波守領分加納より、宗門二三人も出申候、一戸田采女正領分大垣より、宗門四五人も出申候、内侍二人出申候、一岡田將監御代官所より、宗門七八人も出申候、伊勢國 一松平越中守領分桑名より、宗門一兩

人出申候、一藤堂大學頭領分津より、宗門中頃に  
出申候、  
近江國 一井伊掃部頭領分彦根より、宗門十人  
計も出申候、内侍四五人出申候、一近藤與兵衛御  
代官所柏原より、宗門一人出申候、一小堀遠江守  
御代官所八幡より、能宗門一人出申候、一本多下  
總守領分膳所より、二三人も出申候、膳所領草津  
より一兩人出申候、一觀音寺御代官所守山より、  
宗門一兩人出申候、一小野喜左衛門御代官所堅田  
より、内藤道順と申能宗門出申候、一同人御代官  
所大津より、宗門二三人も出申候、  
山城國 一京都より宗門多く出申候、内侍一人  
出申候、一永井信濃守領分淀より、宗門四五人も  
出申候、一水野石見守領分伏見より、宗門多く出  
申候、此處に先年きりしたん寺御座候、一永井日  
向守知行之時、藤龍寺より宗門七八人も出申候、  
攝津國 一大坂より宗門多く出申候、此所に先  
年きりしたん寺御座候、一堺より宗門多く出申候、  
此所に先年きりしたん寺御座候、一永井日向守領  
分高槻より、宗門十人計も出申候、一青山大膳亮

領分尼崎より、宗門二三人も出申候、一板倉周防  
守領分下音羽村より、宗門多出申候、  
紀伊國 一和歌山より宗門多く出申候、内侍四  
五人も出申候、此所に先年きりしたん寺御座候、  
大和國 一本多内記領分郡山より、宗門四五人  
も出申候、一植村右衛門佐領分高取より、宗門一  
兩人出申候、  
和泉國 一岡部美濃守領分岸和田より、宗門二  
三人も出申候、  
河内國より、宗門一兩人も出申候、  
伊賀國 一藤堂大學頭領分上野より、宗門一兩  
人も出申候、  
丹波國 一松平主殿頭領分福知山より、宗門七  
八人も出申候、一松平伊賀守領分龜山より、宗門  
二三人も出申候、一小出伊勢守領分園部より、宗  
門二三人も出申候、  
越前國 一松平越前守領分福井より、宗門七八  
人も出申候、一本多飛騨守領分丸岡より、宗門三  
人出申候、内侍二人出申候、  
加賀國 一金澤より宗門多く出申候、内侍七八

人も出申候、此所に先年きりしたん寺御座候、一  
小松より宗門多く出申候、  
越中國 一松平淡路守領分富山より、宗門五六  
人も出申候、  
能登國より、宗門七八人も出申候、  
飛騨國 一金森長門守領分高山より、宗門一兩  
人も出申候、  
若狹國より、宗門一兩人も出申候、  
但馬國 一松平伯耆守知行之時、豊岡より宗門  
一人出申候、  
播磨國 一松平式部大輔領分姫路より、宗門中  
頃に申候、内侍一人出申候、一淺野内匠頭領分  
加里屋より、宗門二三人も出申候、  
備前國 一松平新太郎領分岡山より、宗門中頃  
に出申候、内侍二人出申候、  
備中國 一松平新太郎領分より、宗門五六人も  
出申候、  
備後國 一水野日向守領分福山より、宗門二三  
人も出申候、一同斷鞆より、宗門一兩人も出申候、  
安藝國 一廣島より宗門多く出申候、内侍四五

人も出申候、此所に先年きりしたん寺御座候、  
長門國 一松平大膳大夫領分萩より、宗門四五  
人出申候、内侍二人出申候、一毛利和泉守領分下  
關より、宗門四五人も出申候、  
周防國 一松平大膳大夫領分岩國より、宗門二  
三人も出申候、  
石見國 一龜井能登守領分津和野より、侍に宗  
門一人出申候、一古田兵部少輔領分濱田同前、  
出雲國 一松平出羽守領分松江より、宗門二三  
人も出申候、  
美作國 一森内記領分津山より、宗門多出申候、  
内侍二人出申候、  
因幡國 一松平相摸守領分高取より、宗門七八  
人も出申候、内侍二三人も出申候、  
阿波國 一松平阿波守領分徳島より、宗門中頃  
に出申候、内侍二三人も出申候、  
淡路國 一松平阿波守領分より、宗門二三人も  
出申候、  
讃岐國 一松平右京大夫領分高松より、宗門多  
く出申候、内侍一兩人も出申候、一山崎虎之助領

分丸龜より、宗門二三人も出申候、  
 士佐國 一松平對馬守領分高知より、宗門二三  
 人も出申候、内侍一人出申候、  
 伊豫國 一松平隱岐守領分松山より、宗門二三  
 人も出申候、内侍一人出申候、一加藤出羽守領分  
 大洲より、宗門一兩人も出申候、一伊達大膳大夫  
 領分宇和島より、宗門二三人も出申候、  
 豊前國 一小笠原右近大夫領分小倉より、宗門  
 七八人も出申候、此所に先年きりしたん寺御座候、  
 豊後國 一稻葉能登守領分臼杵より、宗門二人  
 出申候、内侍一人出申候、近年は切支丹澤山出申  
 候、一木下伊賀守領分日田より、宗門侍一人出申  
 候、近年は澤山出申候、一中川山城守領分竹田よ  
 り、宗門二三人も出申候、  
 筑前國 一松平右衛門佐領分大島浦へ、十六年  
 以前未年、南蠻伴天連四人、日本イェルマン一人、唐  
 人二人、日本人三人、以上十人捕之、右之外宗門二  
 三人も出申候、此所にきりしたん寺御座候、  
 筑後國 一有馬松千代領分久留米より、宗門七  
 八人も出申候、一立花左近領分柳川より、宗門二

三人も出申候、此所に先年きりしたん寺御座候、  
 肥前國 一大村因幡守領分大村より、宗門多く  
 出申候、此所に先年きりしたん寺御座候、一高力  
 左近大夫領分島原より、宗門一人出申候、一松浦  
 肥前守領分平戸より、宗門一兩人出申候、一同國  
 五島より、二兩人も出申候、  
 壹岐國 一松浦肥前守領分より、宗門二三人も  
 出申候、  
 肥後國 一細川越中守領分熊本より、宗門四五  
 人も出申候、近年はきりしたん澤山出申候、  
 對馬國 一宗對馬守領分府中より、宗門一兩人  
 も出申候、  
 薩摩國 一十七年以前午年、南蠻伴天連四人、日  
 本伴天連一人、同宿四人、薩摩浦へ着船仕候を捕へ  
 候て、長崎へ遣申候、  
 一大隅、日向、志摩、甲斐、伯耆、丹後、安房、隱岐、右  
 八ヶ國より、きりしたん宗門出不申候、  
 以上  
 明曆四戌年六月十六日  
 宗門穿鑿式

一宗門之者訴人有之時は、訴人之申口を口書にし、  
 其後訴人之宿へ人をつかはし斷置候事、  
 一宗門にさ、れ候者申遣候時は、御座地に候得  
 は、直に從此方申遣す事も有之、亦御座所へ申渡  
 し候事も有之、給人方へは從御老中御奉書被遣候  
 事、  
 一宗門穿鑿仕候時分、訴人さ、れ候者を引合、穿  
 鑿不相極候内は、奉公人は主人、御領所之者にて候  
 へは、其御代官へ預置候、町人にて候へは、五人組  
 に預置、度々召寄大形穿鑿さわまり候時分、兩町奉  
 行へ申渡、籠舎申付候事、  
 一從籠屋此方へ召寄穿鑿仕候時分は、町奉行へ申  
 遣候、其時は町奉行同心、并囚獄同心召連參候事、  
 一宗門のもの訴人有之時、國々へ被仰遣候時は、御  
 奉書に訴人の口書を添被遣候事、  
 一手前にて吉利支丹穿鑿之刻は、自身承候籠屋へ  
 遣、嗽問之刻、南蠻人歟或は日本人にても、大事の  
 ものにて候は、筑後守時分には玄蕃を遣し候由、  
 輕きものにて候時は、當座に見計候て遣候由、其役  
 人として定候ては置不申候由、左様の時分檢使に遣

候者に、誓紙はか、せ不申候由となり、伴天連など  
 に度々つき合候へは、宗門に成るふに存するものも、  
 萬存の外成儀多有之候事、  
 一親吉利支丹宗門之由訴人御座候ても、女房子兄  
 弟に訴人無之候へは、女房子兄弟は、此方より構不  
 申候事、  
 但、様子により吉利支丹宗門にては無之候哉、尋  
 申事も有之候事、  
 一何程の科人にては、吉利支丹宗門訴人候へは、斬  
 罪御赦免被成、其所へ被遣候事、  
 一嗽問の上にて訴人不仕候ても、つるされくるし  
 みのうへにても、能ものを一人にても訴人いたし  
 候へは死罪御赦免、但、籠より出し候事は、其品に  
 より申候事、  
 一宗門の儀に付、張文落文など仕事有之、左様の事  
 候ても、書物をは此方へ取置、其人は改不申候事、  
 一宗門つるし候時分は、二三日も前廉に町奉行所  
 へ申遣、つるし場出來次第につるし候もの、傳馬町  
 籠屋より出遣候、其時分は町奉行衆與方同心附候  
 て參候、自分のものは、先立つるし場へ參相待居申

候、つるしもの參候へは、穢多に申付つるさせ候事、町奉行與方同心はかまひ申さず候、晝夜つるし場に番仕候儀も穢多致候所は、淺草穢多居申近所にて候、つるしもの白狀可仕と申候へは、穢多注進いたし候、其刻家頼のものを潰様子相尋候、大事のつるしものを、筑後守時分には、筑後守野村彦太夫に借置候野屋敷之内にてつるし候由、其砌も番は穢多仕候、

一つるし初候事は、御精進日など除候由、つるしかかり候ては其かまひ無之候由、

一つるしもの相果候疑は、様し捨申候事、

一斬罪のもの有之時分は、右同前に町奉行所へ申遣候、與方同心さいりやういたし、淺草おんぼうや、又ははたもの場にて申付候、斬罪は町奉行衆同心仕候、手前之者檢使に遣し候、屍は穢多共に申付、おんぼうやに埋させ申候事、

一噉問傳馬町籠屋にて申付候刻は、手前もの檢使に遣し、囚獄同心ごもに申付噉問いたさせ、筑後守致言上、囚獄同心十人増申候由、此ものごも宗門に付、此方へも參候て噉問之時分も手傳仕候由、

一小日向にて噉問申付候刻は、自分のもの計にて噉問仕候由、或は能宗門のものか、又は大事のものにて候へは、小日向吉利支丹屋敷にて致噉問候、一噉問を頼にいたし好む事悪く候、奉行骨を折候ごも、切々穿鑿いたし、細に口書を申付、色々思案いたし手を廻し、さくり尋ること可然由、或は宗門をかしく、又は頼門白狀いたさゝるとき、せん方つきたる時噉問仕へき事、

一噉問つよく申付たる計にても、白狀不仕候由、又よわく候へは猶以白狀不仕候、能科人の心を考へて致すへき由、久敷噉問仕る者は木馬よく候、事強く噉問致し候へは科人草臥、重て噉問難成事有之、又はつよき科人をつよくいたしこらへられ、重ていたすへき様無之事あり、能心配遠慮有へき事、

一吉利支丹宗門十人計も一度に訴人有之時は、或は三人、或は五人計もからめごり、一度に十人共は捕へ不申候、但、上意を伺ひ、又は御指圖を請可申事、

一吉利支丹之宿いたし候もの、初は科に被仰付候、

侍をもはりつけに御掛被成、はりつけに御掛被成候事も有之、其後は宿へは御かゝり不被成候事、

一最前に親宗門にて候へは、女房迄御穿鑿なしに同罪に被仰付候、其後御穿鑿候て、親吉利支丹にて候ても、御穿鑿の上女房子宗門にて無之候へは、御赦免候事、

一宗門の者申分に、子を出家にいたし置候由申事有之、實正にて候へは申分立、御預被成候事、

一初は一兩人訴人いたし候へは、御預被成候、のちには五人六人も數多訴人不申候へは、先籠舎被仰付、彌御穿鑿の上にて御預被成候事、一人にても能ものを訴人いたし候か、又は能ものにて無之候へ共、五人六人はかりも、白狀いたし候へは、御預被成候事、

一親兄弟、子、伯父、伯母、親類を訴人いたし候へは、御穿鑿の上、其科により御預の事、

一何方にても伴天連捕候は、其書物業ならひに、シイサ之道具按ずるに、シイサは宗門の具なるへし、とりよせ可申事、

一小日向吉利支丹屋敷御預の者、病死か或は自害仕事有之時は、御歩目付參、死骸を穿鑿被申候、し

かばねは手前の者に申付ためし、其後おんぼうやへ遣し埋置候事、

宗門穿鑿心持之事

一宗門之者、初は吉利支丹かご相尋候へは、少も不隠吉利支丹之由申候、今程は成程宗門をかしく候事、

一うば并女などは、てうすの踏繪をふませ候へは、上氣さし、かぶりものを取捨、息合あらく汗をかき、又は女により人の不見様に、踏繪をいたさき候事も有之由、

一宗門穿鑿の時、生國亦久敷住居いたし候所可相尋之、國により伴天連不參所、亦參候て宗門廣候所、可考ため之事、

一ちいさきイマセを按ずるに、イマセは脇指の柄頭へ宗門之本尊なり、掘入、又イマセ并伴天連の骨灰などを、枕の内に入、焼物香箱の内、煉藥などの中へ入置事あり、心付へき事、

一切支丹宗門は、自害は不致法度にて候へ共、せじゆむとて、食事をひかへ、食をも少しつゝ食し、其外大根かぶなどの類を、命つなき計に食し、やうく



に身よわり相果候事有之、自害にては無之、食をはいたし候へとも相果候儀に候事、

一つるし殺され、又は斬罪火あふりに被仰付候内は、伴天連切々渡り申由、其後御ころはせ、日本の宗旨に被成、小日向に差置れ女房を被下、伴天連には十人扶持に銀子一貫目宛被下、切々色々の儀御尋被成、不申上候時は嗽問被仰付候やうに被遊候てより、宗門の者すくなく罷成候由、かやうのもの嗽問は木馬能御座候、合點無きものを檢使に遣し、嗽問六ヶ敷存し、きつくいたし候へは相果申候、又病者に罷成、嗽問不罷成躰に成申由、兎角嗽問いたし候事は、不死やうに可仕由上意候、つるやう弱くも強くも、色々指引有之候、死罪場などにつるし、又つなき置候て考へ申事も有之候由、但、死罪場などにつるし候時は、穢多むつかしかりこゝろす事も、切々有之候間、其考可有之事、  
一件天連穿鑿之内は、奉行をも家來をも勿論、穿鑿の内にもよそながら勤め、色々たまし候事有之候間、其心得可有候、  
一嗽問につかはし候内、檢使に參候者心を色々考、

慈悲成檢使とおもひ候へは、彌慈悲を加候やうに、いたしかけ申候事、

一吉利支丹宗門には有之由勤め候間、なにやうのめいよ候哉、嗽問の内にも、つるし候内にも、見出候へと申つかはし候へとも、偽を勤め候ゆる、少も不思議成儀無之候由、  
一件天連、入滿、同宿宗門のものころひ候時分は、成程堅く申付、宗旨を替禪宗或は淨土宗に被成、寺參を申、旦那にいたし、伴天連、入滿には女房を被下候、其上にて立あかり申時分は、吉利支丹あいらひには不仕、すり盗あてがひにいたし、斬罪可仕と被仰付、同宿宗門の者小日向にても二三人、籠屋にても五六十人も切捨申候由、  
一此以前は、伴天連を死罪に被仰付候へは、骨灰の方々へ竊參候、能宗門なども骨灰をとり參候、大昔は、日本にてマルチノと申し候もの、骨灰をは、異國へも渡し候由、  
一出家には吉利支丹唯今迄無之由、山伏にはさ、れ候ものも有之候由、  
一萬事に付宗門改之時、奉行偽を不申、申出したる

儀は不替やうに、籠舎或はつるされ候宗門の者とも存候様に、仕事に御座候由、左様に無之候へは、頼門訴人いたす時も、又はころひ申候ものも、奉行人を疑申兼候、下々穿鑿之役人まで、其意得有之様に可申付事、

一奉行人も家來役人も、慈悲なる奉行役人と吉利支丹存候へは、穿鑿のさほりに罷成、左様に候とて強くむりにいため候へは彌惡敷候、能々宗門の心を考へ可仕由、木馬穿鑿の時分、切々小便におり、たばこなど所望仕候事有之時は、心にしたかひて能事も有之候、又時分により人により、切々おろし申さぬか能事も有之事、

一をつと吉利支丹にて女房之事、獨子吉利支丹にて親之事、父母吉利支丹にて子の事、大形十か七八迄は、吉利支丹にて有之候事、

一朝鮮人吉利支丹に勤め被入候ては、男女どもにおもひ入深く、ことに女は聞入候へは、思入深く候事、

一穿鑿之時、初日詞を聞事有、二三日も申事計りを聞、其後聞届候てより不審をかけ可然由、念頃に聞

事無之、卒爾に不審をうち、論にいたし候事あしく候由、宗門の者はかなつち論にはたし候事を好み候よし、たかひに後生の事にて論をいたし、雙方ともに證據なく、かなつち論に成候へは、わきより聞、奉行の誤のやうに存、家來までも吉利支丹宗門にも、道理有之やうに存知候へは、大惡事にて候、吉利支丹邪法萬偽り計りを申、人を迷し候所を道理に詰、諸人邪法と存るやうに不仕候へは、下々家來穿鑿の役人迄、難有可存躰にて候よしの事、

一件天連、吉利支丹宗門におしへ申候は、穿鑿之節奉行智慧も有之、善惡をも明決する人成とも、宗門穿鑿之時は、智慧もくらみ辯舌も不自由也、てうすの名譽にて合力給故に、宗門のものは不辯舌にても不智慧にても、智慧も出来、辯舌も明らかに成どおしへ候故、其教の如く様子見るよし、又訴人候て、奉行所にて對決の刻も、衣裳をど、のへ、奉行の前にて如何にも慇懃に禮致し、訴人へもあしき詞をつかはさるもの有之、是も上天致すへき時分來て、奉行所へよはるゝと勤め候ゆるなり、訴人へも恨有之儀にてなし、怨に存候へは、上天のさはり

と成と勤め候よし、  
 一國主吉利支丹宗門之仕置善惡有之、宗門の考へあしき仕置之國には、かくれ候事まされやすきに  
 より、其國には必吉利支丹宗門あり、切々旦那寺の改可念入なり、出家も又だまされる事、只今迄は吉利支丹は、死骸火葬する事無之候、屍を己か宿にて桶に入、桶の内板にてくるすを作入、桶の上をよくからげつかはし、土葬にいたし候事あるよし、薪拂底の所か、又釋氏にも土葬にする事もあれども、かやうの所にも不審を可立事也、死骸を掘出し桶の内を穿鑿いたし、宗門あらはれたる儀も度々有之候よし、農人、町人、職人等に、日本の誓詞南蠻の誓詞をいたさせ、寺請を取、その後は一年も二年も改の沙汰無之さしをかる、國あり、左様にて油斷有之所へは、必吉利支丹かくれ有之事多く候由、契利斯誓記、  
 宗門奉行井上筑後守政重は、年を経て御役を勤めしか、辭し奉りて後に入道せり、按するに、萬治三年致仕、難装して幽山といへり、それより宗門改をは、大目付北條安房守氏長勤めたり、入道房州に語りけるは、耶蘇の法は、もこ

邪法なりといへども、人々信すへき理あればこそ、此教を崇敬するものあり、その心得あるへしと、大猷院殿の仰ありしかは、親しき子共などにも、此事の沙汰は聞せずとぞ、入道の申されしは、猷廟の仰に、耶蘇の法は西洋の教なり、それゆゑに我國の人を一人も罪に行はむ事は、我國の損といふへし、なるへきたけは、人のそこないなからむやうに、其宗を改めさすへしと宜ひしと云々、新井君美か説に、獄門にかけよと仰ありしは、其後天草一揆などの事に、こりさせ給ひしによりてなるへし、老談一書

通航一覽卷之百九十六終

通航一覽卷之百九十七

南蠻總括部七 止

○切支丹禁制 證文并 禁制

元和二丙辰年より、長崎地下人に轉證文を出さしむ、寛永十二乙亥年十月、自後吉利支丹宗門にあらざるものは、起請文獻るへき旨仰出され、隔年に呈す、天和元辛酉年二月九日、ことしより年毎に出すへき旨令せらる、貞享四丁卯年より類族改之事はしまる、元和二丙辰年には、地下中邪正ともに轉ひと申帳面にて、年寄中も同斷なり、六木長崎記  
 寛永十二乙亥年十月、吉利支丹宗門無之分、起請文案文を以被仰出、是則島原一揆之二年前也、柳松記  
 天和元辛酉年、青木遠江守宅に諸留守居招之、申渡覺、  
 切支丹宗門改之儀、前々者隔年に證文取差上候得共、當年よりは毎年四月より十一月迄之内、宗門改之證文可被差上候、彌入念改可被申之旨、御老中被仰渡候由申渡之、

延寶九年酉二月廿九日 大成令、雜話燭談附錄○按するあり、想ふに廿七日仰出され、廿九日達せしなるへし、  
 天和元年二月廿七日、切支丹宗門改證文、今年より

毎年差出候様にと、諸大名に可申渡旨、渡邊大隅守按するに、大目付に青木遠江守に被仰付候、依之、諸大名留守居之者共、御頭遠江守宅に招呼、右被仰渡候段申渡、右に付御頭と與力同心も相詰る、  
 同二壬戌年二月十九日、切支丹古證文、庚申年より按するに、延寶八年なり、只今迄之分を殘し置、己未より、按するに、延寶八年なり、以前之分、不殘燒捨に仕候様にと被申付候、仍而山屋敷に、御頭遠江守用人久木源右衛門參り、尤與力共立合、古證文共逢吟味申候、今日より毎日々々源右衛門參り、古證文共撰申候、查祿餘録  
 貞享四丁卯年六月廿三日、切支丹宗門改御書付、并毎年十月差出候證文案文出、

一前々切支丹宗門之由にて、本人在之においては、何年以前何方にて會議有之而、何年以前にころひ候邪宗門之者にて候へとも、切支丹を依訴人仕候、其科被成御免、在所歸罷在候哉、其分委細書付可

被申事、

一右ころひ候前々切支丹之もの有之、唯今迄も預被差置候哉、又は何にても面々職を仕罷在候哉、其分一人宛、別に委細書付可被申事、

一最前切支丹にてころひ不申以前之子は、男女共に本人同前之儀に候間、本人之内に書入可被申候、但、ころひ候以後之子共は、男女ともに類族之内に書付可被申事、

一前々切支丹ころひ候以後、且那寺可有之候、何宗旨になり候や、常々寺に參詣仕候や、その寺に付届常躰に仕候や、珠數等をも持、父母之忌日に寺にも參、又は持佛などもかまへ、香花もそなへ候哉、其趣且那寺に遂會議、又は下人等をも召仕候者有之候は、其下々迄人念可被致穿鑿候事、

一切支丹之儀者不及申、宗門疑敷者於有之者、御料者御代官、私領は其地頭可訴候、勿論切支丹奉行に早々可申出候、品により急度御褒美可被下之候、尤同類たりといふとも、其科をゆるしあだをなさる様に可被仰付候、若隱置後日に於顯者、可爲曲事事、

一類族之者忌掛り候親類、并智勇吟味有之而書付可被申候、此外は書付に不及候、尤親類等まで他國に差越遣候儀、堅無用たるべく候、但、參候はて不叶わけ於有之は、切支丹子孫のわけ、參候所可申届候、御料は御代官、私領は其地頭可相達候、何年過候とも、そのわけ切支丹奉行にも申達、帳面をも書直候様に可仕事、

一前々切支丹宗門之者果候は、死骸は鹽詰に仕差置、切支丹奉行差圖次第に可仕事、

一類族之者果候は、死骸等途吟味別條於無之者、且那寺にて取置、其趣を帳面にしるし、毎年七月十二月兩度に、切支丹奉行に可差出候、帳面除かせ可被申事、

右之趣、早速相改、帳面に注之、切支丹奉行に可被差出候、帳面之奥書等之儀者、奉行中より可相達候、前々より切支丹宗門之者無之方にも、爲心得不殘相觸候間、可被得其意候、以上、

卯六月廿三日

一同改之證文案

一切支丹宗門、從前々無懈怠今以相改申候、先年被

仰出候御法度書之趣彌相守、私領在々所々に至るまで穿鑿、家中之者下々迄、是又會議候處、不審成者無御座候事、

一右切支丹轉之者、并類族之もの迄、常々行跡うたがはしき儀無御座候事、

一領中在々所々、家中之者、下々またものに至るまで、若此以後不審成もの於有之者、早々可申達事、以上

年號月日

名 印判書判

中山丹波守殿

戸田又兵衛殿 武家禁制録、大成令、令條記、○但し、令條記には七月あり、

丹波守は大目付、又兵衛は御作事奉行なり、

貞享四年十月類族改被仰出、翌辰五月、本博多町より一人分之帳面出來、早速江戸に被遣、同七月右一人分帳面之御案紙參候而、段々内外町々帳相認申候、

但、竹中采女正様御奉行之節、再三御會議之上、邪宗門不殘轉ひ申候由、元祿元辰年に至六十年に成就す、依之、六十年以後出生之者に、轉と申事者無之候、

元祿六癸酉年正月、類族帳面六楯に入、高木作左衛門殿參府之節持參仕、宮城越守様相渡之、長時從書に、宮城越守は長時奉行、高木作左衛門は同所町年寄なり、○按ずる

貞享四年類族改始る、轉死時に檢使を被遣、死人を被改之事此年始る、長崎集、

享保三戌年十一月

覺

一類族之もの只今迄は、追放には不能成候得共、追放申付候而も不苦候事、

一離別又は養子之義絶に而、類族をはなれ候者は、二季に兩判之證文を以可相届候、變死、病死、死罪、缺落、遁世等者、二季に無判之以書付可相届事、

右之趣、向後可被心得候、以上、

十一月大成令、

明和三丙戌年十月十六日、老中松平右近將監渡す、古切支丹轉切支丹類族有之面々、生死其外異變等、年々七月十二月、無懈怠相改候儀者勿論之事に候得共、近來届後れも有之旨相聞候、左様には有之間敷儀に候、向後二季之改異變無之候とも、有無宗門改可相届候、且又毎年十月にいたり、差出候宗門

改證文も、無遅滞宗門改差出可申候、  
右之趣、向々可被相觸候、

十月柳登日記、

寛永六乙巳年より、長崎をはしめ西國に令して、踏繪といふ事をはしめらる、こは其佛像を紙に畫きて、人毎に踏しむるなり、後木板に改め、寛文九己酉年より唐銅を用ひらる、

邪宗門御制禁の趣、慶長元和之頃より年々嚴密に被仰付、正道に歸誠し改宗する者には、其寺より宗旨改の請合證文を出させ、猶又切支丹之佛像を紙に繪書て、一人宛に踏しめらる、是を踏繪と云、然るに、數人に踏しむる事なれば、繪紙破裂故、其後は木板に彼佛像を彫込て踏しめらる、是を繪板と云、是も數年の後、木板を踏破る、依之、寛文九年、當地本古川町に祐佐と云鑄物師有之、此者に唐銅にて彼繪像二十枚鑄さしめられ、後年迄是を用らる、  
長崎志、

寛永六己巳年には、踏繪といふ事も始る、今の踏繪の形なる物を紙に畫き、踏せしとなり、然るに、紙にては度々踏破申候ゆゑ、其後伴天連共か像像を鑄

册して、今之踏繪板に成し、鑄物師道介伴祐佐と云し者、是を鑄けるとなり、六本長崎記、

長崎には、毎年夏に至て、切支丹之像及び其道具など虫干する事也、其像は畫像もあり、象牙にて造れるもあり、皆磔にかゝれり、今も年々正月三日頃より踏繪といひて、町年寄をはしめ彼土人、おしなべて踏繪をなす、是切支丹之像を板に彫りて是を踏なり、尤地役人あまた附添廻り、家々に至りて右の繪板を踏せ、帳に名面をしるし、印形を居させてこれを徴とす、偕その繪にも色々の模様あり、大かたは刑に行はる、形を彫りてあり、是皆切支丹之像也とぞ、すなはちそれを踏て、邪宗にあらざる事を明すなり、わけて丸山町寄合町の踏繪は、遊女をのゝ粧かさり、美麗をつくして踏ことなれば、市中貴賤遊治郎にも姿を變し、面を掩て見物にいたる事なりしに、近き頃群集之者とも口論を起せし事ありしより、今は見物の者漸くおとろへたりとぞ、時陽隨筆、

肥州長崎港每歲正月四日己後一七日のあいだ、踏繪とて黎利斯當か所崇之像をひろく市井に出し

て、諸人にふませ侍る、自注、此像は銅にて鑄たる物、六七三人之町年寄官使之、可よりこそ、常は獄舎に藏め、此時命を奉して出す、正月十日後は、長崎近き城府へ此繪をわたしてふませ侍へる、自注、天草等之如きは、其凡所別に繪を置、時々踏す、異邦之船入津すれば、先かならず船中の人に彼繪を盡く踏せ、然して其土の街談を聞て後、船より上け侍へるとなん、且齋來の書籍は一所に上させ置て、通事等の役人考改、若天主法あれば即焼く、先年一書あり、よみて何事と知らず、其理通一難きものあり、或通詞考へ、これを横行によみしに、皆耶蘇か邪法なりしかは、やかて官に告て、其船ともにやさしつめ侍りしとかや、鹽尻、

繪踏の事は筑紫路にかき事也、是は年始三ヶ日過て、四日より長崎之町々へ奉行所より其繪を渡さる、段々に踏んで次々へ相廻す也、其繪といふは、唐銅にて造る火入の火屋の様なる丸きものに、人形を彫たる也、人形の圖は刑罰に逢ふ牒の圖也、耶蘇の本尊なりといふ説あり、其所以分明ならず、何れ其類の物に見えたり、重々の箱に入、服紗包にして、常は奉行所に藏め有之、以上十七面有、一面ごとに其繪の形少しつゝ違ふ、其内一而年始に出る

也、扱右之繪を其町へ請取、有合ふ貴賤男女老幼、或は他國より参り合居候者迄、人別不洩様に踏みて、次の町へ相廻す、毎町此の如し、府内踏畢て奉行所へ返す、異國人にも始て崎府へ來る者には是を踏す、毎度來る者は夫に不及、阿蘭陀計は被除之、其譯を知らず、疑らくは渠は蠻人之内なる歟、右之通、長崎中相濟す、九州路の諸大名より追々使者を以、右之繪を奉行所より請取られ、領分の者に踏せ、長崎へ返達せらる、是九州の宗門改とかや、去に仍て、餘國のここと宗門帳杯といふ事なく、一ヶ年一度つゝ、踏繪にて相濟なり、翁草、

菅沼定主云、右繪板の圖略俗に踏板といふ、大き井に圖の如く、鑰石にて、像の高五分ほど、兩端に丸く足附き、足之高五分程、總高一寸ほど、繪彫上にて至て美觀なるものなり、此繪二十五枚ありといふ、各違ふにや、その所は不知、豊前國中津にて宗門改のとき、隔年に長崎御藏より拜借して、上に板を切ぬき踏するといふ、此四枚、定主その改役にかゝりたる時、見たるを寫したりといふ、或人云、此板二十五枚各異なり、これは宗旨の本尊の事

歴を模し畫くものゆゑ、さま／＼の繪やう有り、一其説有ることなり、遷攝録載長寺繪板模○按するに、寛文十一年長崎地下人より出したる踏繪證文等に載す、左に載す、

寛文十一年辛亥年正月

差上申書物之事

一私儀、元來何宗にて御座候、切支丹宗門に而無御座候、已來迄も切支丹に罷成候事御座有間敷候、若切支丹に罷成候由、後日に被聞召付候は、親子兄弟迄も如何様共可被仰付候、若又宗旨を替申度御座候は、御奉行様御斷申上、其上を以替可申候、爲其如斯御座候、以上、

寛文十一年亥正月

誰 印

進上 御奉行所様

右者、高木作左衛門町年寄共、別紙調候書物也、

差上申一紙書物之事

一我等家内男女合十七人

右之人數男女とも、一人も不殘踏繪をふませ、御政所様の書物差上、寺請狀迄仕らせ、我等手前に取置可申候、若以來家内之者之内、右之趣にはづれ候もの於御座候は、私如何様之曲事に被爲仰付候共、御

恨奉存間敷候、爲其一紙書物仕差上之申候、以上、

寛文十一年亥正月

藥師寺宇右衛門 小柳太兵衛

進上 御奉行所様

右者、常行事二人一紙書物也、自注、但、亥年文、言少々改之、

是者、寺社方宗門改帳之與書也、自注、但、亥年文、言少々改之、此外町内に在之道心者比丘尼、其町々より踏繪を踏せ相改書上申候、右私とも改申候者之分、一人も不殘踏繪をふませ、宗門改仕差上之申候、若改殘申候もの一人も於御座候は、私共如何様之曲事被仰付候とも、少も御恨奉存間敷候、爲其如此御座候、以上、

寛文十一年亥正月

藥師寺宇右衛門 小柳太兵衛

進上 御奉行所様

指上申一紙書物之事、自注、亥年文、言少々改之、

一何町男女合何百何十何人

右之内、御政所様の手形差上申候者之儀者不及申上、其外男女とも一人も不殘踏繪をふませ、書物寺請狀迄仕せ、おこな組頭手前に取置可申候、若

以來町内之者之内に、右之趣にはづれ候もの於御座候は、私共をいかやうの曲事に被爲仰付候とも、少も御恨に奉存間敷候、爲其一紙書物仕差上置申候、以上、

寛文十一年亥正月

何町おこな 誰 印  
何町組頭 誰 印  
同 誰 印

進上 御奉行所様

切支丹ころひ申書物事

一我等數年之切支丹に而御座候得共、切支丹之教承候程、魔法之教に而御座候、第一後生之事に取成、伴天連之下知を背候者に、ゑすこむにあんをか、此世にては萬事に付萬民之參會を戒、來世にてはるんべる野へ落可申と威し、又おかしたる程の科を伴天連に懺悔仕、其免を不蒙して後生たすかる事なきと教、萬民伴天連をもちひ候様に仕候事、皆以他之國を取謀にて御座候通承届、切支丹をころひ、何宗に罷成候、就夫御奉行所様の書物を差上申候、以來立あかり、又心に切支丹宗旨之望を合申

間敷候、少も相違御座候は、どうす伴天連ひいりよすひりつさんごを奉初、さんたまりや、もろ／＼のあんしよへあごの御罰を蒙り、どうすのからた絶果、しやうたすのこく頼母敷をうしなひ、後悔の一念も不萌して、人々の嘲と罷成終頓死仕、ゐんべる野の苦患に被責、浮事御座在間敷者也、依吉利支丹宗旨之しゆうめんご如件、

寛文十一年亥正月

誰 印

進上 御奉行所様

右者、馬場三郎左衛門時分より如此申付候由、

差上申書物之事

一私儀夫婦共に、元來何宗にて御座候、切支丹宗門御改に付書物被仰付候、我等妻子召仕候者迄も、切支丹之宗門一人も無御座候、若自今以後切支丹に罷成候由被聞召付候は、親子兄弟迄も火あぶりに可被仰付候、爲後日如此御座候、以上、

寛文十一年亥正月

誰 印

進上 御奉行所様

右者、三郎左衛門時分より如此申付候由、  
差上申一紙書物之事

一私共并水主男女人數合六十五人、右之内御政所様々、手形差上申候者之儀は不及申上、其外男女共に一人も不殘ふみ繪をふませ、書物寺請狀迄仕せ、私共手前に取置申候、若以來右之趣にはづれ候もの於御座候は、私共如何様之曲事に被仰付候とも、少も御恨に奉存間敷候、爲其一紙書物仕差上げ置申候、以上、

馬込御船頭 清水 太右衛門  
寛文十一年亥正月十二日

同 森路 彌次兵衛

進上御奉行所様

右者、馬込御船頭二人一紙書物也、白注、但、亥年文、言少々改之、同年二月、切支丹宗門彌御制禁付而、御書付を以諸國に被仰遣之由にて、同年三月十七日、長崎にも右之御書付被遣之候、就夫、町年寄常行事共召寄之、書付を以申渡候覺、

覺

一於町中、年季一季に召置候もの、又は借屋借地に差置候もの、男女共に彌入念宗旨改之、切支丹宗門にて無之旨、請人を立可召置之事、

一切支丹宗門于今密々存之而、所々より捕來之間、不審成もの於有之は、早速可申出之事、  
一切支丹宗門之者隠置、若脇より於顯者、大屋五人組、并其町之おとな組頭迄、依其品曲事たるへき事、

以上

亥三月廿二日

一此書付之通、町中ね急度申渡、其町々より手形いたさせ可差上旨、申付之候、

一末次平藏をも召寄、江戸より被遣候御書付拜見いたさせ候、平藏所わ者御勘定頭より可參候得共、若不參儀も可有之候間、寫申度旨申候付而、則寫候て相渡之候、

右者、切支丹宗門御制禁之趣、町中之者ともに手形仕せ候覺也、

差上申手形之事

一私家内に罷在候男女、切支丹宗門之もの一人も無御座候事、

一私借屋に罷在候男女、切支丹宗門之もの一人も無御座候事、

差上申手形之事

一私共町内、切支丹宗門之者之儀者不及申、其外不審成者一人も無御座候、自然切支丹宗門か、又は不審成儀御座候は、早速可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候者、私共迄如何様之曲事に被爲仰付候とも、少も違背申上間敷候、爲後日以連判手形仕、差上置申候、以上、

寛文十一年亥三月

おとな組頭

進上御奉行所様

差上申手形事

一私共五人組之内、切支丹宗門之者無御座候、自然切支丹宗門か、又は不審成儀御座候は、早速可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候者、組合之ものとも如何様之曲事被爲仰付候共、少も違背申上間敷候、爲後日以連判手形仕、指上置申候、以上、

寛文十一年亥三月

五人組

進上御奉行所様

差上申手形事

一私家内に罷在候男女、切支丹宗門之者一人も無

右何も入念宗旨改之、請人を立可召置申候、自然切支丹宗門か、又は不審成儀御座候は、早速可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候は、如何様之曲事に被爲仰付候とも、少も違背申上間敷候、爲其手形仕差上置申候、以上、

寛文十一年亥三月

高木 作左衛門

町年 寄共

常 行 事

進上御奉行所様

右、何も別紙也、

差上申手形事

一私共仲ヶ間之者内、町中おとなの分、切支丹宗門之者一人も無御座候、自然切支丹宗門か、又は不審成儀御座候は、早速可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候は、私共迄如何様之曲事に被爲仰付候共、少も違背申上間敷候、爲後日以連判手形仕、差上置申候、以上、

寛文十一年亥三月

町年 寄

常 行 事

進上御奉行所様

御座候事、  
一私借屋に罷在候男女、切支丹宗門之者一人も無御座候事、

右何も入念宗旨改之、請人を立召置申候、自然切支丹宗門か、又は不審成儀御座候は、早速可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候は、如何様之曲事に被爲仰付候とも、少も違背申上間敷候、爲其手形仕差上置申候、以上、

寛文十一年亥三月

家持

進上御奉行所様

差上申手形事

一私共兩人儀、切支丹宗門にて無御座候、自然切支丹か、又は不審成儀互に御座候は、早速可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候は、私共如何様之曲事に被仰付候共、少も違背申上間敷候、爲後日以連判手形仕、指上置申候、以上、

寛文十一年亥三月

森路彌次兵衛  
清水 太右衛門

進上御奉行所様

差上申手形事

一御加子之者、并家内に罷在候男女、切支丹宗門之者一人も無御座候事、

一私共家内に罷在候男女、切支丹宗門之者一人も無御座候事、

右何も入念宗旨改之、請人を立召置申候、自然切支丹宗門か、又は不審成儀御座候は、早速可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候者、私共如何様之曲事に被爲仰付候とも、少も違背申上間敷候、爲後日以連判手形仕、差上置申候、以上、

寛文十一年亥三月

森路彌次兵衛  
清水 太右衛門

進上御奉行所様

差上申手形事

一私共仲ヶ間之者、并家内に罷在候男女、切支丹宗門之者一人も無御座候事、

一御船頭兩人并家内之男女、切支丹宗門之儀承不申候事、

右仲ヶ間之儀者不及申、御船頭所に罷在候男女迄、自然切支丹宗門か、又は不審成儀御座候は、早速可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候は、仲ヶ間可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候は、仲ヶ間

之者共迄、如何様之曲事被爲仰付共、少も違背申上間敷候、爲後日以連判手形仕、差上置申候、以上、

寛文十一年亥三月

加子

進上御奉行所様

差上申手形事

一籠番之者共、并家内に罷在候男女、切支丹宗門之者一人も無御座候事、

一私家内に罷在候男女切支丹宗門之もの一人も無御座候事、

右何も入念宗旨改之、請人を立召置申候、自然切支丹宗門か、又は不審成儀御座候は、早速可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候は、私共如何様之曲事に被爲仰付候共、少も違背申上間敷候、爲其手形仕、差上置申候、以上、

寛文十一年亥三月

四獄  
三右衛門

進上御奉行所様

差上申手形事

一私共仲ヶ間之者、并家内に罷在候男女、切支丹宗門之者一人も無御座候事、

一囚獄三右衛門、并家内に罷在候男女、切支丹宗門

之儀承不申候事、  
右仲ヶ間之儀は不及申、囚獄所に罷在候男女迄、自然切支丹宗門か、又は不審成儀御座候は、早速可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候は、仲ヶ間之者ともて、如何様之曲事に被爲仰付候とも、少も違背申上候間敷候、爲後日以連判手形仕、指上置申候、以上、

寛文十一年亥三月

籠番

進上御奉行所様

差上申手形事

一私共仲ヶ間者、并家内に罷在候男女、切支丹宗門之者一人も無御座候、何も入念宗旨改之、請人を立召置申候、自然切支丹宗門か、又は不審成儀御座候は、早速可申上候、若隠置脇よりあらはれ於申候者、仲ヶ間之者とも迄、如何様之曲事に被仰付候とも、少も違背申上間敷候、爲後日以連判手形差上置申候、以上、

寛文十一年亥三月

散使  
町使

進上御奉行所様

五本長崎記

○渡海御朱印

按するに、渡海御朱印の文、みな西洋とのみありて、其國名を記されず、然れども、寛政七年阿媽港國に漂流せしもの物語に、唐人は阿媽港之事を西洋と呼へるよし、亞媽港紀略に記し、また關難問記に、西洋と書してアマカハと國字を傍記し、其他の諸記にも、往々阿媽港をさして、西洋國と記せしものあり、かつ慶長十四年、阿媽港人來朝して訴訟之言あるにより、同年七月廿五日、自後日本入彼國渡海を禁せられし事、異國日記に見え、慶長十三年之後、渡海之御朱印所見なくして、これと符合したれば、阿媽港をさせることさくなれども、異國渡海御朱印、寛永元年六月十八日條に、土井大炊殿、井上主計殿、永井信濃殿より呼に來り登城申候、佐與へ御朱印被遣候、此字あて字か、御尋候間、前は西洋と書申候、併西洋は西の大海と讀申候故、何れの國へ參り候にも相申候とて、相國様後には、西洋へ渡海之御朱印不被遣候と申せしを載せ、慶長十一年十二月二日、長崎喜安に賜はりし西洋渡海御朱印の奥書に、南唐へ行きの由申上云々記し、また六本長崎記に、西洋國といふは、呂宋、阿媽港の邊なりとあるによりて考ふれば、此二國邊海の諸島みな、本邦より西南にあたるにより、此御朱印にて、其所々に渡海せしむるへからず、さては必ず阿媽港とも決しかたきをもて、姑く此部の最末に收めて、後證を俟つ。

慶長九甲辰年八月廿六日、林三官をはしめ、同十三戌申年正月十一日角倉大膳に至り、西洋渡海之御朱印を賜はれるもの十四人、凡十九通なり、

西洋 一慶長九年甲辰八月廿六日 林三官  
乙巳九月十七日請取○一慶長十年乙巳四月廿六日

松浦法印 使半右衛門、六月三日銀一被惠○一  
同年五月朔日 五島淡路守 使半右衛門、此御  
印十一年春不渡、十一年秋可渡由得上意候處に、被  
罷成御同心候一庵、按するに、長崎奉行、於九州被押に付  
無渡唐○一同年五月三日 有馬修理 使珍藏  
司、此外東埔寨の一、通、銀三十被給也、按するに、東埔  
は、十六日にして、○一慶長十年七月初日 鍋島加賀守  
彼國の部にあり、○一慶長十年七月初日 鍋島加賀守  
學校被申上、七月十二日渡于學校、於御城也、無音  
信、ムリヤウ之卷十道具被惠○一同年同月三日  
島津陸奥守 山口駿河守取次、上野に按するに、本  
純な、被申也、乙巳八月十七日駿州使に渡之○一同年  
九月十二日 林三官 本上按するに、本多上野有狀、  
乙巳九月十七日渡候○一同年同月十三日 アンタ  
ウニカラセズ 兼而者呂宋之御印雖可被遣、  
九月十三日西洋之御印可被遣候由被仰出、呂宋の  
は御所様に、拙者書候て被成御留候、本上州其由被  
申也、去年之御印當年十一月中に可上之由、了印ト  
アンデレイ日本之名は甚左衛門、一筆をする也、  
御印之請取は了印也○一慶長十年乙巳十二月二日  
長崎喜安 奥山宗以、センバ屋宗鄰取次、法安使

久藏、ナンタウの可行之由申上之由也、請取に可赴

南唐之由書する也、十二月十日渡之○一慶長十一年丙午九月十七日 山口駿河守薩州より被申入也、船頭須山と云歟、ムリヨウ一惠之、上州江戸の

下向に付而狀不來、面談故遣之○一慶長十二年丁未二月七日 鍋島加賀守、同信州兩人に被遣也、御印一通宣善右衛門持來也、二月四日書之遣也○

一同年二月十九日 松浦法印に被遣之、本上有狀、使者請取、但、來年春老之由也○一同年八月四日 本上有狀、加藤肥後守被申請、普界一惠之、

加藤内服部次郎左衛門請取也○一同年同月同日 本上有狀林、三官に被遣、但、三官者死去と云、其跡

目に被遣候、普界一惠之、請取者刻明溪三官通事○一慶長十二年丁未八月十五日 安當仁カラセズ

本上有狀、使敬侍者也、益前也、普界一惠之、了印請取書之○一同年同月十五日 龜井武藏守 本上

有狀、綿子十把被贈、此御朱印初歟、遍境一箇被惠、了印請取書也○一同年十月初六日 浦井宗旨

本上有狀、華氈一枚墨二挺惠之、丁未十月八日宗普に渡之、請取狀來、前之御印者於駿府渡申候由、紙

二百二十三

面に書之○一同年仲冬廿五日 鍋島殿按するに、鍋島  
慶長十三戌申年正月十一日、西洋に渡海之御朱  
印、圓光寺に被仰付候、  
自日本到西洋舟也、  
右

慶長第十三戌申年正月十一日  
御朱印 以上、異國渡海御朱印、安するに、奥書に渡海御朱  
印の事、豐光寺遷化之後、圓光寺に被仰、出是書初なり  
と記して、其末に本多上野介正統より、圓光寺に其命傳ふる  
の書狀を載せ、右之書狀、縁之角倉大膳持參あり、御朱印誰  
に賜はりしと云事をのせされし、これによ

慶長十六辛亥年、長崎より阿媽港に賣渡されし婦人  
あり、然るに、元和二丙申年歸朝して其宗門を轉ぶ、  
また某年和泉國界之西宗真といふもの、東照宮之密  
旨を蒙り、渡海して彼法を學ひ、三年の後歸朝して詳  
に言上し、台徳院殿もまた御小納戸揖斐某を遣はさ  
れ、七年にして歸朝し、傳はりし教法を言上せしによ  
り、其邪教たる事明らかにし召れたり、此年代にも  
し、想ふに、宗真の事は慶長十七年禁制之  
前、揖斐の事はそれより以後なるへし、  
寛永十九壬午年、長崎平戸町人別帳、  
川崎屋助右衛門

一年六十



生國高麗之もの、四十八年以前備前岡山に參、其後慶長十九事に長崎上町に參、則きりしたんに罷成候得共、竹中采女様御代に、外浦町にてころび、一向宗に罷成大光寺を頼申候、

一年五十三

右の女

房

生國高麗之もの、慶長四年肥後八代に參、同十六年に長崎に參、則天川へ被賣渡、きりしたんに罷成、元和二年に歸宅仕、外浦町に參、竹中采女様御代に同町にてころび、一向宗に相成大光寺に頼申候、右之助右衛門女房共、高麗のものに御座候故、町中吟味の上、儘成請人を立させ、請狀取組中に召置申候、阿媽港紀略、

泉州堺に西宗真といひしもの、初は九郎兵衛と申て、茶の湯之事に名を得しものにて、太閤にも東照宮にもしろし召れしものなり、東照宮之仰を蒙りて西洋に至り、切支丹の徒となりて法を學ぶ事、三年の後に歸りて、其法の事ども、つまひらかに申せしによりてこそ、其教の正しからぬ事は、始て明らかになりたり、初め西洋に赴きし時に、仰によりて其法をうかふ爲に、其國におもむくなり、眞實

其徒にあらぬよしの證狀を被下候様にと、申請ふて行しと也、今も御證狀子孫に傳はりぬれば、尋常の切支丹類葉杯いふもの、例にはあらず、落穂雜談 一言集 台徳院殿之御時、天主の法よからぬよし、告申事ありしに、汝等行て試みよとて、御小納戸揖斐某を西洋國に遣はさる、居る事七年、伴天連イルマンなどいふものに、とくと其法を傳はり復告せしに、台徳院三日つゝけて、日々夜半まで聞しめされたり、老談一言集、

通航一覽卷之百九十七終

通航一覽卷之百九十八

唐國總括部一

按するに、唐山において天下に王たるの號、歷代改革あるは辯をまたす、漢魏以降本邦に往來ありし事、下文に擧ることし、しかも邦俗たすべて唐と唱ふるは、舒明天皇二年遣唐使を置れしより、仁明天皇の御宇、藤原常嗣聘唐大使たりし頃、唐の制度多く本朝に傳はりしより、普く唐と唱へしなり、よて明清の今に至りても、猶唐と稱するよし、日本國風土記、大清輿地圖說等に見ゆ、またカラと訓するは、意富伽羅國王の子、都怒我阿羅斯等はしめて渡來せしより、凡て外國を伽羅といふ、中華のみにはあらざるよし、和事始、官中要錄殘編、俗說辨等に記す、神學類聚抄、厚顔抄等は、外國をカラと稱するは、高麗の略記す、語なり、カウライをカラと云よりして、唐をもカラといひ、筑紫の俗高麗人を唐人といふよしのす、また古事記に、韓の字を辛と書く、彼國よりからうして渡り來れば、かく書しとあり、またモロコシと呼ぶは、唐の代に、もろくの物をこし來たせしゆる、かくいへりと日本釋名にあり、また前後漢のち數千年、しばく國號變革すれ

とも、今猶漢の唱へあり、是唐の代と等しく治世盛にして、上古の博士専ら史記漢書を學ひ、紀傳の道是に倣ふとて、漢文といひ漢語といふ、本邦に對して和漢といふよし野樵にみゆ、此國亞細亞洲の大國にして、西域の人呼て支那、また震旦といひ、自稱して中華、中國といふよし、鳴蘭新譯地球圖說にあり、禹貢には九州に分ち、戰國には七國に分ち、漢にいたり十三部とし、四十郡を置、三國には鼎峙疆場定まらず、蜀に二州二十二郡を置、魏は十二州八十郡、吳は五州四十三郡とす、その後、唐にはしめて十道とし、開元中十五道とす、宋十五路とす、また二十三路とす、元は十三省を置て十二道に改め、明にいたり兩京十三省となすよし、中夏古今州郡圖譜に記す、華夷通商考に、清朝猶二京十三道とせ、異國和解には國を十六に分ち北京に都し、經緯共に六百里ありとす、大清輿地圖說には、二京十八省に分ち、北京より福建省の泉州府海濱にいたる凡六百里、本邦里法なり、盛京より斜に、雲南省の孟定府にいたる一千里とあり、東南は大洋にして、西は應帝亞、北の大韃靼なり、此疆は、秦始皇帝築

く所の長城にして、東は遼東に止り、西は應帝亞の地にいたる、長さ六百里餘なり、高山峻嶽深谷を撰はす、方磚を以て築く、厚八尋、高十尋の堅固なり、是韃人來寇の防禦たりと異國和解に記す、季候、産物、風俗等は、諸省によりて等しからざれば、こゝに辨せず、彼地より往昔渡來ありしは、孝靈天皇七十二年、秦の徐福渡來す、こは始皇仙術を好み、長生不死の藥を求めんかため、五帝三王の書を贈る、されども其藥を得ざりしにより、徐福誅を怖れて國に還らす、紀伊國熊野に在りて死し、其子孫即ち秦氏たるよし、日本紀及び神皇正統記、本朝通紀等に散見す、神功皇后四十年、魏の明帝より書を贈り諸貨を呈す、去年遣使魏に、天智天皇の御宇、唐より上柱國劉德高渡來し、好を通し、本邦よりも守君大石坂合部石積等を遣はさる、寶龜十年五月、孫興進、秦愆期等渡來して、京師に上り書簡信物を呈し、文永中、元主韓人をして書を來せしか、鎌倉の執權北條相摸守時宗、その書簡の禮なきをもて答へず、元主猶使を來たす事、凡六度に及ふ、しかも終に聽ずして一亂あり、後圓融院の御宇、明の太祖ならひに

禮部より、しはく書を來たせし事、是華夷變態にみゆ、また武德大成記、豐臣秀吉譜等に、慶長元年、明國より豐臣秀吉に書を贈る、僧承兌をして讀しめしに、其書の無禮を憤り冊使を遣返し、兵を起さんご議すよし見ゆ、其後通商にあつかりし事は下に辨す、また安南交趾等の國々、産物を積、其地の人も渡來すといへども、商船は廣東省、浙江省等の船に、以下開文、

○渡來扱方

慶長五庚子年秋、明朝の船肥前國長崎に渡來す、此事、入津記の外、他に所見なけれども、永祿の頃、明朝の商夫稱に小船にて、糸、磁物、藥種等を積渡り貿易せしよし、山本氏筆記に載せ、また慶長の頃、彼國人船を遣り長崎に來り、住せん事と稱ふ所の少からず、商船の渡來も其數漸々に多し、九州の内、薩摩國阿久根、筑前國博多、豐後國府内、肥前國五島、平戸、大村、長崎等の浦々に着岸せしよし、時陽記に見え、既に海六さいへる唐人、いつの頃渡來せしや、和語をよく曉り、慶長九年長崎にて通事役を命ぜられしなれば、是よりさきに、はく渡來有し事しらる、されども、慶長五年には、關原役の急劇に、是らの事には拘らず、同十一丙午年、琉球國に渡來せし明朝冊封使の許に、島津少將家久書牘を贈りて、爾後領國の商船を渡來せしめんことを諭す、明年、泉州府の商船渡來し、それより年ここに、諸省の船渡來せり、同十六辛亥年八月、長崎に數艘渡來す、此證は、長崎港異國通商總括の條に詳なり、同十二年十二月廿八日、部商法入津改の條に詳なり、

自來其船いつれの浦に着岸すとも、長崎にて商賣せん事を願ひしかは御許容ありて、長崎奉行長谷川左兵衛に命せられ御印書を賜ふ、同十七壬子年七月廿五日、また商船渡來のよし長崎より注進あり、此證は、港異國通商總括の部、商法、元和二丙辰年六月、家久自今明朝の商船、薩摩に渡來する事をとめ、長崎に着岸すへきむねを諭す、同年八月八日、唐船いつかたに着岸すとも、船主の請にまかせ、商賣せしむへきむね、海岸の面々に達す、證は、附錄海防の部、異國、寛永十二乙亥年、着港を長崎一方に定められ、他國に往來する事を禁したまふ、

慶長五庚子年秋、明朝の船始て長崎に來り交易す、外國入津記、

慶長十一丙午年九月、呈大明天使書、日本國薩摩州刺史藤原家久、謹上書大明國天使兩老大人鈞座下、伏以、天使奉詔命、不憚萬里鯨波、遠至於琉球小島、我雖未接光霽、望盛德於千里外矣、先是、華人第國科、在朝鮮與日本者三四年矣、我恭敬皇朝之餘遣船、并差喜右衛門尉、送還於中華之地、未審國科勇健否、迄今令人起此思矣、今幸官船

招喜右衛門尉、忻甚忻甚、想是兩地不通商船者三十餘年、頗以為慊矣、恭惟、天使兩老大人、感我恭順之誠、自今以往年年、使中華商船來於我薩摩州、阜通財賄、何幸如之、然則皇恩德澤常永矢而弗緩矣、謹此獻金屏二雙、小篋三重二箇、伏乞、各各笑納、臨楮不勝瞻戀、仰祈尊照、不宣、

日本慶長十一年九月日 藤原家久

異國日記○按するに、家久藤氏を稱するの辨に、琉球國の部、唐國往來の條にあり、

慶長十六年十一月二十八日、大明商船雖至何浦、悉於長崎可遂商買之由申請之、則賜御印、長谷川左兵奉之云々、大三川記、

元和二丙辰年六月 須知

我薩摩州、與大明雖隔萬里之脩程、年年泊商船者、自古皆然、大明商客之所得而能知也、今日本有一將軍、發號於東西、於合於南北、日本風行草偃、是故置一官於長崎、使之招異邦之商船、以為其所止之處矣、因茲、南商北買、指此地以為要津矣、是今商客之所得而能聞也、自今以往、雖曰大明商船之隨風而來於我薩州之地、頃刻不許繫船於我地矣、

一將軍之素心、不愆不忘、率由舊章、由是視之、今雖令長崎爲商客之所止、後必泊商船於我薩州、以爲貿易所須之處、亦未可知也、商客姑待之、今也一官之號令、誰敢可濫之乎、商客其念之、

元和二年六月日

家

久異國日記

昔日唐船、何國之浦にも入津して雖商賣致、更に無御構、九州に而者、薩摩之内浦々、筑前博多、豊後肥前之内にて、五島、平戸、長崎之湊、方々に而致商賣、然處寛永十二亥年より、他國若岸の儀御停止被成而、長崎の湊計に而可商賣旨被仰付、翌子年より長崎之津に入津す、御奉行柳原飛騨守、馬場三郎左衛門支配、長崎集、

貞享二乙丑年七月廿六日、商船に乗組、文武の官人渡來す、よて通事より其子細を尋問し、同年八月廿八日、官人の渡來をよめ、諭して速に歸帆せしむ、貞享二乙丑年七月廿六日

覺

一厦門より罷渡り候文官梁爾壽、年四十五歳

一陝西府鎮安縣之者、但、主従十人、

一福州より罷渡り候武官江君開、年六十歳

福建福州府清縣之者、但、主従十二人、

以上

申上覺

一今度、福州并に厦門より爲商賣、官船十三艘差越申候に、諸事の押へとして、文官武官二人差添渡海仕候、其始末を船々之諸船頭共々、ひそかに相尋申候所に、諸船頭共申候は、右賣買の官船十三艘越申候儀、別之子細無御座、去年より大清致一統、東寧迄も令降參、則秦舍之按するに、錦舎の子に一類北京に罷登り、大清之恩育に預り申候、依夫、秦舍儀も毎度大内の致朝參候に、康熙帝勅宣有候は、其方數代東寧を押領し罷在、大清に致敵對候内、兵糧何といたし相續き候哉、殊に其方故、所々之海邊人民之居住をよめ、剩へ人民の分、奥之内地に移し、海邊の害に成候事にも無構、人民の難儀不顧儀共、皆以其方之糧道を、ふさき候はんために候所に、無其障兵糧之賑自由仕候は、如何哉との御事に御座候、秦舍奏聞仕候には、東寧の儀、久々人民も居住に相馴申候得者、田地も廣大に罷成申候、兵糧乏事無御座候、若不足に御座候節は、毎年暹羅、東埔樂の

船共差遣し申に付、彼地尤米穀下直之國々にて御座候故、此所々より買寄せ申により、於兵糧は手詰り申儀無御座候、其外諸事の賑は、東寧出產の鹿皮、白砂糖多致出生候、此二色を日本并に脇之國にも遣し、賣拂申候に付、兵卒の賑、是以不足は無御座候由及奏聞候、就夫、康熙帝も尤に御感有之、則其例を以、福州之總督部院之官王國安、并に厦門之靖海侯施琅、此兩大將の御任せ、とかく東寧の出產の分、東寧守護の將卒に可宛行、左候得は、御府藏より其賑御出しに不及候とて、福州より商賣官船三艘、厦門より商賣官船五艘に相極り、則東寧の彼砂糖積申候處に、砂糖少々あまり申により、外に又厦門にて五艘差加へ、都合官船の分は十三艘にて、今度渡海仕申候、此外の福州出し、厦門出しの船、少々御座候は、商人共仕出しの船共にて御座候、尤其内に、諸官の内より寄合に、仕出し申候船も御座候、右の通尤秦舍於北京に、東寧賑の様子段段申上候後、厦門の施琅方よりも、秦舍同意に致奏聞、彌東寧出產の彼砂糖、日本に積越賣拂尤奉存候、其外海邊の分無御禁制、商船の往來御免許被爲

候様に、達而訴訟申により、彌康熙帝御感に而、奏聞之趣勅許有之、依夫、福州之王國安、厦門之施琅、此兩大將被致僉議、文武之二官押へとして越申候、文官は梁爾壽と申者にて、東寧支配の副官にて御座候、今度東寧に罷越候とて、從北京福州迄罷下り申候を、王國安施琅相談之上、今度日本に積遣し候砂糖之儀、東寧賑之荷物にて有之間、押に右梁爾壽可然とて、武官江君開と申候者を相役に致し越申候、王國安は、荷物并に勘定之儀を、支配仕筈に御座候、江君開は、船并に官船之唐人共儀を、裁判仕筈に御座候、尤兩人の役儀、互に相談之上相勤申筈に御座候、若十三艘之船共に、押之官無之候而は、諸船頭共私慾を構へ、歸唐の節勘定分明に御座有間敷と、王國安施琅存申候、又船々之役者水手共之儀、始而日本に渡海仕者多く御座候、於御當地にも、御作法を存不申者共に而御座候得者、船頭共支配仕分にては、制し兼可申候、自然御國法をも違犯仕候而は、第一對日本に慮外と申、且は唐土之外開不宜候由にて、此押へのため武官越申候、於唐土にも、福州の部院、厦門の靖海侯相談仕候は、勅

免に而官船を日本の差越儀に候條、長崎通事衆中へ、書簡にても遣し可然かこの儀に御座候へ共、王國安存候にも、官船と申内にも、何とぞ見苦く無之様の荷物をも積遣し候得者、官船とも可申に、わつか彼砂糖躰の物を積、日本通事中へケ様と申遣儀、且は外聞惡敷候とて、書簡相やめ申候由、船頭共申候、又私共色々、其外之淵底をも相尋申候所に、少も別之子細有之渡海仕候にて無之候、總而今度渡海仕候廈門福州の船々共、別而諸事共に相つ、しみ可申儀を、下々に至迄堅く申付候、日本の御國法相背き不申、又は諸事御禁制の儀共、相守申様との儀計に御座候、尤船中の儀、武具兵器とて、例年より別而船々も減し申候、兩官乗り申候船にも、武具見苦く僅有之儀に御座候、於唐土にも、若兵具等も多く候而、自然御不審にも被思召上候而者、却而商船之妨と奉存、船々共に相つ、しみ申たる御事に御座候、右之通、當年は所々之船、數も多く入津仕候も、大清靜謐に罷成、從公儀諸海邊之商船御赦免に而御座候に付、誰人も日本を奉仰罷渡る儀に御座候、併御當地之渡船多く御座候得者、本國に

ては荷物高直に罷成り、御當地は荷物多く御座候に付、下直に罷成り可申候、左様候は、又船數減し申事も可有御座候、とかく多少は、定り御座有間敷候、  
一文官武官共に、何程之高官にても、其子學才無之武勇無之候得者、位階之相續も無御座、士民に罷成り申儀共に御座候、學才武勇有之候へは、其段は各別に御座候、幾代も續き申事も御座候、依夫、文官武官之及第と申儀御座候而、官家之末は不及申に、士民共に藝才試に遭、官位に登り申候、依夫、今度之兩官も、官號は文字多く相見え申候得共、皆虛名に而、實に官號程之權有之にては無御座候、文官梁爾壽儀も、臺灣の代官職如きの者に而御座候得共、是以先祖より之官に而は無御座候、殊に武官江君開儀、前廉商船之船頭仕、日本にも五度罷渡り、今度共に六度に而御座候、其身已前船頭仕候節より、少々武勇之氣量有之者にて、其後於唐土及第之るらひに遭、只今權之都督に成り申候、正都督之位階分、武官之内にても中官程に御座候得共、江君開都督之由唐人共申候、權之都督は官號計り授け、其

權無御座候、殊官銘之内に、督理與販洋船と申字面は、渡海商船之裁判と申字面にて御座候得者、今度船々之押へに罷越申に付、官銘に右之通之字面相加申候と奉存候、此江君開遣し候も、數度日本へも罷渡り、日本之御國法并に風儀をも能存、其外商賣等の事も、勝手存申たる者にて御座候に付、越申たる儀に御座候、兩官唐土にての申合にも、商船の押に渡海致し候上は、商人同前之覺悟に極め罷渡り申候由、船頭共申候、以上、  
丑七月廿六日 唐通事 共

覺

一福州廈門兩所より罷渡り申候、諸事押への使官兩人、福州より渡候武官之名書は、奉令督理與販洋船左都督江君開、廈門より渡候文官之名書は、奉令臺灣府督捕海防廳梁爾壽  
一江君開官號、督理與販洋船と御座候者、今度指渡し申候商船共を、支配仕候との儀に御座候、左都督は官號に而、遊擊並之官に而御座候得共、今度之都督は正都督に而無之、權之都督に而、官號計を授り、實位無御座候、今度福州廈門兩所商賣之官船諸

事之押へに、梁爾壽と同前に越申候、

一梁爾壽官號は、臺灣府督捕海防廳と御座候は、臺灣面之海賊等とらへ、海手之構仕申職分にて御座候得共、實は代官職同前にて御座候、殊に臺灣府には正府之官備り有之候、今度之梁爾壽、臺灣府之副府に成り、臺灣に赴申候とて、北京より福州迄致下向候を、福州の部院、并に廈門の靖海侯下知を以、廈門福州兩所商賣の官船之押へに越被申候、是は幸東寧砂糖并に鹿皮、積渡り申儀に御座候により、右梁爾壽臺灣副府に而御座候に付、裁判爲致可然との儀に而越申候、  
一右兩官之官號之上に、奉令之二字御座候は、福州之部院、廈門之靖海侯兩人之下知を請候との理りに而御座候、若康熙帝より被遣候に而御座候得者、奉令之二字に而無之、欽差之二字に而可有之筈にて御座候、以上、  
丑七月廿六日 唐通事 共

同年八月廿八日

兩官人々に檢使、歸帆之儀申渡候節、返答并檢使に挨拶仕候覺

一文官梁爾壽、武官江君開申上候、私共儀早々歸帆仕候様に、段々被仰開、奉得其意御尤に奉存候、次向後官職之者差越不申候様に、急度被仰渡、此段も承届候、歸國仕候節、被仰渡候趣福州之守護總督王氏、并厦門之守護靖海侯施琅に申開せ、重而官職之者差渡し不申候様に可仕候、且又御返答に而者無御座候得共、兩御使者の物語申上儀御座候、私共今度渡海之儀、別之子細無御座候、東寧秦舍大清の致降參候而後、康熙帝東寧前後之様子、并軍兵召抱之段々、御勅問有之候、其趣者、東寧之儀海外之邊土に而有之、大清の累年敵對致し、合戦及毎度に候、然共軍用糧米如何様困窮可仕候、依之、大清之海邊海上之往來令禁制候事も、東寧之往來を爲可絶候、然上者、何を以困窮にも不及、只今迄相支候かと御尋被遊候、秦舍被致奏聞候、東寧之儀海外之地に而、大清より海邊往來之御禁制敷御座候に付、元より可及困窮に候得共、頼有之儀者、大清より外之異國之分、商船自由に往來致させ、商賣之利潤を以軍用を相達申候、殊に日本の商船大分に差越、則東寧土産之白砂糖二百萬斤、并鹿皮九萬枚、此方日本

の差渡し商賣仕、先者此儀大方に御座候、尤右之通に、大清之海邊往來之儀者、制禁有之候へとも、其内にも忍々に、糸端物の類買出し申候得共、其事者致隱密、唯大清より外之異國商賣計の儀を被致奏聞候、總て東寧の軍用銀高、千七百貫目程入申事に御座候と、秦舍被申候に付、康熙帝思召候にも、東寧の儀者海中の邊地にて、縱捨地に致候ても、不苦候得共、秦舍降參の印に手入候上は、鎮守の官を置、右土産之銀高を以、軍用を相調候へ者、且者此方府藏の費にも不成候得者、一段の儀に有之間、右東寧之土産、福州と厦門の差越、日本に可差渡之由、福州の守護總督部院之官施氏、并厦門能在候東寧改之海手之大將施琅、此兩官に勅宣有之候、然處に、右福州の總督施氏儀被致病死、只今の總督部院者、王氏に而御座候、則右之勅命相守、厦門の施琅と相談の上を以、今度の福州厦門之船々之内、十三艘之押として、私共差渡し申候、

一、文官梁爾壽申候に者、私儀、福州の内汀州府と申所の支配を預り罷在候處に、今度勅命有之、汀州府を替り、東寧の副支配に罷成、東寧の罷渡り申答

之處に、右之通東寧土産の諸色、御當地に積渡し申に付、福州厦門の兩守護、私相替り候を幸と被存候歟、今度東寧荷物日本の積渡し候、其方幸東寧の事を被承事に候間、押へとして罷渡り候へと被申に付、私別而迷惑、小官と乍申官家之者、商船之押へに罷越候事、第一不相應之事に被存候、其上遠海終に渡船仕たる儀無御座候へは、彌以海外之儀、又は日本の様子も存不申間、是非に御免被下候へと、達而及兩度に兩守護の斷申候得共、承引無之、罷渡候様に被申により、是非に及不申、違背不罷成、渡船仕申候、然處に、私海上并御當地之様子、無案内に御座候段被承届により、武官江君開と申者、前廣船頭仕御當地の節々渡海仕候、海上の儀も勝手存申條、此者を相副可遣由にて、江君開福州より乗船仕、私者厦門より乗船仕申候、

下候様に、再三辭退仕見申候へとも、御當地の罷渡り、殊に海上之勝手も能存候に付、如此致下知候、其上今度船々之唐人とも水手に至迄、新規に罷渡者多有之候、若於御當地に無作法なと仕候歟、又者御國法をも違犯仕候儀、可有之と被存候、若左様の儀共御座候而者、且は唐土之不法に罷成、對日本の候而者案外の事に候間、ケ様の押へに彌罷渡り可申由に而、被申付により達而辭退罷成不申、無是非罷渡り申候、

一、今度兩官渡船に付、右兩守護にも申候に者、今度渡海仕候に付、御當地御奉行所、書簡に而も被差副間敷候やと申候へ者、則兩守護も色々相談被仕候、其後被申付候には、書簡にても差越儀に候得共、其段者兩守護私にても不成事に候、外國の書通之儀者、勅許無之候而者難成候、最早出船近々に而、順風折を得候へ者、諸船渡海之延引に罷成可申候、其内に北京に及奏聞、勅許相待候は、渡海の時分相違に成可申候間、書簡持參之儀無用と被申付候、

一、今度兩官、何ぞ公用にて渡船仕候歟、又者書簡に

ても持参仕候者着船の砌、早速御奉行所にも罷上り、用事をも可申上候、書簡持参仕候者、是を差上申儀も可有御座にて、何れの道にも案内を申筈に御座候得者、右申上候様に、公用にても無御座構之商船十三艘押、并初て渡り申候唐人共之押へとして、罷渡り申たる儀に御座候得者、商人同意の儀に御座候故、身を致卑下、御奉行所にも遠慮仕、罷上り不申候、唐土出船の節も、家頼の者共も相應に召連、官の風儀も有之様に、僉議も有之候得とも、武官江君開申候に者、公用之儀に付渡海仕候者、銘々相應の風儀も可然候得共、今度の儀は、商船の押へとして罷渡上は、官家の風儀曾て不入事に候、尤私鉢の儀は不及申、縦如何様の高官参候共、商船の押へに参候上者、中々御當地において、官人の風儀罷成申間敷候間、所詮乗り物等も不入事に候、尤家頼の者も成程致簡略罷渡申様と、兩官申合たる御事に御座候、然共、文官者入不申物に候得共、乗り物持参仕候、私は風儀の道具曾て持渡り不申候と、武官は申候、

座候、以上、  
唐通事 彭城 仁左衛門  
同 柳屋 次左衛門  
丑八月廿八日  
兩御檢使衆中（華夷變態）按するに、長崎紀事、長崎志四年まで、毎年何艘入津といふ事詳ならず、されども、度々唐僧の渡來あれば、年々入津ありし事とらる、唐僧備置渡來之條、併せ見るへ  
同二己丑年五十九艘入津 同三庚寅年七十艘入津 同四辛卯四十艘入津 承應元壬辰年五十艘入津 同二癸巳年五十六艘入津 承應三甲午年五十一艘入津 明暦元乙未年四十五艘入津 同二丙申年五十七艘入津 同三丁酉年五十一艘入津 萬治元戊戌年四十三艘入津 同二己亥年六十艘入津 同三庚子年四十五艘入津 寛文元辛丑年三十九艘入津 同二壬寅年四十二艘入津 同三癸卯年二十九艘入津 同四甲辰年三十八艘入津 同五乙巳年三十六艘入津 同六丙午年三十一艘入津 同七丁未年三十三艘入津 同八戊申年四十三艘入津 同九己酉年三十八艘入津 寛文十庚戌年三十六艘

入津 同十一辛亥年三十八艘入津 同十二壬子年四十三艘入津 延寶元癸丑年二十艘入津 同二甲寅年二十二艘入津 同三乙卯年二十九艘入津 同四丙辰年二十四艘入津 同五丁巳年二十九艘入津 同六戊午年二十六艘入津 同七己未年三十三艘入津 同八庚申年二十九艘入津 天和元辛酉年九艘入津 同二壬戌年二十六艘入津 同三癸亥年二十七艘入津 貞享元甲子年二十四艘入津 同二乙丑年七十三艘入津、外に積戻十二艘、（按するに、是年はしめて、商賣銀高御定ありて、餘分の荷物積戻を命せらる、）同三丙寅年八十四艘入津、外に十八艘積戻、（按するに、長崎覺書には、）同四丁卯年百十五艘入津、外に二十二艘積戻、（按するに、同書に、）元祿元戊辰年七十艘入津、外七十七艘積戻、（按するに、同書に、）七十艘積戻とあり、（昇なるへし、）同二己巳年七十艘入津、外九艘積戻、（按するに、同書に、是年より七十艘に、御定あり）同三庚午年七十艘入津、外二十艘積戻、（按するに、同書に、是年より八十艘に定めらる）同四辛未年七十艘入津、外二十艘積戻 同五壬申年七十艘入津、外三艘積戻 同六癸酉年七十艘入津、外十一艘積戻 同十甲戌年七十艘入津、外三艘

積戻 同八乙亥年六十艘入津、外一艘積戻 同九丙子年七十艘入津、外十一艘積戻 同十丁丑年七十艘入津、外三十三艘積戻 同十一戊寅年六十八艘入津 同十二己卯年六十九艘入津、外四艘積戻 同十三庚辰年五十三艘入津 同十四辛巳年五十六艘入津、外十艘積戻 同十五壬午年八十艘入津、外十艘積戻 同十六癸未年八十艘入津 寶永元甲申年八十艘入津、外四艘積戻 同二乙酉八十艘入津、外八艘積戻 同三丙戌年八十艘入津、外十三艘積戻 同四丁亥年八十艘入津、外四艘積戻 同五戊子年五十九艘入津、外四十四艘積戻 同六己丑年五十四艘入津、外三艘積戻 同七庚寅年五十一艘入津、外三艘積戻 正徳元辛卯年五十七艘入津、同二壬辰年五十九艘入津、外三艘積戻 同三癸巳年四十艘入津、外九艘積戻 同四甲午年五十一艘入津、長崎紀事、  
正徳五乙未年七艘入津、外無牌之船十三艘積戻、（按するに、今年より船數三十艘に定められ、給牌の事はしまる、此事は長崎港通商總括の部に準し、かつ、便覽のため、ここに注す、已下船數増減ありし年毎に、其略を）  
注する事これに同じ、  
一當年船主共請取歸し信牌、於唐國讒訴の者有之、

官所に被取上由、南京寧波船當年一艘も不渡來、粵港船七艘入津す、外無牌の船不殘積戻に成る、  
 享保元丙申年七艘入津、外無牌の船十九艘積戻  
 同二丁酉年四十三艘入津、外無牌船二艘積戻  
 一八月七日陳祖觀船一艘入津し、於唐國去々年以來取上置れし信牌、上官の裁判相濟、當五月不殘本主に被差返、近日追々可令入津旨注進す、則當八月中旬より同十二月迄、四十三艘入津す、同三戊戌年四十艘入津、外無牌船一艘積戻 同四己亥年三十七艘入津、外三艘積戻 同五庚子年三十六艘入津、外一艘積戻按するに、今年よりまた船數、元 同六辛丑年三十三艘入津 同七壬寅三十三艘入津 同八癸卯年三十四艘入津 同九甲辰年十三艘入津 同十乙巳年三十三艘入津、外一艘積戻 同十一丙午年四十二艘入津 同十二丁未年四十二艘入津、外一艘積戻 同十三戊申年二十二艘入津 同十四己酉年三十一艘入津 同十五庚戌年三十八艘入津 同十六辛亥年三十八艘入津 同十七壬子年三十六艘入津 同十八癸丑年二十八艘入津、外二艘積戻 同十九甲寅年三十一艘入津、按するに、今年より二艘、十五艘に定めらる、 同

二十乙卯年二十九艘入津、外に迎船一艘 元文元丙辰年十六艘入津、外に無牌船一艘積戻 同二丁巳年五艘入津、外に迎船一艘破船 同三戊午年五艘入津按するに、明年より 同四己未年二十艘入津、外に朝鮮破船一艘 寛保元辛酉年四艘入津 同二壬戌年十五艘入津、外に迎船一艘 同三癸亥年十五艘入津按するに、今年より 延享元甲子年二十艘入津 同二乙丑年二十艘入津、外に迎船一艘 同三丙寅年十艘入津、外に迎船一艘、按するに、明年より定數十艘の外、古牌十枚までの入津をゆるす 同四丁卯年十艘入津 寛延元戊辰年十二艘入津、外に迎船一艘 同二己巳年十三艘入津、外に番外船一艘按するに、明年より 同三庚午年十艘入津、外に迎船一艘 寶曆元辛未年十一艘入津 同二壬申年十五艘入津 同三癸酉年二十五艘入津 同四甲戌年二十四艘入津、外に八丈漂着船一艘 同五乙亥年十二艘入津 同六丙子年七艘入津、外に破船一艘 同七丁丑年十二艘入津 同八戊寅年十四艘入津、長崎記事、 同九己卯年十八艘入津、此内二艘番外船、按するに、今年番外船二艘、入津す、 同十庚辰年十二艘入津、同十一辛巳年十

二艘入津 同十二壬午年十五艘入津 同十三癸未年十三艘入津、内二艘込之船二艘 明和元甲申十四艘入津、内二艘込之船一艘 一去未年十三艘入津、内二艘込之船二艘有之故、未年分定數十五艘相揃へり、當申年は迄十四艘入津、内二艘込之船一艘有之、是又定數十五艘相揃之處、當冬二艘入津せし故、此二艘來西年番内に相立之 明和二乙酉年十二艘入津、内二艘込之船一艘按するに、今年より十三艘の御定になる、 同三丙戌年十二艘入津、内二艘込之船一艘 同四丁亥年、按するに、入津船數を脱す、○長崎志、 同五戊子年九艘入津 同六己丑年十三艘入津 同七庚寅年十三艘入津 同八辛卯年十三艘入津 安永元壬辰年十三艘入津 同二癸巳年十三艘入津 同三甲午年、按するに、入津船數を脱す、 同四乙未年十三艘入津 同五丙申年十三艘入津 同六丁酉年十三艘入津 同七戊戌年十三艘入津 同八己亥年十三艘入津 同九庚子年十三艘入津 天明元辛丑年十三艘入津 同二壬寅年十三艘入津 同三癸卯年十三艘入津 同四甲辰年十三艘入津 同五乙巳年十三艘入津 同六丙午年十三艘入津 同七丁未年十三艘入津

同八戊申年十三艘入津、外に九番船借船一艘 寛政元己酉年十三艘入津 同二庚戌年九艘入津 同三辛亥年十艘入津、按するに、今年より 同四壬子年十艘入津 同五癸丑年十艘入津、外に番外船二艘 同六甲寅年十艘入津、外に一番迎船一艘 同七乙卯年十艘入津、外に三番迎船一艘 同八丙辰年五艘入津 同九丁巳年十艘入津 同十戊午年九艘入津 同十一己未年三艘入津、外に番外船二艘長崎志、按するに、是より以下入津の船數、今所見なし、 ○拜禮獻上物并術技上覽  
 慶長十五庚戌年八月、明人奇梯渡來して駿城に登り、書を捧げて拜禮す、同十六辛亥年十一月廿八日、また明商登營、前殿において御覽あり、同十七壬子年八月十五日、一官祖官の兩人拜禮し、一官は藥種等を獻す、同十八癸丑年八月三日、また駿城において明商を御覽、同六日の夜、彼か火技上覽あり、  
 慶長十五庚戌年八月、唐人一官子賀三人爲迎來朝、爲御目見至駿城捧書、其書云、  
 大明林奇梯葉美守居全頓首上啓  
 伏以、東京秀麗、擅郡國之雄圖、鴻恩磅礴、符天壤之元

運、從來海嚴寇虜、近時客多販賣、不時日本珍奇輻湊、抑且大明貨物流通、誠開關之賢主、真古今之嘉譽、奇樹等父親惠澤承佩服、獨至幸遇、殿下崇佛法、以結萬姓之緣、柔遠人、以切九經之旨、懇念老父暮齡、俯體子姪親愛、儻諒陳情之苦衷、自深子卿之歸感、壽命綿於久曆、祿位固於胤賢寸楮、難罄數言、特獻、

奇楊葉美守居全再頓首

右之書白唐紙、但杉原之寸方也、慶長十五庚戌年八月日也、異國日記、

慶長十六辛亥年十一月二十八日、於前殿大明人御覽之、駿府記、

慶長十六年十一月廿八日、明人駿府に來て拜謁、日記摘要、

明嘉靖三十九年、自注、日本慶長十六年、明人至駿府、幕府命令外國船皆來長崎、臺灣割據志、

慶長十七壬子年八月十五日、大明人一官 按するに、武德編年集成には、慶長十七年明人芝龍の父紹祖、及び祖官來謁あり、諸記みなこの時一官來謁あるを、芝龍とせしは誤なるへし、いんこなれば、南塾來文十一條に、五十年前芝龍投化の文見ゆ、然れば、芝龍はしめて日本に來る時、こし十八あり、然れば、慶長十

七年は芝龍猶幼弱たれば、武德編年集成の誤なるへし、鄭成功傳に、一官を以て芝龍の小字とす、されども、その實は渡來の明人、其名を匿して一官或は二官三官と稱す、されば、紹祖も日本に來りし時は一官といひ、後芝龍も渡來しては、一官と稱せしなるへし、又長崎夜話草に、芝龍の官人某肥前國五島に來住し、五島一官と稱す、後芝龍成功を唐國へ呼迎へし時、成功と共に去るあり、こもまた一官と稱したれば、一官の稱、進上御藥種等、又大明人祖官出御前、仍召兩人及唐土御雜談、如官日簿抄、慶長十七年八月十五日、於駿府大明滄浪の客一官祖官拜謁、唐土の事を尋させ給ふ、一官は藥種數品、且經國雄略二十卷を獻す、外國入津記、

慶長十八癸丑年八月二日、從長崎花火上手唐人參府、同三日、花火唐人今日御覽、則六日之夜、花火可有御覽之由被仰出、同六日臨昏黑、花火唐人於二之丸立花火御覽、宰相殿、中將殿、少將殿御見物云々、長崎志、慶長十八年八月三日、花火精練の大明商客、長崎より參府、外國入津記、

通航一覽卷之百九十八終

通航一覽卷之百九十九

唐國總括部二

○商賣規定并御用物持渡物等

慶長年中より、唐船長崎にもすこしく入津せしか、寛永十二乙亥年より、其着港同所一方になる、其荷役に三名あり、丸荷役、精荷役、大改是なり、同十三丙子年、荷役の時檢使乗船の事を令せらる、同十六己卯年、南蠻船を禁せられしとき、唐人にも其御法令を渡さる、爾來入津荷役の時、通事これを讀聞せ、またかれよりも入津歸帆に、其證文を出す事例となる、正徳五乙未年、商賣方御改正、入津及び歸帆の荷役もまた改定ありて、奉行より其控書を地役人に達す、證は、長崎港英國通商總括の部、唐船荷役并、留中及び歸帆荷役等の條にあり、

元和元乙卯年、長崎奉行長谷川權六、唐商より宿主に出す所の貨物口錢の銀高を定む、寛永十癸酉年其高を減し、同十八辛巳年、其銀を市中に割賦する法を定む、のち其法しばし沿革増減あり、證は、同貨物口錢銀、并問金の條にあり、寛永十癸酉年、同十一甲戌年、同十二乙亥年、同十三

丙子年、老中より貨物賣買等の事、及び其船着津より在留は五十日、歸帆は九月廿日に限るへき旨の下知狀を奉行に達す、其後、商賣方の事によりて、出さるる御書付數通なり、寛文八戊申年、武器武者繪、其外かれに渡すまじき品々を定められ、同年彼國より持渡るまじき品々をも定められしか、後また御免のものあり、證は同貨物賣買、并、停止の條にあり、

明曆元乙未年、去秋より唐船系類纒に持渡りて、其價を踏貴せしめ、ことし數十萬斤積來り、前價のこく賣んとす、五ヶ所の系割符人、買得る事能はずして、彼船滞留の期を過せしにより、上裁ありて其割符を廢し、すへて相對商賣を命せらる、系割符の事は、慶長九年は、京、堺、長崎のみなりし、寛永八年より、江戸、大坂の大商も加へられ、こりより五ヶ所系割符と稱す、其他の諸色は、相對の商賣なり、然るに、かれら其利を得る事莫大なるにより、寛文十一辛亥年、奉行牛込忠左衛門、地役人等とはかり、物價入札をもて買とらせ、同十二壬子年より、市法商賣となす、貞享二乙丑年、割符また復古あり、證は、同系割符及び入札市法の條にあり、往年より代物の事、灰吹銀及び鉛等は禁制にて、丁銀を渡されしか、はしめば南鑛銀を渡され、慶長十四年より丁銀に改めらる、寛文八戊申年より、概して銀子を停め、金子にて渡す事に



定めらる、銀道具は御免なり、同十一辛亥年、また銀商賣となる、かれ望むにおいては、金子をも渡すへき旨命せらる、證は同貨代金銀等規定の條にあり、

はしめ唐船の商賣高、及び其船數等の定限なかりしか、貞享二乙丑年、一歳の銀額六千貫目、船額七十隻に定められ、額外の船積戻等の規定あり、よて唐商等歎願書を出す、元祿八乙亥年より、其殘荷物銅等にて代物替の事始る、正徳五乙未年、仰によて前年入津の唐商を留置、三月五日奉行所において、海舶互市の新令を讀聞せ、また旅館にて通事より約條を示諭し、各港の船主等に、連署の請書を出さしむ、同年八月、またかれらより令條を守るへき旨の證書を出す、是より其船必信牌を與ふる事となる、此時、額外の代物替は停めらる、享保元丙申年、廣東の船主李翰士渡來し、去歲信牌を領して歸唐のものとも、讒者の爲に、その信牌を官所に收められし由を訴ふ、奉行これを言上せしに、積戻を命せらる、此頃在津の唐商、本國の風説を聞、信牌の事を踟躕せしか、郭亭統抽て數枚賜はらん事を直訴せしかは、諸船主もまたこれを願ふ、同二丁酉年八月、かの國官所の裁判はてたるよしにて、先に賜ふこ

ころの信牌を持て、漸々入津す、同年唐船額外十隻の信牌を増れ、同四己亥年、また新加牌あり、自後増減の事、同十八癸丑年二十五艘、元文三戊午年二十艘、寛保二壬戌年十艘、延享三丙寅年十艘の外、古牌十枚までの入津をゆるされ、寛延二己巳年十五艘、寶曆九己卯年番外船二艘御免、明和二乙丑年十三艘、寛政二庚戌年より十艘と定めらる、證は、同歲額船隻并金銀銅錢、及び貨物代物替并運上金、正徳御改等の條にあり、

慶長年中より、奉行はしめ御代官及び地役人等、唐商より八朔の禮物を受來る、寛文六丙午年、奉行の受る事を停められしか、同十二壬子年より、其高を減してまたこれを受しめらる、貞享二乙丑年、商賣高を定められ、八朔禮大抵舊に復す、寛政二庚戌年御改正ありて、同三辛亥年より、また其數を減せらる、證は、同八朔禮物の條にあり、

寶永七庚寅年、奉行別所播磨守、久松忠次郎、唐船入津及び酒商の事を言上し、正徳三癸巳年、大岡備前守よりもまたこれを建白す、同五乙未年、御新令によて奉行より、酒商改方等の控書を地下人に渡す、證は、同并刑野の條にあり、拔荷禁令

慶長十三戊申年、薩摩國に唐船渡來の事、國主島津少將家久言上す、則藥種の御用を命せらる、明年同人よりまた、同國に着岸の船主出す所の貨物目録を捧ぐ、寛文三癸卯年八月廿日、御用物御買上の書付を、長崎奉行に授けしめらる、享保四己亥年六月、樹木を持渡り、同五庚子年二月、同八癸卯年十二月、唐馬を牽渡る、寶曆十三癸未年、兼令によりはしめて足赤金を持渡る、銅及び俵物をもてこれに代しめらる、爾來毎歲、金銀あるひは金銀錢を持渡れり、天明五年、唐大通事林梅郷、異國金銀持渡の道を開きしを以て、町年寄末席并會所改役を命せられ、月俸等を賜ふ、其證は、長崎港異國通商總括の部、諸通事等の條にあり、

慶長十三戊申年九月五日、山口駿河守より按するに、奏者番なり、島津少將家久に贈る書中、

先度御國元々唐船着岸之由、御注進之通、按するに、着岸の月日所見な、本上州正純なり、披露被申候處、一段之御機嫌之由被申越候、然者御用之御藥種之書立進上申候、御取被成早々御上せ御尤存候、御油斷被成間敷候、眞享松平大隅守書上、

慶長十四己酉年九月廿四日、於本丸上州被仰渡候は、薩摩へ船十艘着候、其船に積候賣物共、面々之

船頭より目録を上候、假名につけ候へど御申て、十通渡被下候、傍注、學校、拙老請取宿へ歸り候、宗普を呼て即日假名を付て、宗普に持せ、廿五日早々に上州へ上候、其目録書の内、三通留書をして置候、残り七通大略同篇なる故に不留書也、船頭は皆別人也、右目録之留、但、本文は色紙之折本也、

正、自注、上 鹿兒島着船

緞自注、幾端 (ごんす) 自注、如此、な附して上 綾(りんす) 自注、候、宗普と誤合する也 胡糸(いご) 絹(きぬ) 天鵝絨(びろうご) 胡糸(いご) 絲線(いと) 氈條(もうせん) 絲調(いと) 糖(しろざとう) 黒糖(くろざとう) 尺盤(ちやわんのほち) 花碗(ちやわんの物) 魚皮(さめ) 藥材 川芎 甘草 藿香 烏藥 皂礬 麻 黃 江子按するに、附子の誤字なるへし、

慶長拾四年庚月拾陸日

船收鹿兒島

船主薛榮具 判 陳 鳴 判

如此折本也、立は紙立也、幅は三寸ほど、上書、自注、折本同前

七月初二日、到坊津澳唐船、

裝載貨物開具

緞(どんす) 綾(りんす) 青紬(さや) 光素  
 素綾(りんす) 絲紬(さやカ) 紬(同) 帽料  
 (かぶり物の類カ) 素紬(さや) 藍紬(同) 合  
 計六百三匹  
 天鵝絨(びろうご) 胡糸(しらいと) 毛紹(も  
 うせん) 扣線(いと) 水銀(みづかね) 白糖  
 (しろざとう) 黒糖(くろざたう) 蜜(みつ)  
 川芎 山萸蒔 甘草 甘松 魚皮(さめ) 墨  
 (すみ) 碗(ちやわん) 礬 人參 酒蓋(さか  
 づき) 扇(あふぎ) 傘(さしがさ) 土人仔  
 唐船主陳振宇  
 與書如此也、折本にて立は紙立也、横は三寸五分  
 程、  
 上書自注、様字  
は前同、  
 大明船貨物開具、  
 胡糸(しらいと) 綾緞紬絹(りんす、どんす、か  
 いき色々) 金線(より金のいと) 天鵝絨(びろ  
 うご) 氈條(もうせん) 書冊(物の本) 鹿皮

(し、のかは) 青布(さいみのぬの) 碗碟瓶  
 (ちやわん、ごびん) 獅皮(さめ) 巴荳 綠礬  
 藥材五擔  
 船主何新宇 客人謝玉堂 陳仰堂 林文巖 謝  
 愛峰 朱仰堂 余敬齋 等  
 四十人

與書如此、以上三通は爲後覽留書也、別七通様子同  
 前也、異國日記○按するに、此文申御用物といふ事を載せられ  
 も、前年家久に命せられしよしを推考してこゝに載す、  
 寛文三癸卯年八月廿日

一御伽羅上々計 一御香爐 一御香爐箱 一御  
 香箱 一御香盆 一御花入 一御茶入之袋に成候  
 切 一唐紙、上々計(但、ふるさかんとう渡りに而、  
 上々に而候は、右之分者見計相調可被差上候、)  
 一皿鉢 一卓 一食籠 一繪之類 一硯 一墨  
 一筆  
 右之分者、被調候儀無用に候、以上、  
 卯八月廿日

右老中相談之上、覺書被調之、黒川與兵衛に渡遣候  
 也、令條留、  
 享保四己亥年六月、唐土より御取寄、長崎より來候

樹三品、

荔枝二本 龍眼樹二本 蓬莖木一本承寬藤鏡  
 享保五庚子年二月、二番伊字九船より御詔之唐國  
 牡馬二疋牽渡る、但し、夜に入本船より馬を卸す、  
 則御用に被差上之、長崎紀事、  
 享保八癸卯年十二月、二十八番郭亭統船より、御  
 用之唐牡馬一疋、牝馬二疋牽渡る、但、夜に入本船  
 より馬を卸す、則御用になる、長崎志、  
 享保八年、廿八番今魚町唐船より馬三疋來、内駒一  
 疋、翌辰正月廿七日江戸へ登る、長崎覺書、  
 享保九甲辰年三月九日、御用之唐馬三疋、長崎御用  
 開高木作太夫所より人差添、江戸へ差下候に付、今  
 日關ヶ原罷通る、享保通鑑、  
 足赤金 但、一ツに付懸目凡百目程、按するに、原書  
 あらはす、今悉  
 くこれを略す、金銀錢の圖を  
 右者、寶曆十三未年石谷備後守様御在勤之節、未九  
 番船頭王履階爲手本始而持渡、一寶曆十三未年九  
 番船、持渡高百四十六文目四分、一明和二酉年十  
 番船、持渡高四貫五百三十目三分、一同四亥年一  
 番船、持渡高四貫五十四分七分、一同七寅年一番

船、持渡高二貫九百九十八分八分、一同年十三番  
 船、持渡高二貫九百九十五分六分、一安永二巳年  
 一番船、持渡高二貫九百九十六分三分、  
 九呈金 但、一ツに付懸目凡百目程、  
 右者、寶曆十三未年石谷備後守様御在勤之節、未九  
 番船頭王履階爲手本始而持渡、一寶曆十三未年九  
 番船、持渡高百四十六分四分、一明和二酉年十番  
 船、持渡高一貫目、一同四亥年一番船、持渡高二貫  
 六百九十八分九分、一同七寅年一番船、持渡高三  
 貫九百九十八分七分、一同年十三番船、持渡高三  
 貫九百九十四分三分、一安永二巳年一番船、持渡  
 高三貫九百九十五分一分、  
 元寶足紋銀 但、一ツに付懸目凡五百目程、  
 右者、寶曆十三未年石谷備後守様御在勤之節、在唐  
 荷主楊裕和、并未九番船頭王履階、爲御請始而持

渡、一寶曆十三未年九番船、持渡高十七貫九百七十九匁、一明和元申年四番船、持渡高九十三貫目、一同二酉年八番船、持渡高三十七貫目、

中形足紋銀 但、一ツに付懸目凡百目程、

右者、寶曆十三未年、石谷備後守様御在勤之節、在唐荷主楊裕和、并未九番船頭王履階、爲御請始而持渡、一寶曆十三未九番船、持渡高三十七貫七百五十二匁九分、一明和元申年十三番船、持渡高九十三貫目、一同二酉年八番船、持渡高九貫五百目、一同十年十番船、持渡高八十四匁、一同三戌年五番船、持渡高四十六貫五百目、一同四亥年一番船、持渡高九十三貫目、一同十年十番船、持渡高九十三貫目、一同五子年一番船、持渡高九十三貫目、一同七寅年七番船、持渡高九十三貫目、一同八卯年九番船、持渡高九十三貫目、一安永元辰年一番船、持渡高九十三貫目、一同二年二番船、持渡高九十二貫六百七十七匁七分、一同七年七番船、持渡高九十二貫四百七十六匁四分一厘、一同十二年二番船、持渡高五百二十三匁

五分九厘、一安永二巳年一番船、持渡高三十五匁、一同年十二番船、持渡高五十三貫目、一同三年年一番船、持渡高四十貫目、一同四年四番船、持渡高九十三貫目、一同六年六番船、持渡高九十三貫目、一同九年九番船、持渡高九十三貫目、一同四年未年一番船、持渡高九十三貫目、一同二年二番船、持渡高九十三貫目、一同九年九番船、持渡高九十三貫目、一同五申年三番船、持渡高九十三貫目、一同五年五番船、持渡高九十三貫目、一同六年六番船、持渡高九十三貫目、一同七年七番船、持渡高九十三貫目、一同八亥年一番船、持渡高九十三貫目、一同九年九番船、持渡高九十三貫目、一同九子年十番船、持渡高四十六貫四百八十九匁八分、一同五年五番船、持渡高百三十九貫四百八十八匁二分、一同十年十番船、持渡高九十二貫九百八十八匁、一同元丑年六番船、持渡高百八十五貫八百六十四匁六分、

元絲銀 但、一ツに付懸目凡十匁程、

右者、寶曆十三未年、石谷備後守様御在勤之節、在唐之荷主楊裕和、并未九番船頭王履階、爲御請始而持渡、一寶曆十三未年九番船、持渡高二百四十貫七十三匁二分二厘六毛、一明和元申年十三番船、持渡高百貫目、一同二酉年四番船、持渡高百貫目、一同八年八番船、持渡高五十貫目、一同十年十番船、持渡高四百二十四匁八分七厘七毛五弗、一同三戌年五番船、持渡高五十貫目、一同四亥年一番船、持渡高百貫目、一同十一年一番船、持渡高百貫目、一同七寅年一番船、持渡高三十六匁一分、一同二年二番船、持渡高百貫目、一安永元辰年二番船、持渡高三百四十六匁五分五厘九毛一弗、一同十二年二番船、持渡高百貫目、一同二巳年一番船、持渡高八十五匁三分、一同五申年八番船、持渡高五十貫目、

花邊銀錢 但、一ツに付懸目凡七匁二分程、

右者、明和二酉年、石谷備後守様御在勤之節、西七番船頭崔景山、爲御請始而持渡、一明和二酉年七番船、持渡高三十一貫十一匁七分、一同十年十番船、持

渡高四貫三百八十匁、一同三戌年一番船、持渡高十九貫二百八十九匁五分、一同九年九番船、持渡高五十貫目、一同四亥年二番船、持渡高百貫目、一同五子年五番船、持渡高百貫目、一同七寅年三番船、持渡高十二貫五百二十九匁一分、一同八年八番船、持渡高三十七貫五百九十五匁五分、一同八卯年四番船、持渡高十貫二百七十匁九分、一同十年十番船、持渡高九十貫四十二匁三分、一同十二年二番船、持渡高二十七貫七百四十二匁七分、一安永元辰年六番船、持渡高二十三貫二十四匁七分、一同九年九番船、持渡高五十貫九百三十二匁、一同十年三番船、持渡高百貫四十三匁四分、一同二巳年九番船、持渡高百貫三十八匁八分、一同十三年三番船、持渡高十九貫六百八匁、一安永三年八番船、持渡高二十八貫百七十三匁三分、一同十一年一番船、持渡高百貫七百二十二匁六分、一同四年未年十二番船、持渡高百貫七百九十七匁七分、一同五申年十番船、持渡高四十九貫二百四十八匁、一同六年西五番船、持渡高六十四貫七百四十五匁二分、一同九年九番船、持渡高三十三貫百九匁八分、一同七

戊年八番船、持渡高八貫八百三十五匁八分、一同年十番船、持渡高六貫四百五十三匁六分、一同年十三番船、持渡高六百三十一匁八分、一同八亥年二番船、持渡高三貫五百八十八匁九分、一同年七番船、持渡高二貫八百一匁九分、一同年七番船、持渡高二貫七十八匁四分、一同九子年七番船、持渡高二貫三百六十匁六分、

人頭錢 但、一ツに付懸目凡百口、

右者、崔景山御請花邊銀錢爲代、安永六酉年柘植長門守様御在勤之節、酉五番船より始而持渡、一安永六酉年九番船、持渡高十五貫六百四十二匁一分、一同七戌年八番船、持渡高三十六貫八百九十一匁六分、一同年十番船、持渡高七貫九百三匁一分、一同年十三番船、持渡高三貫二百七十四匁七分、一同八亥年二番船、持渡高五百八十八匁五分、一同年三番船、持渡高六貫三十二匁三分、一同年七番船、持渡高四十貫五十七匁二分、一同九子年七番船、持渡高五十二貫八百六十匁七分、一天明元丑年五番船、持渡高百一貫九百八十三匁二分、安南板金 但、一挺に付懸目凡百目程、按ずるに、安南銀は、

南國の部に收むへけれども、唐船より持渡りしにより、分條せず。  
右者、明和三戌年、新見加賀守様御在勤之節、酉八番船頭游撲菴爲手本、戌十一番船より始而持渡、一明和三戌年十一番船、持渡高七百九十八匁、一同四亥年四番船、持渡高七貫三百九十二匁九分、一同卯年八番船、持渡高六貫九百九十九匁三分、一安永七戌年十二番船、持渡高二貫九百九十七匁九分、一同八亥年六番船、持渡高二匁一分、一同九子年五番船、持渡高三貫目、一天明元丑年二番船、持渡高三貫目、

安南上板金 但、一挺に付懸目凡百目程、

右者、明和三戌年、新見加賀守様御在勤之節、酉八番船頭游撲菴爲手本、戌十一番船より始而持渡、一明和三戌年十一番船、持渡高一貫四百九十四匁、一安永七戌年十二番船、持渡高五十九貫九百六十九匁六分、一同八亥年五番船、持渡高五十九貫九百二十三匁八分、一同六番船、持渡高五十九貫九百五十九匁六分、一同九子年五番船、持渡高百十九貫九百四十一匁五分、一天明元丑年二番船、持渡高六十貫目、

安南次板金 但、一挺に付懸目凡百目程、

右者、明和三戌年、新見加賀守様御在勤之節、酉八番船頭游撲菴爲手本、戌十一番船より始而持渡、一明和三戌年十一番船、持渡高一貫五百五匁、

西藏金 但、掛目一ツに付、凡大形二百三十七匁程、小形九十七匁程、

右者、明和四亥年、石谷備後守様御在勤之節、亥二番船より始而持渡、一明和四亥年二番船、持渡高一貫百五十七匁二分、一同八卯年一十番船、持渡高二百二十目三分、一安永元辰年十三番船、持渡高二貫七百七匁七分、一同二巳年十三番船、持渡高一貫二百四十九匁五分、一同三年十一番船、持渡高一貫五百二十一匁五分、一同五申年一十番船、持渡高一貫三百五十七匁、一同六酉年七番船、持渡高二貫七百四十六匁三分、一同九子年九番船、持渡高四百五十二匁四分、一同九子年亥十三番船、持渡高一貫六百六匁七分、一同年四番船、持渡高二貫二百五十四匁三分、一同年七番船、持渡高一貫二百七匁七分、一天明元丑年五番船、持渡高一貫二十七匁三分、一同船、持渡高七百三十二匁三分三厘七毛五弗、此元絲銀十一貫七百七匁四分

分、

寶曆十三癸未年已來舶來する所の、唐、安南、阿蘭陀金銀品類、前圖已に詳なり、恨らくは、其舶來の斤兩を缺く、今搜求して數量、并に文字銀、二銖判に銷作せる數量を記して附録とす、

一舶來足紋、元絲、花邊、紅毛等精麗各一ならず、銷して文字銀と南鐸二銖判とを作る、斤兩また同じからず、其詳なる事は五金志に著す、故に茲に省く、只諸銀を一つにして、總計ばかりを載す、

一金また足赤、九程、八程、安南精麗同しからず、いまた文字金に造らすといへども、其位は各定れり、然して年々各位同しからず、甚だ繁多なれば記すに及はず、

一安南掉銀は、此圖成るの後舶來す、今圖を作りて補す、○原本

一文字銀一匁は、慶長銀五分七厘五毛有奇に當る、文字金一兩は、慶長金二分、永二百四十文有奇に當る、文字金重さ三匁五分二厘二毛を一兩とし、四分にして一分とし、八分にして二朱とし、十分にして永二百文とす、

天明壬寅十月晦 野口直方

舶來金銀數量

元寶足紋銀百三十貫四百九十八匁 寶曆十三未年より明和元年迄、中形足紋銀三千七百七十一貫五百六十一匁二分四毛九糸四忽 寶曆十三未年より安永六酉年迄、元糸銀七百五十貫五百五十五匁九分五厘九毛一糸 寶曆十三未年より安永六酉年迄、安南板金二十貫九百九十一匁 明和三年より天明元丑年迄、西藏金八貫五百七十七匁一分 明和四年より安永六酉年迄、足赤金十七貫六百二十四匁五分 寶曆十三未年より安永元辰年迄、九呈金一貫四十八匁八分 寶曆十三未年より明和二年迄、八呈金十五貫七百三十五匁八分 寶曆十三未年より安永元辰年迄、花邊銀錢千九百九十六貫百六匁 明和二年より安永八亥年迄、人頭錢百八貫二百七十四匁 安永六酉年より同八亥年迄、安南銀二貫五百九十七匁二分 明和三年船來、安南棹銀百八十貫四百二十八匁五分 安永九子年より天明元丑年迄、安永九子年船來、總計舶來銀漆阡拾陸佰拾匁捌分參厘參毫漆糸肆忽、内、阡七

百五十貫六百七十八匁三分九厘二毛五糸銷して、文字銀に作る、三千四百二十八貫六十一匁七分七厘三毛、每六十目替金一兩、金にして五萬七千三百三十四兩一分、永百十二文八分八厘二毛六糸、三阡捌佰貳拾玖貫玖陌拾玖匁玖分玖釐玖毫銷して、南鑲貳銖判に作る、百二十六萬六百五十斤、每八片換文字金一兩、金にして十五萬七千五百八十一兩一分、舶來金陸拾參貫玖陌十漆匁貳分、文字金に改造せし數量なし、此とさいまた改造の事なき故なり、其後改作せり、其數を求めて補ふへし、寶曆十三より金銀持渡ることは、田沼意次が政柄を専らにせし時、人ありて白石の寶貨事略を示す、意次も打驚きて、さらば唐船、阿蘭陀へ、試に金銀を求め見んとて申斷し所なり、此書の如く金銀の山吹を唐船より渡しければ、さては儒者の申事は、用に立すとて笑ひけること、事情をしらぬ人にかゝる書を見せて、俗人の嘲を招きし事、口惜き事なりとて、多紀永壽院の物語なり、自注、野口直方は備中の御代官なり、御勘定の時、此金銀吹券の懸り役なり、唐阿蘭陀船持渡金銀圖鑑附録、俗名辰之助、當時年々唐土へ金銀の渡り去る事を、公にも惜み思召

て、唐人へ以來は此方へ、金銀を持來るへしと命ぜられけるに、明和年中より金銀ともに、唐土より年々本邦へ持來る事にはなりぬ、銀も六千貫目受合たりしか、其數も早先年濟て、其後は矢張唯今に持渡り來ると、銀座の人の物語なり、も金もインヌと稱して、純金年々に持渡り來る、其圖を見しに、赤足杯按ずるに、赤足は足赤の誤寫なるへし、印記ある金殊に多し、是も明和年間より今に至り、年々持渡り來ると、銀座の人の物語なり、北窓瑣談、

貞享二乙丑年、持渡書籍の内、禁書あるに於て其書は燒捨、一船の荷物積戻を命せらる、のちまた積來る書籍の内、燒捨墨消積戻を命せらる、事しばしなり、元祿八乙亥年五月三日、また禁書を積渡るにより、持主賈計庵、船頭何元亮兩人の渡來をどめらる、

貞享二乙丑年、小川町宿の唐船より、寔有詮といふ書持渡る、被逐御吟味之處、書中に天主耶穌教御禁制の文句有之に付、書物は燒捨られ、唐人禁足にて積戻仰付らる、長崎志、

貞享二年、唐船持渡書籍の内、寔有詮といふ書の内、御禁制の天主耶穌教の文段有之旨、向井元成

按ずるに、父を元升といふ、延寶八年聖堂附を命せらる、元成は此頃書物役なり、言上有之處、大切なる御法度筋の儀相改出すの旨、御褒美として御切米三十俵、二人扶持被下置、書役改役被仰付、子孫相續す、長崎實錄大成、

貞享四丁卯年、二十一番船持渡 一天經或問後集、右塗抹、同三丙寅年、十二番、十五番唐船持渡 一福建通志、右燒捨、元祿八乙亥年、十六番船持渡 一帝京景物略、右塗抹、同年持渡 一譚友夏合集一部、六本二十三卷、右第七卷、七言律、有過利西秦墓而弔之詩一首、破之、同十二己卯年、二十三番唐船持渡 一碩學集、右塗抹、同十三庚辰年、六番唐船持渡 一禪真逸史、右同年六月廿五日差返、同十四辛巳年、四十二番唐船持渡 一方程論、右同十一月廿五日墨消、同十五壬午年持渡 一名家詩觀一部、十二本十四卷、右第六卷、有贈西洋湯若望詩七言律一首、墨消、同年持渡 一增補山海經廣注、右墨消、同十六癸未年持渡 一檀雪齋集、右墨消、寶永七庚寅年、十六番唐船持渡 一増定廣輿記、右同年九月四日墨消、元祿八年五月二日

十六番船唐人共被仰渡候書付

耶蘇宗門の儀、累年嚴重御制禁有之旨、諸唐船相諭處、邪說書交候書籍持渡候段、不届之至に候、併書中不相改、不慮に持渡候處、吟味之上就爲分明科を宥、一船商賣不免之、彼書燒捨出帆申付候、雖然、天學實儀等、其外御制禁之名目悉書面有之處、重疊不念之至に候條、持主費計庵者勿論、船頭何元亮、此兩人向後日本に渡海分停止畢、

五月諸家隨筆環浦愛城、

安永元壬辰年、去卯九番程間南船より持渡書籍之内、天學初函元來御禁書之儀に付、不宜教化之所、墨消被仰付、當五月歸帆之節、右書籍積戻り被仰付之、寛政十一己未年、王氏番外沈膽船持渡書籍之内、帝京景物略一部一套書中、天主堂利瑪竇墳墓之事等記載有之に付、其所墨消に而歸帆之節、積戻り被仰付之、以上、長崎志綴編、

享保七壬寅年九月、松平島津、少將繼豊、六論衍義を獻す、のちこれを唐國に渡さる、同十六辛亥年、さきに仰をうけ萩生總右衛門、足利學校に在し木板の十三經註疏を抄出して、七經孟子考文補遺と名つけしを

上木ありて、またかの國に遣はさる、

享保七壬寅年九月、六論衍義之書松平大隅守より獻上也、自注、追て唐へ被渡候、○承寛政錄享保十六辛亥年、孟子考文之板行萩野宗十郎按下、萩生總右衛門撰之、右公命有て漢朝へ相渡さる、一部代金三分位也、老士筆記、

足利の學校に、宋朝より渡りし古板十三經の註疏有之しを、享保五年に至り學士萩生總右衛門に被仰付、右之内、五經、論語、孝經、孟子を抄出して、七經孟子考文補遺と被名付、全三十二冊清朝へ被爲渡候、彼國にては、宋金の爭亂故五百年來、件の古本絶果、朱子よりして右古本見不被申候之由、此度始て日本より渡り候事、また上もなき東方の譽と相聞之候、右之席は學士室新助と萩生總右衛門兩人にて、各著述いたし候由、實に文華武果ともに盛なる當朝なりとこそ、明君總行録、

通航一覽卷之百九十九終

通航一覽卷之二百

唐國總括部三

○漂着并漂流扱方

按するに、本邦に唐船漂着せしは、北條五代記をほしめ、諸記應永十八年八月三日、相模國三崎浦に着岸、鎌倉の足利左兵衛督滿兼下知して、伊藤次郎左衛門尉貞次、梶原能登守景宗、三浦備前守義高を奉行とし、詮議しけるに、悪風に逢ひ着岸のよし答へ、船中財寶若干を積載たり、よて鹿苑院義滿に訴へしは、關東漂着のうへは、滿兼得分たるへしとの事にて、積來ることこの財寶残らず押さめ、物をあたへて歸國せしめしと載す、是よりさき、唐船漂着せし事有しにや、今詳ならず、また小田原記に、永祿九年春同所に漂着し、積來る所の荷物悉く交易せしむるす、

寛永十二乙亥年、以來漂着船長崎に挽送るへき旨令せらる、此年唐船の通商、長崎一方に寛文八戊申年、漂着船改方、ならひに挽船賃銀等の事を定めらる、正徳五乙未年六月、漂着破船の挽船賃、及び出戻り船難用賣等の事を、長崎奉行より五箇所宿老に達す、明和三丙戌年二月廿八日、漂着船挽送る路中の費、これまですへて奉行所より渡し來りしか、以後難船破船荷物海失等の時のみ、漂着の浦々より出すへき旨、西國の御代官及び領主地頭に令せらる、此證は、附録海防之部、異國船扱方唐船の條にあり、

同五戊子年、長崎近海唐船風待沙繋り等、漂着の差別を議定あり、

寛永十二乙亥年より、唐船他國に漂着有之とも、早速長崎に可引渡由被仰付候、御奉行柳原飛騨守、馬場三郎左衛門支配、長崎集、  
寛文八戊申年

一唐船他之漂に致漂着、碇を入候時は、其所の領主より警固差添可被送越候、依之、與力二人、歩行者一人、同心一人、町使の者一人、通事相添爲改遣之、送船に質唐人を乗せ、又唐船にも日本人乗移參候時分、日本人共改之、質唐人乗候船も、船中并人共不殘改之、其以後警固之者又は宿主等一紙手形仕候、其上にて別條無之候得は、常之通船中荷物等改之候、諸事改仕難候て以後、唐人不殘奉行所へ召寄、通事を以漂着之様子相尋候事、

一漂着船に引船相添參候節は、唐人かたより引船之賃銀遣之事、長崎記、  
正徳五乙未年六月、長崎奉行大岡備前守、五ヶ所按、長崎、江戶、京、大坂、堺、宿老に申渡之内、  
一漂着船并破船挽船賃之儀、如先格之、唐人より可

爲差出候、右銀高之儀、漂着候處より申來候趣、奉行所に相達し、差圖之上銀高相極、其所々に可相渡候、最請取方より、年番町年寄に證文取置可申候事、

一出戻り雜用賣之儀、類船相残り候内に候者、其船之唐人と引合に可仕儀、出戻船之唐人之願可爲次第候、船拂以後出戻り候唐船有之、右之引合可仕、残り船無之節は、水野菜之代銅にて卸可申候事、  
長崎奉行○按するに、長崎奉行勅方留に擧ぐ漂着船扱の事、年代を記されし簡條の内、唐人屋舖修理の事等見ゆれば、元禄已降にして、此頃の確定なるへければ、左に附す。

唐船漂着之事

一漂着之所より先達て御案内申來候得は、當津に可被差送由被仰遣候得者、以挽船當津に被差送候、着岸致し候得は、警固之仁相届候に付、重て御請取可有之旨被仰遣候、御請取之前日、御附人歟警固之仁歟呼寄、明何日何時御請取可有之旨、御用掛り御家老申談候、

一當日請取之檢使として、給人兩人、足輕兩人唐船に差越候、其節漂着之先にて、質唐人二三人取置、別船に差置候を、請取之本船に乘せ、唐人数を改踏繪

をふませ、本船に唐人二三人殘し置、相殘唐人召連、警固より渡し證文之儀を、朝鮮人請取候節之こごとく、兩通檢使に差出候事、

一右唐人共白洲に差出し、召連候足輕兩人は、白洲疊臺之上左右に罷在候、其外船番町使白洲に相詰候、風説役、通事目附、大小通事落縁に相詰、風説役漂着之次第致通辯候、落縁之上の方、唐人請取之給人兩人相詰候、御用に懸り候家老、内縁杉戸際に相詰候、さて内縁中程に被成御座、漂着之次第御尋相濟候得は、船に被差歸候、右相濟候得は、對面所下之間に御出被成、使者之間之襖を開、警固之使者被召出、御請取候旨御挨拶被成、御使者勝手次第可被罷歸旨、御意被成候、取次遂披露候、此節は杉戸立切候事、

一足輕二人

一御役所附二人

右唐船、長崎湊近く漂着いたし、其所より引船相頼候由、眞之物差出候得は、漂着之場所を差越、此方より引船被仰付、被遣候節檢使差出、

一給人兩人但、供若黨兩人、一足輕兩人

右、漂着唐船爲請取、本船に罷出、長崎奉行勅方留、

明和五戊子年、野母村、高濱村は、長崎港に程近き場所にて、唐船通り筋なるを以て、汐繫り風待等之節は漂着に不相成、樺島村、川原村、茂木村等は、長崎に隔るゆゑ、地方に唐船卸碇は可爲漂着段、被議定之、長崎志續篇

貞享二乙丑年八月九日、松平毛利長門守吉就領分、同三丙寅年十月廿三日、細川越中守綱利領分肥後國天草、即郡名元禄二己巳年七月十六日、秋月長門守種政領分日向國平田那珂郡に屬す等に漂着す、享保十七壬子年十月、肥前國沖島彼杵郡に屬すに漂着の難船を長崎に護送す、この後、漂着船は、護送の事、諸記に見ゆれども、後證に益なれば、省く。

貞享二乙丑年九月廿一日、去る八月九日唐漁船十艘、松平長門守領分へ流寄る、死人兩人有之由注進、按するに、長崎へ送同三年丙寅十月廿三日、細川越中守領分天草表へ唐船一艘漂着、則檢使を遣す處、商船故長崎奉行所へ相渡す、元禄二己巳年七月十六日、秋月長門守領内自注、城下より二里ほど平田といふ處へ唐船一艘漂着、風雨甚きゆゑ破損仕、唐人とも六十餘陸へ上り、死人も十人程有之由、以上、甘露齋、享保十七壬子年十月、謝禮臣一船四十人乗組、同十

六日夜大風にて瀕に當り破裂し、船具死骸共に跡方なく、散々に漂没し、此水主俣里一人、磯近く浪に打寄られ、肥前領沖の島に流着、助命せし由にて送來る、長崎志○按するに、落難雜談一言集に、寛政の初紀伊國并筑前國に漂着ありし事を記す、今他に所見なければ、姑く左に

寛政の初に、土佐の國に唐船漂着せしを、見分武士行向ひ、唐船に乘移り船中吟味せし間に、追風吹出ければ、急に帆を上げて馳せ去りぬ、見分の役人を掠め去られしかば、その儘に捨置れす、土州侯より各十年の糧米を積貯へ、大船十艘諸方へ手分して、唐土天竺蠻夷の浦々迄も追かけ、尋跡るへしと出され、日本の内は諸國の浦々へ、もし土佐人乗り居候唐船は、流れ寄らざるやと尋させられける、莫大の費用にて、しかも他國へ對し外聞もあしく、官への恐れもありとて、殊外氣遣れしに、運よく風止て、其唐船紀州熊野の大島に流着ければ、紀州公より其旨申送られて、土州より受取の役人、紀州へ越し、官命を奉して數百艘の小舟の引船にて、長崎まで送られし、其跡にて彼諸國へ尋に出されし十艘の大船を呼戻されしに、内一艘は遠く出て知れかねし

と風説あり、其後はいかゝなりしや、都て外國より漂流の船を吟味するには、彼船中の頭分の人數を陸へ上、人質として後、此方の役人彼船中に乗り移り、吟味する事故實なりとぞ、また同じ頃、筑前に唐船漂着し、彼國にて御吟味の上、相違なかりしかは、長崎へ送り遣さるへしとて、順風を待て彼唐船に、此方より小船多く番船に付置れしに、一日追風出ければ、此方の差圖を待す、番船の繫き綱を切捨て、西をさして馳去りぬ、番船驚き追かけしかども、大船に帆を上げたる事なれば、小舟にて押行に中々追付難く、暫時の間に數十里おくれたれば、力不及して皆々歸りしに、其内足輕三人乗り居りし番船一艘、ひたすらに西をさして追行しか、既に唐船を見失ひしをいどわす、洋中百里計も馳出しに、風も止に、唐船は百里も出候ゆる氣をゆるして沖掛りして居し所へ、彼番船終に押付、三人の足輕一度に移り、先鋒を取て帆柱を切り、刀の柄に手をかけて、日本の方へさし、急き漕戻へきよしをのゝしりけるに、唐人七十人餘乗組居し大船なりしかども、三人の勢ひに恐れて、すこゝと筑前に

漕戻しぬ、その後、法のごとく長崎に贈られる、彼足輕三人は、勇武を振ひし手柄日本の規模なりとて、後日に取立られしと沙汰なせり、落穂雜談、一言集、明和五戊子年、爾後漂流人護送し來ることも、回咨は興へす、譯司の手印を遣はすへきむね、唐船主等に達す、これ去年呂宋漂到の難民護送し來りしとき、咨文不敬の事ありしにより、糾問せしに、謀書の旨自狀せしは、かく改められしなるへし、なほ呂宋國の部、漂流放流の條併せ見るへし。

明和五戊子年、唐國或は外國へ日本人漂流し、入津の唐船より送り來る時、官所より咨文到來すことも、以後返翰は不遺旨、館内諸船主に被命之、長崎志續編、明和五年、唐國咨文之返翰止に相成、通事より手印遣す等に相成る、長崎年表要、

○番商御刑罰

正徳四甲午年、唐船漂泊に托し猥りなるにより、在崎の唐商に示さるゝむねあり、

正徳四甲午年五月十一日

執政府奉旨下長崎奉行所、題爲補助海寇特嚴邊禁事、凡海船通於我國貿易者、我使有司厚加存撫、使母累其貨賣、各遂其利、事無大小、歷有制度、母敢濫買、各處客商輻湊、定有所舟楫往來、定有其路、即

正徳四年五月十一日

大和守源朝臣命條

正徳五乙未年正月十一日、大目付、御目付を長崎に遣はされ、唐船の事により、肥前國唐津、島原以下の諸領主に令せらるゝ旨あり、同年五月、また老中より同國平戸、久島等の城主に、唐船處置の事を達す、同年八月、同國福江の領主に、領分警衛參觀等の事を命せらる、證は附錄海防御備場之部、肥前國長崎の條にあり。享保十一丙午年九月、中國西國筋の面々に、唐船追拂の事を令せらる、證は附錄海防御備場之部、船技方唐船の條にあり。同年十一月、在崎の船主等、唐船打拂の事により、冤禍を免れんかため願書を呈す、

享保十一丙午年十月

唐船打拂之儀付、諸藩之唐船主願書

具呈、各港船主丁建興等、爲請申寬令以全不測事切、興等領有信牌、來崎貿易、即或有時風漂近崎別島、有砲火之船、即放砲火爲號、復報姓名牽送來崎、不勝感荷、至于長門等三處、按するに、長崎并、豊前筑前なり。禁地、向有嚴條歷歷懷慎、但興等孤帆渡海、能守一定之法、斷不能防無定之風、倘洋中徒遇惡颶、一時誤投三處禁地、容或有之、彼時守汛竟行執法、皂白不分、則興等有牌之人、皆不免于奇冤烈禍矣、竊念、貴國素

遇狂風被打飄、到定路之外、各沿海州郡等、發役收保、轉危爲安、資給米糧薪水等、護送長崎驗數、各商亦遵我禁令、恪守母犯、得遂生意、已及百年矣、惟近年以來、奸商蠹害、爲弊不淺、射利影冒、肆意妄走、不由定路、出沒風浪、誘我商船、竊發私販、上岸登山、截伐竹木、至如網捕魚蝦、亦被切奪、或揮兵杖擊傷居民、或發火砲震驚邊境、原沿海州郡等、體我懷柔之意、不敢抗禦、故縱而去之、遂使枝黨滋蔓倍甚、意者百年以來、各處客商往來絡繹、無不諳我國禁、況今大清號稱昇平、遐邇嚮風、豈有治化之民出外橫行剽掠、斷非其類也、聞之、閩廣溫臺寧等海澳一帶、海賊盤據、嚴加捕勦、賊奔無處躲避、蓋其餘賊乘隙走竄、擾我邊境、日張兇勢、營爲巢穴、即此題請旨、下各道沿海等處、務要守備、見有賊船影響奸商私販等狀、該各州郡發哨船捕勦、傳首都下、母容少緩、專察賊情、母使遁跡、一掃海邊、寧靖爲期、特諭長崎奉行所、該依前件、使各舟楫往來必由定路、勿妄走越境、但洋間風信難準、一踏不測之路、或飄意外之地、輒依例速報爲憑、官爲自辨、要須各處客商人民通船弟兄等、遵依國禁、母有背違、諭到、明告知悉、







船手水主百三十九人 水主七百三十六人

長門より追拂船行列

日切船 日切船

日切船 同

先追拂船五十艘

日切船 同

同 同

大船頭

大角市郎左衛門

物頭熊野左兵衛 武市丸

浦奉行

伊佐源左衛門

同斷中村甚右衛門 小雲雀丸

天神丸

大角五郎兵衛

大坂丸 侍十人

番頭

大久保五郎右衛門

筆談役人

吉野丸

清末丸 侍十人

平井 知行

儒者

火矢大筒役

奥村彌五右衛門

春日丸

長柄之者三十人

財満六右衛門

宮市丸 手廻頭 勾坂彌太右衛門 手廻五人

兔丸

馬廻 栗屋八郎兵衛 上田六兵衛

駈者 通濱丸 細川宮内

手廻 小雀丸 横目一人

筆者 虎丸 小野又三郎

横山傳兵衛

石井勘平

井上清右衛門

上田九郎右衛門

桂七兵衛

椿清五郎

吉岡太右衛門

岡野庄左衛門

二番清末丸 乘候者 栗山兵馬

磯谷善右衛門

雉井武左衛門

丸美三之助

横川長左衛門

小笠原伴内

熊野左次郎

太鼓法螺一番大坂丸 乘候者

杉原武兵衛 江良清吉

中川伊右衛門 氷川兵内

塩谷定之允 小川彦右衛門

北山左五右衛門 林伊右衛門

粟屋惣左衛門 氷川仙右衛門

天神丸

追船支配人 船頭二人

鯨船日切船浦船 五十艘



小使船一艘

久野四郎兵衛

五十六挺立

供船

廿挺立

小使船一艘

附船一艘

同 斷

黑田 美作

六十挺立

醫師二人

儒者二人

右筆二人

鐘 太鼓

御用 丸

附船六艘

供船四十六挺立

通船二十六挺立

供船四十六挺立

足輕頭坂田善太夫

木山六右衛門

各務與兵衛

宅次郎右衛門

小川段右衛門

鎌田八兵衛

船奉行宮本傳太夫 浦奉行大鹽次兵衛

右之人數足輕其外召連候由、總人數不相知、是は前

廉より若松按するに、若松は遠賀郡にして、豊前相詰罷在

候人數なり、國小倉寄の海濱なり下再ひ辨せず、

小倉境中原村足輕頭林太郎太夫、小石村の

同斷海津新九郎、脇野浦同斷磯野伊右衛門、

脇田浦同斷長崎左太夫

右之所々々、足輕十五人宛召連、相詰候由、

家老 黒田美作 中老 久野四郎兵衛

大目付 山崎權太夫 郡代 宮川左太夫

右は、五月十三日若松按するに、若松は遠賀郡にして、豊前相詰罷在、

出、旅宿暫見合罷在、

右、同十三日若松按するに、若松は遠賀郡にして、豊前相詰罷在、

足輕頭貝原久右衛門、松下源六 目付林作左衛門

石火矢役石井三郎右衛門、江良與三右衛門、山崎助

太夫、多田宅右衛門 大筒打林文右衛門、平野宅介

徒目付横田新藏 右筆淺香壽作、今一人 儒者櫛田

平作 醫師高取夕庵、藤野道作

右、追々福岡より參着、總人數不相知、浦水主都合

二千餘御營日次記、

十二月朔日、松平黒田 宣政、小笠原忠雄、毛利元矩等、

唐船追拂の勞を賞せられ、猶明年御目付渡邊外記を

遣はさるべき旨命せられ、豊前國近隣の大名に示さ

る、旨あり、

享保二丁酉年十二月朔日、松平筑前守繼考、自注、肥

之令子爲父之代出座、○按する、小笠原右近將監忠雄、毛利

右京元矩蒙御感之仰、是去頃唐船八艘漂着于豊前

小倉沖、久繫置彼所處、各出手勢於海濱、設堅固備、

然而唐船歸帆、依之賞其勞也、萬年記、

享保二年十二月朔日

松平肥前守

小笠原右近將監

毛利右京

享保二年十二月十三日

唐船漂泊之御用に付、來春長崎御營日次記、可被遣旨被仰出、

右、長崎の御用に付可被遣旨、若年寄被仰渡之、是

は豊前小倉表の唐船漂流に付、追拂御用に被遣之、

同月廿八日

金十枚、時服

右被下之、享保年録、

同年十二月十五日、松平丹後守按するに、肥前家來の

山城守宅において、書付を以て申渡、

爲長崎御目付渡邊外記被遣之候、來正月十日頃當

地發足候間、船之儀松平肥前守被申合可被出候、長

渡邊 外記

御目付

渡邊 外記

渡邊 外記

渡邊 外記

渡邊 外記

渡邊 外記

渡邊 外記

渡邊 外記

渡邊 外記

渡邊 外記

渡邊 外記

渡邊 外記

崎奉行渡海格同前に可被心得候、以上、

十二月

右、松平肥前守家來にも同斷被申渡、

同月廿八日左之御書付相達之、

小笠原右近將監

覺

一唐船近く見及候へは、只今迄は番船差出し候得共、此儀先相止、唐船ごとく船を懸候を見届可申候、尤日本人ぬけ買を改候番船は、唐船へ見えざる様に差出し可申事、一唐船滞留候は、天氣能時を見計ひ、鯨船かつこうの小船に、大筒打候者二人程つゝのせ四五艘程出し、鐵砲にて打せ可申事、一右之船數は、唐船一二艘の時の手あてに候、若十艘餘も一時に有之候は、三領申合船を出し、打せ可申事、一右大筒は二三十目玉の抱の筒にて打せ可申事、一船の上廻り計を打せ申事にて無之候、何方成共打せ可申事、一日の中は小船に候共、商船にかはり候舟を見答可申候、其上鐵砲打せ候船小舟にて舟數も無之候へは、其様子唐船より見すかし候事も如何に候、夜中天氣靜時舟を出し、

唐船の在所知れ候は、鐵砲打懸可申候、畢竟玉込にて舟の近邊へ打懸候へは能候事、一唐船必打潰し候様にこの儀にも無之候間、舟の模様見知られる様に、あまり近くへ乗寄候事は無用に候、しかと目當のり不申候とも、くるしかるましく候、大概を積り打せ可然事、一鐵砲放懸候以後、唐船はせ出し退散候は、少々は追かけ打せ可申候、長く追候事は無用に候事、一島々又は山の出崎など近く唐船相見え候は、百目以上の大筒を仕懸置打せ可申事、但、程遠く候は、玉筋も遠、唐人共おとし計の様に存候ては如何に候間、十七八町より遠くは用捨可然候、尤右陸より打せ候大筒は、日の中打せ可申事、以上、

十二月

唐船滞留之節、追拂之儀、別紙御書付之趣を以、各相談可被申付候、委細は右近將監に被仰合、小笠原遠江守所へ可申遣旨被仰出候間、猶又遠江守へも可被申談候、

但、近々長崎へ御目付として渡邊外記被遣候、外記儀三領の内へ到着迄は、追拂見合可申候、唐船

一渡邊外記事、小倉、下關、若松にても暫く滞留いたし、唐船追拂の様子、最初一度は可致見分事、

覺

但、外記事、唐船滞留の領分に不居合候とも、何方に成とも、三領の内在之事に候得は、外記罷越候を相待候不及、追拂可申事、

一外記事、三領の内在之候間に、唐船追拂の儀無之、長崎へ罷越候以後、三領の内在唐船滞留候は、長崎表外記所へ注進いたし、外記罷越候て追拂の様子見分候様に可仕候、若長崎へ注進往來日數懸り、彼是手間入候ては、追拂差支申儀も可有之候間、必外記を相待申事にて無之候事、以上、

十二月

口上にて申渡

唐船漂流の儀に付て、先頃御直にも被遊御意候通りに可被相心得候、其方儀、只今在府の事に候間、同氏遠江守於在所致作略、無遠慮三領可申談之旨、遠江守へ申合可遣旨被仰出候、

以上の三通井口上、老中列座山城守申渡、松平民部大輔、按ずるに、民部大輔は長松平肥前守、毛利右京同斷、

同月廿九日

土井大炊頭

小倉、下關、若松邊唐船滞留之儀に付て、右三領へ別紙御書付之通被仰出候、其領内へ、按ずるに、この領肥前國唐津唐船滞留の事候は、御書付之趣を以追拂可被申付候、且又、今度長崎へ御目付渡邊外記被差遣候、相談事も可有之候條、可得其意候、以上、

十二月

別紙唐船近く見及候へは之御書付、并渡邊外記事と有之書付相渡す、山城守渡之、

松平主殿頭

松浦肥前守

右家來、今晚山城守宅に呼寄、家來に書付渡之、以上、御日記、

通航一覽卷之二百終

通航一卷之二百一

唐國總括部四

○潛商御刑罰

享保三戊戌年三月九日、九州筋漂泊の唐船打拂の指揮として、御目付渡邊外記長崎に着し、四月五日豊前國小倉に企救郡にいたり、この頃、小笠原右近將監忠雄、遠江守忠基在國なり、同十五日夜追撃船を出さしむ、松平黒田肥前守宣政松平毛利民部大輔吉元よりも船を出して打拂ふ、同年五月、其處置上聞に達す、以後も漂泊の唐船はかくはからふへき旨、小笠原右近將監忠雄に命せらる、

享保三戊戌年正月十一日

御目付 渡邊外記

右長崎の御晦、柳寮日次記、

享保三年三月

一去る享保二年二月、筑前松平肥前守殿領分は唐船入津候に付、關東の御親之處、御上使渡邊外記殿御下向追拂候様、御下知被仰下、月堂見聞集、自注、外記儀此節、御目付相勤、比年

長崎表御用に付罷越、歸府之上此度又如此、被其節小笠原家の被成下候御下知狀、且諸家船備人數配大概并蠻船漂流之海上略圖、

小笠原の被成下候御下知狀

此度唐船用事に付、將監事歸國可申付處、老人厭寒氣爲名代外記差遣之條、遠江守按するに、右近將監忠雄の嫡子忠基なり、相談無遠慮兩國の差圖仕、宜様に可致支配もの也、自注、將監は忠雄なり、外記は渡邊なり、

右同家追船條目并相圖之次第

一 一番貝 食物を調、船筋を可致事、

一 二番貝 砲をあげ、橋より外へ

一 三番貝 先船より段々乗出し、太鼓の序破急

一海上に乗出し、堪且并平松の間に、按するに、堪且は地名なるへけれ、さし今考へたし、平松は若松の誤寫なるへし、若松は筑前遠賀郡にして國境なれば、まつ船を留るの令なるへし、先船を留め見合候儀可有之候、其時分太鼓を爲打可申事、一唐船より手向致候は、本船にて太鼓もみませ、爲打可申候、其時は唐船手向と相心得、本船の差圖を相待可被申候、唐船へ推寄候節は本船にて、相圖可申候間、其節の手の營可相用候、日の中に候は、

采をふり可申候、必々抽て唐船に推寄、卒爾之働有之間敷候事、

一唐船退き追船乗戻し候節、相圖鐘を鳴らし可申候、其時總舟其儘にて推廻し、跡舟先手と成、漕戻り可申事、

右之趣、堅可被相守之候、以上、  
覺

同年蠻帆追拂船備

小倉船行列

鯨船	黃印	鯨船	黃印	鯨船	緋印
鯨船	柳葉丸	鯨船	花流松	鯨船	足輕 五艘 一箭丸
			船奉行早漕	清旗丸	足輕 五艘 小燕丸
鯨船		鯨船		足輕 五艘	利徳丸
		鯨船		足輕 五艘	一舉丸





筑前より追船行列

小船頭 大目付 目付 中船頭 抱大筒役  
 鯨船 二十挺立 無足頭 五十石小早 船十艘  
 小船頭 徒目付 六挺小早 矢倉役 船十艘  
 鯨船 船手頭 六挺小早 鯨船 一面 一面 鯨船  
 跡備

伴 嘉右衛門 梶原源三郎 三十八挺立 小船  
 石井三郎右衛門 三木孫六 三十二挺立 同  
 太田宅右衛門 吉田瀨兵衛 三十六挺立 同  
 西川勘兵衛 濱六郎左衛門 三十八挺立 同  
 福島長藏 高尾市作 四十挺立 同

三十六挺立 田中源五右衛門 使番 鯨船 五十挺立 大目付 喜多村彌次兵衛 六挺立  
 四十八挺立 船手頭 宮本傳太夫 矢倉役 鯨船 二十挺立 小船頭 六挺立

使番大川平作 使番二十挺立 四十二挺立 十挺立 四十石船

陸目付 按ずるに、姓 名を脱す、 四十二挺立 五十六挺立 黒田美作 鯨船 十挺立 三十石船

家老 黒田美作 鐵炮大將竹中傳右衛門  
 大目付 喜多村彌次兵衛 御日開 三好甚左衛門  
 馬廻頭 熊澤十郎左衛門 無足頭 久野善左衛門  
 船手頭 宮本傳太夫 浦奉行 大鹽次兵衛  
 同 澤木五郎左衛門 使番 大川平作  
 同 小川孫市 祐筆 山田次右衛門  
 同 帆足萬兵衛 大組 伊藤代右衛門  
 持筒頭 細江安右衛門 目付 田中源五右衛門  
 本道 鶴原道寶 外科 常江道客  
 儒者 楠田平治 舟車方 美和次兵衛  
 徒目付 筒井彌七 同 筒井六三郎  
 同 三和權左衛門 抱大筒打五人

火矢役 十人 郡代 宮川庄太夫  
 足輕 百五十人 足輕頭 十人  
 總足輕頭 梶原源三郎 三木孫六  
 吉田瀨兵衛 濱太郎左衛門  
 高枕市作 抱大筒打林又右衛門  
 飼竹彌右衛門 若林甚太夫  
 四宮助太夫 森島左平太  
 村上藤九郎 有田幸太夫  
 林角左衛門 若林治兵衛  
 津田武右衛門 同 甚太夫  
 津賀七郎左衛門 同 傳右衛門  
 石井三郎左衛門 吉住幸左衛門

花枝加左衛門 同 半十郎  
 吉田宅左衛門 西村勘兵衛  
 福島兵藏 同 善之丞  
 安部孫七 横田惣十郎  
 加山八三郎同太田木工之進弟子 原田佐七  
 小田十三郎 關庄七  
 吉田彌平治 岡村源兵衛  
 國吉善八同福島兵藏弟子 高屋宇平太  
 有村八次郎 吉田八之丞  
 津田孫三同村上野市村 上甚藏  
 同鍋田一左衛門家來御上使 渡邊外記殿  
 伊藤代右衛門かゝり役 三好甚左衛門  
 大鹽次兵衛 筑紫次郎左衛門  
 宮川佐太夫 木金藤兵衛  
 かゝり火覺 十九ヶ所 脇田浦より田堺之間、二十ヶ所 堺より千屋崎之間、十三ヶ所

長崎より出る船備

なごや崎より戸端之間、七ヶ所 若松之間、十ヶ所 修多羅より小田崎之間、十三ヶ所 小田崎より小石村之間、十ヶ所 小石村より脇浦之間、十九ヶ所 脇浦より脇田浦之間 合百十七ヶ所  
 島々口に被遣候人數之覺  
 地之島に  
 大村六郎 安部孫六  
 大島に  
 目付石松甚平 久沼安左衛門  
 神谷三六郎 永田三平  
 柴上宅左衛門  
 相島に  
 目付岡部源太夫 外田兵左衛門  
 同彦之進長崎買物役 越知與左衛門  
 宮河理介下書 中田忠治  
 伊藤左左衛門

二の早漕 手水主一人 四の早漕 手水主一人

日切船 日切船 八挺小早

船沙汰役

一の早漕 同斷

日切船

大角市左衛門

三の早漕 同斷 五の早漕 手水主一人

日切船 日切船 海百丸

大船頭 大角 伴助

太鼓

三挺立小使船 大角五郎兵衛 三挺立小使船 二艘上同

喜竹丸

上下十一人充

白佐源右衛門

貝

日切船足輕 三人日切船 足輕三人日切船 同 同 同

足輕三人 日切船 足輕三人 同 同 同

三挺立 手水主一人

日切船同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同

三挺立 手水主一人

小遣船二艘

天神丸 廿挺立

棒火矢 奥村彌右衛門

上下十人

下役六人

上下十人

相生丸 三十挺立 三島彌右衛門

府德丸 廿挺立

棒火矢 標原治右衛門

下役六人

日切船 大坂丸 五十挺立

中村左平 高田助右衛門

國弘吉兵衛

長柄者三十人

同斷

上井源六

飛脚中間十人

同斷

千秋丸 五十挺立

張中太郎次 小島治部右衛門

渡邊權左衛門

桂介右衛門 熊谷久太夫

伊佐只右衛門

平井知軒 上下五人

山中八郎兵衛 坪生平兵衛

福原喜兵衛

吉野丸 五十五挺立

平田將盛 上下四十八人

石塚政右衛門

服部印坊 上下五人

三十挺立 宮吉丸 四十六挺立 半野半左衛門

上下廿六人

中村七郎左衛門 上下三人

松野段右衛門 上下三人

涼野平左衛門 上下三人

渡邊與一左衛門 上下三人

富岡久次郎 上下三人

三十挺立

井上幸左衛門 上下十二人

坂井源右衛門 上下五人

小雲雀丸 三十挺立 阿曾沼新兵衛 上下十五人 三挺立 尾上丸

三挺立 虎丸 五十挺立 桂縫殿

包久藤太夫

太鼓

供船 供船

水野喜三郎 具 具役一人

同斷 同斷

同斷 同斷

種々島二人	日切船	種々島二人	日切船	種々島二人	日切船	種々島二人	日切船	手外	日切船	二艘
同	同斷	同	同斷	同	同斷	同	同斷			
同	同斷	同	同斷	同	同斷	同	同斷			
同	同斷	同	同斷	同	同斷	同	同斷			
同	同斷	同	同斷	同	同斷	同	同斷	日切船	玉藥持二人	

以上

一四月十五日夜丑之刻、若松船白島沖に居申候、唐船九艘追拂、同十六日巳之下刻、小倉に引取候、尤長門、筑前、右同時に追船差出候、

一長門より罷出候役人 物頭飯田與一左衛門  
 同粟屋平八 同出羽源八 同志道登 日付伊藤喜右衛門 大筒打足輕共 右何も乗船、

一筑前より罷出候役人 大目付頭喜多村彌次兵衛 無足頭天野與左衛門 船奉行松本市郎左衛門 日付松本左太夫 大筒打足輕共 右何も乗船、

一小倉より罷出候役人 上原九郎兵衛 二木茂左衛門 二木新左衛門 大筒打足輕共 右何も乗船、

右三段之諸侍共に小船にて追申候、都合船數六十艘はと、十五日之夜之内、火を燈し不申、俄に押寄鐵炮掛候付而、唐船おとろき碇など取揚候邊、甚周章候所を追かけ、船より夥敷鐵炮打寄、隨唐人五六人も打殺候と相見候由、夜分遠方にて御座候故、唐人數不相知候、唐船の帆に火燃付候を消候とて、唐人釣瓶に水を入火消候とて海へ入候を取歸、其後唐船の帆影も見え不申候、此間沖中に帆影見え候沙汰有之候得共、勿論不慥之由、上使渡邊外記、御徒目付等召俱、此節小倉領界前於遠見番所見分有之、外記事四月五日小倉表下着三領之内所々見分、

唐船漂流之場所海上之略圖

右唐船追拂候、爲注進小倉より早打之使者、大目付二木新右衛門罷越、此節小笠原へ被成下御書之寫、

去月十六日、唐船追拂之儀、達上聞候處、此度鐵炮にて打拂致方宜敷被思召候、自今以後漂流之節は、按ずるに、落懸雜談一、此度之通に打拂可申候、右之段渡邊外記より可相達旨被仰出候得共、外記儀今程三領之内に不罷在、長崎へ罷越候儀も難計候に付、於當地江戶なり、申渡候、猶亦外記方より可相達間、可被得其意候、以上、

戊五月 按ずるに、次の落懸雜談一言集によるに、此奉書黒田毛利の兩氏へ賜はりし也、

右之節、上使渡邊外記、并領主小笠原忠雄に、隣國之諸大名より追々付使者、様子相伺之、柳登陸、唐船追拂

享保三年春より異舶數艘西海に浮留る、炮を放ち是を追ふに、暫く退て又集り泊る、小倉の小笠原家より啓して小船の事を伺ふ、二十目筒、三十目筒を以て地方十七八間にて打たせ可然、船打破り人を殺すに至らざる様に計りつへし、但異國人に害あ

りても船退かは可なりと、關東より命せられし、小笠原家より重て申けるは、鐵炮の間其命の儘にすへけれど、海上心の如くならじ、只見合せて放へしと、云々、清船の所在はようちうとて浪殊に荒くして漕よるに追なし、四月廿六日の入口に記によるに十六日の誤、風止浪靜なりしかは、長肥及び小倉の家人心を合せて、大船に兵具をして後にひかへ、小船一艘に足輕二人水主一人のせ、鐵炮各二挺、自注、三十日其間五六間にしてはなつへきよし、合せて百艘餘おしよせ、大に銃を放つ、玉數凡三千餘、清船周章大方ならず、急に船を出し退くに、人多く打れ死傷數多く見えし、去るまゝに數艘の大船一時に退散せり、此趣急き關東に啓せしかは、松平民部大輔、按ずるに、民部大輔は松平肥前守、小笠原右近將監、長門國主吉元なり、松平肥前守、按ずるに、奉書前に擧の三家へ奉書をなし下し給ひぬ、按ずるに、奉書前に擧渡邊外記は、清船追拂に付、關東より三領へ下し給ふ御目付なり、且清船我國を伺來るに非ず、兵亂を遁れ來り海上にやすらふ様なり、其人甚勇氣なくを見えしとぞ、落懸雜談一言集

享保三年、長門、豊前、筑前三領之洋に、唐船數艘二

三ヶ年以前より毎年漂ひ来て、官命に背き候買賣を相謀る、此儀達上聞、上使として渡邊外記小倉へ下向、右三ヶ國へ、打潰し候歟焼亡し候歟、二度不來様に可取計由御上意なり、依之、四月十六日辰刻、筑前より唐船一艘焼亡し、命を遁れし唐人共は生捕、長崎へ送り來りけるを、新地の内籠屋を造り暫召置れ、その後歸帆の船より助命ありて返されし也、長崎記、

享保三年、去る正徳年中筑前、豊前、長門三領の海上に唐船數艘漂流し、拔賣等を成し、或は地方に上り竹木を伐取、不法の働をなし、今年又々、唐船三領の海上に數多分漂流の旨、江府言上之、仍て唐船爲追撃、渡邊外記、三月九日常表に到着あり、四月朔日筑前に赴き、漂流の唐船を撃拂ひ、五月廿四日長崎に歸着せり、長崎志、

享保三年五月十一日、小笠原右近將監忠雄蒙御感仰、是去月十六日於采邑豊前小倉沖、以鐵炮唐船追拂稱御旨由也、萬年記、

五月十一日、肥前國平戸より、松浦郡に唐國漂民を長崎に送り來る、御不審の事ありて半合せしめられしか、

て不入聞、剩無禮之儀有之、其上番船之際を伺ひ内證賣買をいたし、國法を犯し重疊不届之仕方候、依之國々守護之大名、唐船を追拂、若異儀に及候はは、人數を出し悉く打潰候様に被仰付候處、當春以來又々唐船數艘滯留に付て、張番之者共小舟にて、まっ鐵砲少々打懸候處、唐船驚早速退散候故、不及打潰、其通りに差置候、然に李華夫乗組之船難風に逢、四月十五日之夜、折節彼所に參か、り鐵砲に打拂はれ、方角を取失漂流候て、壹岐國にて船を瀬に乘懸破船候に付て、乗組のものも糺明を遂候處、最初は三領へ漂流不致候由堅申候處、段々僉議之上、遭逆風長門領へ漂來候由令白狀候、最初申旨とは相違に候、死罪にも可被仰付候得共、私販を心掛け漂流候儀にては、曾て以無之由申之、其上此節長崎入津滯留之唐人共、一同に李華夫、乗組四十三人之者共を請合、身命を御助被下、歸唐仕候様にと、強て相願候に付、長崎滯留之唐人共に對し、一命計御助、舟板諸道具は燒捨、歸唐被仰付候、向後私販は不及申、御制法之趣、若於相背は死罪に可行もの也、

月日

在館の船主等願により死刑を宥め、歸唐を免さる、享保三年五月十一日、平戸より李華夫一船の唐人四十三人并荷物、當表に按ずるに、差送らる、本船は唐人依願彼地にて燒捨し由、此船難風に逢ひ、壹岐勝本浦にて破船せし旨訴るに付、稠しく被遂御僉議處、長門領より漂ひ來、筑前にて追撃に逢たるよし白狀す、但唐人五十三人内十人被撃殺、此度送來し唐人皆々鐵炮疵を受る者多し、仍て右唐人新地の内に籠置れ、同十月十三日、唐人屋敷の波戸塙にて、右の荷物船具共に燒捨被仰付、一船の唐人は在館の船主共依願、歸帆の船々より連歸る、長崎紀事、享保三年十月、松浦肥前守領海に漂着破船候、唐船財副李華夫の申渡書付、長崎往來之唐船、逆風に逢漂流候時は、日本國いつ方にて、浦々より船を出随分介抱致し、或は長崎に送り遣し、或は舟具など損失候時は、調て遣し歸帆致事候、さも無之に猥に船を寄滯留候事、堅く御制禁にて、兼々此段唐人共能乍存、近年長門、豊前、筑前の國々々唐船度々船を寄、數日滯留候付、浦々之者共罷出、歸帆候様にさいそくいたし候得共、會

右譯文

論李華夫

往來長崎唐船、儼遇逆風而漂流者、本國無論何處、該地員役曲加護念、周其不足、修其所損、或送長崎、或遣回唐、乃若無故妄自寄泊滯留者、明有嚴禁、此唐人素所詳知矣、奈近年唐人、屢次泊於長門、豊前、筑前等處、稽留多日、該地員役再三告戒、趣其解棹、不唯不聽其言、反加無禮、專伺隙窺其便、以遂私販爲得計、蓋其意非飽其貪婪、則終不肯去、其藐視吾國法不可勝數、故時命我沿海諸候、見有如此者、立爲趕散、彼若抗拒抵敵、則多點兵卒、盡爲擊沉、然此豈出於不得已也、又有唐船數艘淹留觀望傲然放肆、該地駕哨船薄放鳥銃趕散、幸唐船驚駭、即刻逃遯、故不及擊沉而止矣、有李華夫者壞船於壹岐之礁、審其通船人等、據彼所供、初未曾到三國地方、反覆鞠問、然後具昭實、遇颶風、四月十五日夜漂至長門、通遇鳥銃、趕散慌忙驚奔、不知西東至於壹岐、攔礁壞船、不符前言、雖當處以死罪、彼切哀鳴實出於風難、而不出於私販之圖、方在崎館唐人合辭、愿保華夫通船四十三人、乞全性命、以賜回唐、且體在館唐人、所

以法外赦死放之歸唐、其貨物船板槓棋等件、盡行燒燬、嗚呼國各有大禁、凡往來其國者、安可不遵其法而踏其死地哉、向後私販者固不待言、苟有犯我禁條、必處死毋貸、

享保三年十月

長崎入津之唐人共の中渡御書付

長崎往來之唐船、逆風に逢漂流候時は、日本國いつ方にても、浦々より船を出、隨分介抱いたし、或は船具など損失候時は、調へ遣し歸帆致事に候、さも無之に猥に舟を寄滞留候事、堅く御制禁にて、兼々此段唐人共能乍存、近年長門、豊前、筑前之國々々、唐船度々舟を寄、數日滞留候に付、浦々之者共罷出、歸帆候様に催促致し候得とも、會て不聞入、剩無禮之儀共有之、其上番船之際を伺ひ内證賣買をいたし、國法を犯し、重疊不届之仕方候、依之國々守護之大名唐船を追拂、若異議に及び候は、人數を出し悉く打潰候様に被仰付候處、當春以來、又々唐船數艘滞留に付て、張番之者とも、小舟にてまづ鐵砲少少打懸候處、唐船驚き早速退散候故、不及打潰、其通に差置候、然るに李華夫乘組之船難風に逢、四月

十五日之夜、折節彼所に參か、り鐵砲に打拂はれ、方角を取失ひ漂流候て、壹岐國にて船を瀬に乗懸破船候に付て、乗組之者とも糺明を遂候處、最初は三領の漂流不致候よし堅申候處、段々僉議之上、遭逆風長門領の漂來候由令白狀候、最初申旨とは相違に付、死罪にも可被仰付候得共、私販を心懸け漂流候儀にては、會て以無之由申之、其上此節長崎入津滞留之唐人共一同に、李華夫乘組四十三人之者をも請合、身命を御助被下歸唐仕候様に、偏に相願候に付、長崎滞留之唐人とも對し、一命計御助、舟板諸道具は燒捨歸唐被仰付候間、召連可致歸唐候、向後私販は不及申、御制法之趣、若相背事於有之は、死罪に可行者也、

月日

右譯文同前、但

且體在館唐人、所法以外赦死、爾等船主帶同唐山、

自注、數

李華夫謝表之寫

具呈李華夫、爲謹承旨諭、併謝鴻恩事切、華通船四十三人、今日叨蒙王上願旨、示下華等、謹知詳悉、但華

儀、生々世々奉忘却間敷候、依之謹て申上候、

諸船主共謝表之寫

船到長門地方理所不容、予犯貴國法禁、刑在處死、今館内各船主台辭恩保、乞全四十三人性命、幸逢盛世法外、開恩體各船主、赦華四十三人餘生、放之回唐、其貨併船板等件盡行燒燬、無不甘心、不特華等受覆載再生之恩、即在鄉父母妻子均感鴻恩、生死弗諉矣、謹呈、

享保三年十月十一日

右和解

以書付申上候者は、李華夫にて御座候、謹て上意を奉承、御厚恩を奉謝候事、私共一船四十三人之者、今且王上より上意之趣、御書付を以被仰渡、謹て具に奉承知候、然私船長門之地方に乗參候段、不届之仕形、貴國之御制禁を犯し候付、死罪にも可被行之處、今度在地之諸船頭一同に以書付請合、四十三人之身命を御助被爲下候儀を奉願候處に、幸盛なる御代に奉逢、御法之外に御恩を被開、諸船頭に被對、私共四十三人之身命を御助け被下、歸唐御赦免被遊候、尤貨物船板船道具等は悉く御燒捨被遊候旨、奉心服、誠天地再生之御恩を奉蒙候段、私共は不及申上、故郷之父母妻子至候迄、均御厚恩を奉感佩候

具呈、各港船主黃哲卿等、爲謹遵明旨願謝天恩事切、哲等會合辭公保李華夫等、乞全性命生歸、但華夫有犯貴國法禁、刑當處死、今蒙明旨願諭、體哲等公保、赦其死罪、得以生歸唐土、此誠天高地厚之鴻恩、不特華夫四十三人、却結即哲等今月出館、拜聆明旨之下、亦深感聖恩矣、但哲等回棹之際、遵旨願將華夫等四十三人、分派各船、帶同至於貨物船板槓棋等件、盡行燒燬、以正國法、理合凜遵、然華夫僥倖得以餘生回唐、即當永戴隆恩於無既、謹謝以聞、

享保三年十月十一日

右和解

以書付申上候者は、諸湊の船頭黃哲卿等にて御座候、謹て上意を奉承、一同に天恩を奉謝候事、私ども先達而書付を以、李華夫儀を請合、身命を御助け被爲下候儀を奉願候處に、華夫儀御國法を犯し候に付、死罪にも可被行之處に、今度上意之趣御書付を以被仰渡、私共請合候に付被對、死罪御赦免被爲遊、歸唐可被仰付候旨、誠に天地と均き御厚恩、華夫

等四十三人之者奉威佩候のみならず、私共迄今日構より被召出、上意之趣奉承知、聖恩を奉蒙候儀不淺奉存候、私共出帆之節、上意に任せ華夫等四十三人之者ども、船々へ分け乗せ、召連歸唐可仕候、且亦貨物船板船道具等は悉く御焼捨可被遊、正敷御國法謹て奉受候、誠に華夫等幸に身命を御助け、歸唐被仰付候御厚恩を頂戴仕候儀、永々盡申間敷候、依之謹て奉謝候、

譯者唐通事 風説役 穎川四郎左衛門 目付 彭城節右衛門 同西村作平次 大小通事以上、和漢寄文、

享保三年六月、二十番南京船之唐人共申口

私共上海致出帆候以前、彼地にて取沙汰承申候は、當春小倉表の徘徊仕候唐船共悉被追拂、寧波之内乍浦と申所の漸々逃歸り申候由に御座候、船之乗組人數之内痛み申候者、勿論御當地按ずるに、罷渡り長崎也、罷渡り申候船は、貴國之信牌を以被致證據と、船切手に日本渡海之趣を書載せ、商人に被相渡候上にて、御當地の罷渡り申儀に御座候、然は右の船々は、御當地よりの信牌無之候、殊に去年より日本之外之外國へ罷渡り候儀、制禁にて御座候付、定て大清之内所

所へ往來仕候由を申立、唐國船切手を取、小倉表へ徘徊仕候哉と風聞仕候、右之譯に付、自分よりは取沙汰可仕様無御座、隱密に致し罷在候、乍然上海表と乍浦は極遠く御座候に付、實説相知れ不申候得共、粗上海にて、右之段承申候、此外異説少も無御座候、

右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、  
戊六月十四日

風説定役 唐通事目付 唐通事共  
同年十月、二十七番寧波船之唐人共申口

當春小倉表の徘徊仕候而、被追拂候唐船二艘、五月之頃、寧波之内乍浦と申所の逃け歸申候、但乗組人數之内、痛み申候者數多有之、又は死申候者も有之候よしに御座候、依夫自今以後は、かの邊へ乘來候船御座有間敷由、取沙汰仕候、

右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、  
戊十月七日

風説定役 唐通事目付 唐通事共以上、商説○按ずるに、月堂見聞集に、この時抜賣せしもの刑せられしことを左にいたす。  
享保三年閏十月十九日、朝六時半に、大坂御屋敷に

て、今度長崎表抜買之者共に被仰付候趣、北條安房守様御屋敷にて、抜買之科人御召出し、其町々年寄五人組家主共被爲召出、安房守様、飛驒守様御立會にて、被仰渡候、扱又殿様御入被遊候て後、御役人方より、本人町人共へ御申渡有之候由、罪人總高六十四人内御預け三十人計、

京都石垣二條行當り  
田中屋半兵衛事  
辰砂源兵衛  
同油小路二條上町  
福島屋仁左衛門

右兩人は、閏十月十九日朝、牢屋敷にて死罪に被仰付候、

長崎者 さつみや和平治  
肥前者 石崎 八右衛門  
肥前者 米屋 平兵衛  
大坂者 小倉屋善右衛門  
大坂者 難波屋仁左衛門  
小倉者 若松屋 市兵衛  
小倉者 岩崎 三介

右七人、閏十月廿一日より三日之内、高麗橋にて鼻をそぎさらし、夫より御追放、

野村久左衛門 清左衛門 勘左衛門  
右三人之者、方々に住居仕候、抜買頭にて候得共、其同類訴人いたし御公儀様より御穿議のたそくに相成申候ゆゑ、御褒美として、家財之内四分一被召上、残り本人に被下候て御赦免、何方に住居仕候とも御構無之候、

傾城かつ山三十歳計  
右は、野村久左衛門、小西又兵衛、兩人かけ持の女房に罷成居申候、尤抜荷少々つゝ、自分に賣買仕候、これも御構無之、御赦免、

京大宮通一條  
よしと名を替  
同 江 口二十歳計  
右は、大坂者久左衛門と申者妻にて御座候、男はしり行方知れ不申候、是も御構ひなく、御赦免、

油小路二條上町  
まつと名を替  
同 名 不知  
右は、油小路二條上町福島屋仁左衛門妻、諸色道具被下、御赦免、

三條通り橋東  
き  
く四十歳計  
是も御構無之、御赦免、

右は、傾城かつ山伯父にて御座候、久左衛門をかくまひ置候、御尋之初不存候由いづはり申候、其科に依て御預け置被遊候、是も御召出し、出家之段に候得は、久左衛門命たすけ度一筋に御聞届被遊、無構御赦免、

大坂平野 櫻井寺和尙  
鳥丸三條上町 越後屋九兵衛  
大坂 大坂 大坂  
くけ屋茂兵衛  
同 孫兵衛

右三人、三十日青竹にてごぢめ、後は御赦免、  
長崎 安右衛門  
右は、當四月國元被送候由、大坂にて、水せめ、木馬せめ、さま／＼のせめにあひ候得共、おち不申候由、

京 堺屋 權右衛門  
同 小倉屋善右衛門  
同 小西又兵衛  
同 あかしや彌兵衛  
右四人之者共、一二度つゝ水せめにあひ申候由、此外家財四分、五分、或は三分一、或は銀二枚、三枚、

五枚、錢二貫文、三貫文杯之過料御取上、追放或は御赦免、月堂見聞集、

通航一覽卷之二百一終

通航一覽卷之二百一

唐國總括部五

○酒商御刑罰

享保五庚子年六月、また豊前、筑前、長門三國の海上に、唐船漂泊せるにより、同十七日、小笠原右近將監忠雄を領す、豊前國小倉の家臣、謀計をもて唐人數人を擒る、同廿二日、松平黒田筑前守繼隆、豊前守實政の嫡子にて、人數を出して燒撃し、松平毛利長門守吉元、領國長門追船を出せしかは、悉く退船せり、

享保五庚子年六月  
一小笠原右近將監領分、小倉之内藍ヶ島近く、唐船致漂流候に付、公儀御役人の届置、仲買之目明し三人小倉に呼寄委細申合、例之沖買に仕立唐船に遣し、抜荷買可申由掛合候處、面々此節來候由之事先達而承候、中々被欺へきや、若船中に入らば打殺さんどてうけ附ず、左様の儀には無之、例之通抜買なり、證據は日和次第一兩日中代金可致持參し申、一先罷歸、六月十七日夜子刻抜荷買に立出、物頭兩人

足輕七十五人船底に隠し、唐船に近附、抜荷買に來るといひ、金篋を没入候故、唐人心解階子をおろし候得共、乗移り難きと申せは、又々階子三挺下し候故、三人上り候跡に附、物頭足輕唐船に乘移り候得者、唐人共劔をぬき働、有合の道具を打かけ又は爪にて顔をひつかき防候得共、船中乗合之四十五人生捕候、尤足輕之面々怪我多く、淺手餘多蒙り、劔にてつかれ候ものは重手の由、四十五人之内頭唐八三人、小倉に引取、小笠原遠江守より按するに、小笠原にして在日下部丹波守に、時奉行なり、翌十八日届在之候處、指圖にて、右三人長崎に、相送候よし、唐船の内通のもの吟味有之候得とも、他領のものか不相知由、一體三ヶ國より寄合參り、貨物も盜物に可在之哉之由、物頭兩人は上條九郎兵衛、横川佐野右衛門、其外掛り野崎要人、番頭青柳彌三右衛門、唐船道拂、西田庄三郎、自注、長崎、也、大船頭石井與八郎、石火矢打古田元右衛門兩人は、外船に指扣、自然違變在之候得者唐船打潰候手段のよし、右注進に付御奉書、此度唐人被召捕候様子、兼而御好之御注文之通無相違、別而御氣色之事にて珍重存候、此旨可申達



旨、河内守按するに、老中申付候由、井上河内守家來音羽庄兵衛より、小笠原右近將監家來依田左次兵衛の申聞之、

一筑前領大島沖に、六月廿二日、唐船一艘致漂着候處、松平筑前守より打拂役人乗出し、石火矢を打掛候得者、船中出火唐船焼失、唐人不殘致焦死候由、右役人大目付北村彌次兵衛、船奉行松平市郎兵衛、物頭久野善右衛門、石火矢打磯野彌五兵衛、

一長州赤間ヶ關の唐船一艘、別に五艘、六七十里先迄漂流船見え候由、注進在之候、右之所には船路之大灘有之、晴天海晴にても日本船渡海不相成、彼唐船とも、地方に少し寄候處、長州領之重役小幡源兵衛、村上又右衛門、六月廿三日追船を出し候得者、右之所に逸退、其後は寄り不申、不知行方云々、享保五年七月

小笠原右近將監領分、豊前小倉領藍ヶ島と申所の、唐船一艘漂着に付、抜荷買目明し之者三人船にて參、荷物可買請由申聞せ候得は、唐人共、兼而其段先達而しらせ候者有之候て、中々謀られ申事に無之候、卒爾に寄候は、打殺し可申と申候に付、左様之

儀にては無之、其證據には二三日之内天氣相見合買請に可參と申聞せ歸、二三日過候て、船之底にこれ七十五人隠乗候て、右三人之者立顯はれ、船を寄候て荷物買に參候由申、金子入之箱を唐船に投入候得は、唐人安氣いたし階子を下げ申候に付、是にては乗かたく候由申時、又二挺下げ申候に付、船底の者共起上り、ひたひたと乗移り候得は、唐人大きに驚き劔を抜かたり、或は船の道具にて打、又は爪にて引かき働候に付、取あくみ申候、殊に夜中之事故、船中不案内にて捕兼、手負もあまた出來候得共、手木にて打臥せし、取候て、四十五人不殘捕申候、自注、召捕候唐人新江、青島興府の者なり、其内、頭取唐人三人、長崎に送り遣す、唐人申に付、先達て告知らせ候内通之者、僉議有之候得共相知不申候處、後知候て是も被召捕候、右は三ヶ國の打合船にて、荷物も國々の盗物と相見え候由、其節の役人、

番頭 野澤要人按ずるに、

野澤は野崎の誤りなり、  
追放役 青柳彌三右衛門 西田庄三郎

物頭 上條九郎兵衛組共

横川佐野右衛門組共

大船頭 石火矢打

古田元右衛門

右之後、赤間ヶ關の唐船三艘、長門の五艘、六七里先の相見え候得共、其所、いか様之晴天にても、日本船は渡海難成大灘に候により、乗附かたく候よし、長門領、筑前頭より追船出し候得は、右之難所を逃退申候に付、近寄かたき由申候、

同月注進

筑前國大島沖に、六月廿三日、唐船一艘漂着に付、松平筑前守より打拂役人差出し、唐船の近寄候て唐人を打殺申候處、唐船より出火、右之船悉く焼失仕、悉く死亡す、以上、承寛録、

享保五年七月、小倉より唐人送來、按するに、長崎に送りしなり、此唐船豊前領海上に漂流之處、夜中密に追船を仕立、抜荷買人之舩に似せ、唐船に近寄、船主谷子玉、財副潘水、總管楊東を小船に謀り乗せ、三人共に搦捕、常表に被差送之、長崎志、按するに、枯木集に、この時御目付渡邊に被差送之、外記を遺はされしよし、記したれども、此ころは在府なり、また打拂の月日も、享保年録等に載りし疑はしけれ、生捕の始末具さに奉たれば、左に存して參考に備ふ、  
享保五年三月、筑前、豊前、長門沖に唐船多相見、

日本を伺候様子に相見え候に付、筑前國福岡城主松平肥前守繼政、長門國萩の城主松平民部大輔吉元、豊前國小倉の城主小笠原右近將監忠雄、右三家より鯨小早番船にて拂退候ても、沖を廻り居申候故、段々御注進被成、右三ヶ所遠見番所より御人數無油斷相守、四月に至ても唐船猶數多沖に相見候段、注進有ければ、江戸より御目付渡邊外記御下知を蒙、豊前小倉の下着あり、六月五日六日には小倉藍島に來る、自注、藍島は小倉より三里、倉より三里に依て石火矢を仕掛置、鯨小早船數十艘、軍船百艘、右三手より漕出し追拂ければ、皆々唐船引退、日本を伺候様子にも無之、抜荷物賣船之様子にて、船の内多荷物相見え候よし、これによつて抜荷物買之者とも御詮儀有之候處、大勢あらはれ、大坂に生捕皆々鼻を刎、命は御たすけ被成候、抜荷買の隨一先生金右衛門、播磨屋又兵衛、久保甚左衛門三人奉行所牢屋に居、抜荷買のもの共白狀いたし、或時兩人申上候は、唐船抜荷舟唐人御生捕候は、以後參問敷候、これによつて唐人生捕やうの次第條々に申上候、大坂町奉行より江戸に右之譯御注進御座候間、右近將監殿、番頭

野崎要人と申もの、井上河内守殿めしよばれ御密談被成、小倉に被遣候、

一六月十二日、先生金右衛門、播磨屋又兵衛、久保甚左衛門三人を、野崎要人大坂町奉行より請取、小倉に参り候、

一七月にいたり候ても唐船沖に掛居候、同七月十日の夜、右近將監殿、番頭野崎要人、物頭上條金兵衛按するに、九郎兵衛の誤りなり、横川佐野右衛門兩人の組足輕五十人、二艘の船底に隠置、此外目付役青野彌三右衛門、西田庄次郎、船頭石井與八郎、石火矢打古田元右衛門等忍々に舟を出す、先生金右衛門、播磨屋又兵衛八日の夜唐船に参、例の通拔荷買度よしを申ければ、唐人ともかぶりを振、いや／＼たばかりはならずとおもひしや、中々階子をおろさず、此金右衛門、又兵衛は唐人とも知る人にて、先生殿先達て日本人に我々か事しらせ候事これあり候とて、又兵衛、金右衛門を寄附申さず、然とも金右衛門、又兵衛いろ／＼たばかり、我々二人には船頭二人都合四人にて來候程に、階子を落し荷物を見せ呉れといふ、唐人共船の内を能々見候て、階子をおろし、

金右衛門、又兵衛を呼あける、兩人唐船に乗移、荷物品々見わけ、例之通指札まていたし置、十日の夜金子を持參可致と約束致し、兩人とも忍寐にて歸候、扱十日の夜約束の如く、金右衛門、又兵衛舟二艘にて、舟底に物頭足輕隠置、船頭二人宛にて遣行、階子を乞ければ、用心にや階子おろし不申、四五人にて日本の船の内を能々見すまし、日本人は先生、播磨屋、久保、船頭四人計かと問、金右衛門申けるは、いつもより荷數多ければ、大舟にいたし候連、金財布を唐船に投入ければ、頭唐人申けるは疑事なしとて階子を提候へといふ、又兵衛、甚左衛門尙又革財布を投入候間、唐人共彌心安存し、階子二挺おろしける、折節空曇月も山の端に隠ければ、舟底の五十人の者共起上り、大階子を三挺唐船へ打掛、足輕とも一度に我先にごかけあかる、一番に上る二人を、唐人とも劔を抜切かけける内、兩人は深手なり、然とも日本勢大勢船に乗移、唐人ともを生捕皆々繩を懸、都合五十二人、内頭分三人、不殘小倉の城に入置、江戸に御注進被成、江戸より御下知にて奉行所相渡す、

一七月六日筑前領姫島沖より、四里ほど先に唐船三艘懸居候故、四五度追拂候得とも、又來て懸居候に付、松平筑前守殿家來黒田清左衛門下知にて、物頭久野吉右衛門、松本市郎兵衛、船奉行磯部彌五兵衛、大目付北村彌次兵衛、足輕百人、鐵炮五十挺を添、姫島まで遣し置、焚草の茅を船に積、六日の夜四方より唐船を取巻、火矢を射かけかやを投込、唐船をせめける、唐人とも火をけしにかゝる人は矢にあたり、火を防んては船にもえ附、海に飛込唐人も多く、三艘の唐人みな亡ひける、是を遠目に見ける唐人とも、船をはやめて引退く、これよりして唐船一艘も見え不申候由、枯木集、

一同年唐物拔荷買頭取之者  
先生金右衛門 播磨屋又兵衛 久保甚左衛門  
右三人のもの、大坂之牢に久々罷在候處、此度御免にて十人扶持つゝ、被下、家財も下され候、三人之内金右衛門大分限者、殊に博學多才能書のよし、此度御免を有かたく存し、歸席之詩を差上申候、  
鈞命岳降就茅時 慈恩相似□□兒  
馬牛爭酬生前事 不覺襟裾感汗垂  
右金右衛門、初生長門のものにて拔荷買頭取仕、兀良島に住居仕居申候、其節故郷に送り候詩、  
抱懷誰與語、脉々水天長、費杖無由索、伯琴徒愧粧、雁傳南國信、榮發日本芳、屢在趨陪夢、覺來月在梁、  
承寬謹錄、  
享保五年七月  
一當六月十六日之夜、豊前國小倉沖にて拔荷船相見、小笠原右近將監より足輕七十八、物頭相添差出、藍島四五里沖にて、唐船之船頭并荷主三人搦捕、十八日に小倉に引取、其後長崎に送之、享保通鑑、  
享保五年、筑前海上に唐船一艘漂流せし故、初は鐵炮にて軽く打拂の處、少も不立退故、仕掛の火矢を

放ちかけしに、船具に燃附き、一船唐人荷物ともに不殘燒沈たり、此旨筑前より當表に相届らる、但其比當表在館の唐人とも批判には、去々戊十五番に來し船主林爾寔なるへしとの風聞なり、今度唐人屋敷境内に、新に獄屋を立られ、小倉より送來し唐人三人、入牢仰付らる、長崎志、  
八月廿三日、唐船打拂の勞を賞せられ、小笠原忠雄、松平田肥前守宣政等の家臣に物を賜ふ、  
享保五年八月廿三日

小笠原右近將監家來  
番頭 野崎要人  
時服三十枚  
物頭 上條九郎兵衛  
同三  
同斷 橫川佐野右衛門  
松平筑前守家來  
大目付 喜多村彌次兵衛  
時服二十枚  
無足頭 加藤直右衛門  
同斷 松本主殿  
時服十枚  
右唐人召捕并打拂之儀に付、骨折候に付被下之、  
保享

年録承寬漢錄○按するに、享保年録には役名を記さず、承寬漢錄には松平主殿を脱す、また諸記人數并賜物の員數異同あれば、實に似たり、  
享保五年八月廿三日、小笠原右近將監家人自注、野崎九郎兵衛、橫川松平筑前守家人、藤直右衛門、松平主殿、各賜時服白銀、是依去比於領地、唐船追拂唐人召捕、被賞其勞也、自注、五月十七日○按するに、月を誤れり、下同し、於豐州小倉監島右近將監家人等相謀略俄乘唐船棟梁之者三人擄之、即達長崎奉行、筑前守家人、五月廿二日於筑州大島沖、唐船一二艘令燒却、唐人數多討殺、自餘船共悉令退散云々、○萬年記、  
享保五年八月廿三日  
一 小笠原右近將監家來、江戸わ爲召、御褒美被下、今度無殘所致方神妙に思召由、上意に相叶候段、御老中方被仰渡候、

野崎要人  
時服三十枚  
青柳彌三右衛門  
時服二十枚  
上條九郎兵衛  
時服二十枚  
橫川佐野右衛門  
時服二十枚  
西田庄次郎  
石井與八郎  
古田元右衛門

一 松平肥前守殿家來、御褒美被下候輩、  
時服二十枚  
時服二十枚  
銀十枚宛  
黒田清左衛門  
北村彌次兵衛  
久野吉右衛門  
松本一郎兵衛  
磯部彌五兵衛

一 唐船案内仕候て唐人を僥倖忠節仕候に付、御褒美御扶持米被下候、  
先生金右衛門  
播磨屋又兵衛  
久保甚左衛門

一 唐人わ内通仕候に付、長門國下の關にて、  
伊三郎  
新左衛門枯木集

享保五年八月廿三日  
當六月、筑前并豊前小船、右二領之家頼申合、唐船打拂、小笠原右近將監人數に而、唐人生捕候、因茲右兩主の御褒美之上意被仰出、家來共わは、左之通拜領物被仰付、

白銀三十枚  
時服三十枚  
野島野崎の  
誤寫なり、  
銀二十枚  
時服二十枚  
同人物頭  
上條九郎兵衛  
同人物頭  
橫川佐野右衛門

此度此方より手立にて、ぬけ荷物買取候紗綾五百端、其外色々、右品々を右近將監に被下之、働候足輕共其遣候様に被仰出候、働候足輕七十人計有之よし、右之内手負四五人も有之旨、  
松平筑前守家來  
物頭 二人

右之通、被下置候、享保通監、  
享保五年、當夏拔荷賣の唐船西國表わ見え候に付、豊前國小倉城主小笠原右近將監殿に御下知有之、去年日本のもの拔荷賣の張本人を數人召捕置候内、三人自注、先生金右衛門、偽て拔荷賣に仕立唐人を欺き買賣の最中、將監殿御人數十人、足輕七十人、急に駆付唐船に乗うつり、頭たちたる唐人五六人、生捕、荷物盡く奪ひ取、其餘は追放し、生捕唐人は、則ち小倉にて入牢、小倉の人數、少々怪我在之候

よし、右之段々達し聞、御褒美として右船中の荷物  
をば、將監殿に被下候、右注、江戸より小倉待分十八、  
右注、銀十枚、時服一重宛被下、

一白飛紗綾五百五十端 一鳥紗綾五十五端 一緋  
縮緬五十八端 一白綿子百十七端 一色綸子五十  
卷 一色段子六十四卷 一春秋織二卷 一まかい  
糸百八十卷 一紋紗四卷 一線織二卷 一紗りん  
二卷、但色數合十一色 一辰砂 一麝香 一水銀  
右、三品員  
數不知、

一筑前表の唐船三艘参り候、筑前福岡城主松平肥  
前守殿御人數、早船を以て唐船を取かこみ、火矢鐵  
炮を以て打掛る、一艘は唐人荷物船ともに燒立灰  
と成る、二艘はこれを見て何方とも不知逃去、右  
之兩國の御手立、江戸より御下知被爲仰出候由、月堂  
見聞集、

享保十一丙午年、八月七日松平毛利長門守吉元の領  
分長門國須佐浦に、阿武郡に、唐船また漂泊、數日滯船せ  
るにより、江戸に言上して燒撃す、毛利讃岐守匡廣も  
參觀の海路人數を出す、のち吉元の家臣に賜ものあ  
り、

享保十一丙午年八月七日、松平長門守領分長州阿  
武郡須佐浦沖に、唐船一艘漂泊、十九日迄不致出帆  
候、番船四五艘差出し追拂候得とも、不退の上手向  
ひ候ゆる、船十艘に人數四百人遣し、大小の鐵炮を  
以て唐人兩人打殺し、船具破候得とも猶手向ひ  
たし、此方人數内にも手負人有之上は、不殘打取可  
申之旨、月番老中の届有之、燒打にて唐船一艘滅却、  
交趾船四十二人乗と云々、毛利讃岐守參觀のため  
に出船の處、按ずるに、讃岐守匡廣、同國清水を領せし、享保  
三年四月右京元矩の遺領長府を賜ふ、このとき長  
府より參觀の海上にて滯留品により人數可指向候哉  
と伺候故、參府少々遅引在之、右之唐船燒打候、享保  
世説海

享保十一年、長門國阿武郡須佐浦海上に、唐船一艘  
漂ひ來る、仍て鐵炮にて打拂ひしに、却て敵對の様  
子なる故、強く火矢を打掛し處、船中出火し一艘燒  
失せり、船具等は其所にて燒捨しよし、長門より當  
表に相届らる、但し當表在館の唐人とも批判には、  
唐南船主董宣叶なるべしとの風聞なり、長崎志、  
享保十一年九月十三日  
松平長門守家來  
兼重五郎兵衛  
銀二十枚  
時服二

同 井上源三郎  
同 小笠原仁左衛門  
同 井上清右衛門  
時服二 熊野五郎兵衛

右長門守領分唐船漂流に付、其節鐵炮打拂候に付、  
被下之旨、和泉守按ずるに、老申渡之、御日記○按ずるに、  
抄には、十月廿二日に、中水野忠之、享保年録、如官日海  
平伊賀守申渡さあり、いづれは是なるを知らず、

寶曆三癸酉年六月、酒商の事に付、長崎奉行より達す  
る旨あり、同六丙子年八月、拔荷の事により、西國中國  
の大名に示さるゝにより、在津の唐商にも諭すへき  
旨、長崎奉行に達せらる、  
寶曆十三癸酉年六月  
(附箋)十三ハ三ノ誤ナルヘシ、  
千支アハサレハ也

拔荷之儀、前々より稠敷途吟味候得共、今以不相止、  
近頃は沖にて荷物請取、又は流寄之浦にて荷物請  
取候事有之候、過分之賃錢取候事故申合候段、甚以  
不届に候、此後拔荷之儀相頼候者於有之は、其荷物  
直長崎御役所へ持参り、被頼候様子申出るに於て  
は、申合候料を免し候上、右荷持不殘其者わとらす

へく候、  
一拔荷いたし候、頭取召捕訴出候者於有之者、急度  
褒美とらせ、縦ひ前に拔買之手合いたし候ものた  
りとも其料を免し、仇を成さる様に可申付候、  
一唐人より日本人に、荷物相渡候手印遣し相頼候  
は、早々可申出、吟味之上急度褒美とらすへく  
候、  
右之通、急度可相守者也、  
寶曆三年酉六月  
備 後  
加 賀

(附箋) 備後守ハ、寶曆十六年六月、勘定奉行在職中、長崎奉行ヲ  
ハ、是年兩人ノ名アルヘキ所謂ナシ、此名ハ奉行ノ相代ル度毎ニ其  
古役ノ名ヲ創新任ノ名ヲ板ニ書キ、先ノ札ト替テ打附ルコト例ナ  
レハ、此兩名ハ明和ノ初兩奉行ノ名ナリ、然ルニ長崎古今集覽ニ  
所記モ、寶曆三年酉六月、備後、加賀、ト見エタレトモ、明和頃ノ高  
札寫ヲ掲載セタルナルヘシ、○大成令續集、憲教類典○按ずるに、  
備後守ハ石谷備後守、加賀守ハ新見加賀守にして、ともに長崎奉行  
なり、但し備後守は御  
勘定奉行より兼勤す、

寶曆六丙子年八月長崎奉行の渡、  
唐船拔荷之儀に付、別紙之通度々被仰出も有之處、  
近年猥に相成、度々拔荷仕候者も有之由、其上近頃  
度々唐船漂流も有之、右に付ては、紛敷儀も有之趣

相聞、畢竟申付不行届故之儀に候、先年度々被仰出候趣、彌違失無之様、自今共嚴敷被申付、拔荷仕候者於有之は、相改召捕候様可被申付候、此以後拔荷仕候者にて召捕吟味之上、先々相知候においては、所の領主越度可相成候條、被存其旨、無油斷可被申付候、以上、

八月

外に、正徳四年五月、享保三戊六月、同十一月、同四亥六月、同十一年九月、唐船拔荷之儀に、付相渡候觸書寫一帳に調之、五冊渡之、銘々寫取候様申聞之、右之通、西國中國筋に領知有之面々々相觸候條、被得其意、右之趣を以、猶又唐船之者にも嚴敷可被申付候、

寶曆六丙子年八月

長崎奉行

唐船拔荷有之、及露顯候は、其船は不及申、在留之船主共、罰減可申付候間、兼々其旨を存、相互に相糺合可申出旨、可被申付候、且又以來渡海停止之儀は、其船主計罰減之員數は可爲半分事、右之趣、可被得其意候、

八月以上、大成令續集、

○唐商御答并御褒美

享保元丙子年四月、薩摩國に破船のよし長崎護送ありしに、不審なるにより、船主はしめ牢舎せしめらる、同十一丙午年正月廿二日夜、館内に盜賊入しか、詮議の上諸船より紛失の品を辨せしむ、延享三丙寅年八月十四日、唐商等争闘して館内騒動せしむるにより、唐人の構内に商人の出入をど、めしかは、唐人等御免の事を願ふ、寛延三庚午年九月廿三日、工社水主、狼藉の事あるにより、船主は信牌を沒收せしめ、工社は過料を命す、

享保元丙申年

一當四月積戻の劉汝謙船諸處に漂流し、七月薩摩領にて破船し、當湊に送來被途御僉議處、胡亂なる仕方に付、唐人屋敷札場に、一船の唐人三十九人籠置、長崎實錄大成、

享保十一丙午年正月廿二日夜、唐人屋敷十四番船之部屋に、戌刻諸船より強盜、翌朝より詮議之上荷物少々出る、紛失之分は諸船より辨之、長崎實錄、延享三丙寅年八月十四日、館内丑十五番郭友光部

屋に大勢之唐人竹槍等を以押寄せ、甚及騒動、内二人即死十六人手負有、同十六日十五番船唐人新地被遣置之、同廿二日館内又々可令騒動旨風聞有之、寅六番、丑十四番、唐人堀を越逃出る、同廿三日此内より騒亂一圓不相止、不届之至に付、今日より館内に通事中を始、火之元番、遊女其外諸商人共に出入被指留、數日之後唐人共段々依願、日本人出入御免有之、

寛延三庚午年九月廿三日、巳六番船之工社共、船主に遺恨有之由、唐人屋敷通事部屋に踏掛、狼藉不法之働を爲すゆゑ、御吟味之上信牌被沒收、銅罰減被仰付、工社共に過料銀被令差出之、以上、長崎紀事、

享保九甲辰年、唐船主郭亭統去年御用の馬を載渡り、且先年給牌の事にて義氣ありしを賞せられ、其身一代の信牌を賜ふ、同十七乙巳年四月廿四日、當春拔買の訴人せしにて、船主伊敬心、吳子明等に御褒美あり、同十一丙午年八月十七日、周元翰、拔買を捕へ訴ふ、のち御褒美あり、同十六辛亥年五月十二日、また謝愷臣去年拔買訴訟の褒美あり、

享保九甲辰年、郭亭統信牌御法之初年義志有之按

るに、享保元年信牌を領歸唐せし船主等に譴訴せられしを聞、在時の船主ら信牌を領する事なためらひし、郭亭統ひこり何枚にても賜はらん事を願ふにより、外の船主も領する事に決せしを賞せしなり、旨、其上御用之唐馬牽渡し、按正を載せ渡るなり、御賞美として、一生限恩加信牌被與之、長崎紀事、

享保十乙巳年四月廿四日

一唐船二艘、拔買訴人爲御褒美、新銀百枚宛被下之、長崎實錄、

享保十年

一正月廿八日、四番伊敬心船并二月三日五番吳子明船入津、夜中拔買の者本船に來りしに、兩船主共に曾て同意せず、搦捕んとせし處、四番船にてはそのもの海中に飛入しを衣類を剝取、五番船にては直にその者を捕へて番船に相届る、翌日被途御僉議、逃去しものも相知れ、二人共に入牢被仰付、仍て四月廿四日、兩船主に爲御褒美白銀百枚宛下し給らる、長崎志、

享保十年四月五日、水野和泉守被渡書付、按書に、日下部丹波守、按奉行なり、

唐人伊敬心

吳子明

右當春、唐船に日本人乗移り拔買之儀申途置候處、

右唐人同心不仕、日本人を捕へ又は取逃し申候者之内、脱置候衣類等、早速長崎奉行の出訴候に付、爲御褒美、右兩人銀百枚宛被下之旨、御書付を以日下部丹波守の申渡之、御書付次記、享保十年十月

唐人伊 敬心 吳子明

右當春之事、唐船の日本人乗移り、拔荷買可申由申置候處、右唐人も同心不仕候、猶免角買申度由、申候に付、唐人共日本人を召捕申候、其内逃候者も有之候處、逃候者は衣類を留置候に付、長崎奉行所へ、留置衣類共差出訴申候に付、右唐人共銀子百枚宛被下之候、日下部丹波守取扱なり、承寬雜錄○按するに、此書月を誤り、享保十一年丙午年八月十七日、十八番周元輸入津す、夜中抜買の者本船に來しを、船主搦捕て番船に相届る、追て船主を爲御褒美白銀百枚下し給る、享保十五年庚戌年十一月、三十三番謝愷臣船入津す、夜中抜買の者本船に來しを、船主搦捕之番船に相届る、享保十六辛亥年五月十二日、謝愷臣前年の爲御褒美白銀下し給る、以上、長崎志、

享保十六年四月八日

御勘定奉行の

成三十三番唐船主 謝愷臣

右唐船に、去冬日本人抜買を企游着、船中の乗移候處、唐人共起合取圍之、早速番船に訴出候に付召捕候、唐人共抜買之儀申合候事無之、御掟を相守候付而、爲御褒美銀百枚被下之、

但、右銀子は、高木作左衛門方にて相渡候様可被致候、

右之通、長崎奉行の申渡候間、可被得其意候、以上、享保年錄、大成令、

通航一覽卷之二百二終

通航一覽卷之二百三

唐國總括部六

○町宿并唐館附制令等

寛永十四丁丑年、唐商の旅泊差宿の事始まる、同十八辛巳年、又宿町を定む、これ商船渡來隨意に旅泊せり、市中猶證に就て、寛文六丙午年差宿を定め、長崎記に、差宿停止し給るへし、寛文六丙午年差宿を定め、長崎記に、十二年を以て誤り、宿町附町の順を立て旅宿せしむ、其後船中乗組の客唐人を、別に旅宿なさしめ、小宿と號せしか、い

くほごな 停めらる、  
寛永十四丁丑年、唐人差宿といふ事始まる、時陽記錄、  
寛永十八辛巳年、馬場三郎左衛門兩支配之節、按す、此ころ奉行馬場三郎左衛門、宿口計にては助成に難成と、松平右衛門兩人在勤なり、宿口計にては助成に難成とて宿人三貫目其餘は町中自注、唐人宿在、配分す、其上方人所知之宿計差置事、口錢餘計無之に付、唐船湊入津之節、番船を出し、何れへ宿を致し候哉と相尋、何町何某所へと書簡を以申出る、その書簡文字に少違有之、或は漂着の船を順番を定め、置順に當るを宿町に定め、其町に口錢を取せらる、是を振船

といふ、數十年右の通りに有之處、寛文六丙午年、稻生七郎右衛門支配の節、唐船附町心次第に致す事停止になり、内外の町宿前を定め、順番に當る町を宿町とす、長崎記、

一唐船宿指名之節、町付或は名字之文字相違有之哉、又は漂着仕候船は、自注、振り船と言は、他國に漂着船也、内外町各番に宿町被仰付、致商賣口錢銀取之、寛文六年六月、松平甚三郎様、無差宿被仰付、指船相止宿仕、口錢三貫目宛被下之、相殘分は三貫目宛、内外町中には又順番に被下之、但船頭は宿町乙名方に居申候、長崎覺書、

唐船入津の節、長崎市中之者、家宅を船宿として、一船の唐人を寄宿せしめ、其船積渡る端物藥種諸品に口錢を懸、其宿主の得分とせしむ、依之唐船入津を見掛る時、市中船宿の者、小船にて迎に出て、我方に船宿の約束をなす、唐人方よりも何町誰某方に船宿すへきの書付を差出す、是を差宿といひ習はせり、又入津の内、船宿の者心當無之は、或は唐人書付に町宿名苗字等相違の節、又は漂着船の分振船と名附總町割を定め、順番に町宿せしむ、是を宿町

といふ、寛文六年差宿を相止、入津の船不殘宿町附町の順番を定め、其町の乙名居室に船頭役者を宿せしめ、其餘は家々に在留せしめ、其町中に口錢銀を取せ、其外總町中に配分せしめらる、また宿町附町の格相定まるの後、唐人とも一つの謀をなし、船中に客唐人を立て別町に宿せしめ、是を小宿と名づけ、一船積來る荷物の内、船頭荷物少し計留置、其餘は客唐人の荷物なる由にて、過分に小宿に送り遣はし、其小宿主に口錢銀を取しむ、然共此事非分なる故、追而御詮議の上小宿を停止せしめられ、元之通り宿町一町中に船宿を定めしめらる、已上、長崎實錄大成○按ずるに、長崎志に、船頭并に宿町附町への調書を載す、年月詳ならざれども、寛文中の事なれば、姑く左に出す、

唐船入津以後、通事方より船頭總代并宿町附町に、相觸候書付之寫、  
爲御意申渡候事、  
一唐人博奕之事、  
一唐人町屋之女に無作法事、  
一唐人喧嘩口論事、  
右三箇條、兼々御法度之段、皆々存之、今更別而稱敷

被仰渡候間、宿々隨分唐人御法度相背不申候様に、吟味尤に候、勿論唐人中間日本人與組致し、右之惡事不仕候様に、彌可有御吟味候、以上、  
年號月日 唐 通 事 中  
右被仰渡候趣、我々唐船宿町并附町之面々、儘承届申候、仍銘々判形仕候、已上、  
何番船 船頭判 同 總代判  
宿町 おこな印 附町 おこな印  
右は例年唐船大形參揃候、已後奉行所相斷申觸候、自然船間とをく候得は、不揃已前にも相觸候、以上、  
元祿元戊辰年、唐商の町宿を停められ、十善寺村御藥園の地に旅館を建、明年閏正月より、唐商を構内に移され、新に乙名はしめ番人を御抱ありて、門戸の出入を改め、唐人出行のときは差添をも命せらる、後しばらく、修造ありて島地等圍こみあり、正徳三癸巳年、町宿復古の事を長崎奉行に訊問せられしか、然るへからざる旨言上す、其意によられて止  
元祿元戊辰年迄は、唐人町屋に在留して商賣す、則此年町屋に居候事御停止に成、十善寺村御藥園之

地を引小屋を建、翌巳年より入津之唐人、此園之内に悉く被召置、依之番人二十人抱、右之者とも唐人屋敷之門番之勤、其外出島門番に相加はる、奉行川口源左衛門、山岡十兵衛、宮城主殿、長崎御用書物、近世唐船入津の數を定められしこと度々なり、あるひは五十艘、又は三十艘、又長崎町敷に充て八十艘の時もありし、此年、按ずるに、船數八十艘とあり、黒船我奸商と私に賣買する事禁せらる、これより唐人町町に宿する事なし、自注、十善寺唐人、別地旅館をかまへ、てこれにをらしめたまふ、元祿二年の春船の請人此地に居らしむ、  
○鹽尻、  
一元祿元年、十善寺御藥園を以、唐人被召置由に而、九月より地形普請等仕掛り、翌巳年四月成就す、此入目録六百三十四貫四百四十目餘、此内四百貫目從公儀爲御引替、高木作左衛門殿より請取之、巳年より酉年迄五ヶ年、唐人屋敷家賃銀を以上納いたし皆濟す、同一巳年閏正月より唐人園に入、  
一初年より元祿七戌年迄、屋敷間數園内、東之角より南之角迄五十七間半程、南の角より西の角迄九十三間程、西角より北の角迄七十六間程、但折廻し

北の角より東の角迄九十六間程、惣坪數八千十五坪半、自注、但島地千六百五坪、辰未申三年に加はる、中門より外長屋總廊六百五十四坪六勺、自注、但此内戊辰年百五十四坪廣がる、四方練塀高さ七尺五寸より一丈二尺迄、自注、厚二尺四寸、北四十七間程箱の小樋、餘は中門内外境合四方塀忍返し、自注、元祿七戌但間數四百五十四坪、自注、一間に付八、地子銀三貫八百四十七匁六分五厘、  
一長屋十九棟、部屋數五十三間に七棟、但十四部屋、三間に二棟、但四部屋、三間に二、八棟、但二十四部屋、三間に、三二棟、但八部屋、  
風呂屋一棟、自注、三間に七間、庇有、自注、是は元祿三年年立、腰掛一棟、自注、二間に十五間、辻番所五棟、自注、二間に一、裏門一ヶ所、自注、八尺程、  
一中門の外長屋、自注、二間に三十、内、二間は御檢使部屋、三間は大門、二間に内外町乙名部屋、八間は乙名部屋、九間は通事部屋、五間は番所、五間は通事部屋、札場は五間に一軒、但折廻し、又一間、三間御檢使部屋、  
三百一

中門の外北の塀際 番所一棟、一間に 同出御  
番所一棟、但後半間の庇有、  
一大門の外波戸、自注、古來之通り筋に、薩摩屋敷二ヶ所と東町屋敷一ヶ所之處内外町中より貫足、東北の間二十八間程、南西の間二十五間程、東南の間三十二間半程、西北の間十七間程、坪數六百五十五坪半、

波戸番戸助

大藏一軒、自注、三間に二間の仕、番所一軒、自注、三間に二間の仕、

一元祿四未年四月、山の手に付候小路裏の一間入、裏岸の方迄簡所除之所、通り道のため、本籠町中の預置、證文取置之、長崎覺書、  
元祿元年、山岡氏、宮城氏在勤之節、上意を蒙り、松平主殿頭、松浦肥前守立會に而、新に唐人屋敷造營有之、但寛永十二年已後、唐船長崎湊一方に着船せしめしより、此年に至るまで凡五十餘年に及へり、然るに是迄唐人町宿にて、諸人に親しく會合する事不可然とて、十善寺村御藥園之地を撰み、山内を開き樹木を伐とり地形を均し、上中下段の道坂石垣等を築き外郭を圍ひ、唐人共住館を造營あり、その

年九月廿五日事始、翌二年己巳四月十五日迄に普請成就し、唐人不殘構之内に在住せしめらる、但、普請方諸入目銀六百三十四貫四百四十目餘、此内四百貫目公儀より御取替にて、二百三十四貫目餘は總町中より差出す、右之御取替銀は、唐船主共差出す屋賃銀を以、當巳年より五ヶ年に上納す、一總坪數九千三百七十三坪八合、内、六千八百七十四坪、唐館構之内、自注、但二、六百五十四坪六勺、大門内、自注、乙名部屋、通、千八百三十五坪七合四勺、外廊竹垣之内、右之地子銀三貫九百七十目七厘九毛五糸宛、年々上納唐人差出す屋賃銀、其商賣銀高百貫目に付二貫百十九匁宛、但船之荷物代銀多少に隨て出銀不同有之、  
一唐館構之内六千八百七十四坪、唐人部屋二十、各二階造り、但一部屋三間に九間又は四間に七間市店百七、但一間半に三間宛、土神祠一棟、但六坪關帝堂一棟、但十六坪、觀音堂一棟、但六坪、涼所一棟、但九坪、溜池二、井五  
一大門内と二之門外之間、六百五十四坪六勺、乙名部屋一棟、但四十三坪、土藏一棟、表總長屋、

但五十五坪、此内に通事部屋、大門番所、新番所二之門番所一棟、但一間半に三間、探番居所一棟、但一間四方、雨覆貫屋一棟、但二十四坪、此内、唐人手廻り器物等改所、唐人船綱置所、牢屋一棟、但内柵、二間に三間、外柵三間に四間  
一外廊竹垣之内千八百三十五坪七合四勺、右之垣内に番所五ヶ所、但一間半に二間宛  
一大門前之波戸塀、坪數百九十三坪、波戸塀番所一棟、但五間に三間、一間半に二間仕次、土藏一棟、但三間に十五間、自注、三、小屋一棟、但唐人糧米精け所、矢來門番所一棟、但一間に一間半

唐館之圖

同己巳年閏正月、唐人屋敷成就に付、八百屋町宿之唐人館内に入初る、同年、新に唐人屋敷乙名組頭以下筆者小役之者被召抱、唐船方一切之諸用を相勤めしむ、又新に唐人番二十人被召抱、大門并二の門番所に相詰、諸人出入を相改めしむ、且又唐人諸役場或は寺院參詣等、一切唐市中出行之度度、右之唐人番人船番、町使附添道中警固相勤めしむ、以上、長崎實錄大成、

元祿二年、唐人屋敷初めて被建之、是まで唐人共町宿にて、諸人に漫りに會合する事不可然とて、向後館内に在住被仰付、依之新に唐人番人二十人被召抱之、唐人屋敷大門并二之門に相勤、諸人出入相改めしむ、内二人觸頭被仰付之、長崎志、  
元祿二年、唐人屋敷乙名組頭役被仰付候、并唐人屋敷之地子銀三貫八百四十七匁六分五厘に極る、長崎記、  
寶永元年申年より、唐人屋敷大門提札にて出入する、長崎記、  
土公祠在唐館内、傍有古樹小池、元祿二年、泉州客商夢有龐眉老人、葛布野服扶筇而來曰、我乃土公在古樹之下、祀我以福爾衆、及旦衆商就于樹下、陳羅香燭、列拜尤謹、役司疑之、告以前事、因建明年刻所夢像、載來官命奉祠内、又南京人祀天妃祠、長崎國志、  
寶永七庚寅年四月、別所播磨守、久松忠次郎御尋に付、存寄申上候書付數條之内、唐人宿定并逗留中次第、  
一唐人旅宿、古來の如く長崎町中に可被差置旨、奉得其意候得共、此段不可然奉存候、以前の唐人も日



本人もまれ／＼に參るもの多く御座候に付、諸事實跡に相愼、其上存分に金銀をも設け候故、さして惡事もたくみ不申候、只今之唐人は、毎年商賣に參候者相定り候跡に相見候、依之事の外日本功者に罷成、や、も仕候得は、惡事計たくみ申候儀に御座候、其上長崎の者共、古來は諸事潤澤に御座候而、人々身重く有之に付、さして惡事をたくみ申者も稀に御座候處、近年は次第に困窮いたし、一□□へも無之もの數多御座候、依之惡人多く御座候に付、如何様之密談を仕、諸人之難儀に成候儀仕出し可申事決定仕候、其上唐人事之外不作法成ものにて御座候故、人之妻娘と密通いたし、前方もそれに付種種之惡事も御座候様に及承候、旁以旅宿に差置候儀不可然奉存候、只今圍之内に差置、二重之門有之候而番人稠敷改候而さへ、種々之惡事を日本人と相通申候、然處町屋に差置候而者、彌以惡事募り可申旨奉存候事、

一唐人逗留中遺料之物、望次第相渡候儀は勿論之事也、其外害に不成物者、望次第に只今迄も相渡候、古來唐人町屋に住せし時は、思ひの外に金銀つか

ひ込、長崎之住ひにも成候得共、只今之唐人は事之外功者に罷成、中々むざと金銀など遣ひ申儀無御座候、尤古來之如く金銀も取不申候得は、利徳も少く候故、事之外必迫に仕事に御座候、諸事日本人唐人にだまされ、損失仕者多く御座候、古とは左様之儀黑白之違ひにて御座候事、

一唐人逗留中、長崎爲致徘徊、諸事ゆるやかに大やうに仕度事に御座候得共、昔之唐人と今之唐人とは各別の違にて御座候、其時之風俗世々之變化に隨ふものに御座候故、只今左様にゆるやかに仕候は、晝夜に惡事は出來、能事は少も御座有間敷と奉存候事、

正徳三癸巳年十二月、大岡備前守存寄申上候書付數條之内、唐人町宿に差置候儀、并宿町附町之者共法度之儀に付覺書、

一唐人町宿に移し候儀、後々は成程可然儀に御座候、左候は、以前之如く學才有之者、又は功者成醫師なども、渡海いたし可申と奉存候、乍然長崎地下人之法式も、とくと相極と不申候内に、唐人圍より出し、當分も町宿に差置候而は、猥かはしき儀も出

來仕へく候、只今左様に罷成候は、後迄の習はしにも罷成可申候、依之初年唐人の作法之儀申聞候節、以來作法相愼候而高ひ仕候は、其者共をは町宿差ゆるし可申由、可申開置候事、

一長崎中には、近國□□し跡之者も入交り居申儀に候間、簡様之類嚴敷吟味候は、一兩年之内には大躰かたつき可申候、其外法度をも追々相定候様に有之候は、法式も大躰相立可申候、其比には渡來候唐人之内にても、作法之善惡あらまはしは相知可申候、此節に至り候て、作法よき者より段々に町宿を差ゆるし候様に仕候而、可然儀と奉存候事、

一唐人逗留中遺料之物、今迄の如く其程を見合、唐人願に任せ差免し可申儀、且又遣ひ用之銀子□□口度由を頼み候は、宿町附町の者共相談之上、奉行所相訴へ、差圖次第に仕候様申付候而、可然儀に御座候事、

一宿町附町相定候儀、御書付之如く、圖にて相定候而可然儀に御座候、然共唐船數三十艘にては、今迄の如く順番爲仕候而も、毎年一通り程は當り可申候、只今迄之如くに而も苦しかる間敷儀にも御座

候事、

一宿町附町法度之儀は、段々申付様も可有之儀に御座候、此等之儀は、右唐人町宿の出し可申、前方追追可申上候事、以上、長崎奉行書留(按するに、長崎奉行勅留に、唐館修葺の報を記す、年代を擧されども、正徳中の事なるへ、ければ左に出す、)

一唐船不殘船拂之後、普請方之年寄被召出、唐船出拂候間、唐人屋敷小屋々々見分いたし、修葺有之分吟味之上積書差出、高木作左衛門方にて吟味相濟候は、修葺可爲仕旨被仰渡候、近年打捨殊外大破故、當年餘程修葺申付候、年々三棟宛修葺可仕旨申渡し置候、普請方之年寄承候事、

但、見分次第申上積書帳差出候得は、作左衛門の相渡、可致吟味旨被仰付候、修葺相濟候得は、普請方之年寄爲届罷出、翌日か又翌日にも、家老用人之内修葺爲見分罷越候事、乍然近年は唐人屋敷明候事無之付、破損有之候得共、凡積申付之仕切致し置候而、普請申付候事、長崎奉行勅留、

享保六辛丑年七月下旬、唐人屋敷堀之外に矢來立、四ヶ所に番所建、船番町使相勤、尤町方夜廻り之町使船番も、此所迄參り夜廻り致す由、長崎覺書、

享保六年、總塀外に竹垣を結び、其内に番所四ヶ所建、自注、一間番船口町使晝夜勤番せしむ、同年、北方塀外に番所一ヶ所建、五ヶ所と相成、

同九甲辰年、新裏門建、

元文元丙辰年、唐人屋敷南方裏手之畷地五百九十坪餘、唐館構之内に加へ入、部屋敷建添しむ、

寶曆十二壬午年、唐館内之關帝堂破壊に付、當年新に修營有之、三月廿日遷移有之、以上、長崎實錄大成、

天明五乙巳年、新地表門前之板橋、度々破損に及び、且唐館前波戸塀新地水門通り埋り強き趣を以、浚方役人申立るに付、右橋を止埋地に相成、

同六丙午年、唐館外圍竹垣大破に付造替有之、尤是迄之塀幅を廣め、竹垣元塀より少し宛、外畑地

之方廣め出す、此坪數五十九坪二合、尙又畑外殘地之塀所にも、間敷三十一間通り廣め、構内に加へ入、

寛政三辛亥年、新地表門前、去る巳年埋地に相成之處、近町船手之者とも及難儀由、町年寄申し立、當年

川浚之砌、右塀所堀切以前之通、板橋架渡さる、同九丁巳年、表門有形之通建替、去辰十一月二日より修

造取掛り、當三月十五日成就す、以上、長崎志續編、

通航一覽卷之二百三終

通航一覽卷之二百四

唐國總括部六止

○町宿并唐館附制令等

元祿二己巳年七月、唐館に制令の高札を建られ、正徳元辛卯年十月、又建添あり、同五乙未年六月、改革によて奉行大岡備前守、唐館の條令を地下の者に沙汰し、同八月、唐商にも諭す旨あり、

元祿二己巳年七月

禁制

一禁制三箇條之御高札但眞文、 一諭唐船諸人右之二申二之門に建、

元祿二年七月

奉

行憲教類典

令條錄、長崎實錄大成○按するに、禁制の高札は寛永十一年長崎に建らる、所、論文は同十八年、吉利支丹の嚴禁を唐商に示されし、貞享四年、吉利支丹を耶蘇と書改め、猶示諭ありしを、こたひ唐館新築により、二申とも建しなるへければ、寛永よりの禁令等を左に示す、

寛永十一年甲戌年五月、肥前國長崎港禁令、  
一西洋耶蘇會人載渡日本國事、

一日本國兵器齋渡異域事、

一奉書船定額外日本人渡異國事、

附投化異國人準此、

右所定三章、須守禁法、若有犯則可處重罪、施行如件、

寛永十一年五月

寛永十八辛巳年、諭大明賣船三章、

一吉利支丹、以罪惡深重故、其駕舶所來者、悉皆斬戮、且其徒自阿媽港發船渡海之事、既停止訖、自今

以後唐船、若有載彼徒來則速斬其身、而同船者亦當

伏誅、但縱雖同舟者告不匿、則赦之可褒賞事、

一吉利支丹之書札、并贈寄之物、潛藏匿齋來日本、

則必須誅之、若有違犯者、速可告訴焉、猶有匿而不言

者、其罪同前條事、

一以重賄密載耶蘇之邪徒于船底而來、即可早告之、

然則宥其咎、且其賞賜可倍於彼重賄事、

右所定三章如此、唐船諸商客皆宜承知、必勿違失、

貞享四丁卯年十二月、諭唐諸人、

一耶蘇邪徒自注、蠻俗、天主教、以罪惡深重故、其駕舶所來者、先

年悉皆斬戮、且其徒自阿媽港發船渡海之事、既停止

之、自今以後唐船若載彼徒來、則速斬其身、而同船者亦當伐誅、但縱雖同船者、告而不匿、則赦之可褒賞事、

一耶蘇邪徒之書札、并贈寄之物、潛藏齋來於日本、則必須誅之、若有違犯而來者、速可告訴焉、猶有匿而不言者、其罪同其條事、

一以重賄密載耶蘇之徒于船底而來、則即速可告之、然則宥其咎、且賜可倍於彼重賄事、

右所定三章如此、唐船諸商客皆宜承知、必勿違失、

貞享四年十二月

奉

行以上、憲教類典、

正德元年辛卯年十月

定

日本人、異國人、御法度背き、不依何事惡事を巧み、禮物を出し頼候者有之は、急度申出へく、縱同類たりといふとも咎をゆるし、其禮物之一倍御褒美下さるへし、若隠し置訴人於有之は、可處嚴科者也、

卯十月長崎實錄大成、

正德元年十月

條々

禁制

一斷なくして、唐人構之外の出事、  
一傾城之外、女人入事、  
一出家山伏勸進之者并乞食入事、  
右條々可相守之、若於違背は、可爲曲事者也、

卯十月

定

一兼而定置役人之外、二之門より内の出入停止之事、

一唐人手廻りに相交商賣物有之候は、留置可申出事、

一構之内の持入候諸色、并外の持出候品々、門番所に而相改之可申事、

右之趣、堅可相守者也、

卯十月

外番所

此かこひ之内の、番人并小使之外用事無之者、堅出入仕間敷候、若猥に入候者有之においては、急度曲事可申付者也、  
以上、憲教類典、  
長崎實錄大成、

正德五乙未年六月、唐人屋敷法度書、

條々

一園の遊女入候儀、可爲如先格候事、

一遊女之出入相改候儀、大門之内吟味仕、能場所一所に集、遊女禿やり手共に念を入相改可申候、右相改候旨趣、第一は唐人之票并書付、又は日本人之書物此類を改め、出し次第早速可差出之候、第二は遊女禿やり手共に懐中之品、或は革籠包物之内、或は大小に限らず箱類之内、都而此等之内に金銀有無之儀念を入相改、於有之は是又可申出候、但唐人より唐金銀貫候由に而有之儀も候は、其譯を相記し、唐人よりくれ候段於無紛は、其遊女に爲取可申候條、有躰に可申出候、都而出入幾度成とも、度々相改候之次第可爲同様、總而外より入候者共不相改以前に、内より出候者一所に可差置、入候者改仕舞候共、先二之門之内に不入之、傍に差置、出候者共出之、出拂候以後、最前改候者共入之、其上に而出候者共可相改候事、

一遊女留置候儀、唐人之望に任すへく候、尤留置候數日之間は、日々に不及相改候事、

一唐金銀之外、或は端物類、或は衣服器物之類、唐

人より遊女へくれ候事有之においては、唐人之可任所存候間、乙名組頭共聞届候上、可申出候事、

一唐人之子を懐妊いたし候遊女有之候は、懐妊之中なりとも、其子出生し候節なりとも可申出之、唐人在留中於園出生し候は、唐人在留中其所に而養育し候儀、父唐人之勝手次第たるへく候、父唐人歸帆以後出生し候は、其遊女之宿屋是を養育し置、父唐人重而渡來候節、奉行所相違差圖之上父唐人に可申聞之候、且又父唐人在留中出生し候子、在留中は養育し候といへとも、歸帆之後其母に預け置候而は、其母養育なるへからず候、然は歸帆之後養育之事は、在留中父唐人と議定可仕儀勿論に候、懐妊之中父唐人令歸帆は、出生以後議定仕置へき事、是又同前に候、總而此儀不苦事に候條、向後有躰に可申出候、但唐人の子本國に連行度由願之候とも、其段は令停止候事、

正德五年六月

大 備 前  
同年同月定書之内  
一唐人屋敷の出入候地下諸役人、并諸商人札之儀、可爲如先格候事、

一唐人逗留中、園より出候度々、檢便差出候儀、可爲如先格候事、

附町宿に差置候節之儀は、追而可申付之候事、

一唐人逗留中諸願、并遣用之品願之儀、可爲如先格候事、

一園に傾城入候儀、唐人屋敷張紙之趣、相違不可有候事、

一相定候銀高之外之品、小分之物にても園より差出し商ひ候儀、令停止候段、唐人共の申付之候事、右之品隠し商ひ候唐人共、隠し買ひ候輩於有之は、見及開及次第、誰に不寄可申出之候、後日に令露顯は、其日常番之乙名組頭、大小通事、稽古通事并内通事小頭、急度可爲越度候事、

但町宿に差置候節之儀は、追而可申付候事、

一唐人屋敷乙名筆者勤方之儀、乙名とも隨分心を附、少にても不儀於有之は、早速可申出候、令用捨は、其科可爲本人同前之事、

正徳五年六月、長崎奉行大岡備前守、五箇所宿老に申渡之内、

一唐人屋敷家賃之儀、向後は唐船出帆已後五日を

限り、宿町より會所は可相納候、右屋賃銀割方之儀、可爲如先格候、但し小割帳面別に仕立之、向々に相渡し、證文取置候由相認之、町年寄連判之帳面二冊差出之、奉行所押切印形取置可申事、

附、宿町より會所に相納候節、請取方渡方共に、取替候證文に、年番町年寄奥書印形可有之候事、以上、長崎書付、

正徳五年八月

條々

一唐人構に居候内、一船切の人数相記し候板札、銘銘帶し可申候事、

但、焼印の板札相渡すべく候事、

一唐人逗留中、大小通事、風説定役、通事目付、并に唐人屋敷乙名組頭指計、毛頭違背すへからず候、稽古通事取計ひ候儀たりとも疎略の答すへからず、就中荷數其外稽古通事出役之節は、大小通事の差計ひ同前に違背すへからず候事、

但風説定役、通事目付、大小通事、稽古通事、且又唐人屋敷乙名組頭、指計ひに任すべく候といへども、非分の儀於有之は、其趣書付を以檢便迄差

出候儀免之候事、

一漕者等、平日之雜物買調候節、奪取候様の儀有之候由相聞候、向後若左様之儀於有之は、下け札を以相糺し、其沙汰可有之事、以上、

正徳五年八月

右翻文

論

一凡唐人在館之日、照其每船人数、各給腰牌掛帶、但牌上注其花名、且有烙印、慎毋錯帶、

一凡唐人在崎之際、大小通事問訊訪察、通事及唐館街主五甲頭等、其所指揮切不可有背違、雖學通事所分付、亦不得輕慢答話、若夫起貨凡百事務之所尤爲至要、其視學通事之分付、亦如大小通事之指揮、而聽從之、然諸執事之於唐人、其所指揮若有非理相

加不妨、即具事故投之頭目者、固所許也、

一凡目梢等在館、平日買辦雜物、聞之或有強奪之弊、甚不是也、向後儻看跡涉搶奪者、即據腰牌而究治、以上、條款各船人衆具呈甘結、務要恪遵如有背違、決不姑貸、

正徳五年捌月貳拾伍日

通航一覽卷二百四

右御請之書付、

謹奉嚴諭三款、某等恪遵法令、安敢有違、倘有毫犯、通船人衆任憑國法、處治爲此、某等僉名花押、以爲日後存語、

正徳五年八月日

第幾番某港船主某及通船人衆

長崎商店人、在府のうち、妓に相なれて子を懷妊すれば、早速奉行所へ訴へ、出生すれば檢便をうけて改ありとなん、さて處にて養育するに、その唐人大方年ごとに渡るにより、彼幼兒へ土産をもちわたり、富有の唐人は崎府の人を頼み、家屋敷等をもめて、嬰兒の家着とす、總して日本にて出生の子を異國へつれ歸ること御制禁に仍て如此、故に父子離別の情哀なること多し、竊草、

○唐船并唐館非常、附荷物藏

承應二癸巳年七月十七日、唐船摺燻の時、その船燒失せり、よて自後摺燻の時、火戒のため地下人立會の事始、さる元祿二己巳年、唐館非常の備に、長崎十四箇町駈附の事を命せらる、

同八年及享保二、同十一戊寅年四月廿二日、市中より失火して唐商荷物藏燒失せり、

同十年改平あり、

三百十一

よて歸唐の上再渡して商賣を願ふ、同十六癸未年十一月晦日、唐館より失火して構内過半焼失す、寶永二乙酉年九月十日、また館内より失火す、よて唐館掛り役のもの御咎めを蒙る、其後しばしば火災あり、

承應二癸巳年七月十七日、本興善町中尾長三郎所に致宿候安海出し唐船、荷役仕廻船にて摺燵の節焼失せり、夫より唐人は於當地船造り回唐、以後摺燵之節は、宿町附町より、爲火用心乙名組頭立會相勤申候、長崎實書、

元祿二己巳年被仰付、出火之節唐人屋敷に相詰る、町々、

- 今石灰町 今鍛冶屋町 本五島町 新石灰町
- 島原町 出来鍛冶屋町 西築町 今籠町 本籠町
- 油屋町 東築町 北馬町 丸山町 寄合町
- 十四町

右元祿二年被仰付、火事遠近に不構、唐人屋敷に相詰申候處、同八亥年被仰付候は、本石灰町橋より内に出火之節は、唐人屋敷に早速馳付可申候、橋より外出火之節は、先火元を相詰防可申旨、被仰付候、享保二十乙卯年出火節、詰所町割相改候節、

唐人屋敷 本籠町 今石灰町 寄合町  
元祿十一戊寅年四月廿二日寅之上刻、後興善町乙名末次七郎兵衛宅より出火、同日申中刻迄、内外二十二町焼失、

唐人荷物入候藏焼失覺

- 一藏數三十三 春船二十艘分、内十八艘焼失
- 一番船不殘燒、三番船同斷、四番船積移、五番船同斷、六番船同斷、七番船不殘燒、八番船同斷、九番船積移、十番船同斷、十一番船不殘燒、十二番船同斷、十三番船積移、十四番船一つ殘る、十六番船同斷、十七番船積移、十八番船同斷、十九番船不殘燒、二十番船積移
- 一藏數十五 夏船之内八艘分、内六艘焼失、二十一番船積移、二十二番船積移、二十四番船不殘燒、二十五番船不殘、柱燒殘る、二十六番船積移、二十七番船不殘燒、九つ燒殘る、
- 二口合藏數四十八、内二十四艘焼失、二十四艘燒殘る、○已上、長崎實書、

元祿十一年四月廿二日寅刻、長崎後興善町より出火、東風烈しく、町屋二十餘町、唐船三艘、荷物入置藏五ヶ所焼失、甘露書、

元祿十一年四月廿二日夜、市中火災有之、其節在津之唐船荷物入置し土藏類燒す、長崎實錄大成○按ずるに、荷物燒失の損毛を償はんがため、是年再び渡來して商賣を願ふ、浙江省寧波府之部、御用物持渡井入津給牌の條併せ看るへし、元祿十六年十月晦日

一戌上刻唐人屋敷圍の内、上段の部屋三棟、但し十部屋燒失、寅下刻燒留る、尤御兩殿按ずるに、奉行永慶守を、年寄衆諸役人、不殘翌日まで相詰、

寬永二乙酉年九月十日  
一丑下刻唐人屋敷出火、部屋數六軒燒失、辰下刻迄船數十八艘燒失故、朝暮二度は辨當宿町より遣す、商賣仕廻候分は先乘被仰付、依之當番乙名安藤小兵衛、組頭蒲地金藏、下見太治右衛門釘付、同年十二月九日被仰出候は、今度唐人屋敷掛り役人、乙名與頭其外小役者迄不殘被召上候、安藤小兵衛、與村八右衛門、村田伊右衛門、水野小左衛門、蒲地金藏、下見太治右衛門、平野庄右衛門、筆者不殘、日行使陸八代り乙名清田左吉、桃井彌兵衛、河本九右衛門、同組頭水野紋右衛門、田所七太夫、菱田八平治、加幡彌助、日行使は月役小使清藏、江戸町久左衛門兩人に成、尤總町乙名之内三十三町之乙名、一人前

に銀五枚宛拜領被仰付、兼而勤方宜敷由に而、右唐人屋敷役替に付、段々代り有之、以上、長崎實書、

寶永二年九月十日、夜唐館出火十一軒に而、百八十四間類燒す、同十一月九日、唐人屋敷乙名組頭小役共に不殘差替らる、長崎實錄大成、

寶永元甲申年、唐人屋敷出火有之、此屋敷の初より此節迄出火三度に及ぶ、依て役人ども無念の御咎にて、乙名組頭下役に至まで役被召上、牢入いたし候、此時より詰番内通事も相止、長崎記○按ずるに、此書年代を誤れり、

寶永四丁亥年八月十一日夜、唐人屋敷館内二部屋燒失、元文元丙辰年二月九日申下刻、唐館出火、但卯二十五番假部屋火元に而、寅五番、卯十五番、同二十七番、四艘部屋三軒燒失す、但公儀より船主共に錢百貫文宛與へらる、以上、長崎志、  
元文二丁巳年二月四日未中刻、唐館出火、但卯二十六番部屋、火元に而寅二十三番、卯二番、十三番、二十番、二十二番、二十四番、二十六番、二十七番、二十九番、辰七番、十六番、已一番、右十二艘にて九部屋四軒類燒す、但其内三艘は加住也、并土神祠共に燒失す、

寶曆二壬申年正月廿六日夜、申一番明船失火有、以上、長崎紀事、

明和戊子年十一月廿二日辰中刻、唐館出火、折節風烈しく燒廣かり、已中刻比鎮る、即燒失左に記之、

一棟三部屋梁間三間、桁行十八間、一棟二部屋梁間三間、桁行十八間、

觀音堂側之籠所一軒、小部屋十五内四部屋燒失、十一部屋取崩、

天明四甲辰年七月廿四日巳刻、唐人屋敷家猪町大工小屋より出火、東風強く、觀音堂、土神祠、其外諸

部屋不殘、二之門際まで燒失、尤關帝堂は相殘る、依

之在留唐人八百九十二人、唐四箇寺へ按ずるに、興福寺、悟慎寺、福濟寺、崇福寺、悟慎寺、

歸住せしめらる、同六丙午年二月六日未之刻、唐館小部屋一軒出火燒失、已上、長崎志續編、

館内に死傷等ある時は、檢使以下其處置之規定あり、

一唐人何ぞ申分いたし疵を蒙り候か、或自害又は

病死にても、爲檢使與力一人、歩行者一人、同心

一人に、町使のもの年行事通事差添遣之、宿主人ま

たは其船之船頭などにも手形いたさせ、別條も無

之候得は、死骸取置候様に、右之もの共に申付候

事、長崎記○按ずるに、此書年代を記されども、寛文中の議定な

るへし、また崎陽隨筆、甲子夜話等に奇異の事を載す、實に似

たれども姑く左に存す、

一長崎在館の唐人に狐のつきたる時は、其病唐人

を船に乗せて海上三里許漕出しぬれば、つきたる

狐たちまち離れ落るといふ、此事傳へていへるは、

狐唐に連行れんを恐れてはなれ去とぞ、おかしき

話なり、崎陽隨筆、

一長崎の唐館には、人死することに幽霊出ること

常となりたりと、唐商これを患へともせず、唐商の

あけ置たる娼婦の部屋に常に來る商友あり、因て

娼も懇なりしか、唐客死したるとき、二三日めの夜

に、その娼少婢と並び寐居たれば、樓下より梯子を

上る履音のせしかは、怪み見たるに、かの新死の唐

人なり、娼大に恐れをかふりて臥居たるか、其邊

を立廻りて、しはらくして立さりぬ、ゆるるに館中新

死のものありて、陰々と履聲あれば、處々のもの起

騒ぐといふ、狐狸の靈供食物のために人を欺く歟、

さにあらざるは彼館内の商の部屋に、空屋一所あり、

と、幽霊もその存在のとき貨物を多く持たる者の

靈、度々現はるとなり、

一長崎唐館中幽霊の事は既に記したり、然るに又

頃日長崎より來る者にして聞しむるに、曰、館

内に幽霊堂と云て一字あり、此堂其ために設置て、

新死のものは必此堂に靈出る事にて、履音ことこ

とて絶えずと、然らば清の本國も如此やと問た

れば、本國もこれにおなしと答たり、甲子夜話、

延寶八庚申年、行事役荒木傳兵衛願ひによて、十善寺

村海邊に荷物藏をたつ、これより梅ヶ崎、貞享二乙丑年八

月朔日荷物藏封印の事を合せらる、元祿十一戊寅年

四月彼藏燒失によて、市中のもの海中に新地を築立、

荷物藏造立せんことを願ふ、御免ありて同十五壬午

年落成し、唐船荷物悉く新地藏に入しむ、

延寶八庚申年

一牛込氏按ずるに、奉行牛込忠左衛門、在勤之節、荒木傳兵衛といふ

者願に依て、長崎領十善寺村の海邊に地形を築き、

茶屋屋敷、并に土藏を建たき旨願之通被差免、地内

に土藏一棟二十八間入三間五戸前を明け、屋代居

處二ヶ所建之、但年來長崎領の境に榜示木をも可

被建置之處、幸此築地にて大村領との境分明に相

成れり、則此所を梅ヶ崎と名付らる、

貞享二乙丑年八月朔日

一唐船荷物入土藏、公儀より封印始まる、

一前條に記する通り、先年は唐船積來諸荷物、江戸

町、五島町、大黒町、海邊の町土藏并此梅ヶ崎土藏

に入置り、就中梅ヶ崎は市中を離れ火災の難無之

由にて、專相用ひ來の處、元祿十一年、長崎大火にて

町土藏類燒す、依て土藏所持主共海中に藏地を築

たき旨相願へり、則江戸御窺の上築地御免にて、新

地土藏成就せり、是より一切唐船荷物新地土藏に

入置しむ、其以後は梅ヶ崎土藏は諸商人借用て、穀

物俵物諸雜色を入置けり、

一此地形の前、海中に空唐船を居置事を差免さる、

元祿十一戊寅年

一四月廿二日夜、市中出火有之、二十二町燒失す、

其頃迄は、唐船積渡荷物荷揚の節、海邊船付の町

土藏を借入置、此時在津船二十艘の荷物入置し町

土藏數三十三の内十八燒失し、或は藏移し荷物紛

失す、依之翌年土藏所持の町人三十九人海中に地

形を築き土藏を建て、藏借し料の銀を受用致した

きむね相願之、則江戸御窺の上御免有之、元祿十二

年より同十五年迄に地形築立、土藏成就す、雜費銀公儀より二百貫目御取替、十ヶ年賦に上納し、藏主中より銀二百四十貫目差出し、藏數に應し藏借料の銀を受用せり、

總地形東西七十間、南北五十間、右築地御地子金七十五兩つ、年々上納し、一土藏數六十、但十二棟也、一棟に藏五つ宛、右一棟之入三間長二十五間也、一表門、但左右に長屋有之、諸役人仲ヶ宿數ヶ所と成し、一水門四ヶ所、一番より四番迄、一土神祠一字、一番所東南西北四ヶ所、一南門唐人屋敷通路也、門外に橋有之、御高札、

此御藏地之内に、無用之者一切不可入もの也、

亥十月

同十五年午年

一去る卯年より今年迄、新地土藏成就す、七月十七日八百屋町木下町宿之唐船荷物、初而此地土藏に入、

寶永十二年

一梅ヶ崎海邊に地形を築出し、唐空船居る場を修造せしむ、但古來此所に唐船居置しむるに、年々泥

深く成船の進退相滞る故、今年風除の地を築き、海際を鑿廣めしむ、

但土藏前に風除のため横十五間、縦十七間の地を築立る、此坪數二百五十五坪あり、地子銀一坪に付九分掛り也、又茶屋地の前西角より南瀬崎藏地の石垣際まで凡七十五間の場に、地を築出す、横の間數不同なり、平均六間程あり、此坪數四百八坪あり、地子銀一坪に付七分掛り也、以上、長寛政五癸丑年、三番水門東側荷藏一軒有、形之通建替、去子十一月より修造取掛り、當七月成就す、長崎志續編、

通航一覽卷之二百四終

通航一覽卷之二百五

唐國福建省泉州府部一

按するに、清一統志に、泉州府は東西二百八十里、本邦の里法に約し四十八里なり、南北二百三十三里あり、東南は海にして、西は漳州府の長春縣に界ひ、北は興化府の仙遊縣に界ふ、京を去る事七千二百五十五里、禹貢には陽州の地にして、南方の境たり、周に七閩の地、後越に屬し、秦に閩中郡、漢には會稽郡の縣地とし、後漢に會稽南郡都尉の地とす、三國に吳始て東安縣を置、晉に改て晉安といひ、陳に南安郡を置、隋に平陳郡といひ、後廢して建安郡に屬す、唐に豐州を置、貞觀元年廢して泉州に屬す、聖曆二年また武榮州を置、後廢せしか、久視元年又州に復し、景雲三年泉州と改、天寶元年郡に改、清源郡といひ、乾元の初泉州に復す、五代の初は閩に屬し、晉の開雲中南唐に屬し、宋にまた清源郡とし、福建路に屬す、元には泉州路と改め、明に泉州府とし、清にいたり猶福建省に屬すと記す、華夷通商考、長崎紀事、

四夷八蠻船行記等に、日本より海上五百七十里あり、本邦の里法に約し四百七十里あり、長崎に來る船多きよしを記す、大清輿地圖說に、此地諸國通船の濶なりと見ゆ、清一統志、華夷通商考等に、暖地にして寒薄きよし、人物柔和にて、善を樂み、詩書を學ひ、産業は鹽を製し魚を鬻て、商賈群集すと記せり、又此府の所屬廈門は海上二十里を隔し孤島にして、日本より六百里程あり、本邦里法に約し三百六十里なり、この島を開き、泉州府の枝城とし、思明州と改め、この地より臺灣に渡りしなり、よて鄭經にいたりても、此島より長崎渡來の船多しと、華夷通商考に見えたり、

○渡來通商

慶長十二丁未年、泉州府の商船薩摩國に渡來す、證は島許麗實に與ふる、明年歸帆の期にいたり、島津三位法印龍書簡に見ゆ、

伯、かの商客許麗實に書を與へて再渡の事を示す、十一人年毎に渡來せり、唐國總括の、同十八癸丑年正月廿八日、去歲渡來の商民奕吾死失す、よて弟と稱してかの貨

物を取らんとする者あり、されども眞偽決し難きにより、重て奕吾の眞子渡來を俟て渡すへきよし、島津少將家久より書を與ふ、

慶長十三戊申年

與大明商客

大明泉州商客許麗寔、留滯於我邦者一寒暑矣、今年艤舟於我久志浦、回於大明、明年再渡之時不幸而舟雖至他州里、使我一小吏至於其地、子亦侍吏之至、以定器皿貨財之價、其自利利子者、全無毫釐之差、是全子之志而我之所望、亦在茲而已、其盟之堅者、金石膠漆、物莫能間、子其念之、

日本慶長十二年月日

藤氏龍伯法印

島津家藤原氏を稱するの辨は、琉球國之部唐國往來の條にあり、  
慶長十八癸丑年

與大明奕吾子書

大明國福建道泉州府安海人、有奕吾者、去歲隨商舶而來于此地、不幸而罷小疾、醫藥雖無懈怠、而不得其驗、吁時耶命耶、終蓋棺矣、有一人稱其弟者、欲取奕吾貨物、傍有一人云、此是他姓人、詐稱其弟、或曰眞弟、未知其眞贋、可奈之何乎哉、不若令奕吾貨物

藏於吾府庫裏、待奕吾眞子來矣、先是辛亥歲安海人、黃龍與適來此地、是我相識也、奕吾眞子與黃龍與俱共同來、令此貨物遂一與之、不差毫釐、眞子亦勿疑吾言、伏乞昭察、

癸丑正月廿八日

藤原 家久

○僧渡來住職

明曆元乙未年七月九日、泉州府の僧木庵渡來し、後攝津國普門寺にいたり、又黃檗山萬福寺の後住となる、寛文五乙巳年九月十五日、物を獻して拜謁す、住職の御禮なり、のち紫衣御免あり、萬治元戊戌年悅山、延寶二甲寅年雪堂、同五丁巳年東岸、元祿六癸酉年方炳、同七甲戌年喝浪の僧侶渡來、皆永住せり、  
明曆元乙未年七月九日、木庵和尚自注、暹元和尙弟子泉州之人、下町石津長右衛門所に參候、安海船より來朝、萬治三子年攝州普門寺に入院、翌巳年黃檗山に入院、貞享元子年正月廿日遷化、紫雲院にて寂、長崎覺書、  
明曆元年、唐船木庵渡海、福濟寺に在住す、  
萬治三庚子年、福濟寺在住之木庵、攝州普門寺に入、翌年黃檗山第二代之繼席と成、長崎紀事、  
寛文五乙巳年九月十五日

純子二卷 筆一箱 墨一箱 扇子二本 線香一箱

黃檗山萬福寺 木庵 和尚

是隱元禪師、令隱居、木庵一弟子にて後住御禮、右之寺院山城國大和田村に有之、則寺領四百石、去る萬治四丑年被爲附なり、寛文年錄、

黃檗山第二代、開山國師の第八法子賜紫木庵、性瑠和尚四十九歳にて萬治二年己亥十月來朝、按するに、萬治二年來朝と書しは、五十四歳にて寛文四年甲辰九月朔日入禪りなり、

院、按するに、黃檗山萬福寺に入院せしなり、住持十七年七十歳にて延寶八年庚申正月十五日退居、紫雲院七十四歳にして、貞享元年正月廿日遷化、紫雲院は、按するに、黃檗山第二代賜紫木庵性瑠和尚の開基し給ふ所なり、國師傳、自注、泉州之人、元和三亥年迄二十六年長崎崇福寺に住し、大坂舍利寺に居住、長崎覺書○按するに、渡來の年月所るに萬治元年なり、

慈福院は、按するに、萬福寺の塔頭なり、黃檗山第二代木庵和尚の法子唐僧悅山道宗和尚開基ありて閑居し給ふ、其後本師の命によつて大坂の舍利寺に移り、延寶四年丙辰

の十月、檀越の請に應し開堂し給て、久しく是に住し、元祿九年舍利寺を退て、今大坂高津西海寺に隱居し給ふ、今年七十三歳にして法體萬福なり、開山國師傳、  
延寶二甲寅年、雪堂自注、千泉弟、福濟寺に住職なり、、貞享三寅年寂、  
同五丁巳年東岸自注、泉州之人、來朝、元祿元辰年寂、長崎覺書、  
元祿六癸酉年八月  
一御當地按するに、福濟寺より後住の唐僧二人、御赦免之上招請之由にて、一人方炳と申僧、泉州の開元寺玄撲禪師之會下之平僧之由に御座候、以前に此方炳之師兄方煜と申僧、罷渡る筈に御座候得とも、其節俄に病氣故渡海罷成不申候に依て、則玄撲禪師より方炳罷渡申候様にと被申付、今度私船に乗せ、按するに、七十九歳なり、渡申候、此僧之儀、自然嗣法之僧にて無之歟と、私も隨分致吟味候所に、會而嗣法之僧にては無之、平僧にて御座候段其紛無御座候、則玄撲禪師より、福濟寺東瀾禪師の書簡一通爲證文越被申候、書簡之内にては宗檀と御座候、則玄撲之諱にて御座候、唐土之風俗にて、僧俗によらず、先方



の遣し候書簡には字は書不申候、皆々諱を書申候禮儀にて御座候、此僧船中にも居所別に構を仕、唐人ともとは相隔申候て介抱致し罷渡申候、右僧之儀は、開元寺を出、寧波の罷立、則御當津へ致入津候、五十九番船を尋參申候得とも、其節五十九番之船彼地出船仕候に付、餘に乗船無御座致猶豫罷在候を、私承付申候て、福濟寺招きの僧と申、殊に慥成書簡持參被致上は別條無之と存、幸私船出船仕候間乗せ可參段僧の申合乗せ來申候、尤對州の漂着之節も、按するに、八月二日漂着挽船にて入津なり終に陸へ上不申候、私申上候前後の様子は、右之通迄にて御座候得は、餘に可申上委細は無御座候、

右之通、船頭程敏公申候に付、書付差上申候、以上、

酉八月廿九日

唐通事 共

謹具口詞

拙僧諱方炳、號聖垂、係福建泉州府安溪縣劉氏子、年一十七歲投開元寺良範師、出家薙髮、即敝師亦未得法者、方炳今年卅三歲、因享年尙未老、歷戒亦未受、正欲行脚遍參以圖前途、此夏偶因福濟寺招請後住二僧、其一彝庵和尚按するに、彝庵は福州府の僧體休の諱なるべし已於

前舟渡東、繼有炳之師兄方煜、正欲同舟浮泛、不意臨期羅疾、東渡弗果、續因炳本在鄉與開元咫尺之隔往來不息、是以玄撲和尚言及東渡之事、併師兄煜亦勉應招、炳初未之許、只緣撲和尚再三勸諭、兼以師兄囑遂彼志、所以一諾、前來其東瀾和尚係炳師叔之分、自當歸依執弟子禮、併無推委、今承諸位老翁查語、詳細不述緣由、倘或嗣法在身暫以掩蔽妄言、日後露出圭角等情、一憑國規施行、再無異言、立此日後爲證、竟無佗意、此番海上爲風作孽、拋擲對州、始終座舟、未曾登岸與日本人交接、兼有漂流貴國難民七人、雖係同舟、朝夕亦未嘗交談、各居別艙爲隔與渠、併無交涉、所報是實、元祿六癸酉年捌月日、七十九番船上拙僧方炳、七十九番船罷渡申候唐僧方炳申口之和解拙僧儀諱方炳、道號聖垂と申候、福建泉州府安溪縣劉氏の子にて御座候、年十七歳にて開元寺の良範と申僧を師に頼、致落髮出家仕申候、私師も未だ得法不仕候者に而御座候、私儀今年三十三歳に罷成申候、行年若輩に御座候得は、大戒も未だ受不申候に付、兼而行脚を仕途、遍參を以來之修行と存罷在

候所に、當地福濟寺より後住之僧二人招之被申候

内、一人彝庵和尚は以前之船に渡海被仕候、次に私師兄方煜と申候僧、右之船に致同船渡海之筈に御座候之處に、其期に及び不慮に相煩、東渡罷成不申候、然處に私儀泉州在郷に罷在元開寺に程近き所に而、往來無絶候に付、玄撲和尚渡海之儀を被申出、殊に師兄方煜も是非罷渡候様にと申候得共、最初は辭退仕申候、然共玄撲和尚再三、め被申、尤師兄も我等一應之志を遂げくれ候様にと申に依て、畏入罷渡申候、當地東瀾和尚儀も、師叔分にて御座候へは、元より致歸依、弟子之禮を盡し申寄之儀御座候、少も異儀無御座候、只今各通事衆より御穿鑿委細之儀御座候へは、右段々根元申上候、若私嗣法之身に而偽を申、隠し申候而、後日に露顯其儀御座候は、偏國規之御法に可被處候、異言有御座間敷候、後日證據之ため如斯御座候、此外には他言無御座候、今度は海上にて風難之害に逢申候而、對州へ碇ををろし申候へとも、始終共に在船之儘、終に陸に上日本人と相交候儀無御座候、尤貴國漂流之日本人同船に而罷在候得とも、終に一言之物語も仕

不申候、銘々居處相隔罷在候而、彼者共に少も構不申候、右申上候、僞無御座候、

元祿六癸酉年八月日七十九番船に渡候、拙僧方炳、以上、華夷變態、

元祿六年七十九番船より、方炳自注、東瀾弟、泉州之人、來朝、三十三歳、獨方炳禪師、元祿六癸酉年渡海、長崎福濟寺第五代之住持となる、享保五庚子年、黃檗山に第十一世之繼席となる、元祿七甲戌年、七十一番船に喝浪自注、東瀾弟、泉州之人、渡る、三十二歳、以上、長崎覺書、元祿七年、七十一番泉州船之唐人共申口、一私共船は泉州仕出し船に而、當閏五月十八日に、無類船泉州乗出し、同廿五日に普陀山に船寄せ、兼而普陀山に調置申候糸端物共積添、六月廿二日普陀山出帆仕申候所に、同廿五日海上大風に而、帆柱損し申候に付、直に乗り渡り罷成不申、則於其日に普陀山の船を乗戻し申候、右之通、帆柱損し申により、其船にて渡海難成、寧波に而替船を才覺仕、漸今度乗り渡り申候船を借り加へ、荷物積移し、唐人數六十人、并御當地福濟寺に招請被爲成、御赦免候後住之唐僧一人、共に都合六十一人乗組候而、七

月十七日に重而、普陀山乗り出し渡海仕候、右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

七月廿六日

唐通 事華夷變態、

元祿七年、唐僧喝浪渡海以後、福濟寺第四代住持と成、長崎志、

享保七壬寅年七月廿一日、泉州府の僧道徽渡來し、船主ごにも口書を出す、さきに福濟寺の全巖唐僧招請の事を願ひ、歸帆の船に書簡を附して達せしによりてなり、

享保七壬寅年七月廿一日、十四番寧波船之唐人共申口

一私共船之儀は、南京之内上海にて仕出し、唐人數四十七人、外に御當地福濟寺より按ずるに、長崎南京寺なり、招請之唐僧一人、都合四十八人乗組候而、當月十七日上海致出帆、順風にて罷渡候に付、日本之地何國にも船寄せ不申、直に今日致入津候、船頭吳子明儀は去去年十九番之船頭に而御座候、則歸帆之節御與へ被遊候信牌、此度持渡申候、乘渡之部は、去年之二十六番にて御座候、上海跡船之儀も、當分一二艘渡海之支度仕罷在候間、追々來朝可仕と奉存候、然は右

唐僧乘坐渡り候儀は、御當地福濟寺住持全巖より、唐僧一人招請之儀は、御願申上御許容被遊候に付、福建泉州府開元寺において、道徽と申僧招に應じ罷渡り可申と申候は、寺務を司らせ、追而は住職をも致させ申度由にて、書簡去年四月歸帆之節、吳子明方に請取歸唐、以後開元寺に尋參り、道徽に致對談、則右之書簡相届申候處に、此僧招きに應じ渡海可仕よし請合申候に付、當三月に重而開元寺へ參り、右之僧致同道、上海迄罷越此度連渡り申候、道徽事泉州にて吟味仕候處、元より清規を慎み守り、臨濟正宗にて別派に而無之、尤傳法をも不仕僧に而御座候に付、乘渡り申候、

右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

宣七月廿一日

風説定役

唐通事目付

唐通事共

唐僧道徽、法名其儼、本籍福建泉州府晉江縣人、俗姓王氏、年三十二歳、自十六歳披剃、拜投泉州府開元寺明心和尙爲師、至二十六歳、受本師大戒、仍在本寺修行迄今、未曾受法、實係臨濟正宗安和尙嫡派、因辛丑年間、承吳子明持傳貴國全巖和尙啓書、

廷請前來照理寺務、住持福濟寺、以紹祖燈、素聞貴國仁邦、敬崇佛教、又蒙吳子明居士於去年八月持書到寺相請、至今年三月間明心和尙方許所請、爰是四月告辭開元寺大衆、起程蘇本月由上海、同吳子明本船來崎、今有全巖和尙請書一紙、現據並無冒派隱法等情、日後亦不敢求回唐山、所具是實、

享保七年七月日

唐僧 其儼 花押

寧波船頭吳子明船より罷渡り候唐僧道徽、口書之和解、

唐僧道徽、法名は其儼、生所福建泉州府晉江縣之者にて御座候、俗姓は王氏、行年三十二歳に罷成申候、十六歳にて、泉州府開元寺明心和尙を師とし落髮いたし、二十六歳に而本師明心和尙より大戒を授り、唯今迄開元寺に罷在修行仕、未傳法は不仕候、尤臨濟正宗無安和尙之一派に而御座候、然處に去巳年御當地福濟寺全巖和尙より、招請之書簡を吳子明言傳り、去年八月に書簡を開元寺に持參いたし、招請之儀申入候、其趣は寺務を司らせ、追而は住職をも致させ、祖燈を繼せ可申との儀に而御座候、殊に貴國は仁義之御國にて、佛教を崇ひ候よ

し承及申候、其上當年三月に、重て開元寺に吳子明參、明心和尙にも相達候處に招きに應じ、渡海之儀被差許候に付、四月に開元寺大衆にも暇を乞、蘇州迄罷越、七月に上海より吳子明と同船にて、御當津に着船仕候、但全巖和尙より招請之書簡をも、今度爲證據持渡申候、尤別紙に而無之、傳法も不仕候段、曾而爲無御座候、勿論此以後歸唐之願仕間敷候、依之書付を以、申上候處相違無御座候、

享保七年七月日

唐僧 其儼

右唐僧道徽、口書之趣和解差上申候、以上、

風説定役

唐通事目付

唐通事共

享保七年、唐僧大鵬按ずるに、大鵬は道徽の別號なるへし、渡海、以後福濟寺第七代の住持となる、長崎紀事、大鵬、享保七年渡來、同九年福濟寺住職、延享元年、黃檗山第十五世繼席と成、長崎志、

○漂着

按ずるに、華夷變態、崎港商説をほしめ諸記に、唐船漂着の事を數多擧たりされども、の地の商船崎港にいたる時風波のため定路の外に艱難し、止事を得ず罷をふるし、漂着の扱成し類にて、後證に益なきものは、ここに省けり、已下諸書府にいたりてまた然り、下再び

貞享三丙寅年七月、泉州府廈門の商船、風波の爲に破壊し、對馬國琴浦富ヶ浦等に兩浦とも上縣に屬す漂着す、よて同月、領主宗對馬守義真より長崎に護送あり、天明三乙卯年九月、松平島津少將重豪より、六月其領内大隅國屋久島にて取調郡にして郡全島なり一破船せし廈門人を送り來る、

貞享三丙寅年七月、對州の流寄候福建人口書

一我々船破損仕候は、七月六日午刻、五島之地四五十里程西北に離れ申候歟と覺申候、其時大板一枚に十七人乗り居申候、其後一日に二三人宛死申候、同月八日午之刻、初而山を、西南十里之内程に見申候、西南風故東之方に流れ申候、同月十日巳之刻、山を十二三里程西南に見申候、其時は五人大板之上に殘居申候、其内二人申候は、此通に板之上に罷在候而も飢死仕事に付、我々二人は能泳候間泳可申由申候間、板木二本結合候丸木に取付泳申候、此丸木は前以大板之上に居申候時、流れ寄候故、大板之上に取揚置申候、同日酉之時に一人は相果、今一人は翌十一日巳之刻岸に揚り申候、相殘候二三人大板之上に居申候、右之者泳候而一時程後に北東、

風に成、十一日に板を西南之山岸に吹付申候故、陸に揚り里人を見悅申候、以上、

船主蔡勝娘、藍露官、林勇爺共三人同在廈門船上、六月初八日開駕至廿九日、見五島山、至七月初五日過東北風、無奈逃出外洋、初六日上午其船尾後立即打開客、并水手共一百二十八人死者甚多、總管一片板載十七人、尙存三人、存一人在東北山、後脚痛不能行、聞本國王上愛唐人、總管三人來貴地、無以爲報、但叩頭而以再托町主、送到長崎感恩不盡、

和解

船頭、蔡勝娘、藍露官、林勇爺、都合三人同船頭にて、廈門を六月八日に出發仕、廿九日に五島之山を見かけ、七月五日に東北之風に逢、無是非外海に出、六日之午之上刻に、船二つに破れ、客并に水手共二百廿八人すでに死し申、内一枚板之上に總代共に十七人乗り、其内存生之者三人にて御座候、一人は東北之間之山に居申候て、足痛み行步難成御座候、御當地王上に奉願、唐人總代共に、何ぞ御慈悲之御上より町に被仰付、長崎へ送、届け被下候は、難有可奉存候、

對州の流寄候品々之覺

一木像一軀、但兩手并足先損拾り、一唐紙二箇、但五結宛入、一唐紙八結、外に結枚不知唐紙少々有之候、一鹿皮十五枚、一黃芪一袋、但正味四十八斤百二十目、一桔梗一袋、但正味三十斤百十匁、一人參一袋、但正味二十目、一腰掛二つ、但高欄有、一檣二本、一綱五筋、一丸木十一本、一船板一枚、但長四尋四尺五寸、横二尋、横木七本有り、是れ福建人三人乗、琴浦の流寄申候、一木二本、但長七尺方五寸角、一本は長六尺方五寸角、福建人一人此木に取付、富ヶ浦の流に寄申候、一戸二枚、一檣一挺、一船板四十三枚、一木切一本、以上、右之船板并丸木寸尺細に書付、宗對馬守從家來共差越候得共、事永重高に罷成候間省略仕、物數計畫寫差上之申候、

大明客總管陳昂、爲稟請當國主、放生到長崎、搭船回家事、昂等在廈門、大島船船主蔡勝娘在廈門嶼、販日本國生理、自六月初八日開船、至六月廿九日見五島山、又無風不進港、至七月初五日遇東北大風、無奈將船使回、至初六午本船尾後、風浪打開、船上客并

水稍二百二十八人、死者無數、昂等十七人下船板一塊、至本月十一日到貴國、尙存三人、謝得町主救活狗命、復乞當國王發回長崎、搭船回說信萬代公候、

貞享三年七月日

二仔陳春稟叩 總管陳昂稟叩 水稍杜及稟叩

一總沈在海去了

白絲三百擔 重袖肆百細(每細一百疋) 人參六百斤 中絹紗二百細 紅絹五十細 剪絨二百八十籠 什物不數 白糖肆千擔 冰糖二千擔 藥材二百擔 毛邊紙三百細

和解

大明船之總代陳昂と申者、御公儀様迄奉願候は、何ぞ長崎へ、船より送り届け可被下儀に而御座候、私共儀廈門大船之船頭蔡勝娘廈門に罷在、御貴國へ商賣のため、六月八日に彼地出發仕、同廿九日に五島之山を見かけ申候處に、風不順に御座候て、湊へ入申儀難成候處に、七月五日に東北之大風に逢申、無是非本船を乗戻し、同六日午之刻、船浪に被打破、船中之客并水手二百二十八人之者共之内、私共に十七人、船板一枚に乗申候内、今月十一日御當

地の三人存生に而着仕候、然處に町宿を被仰付、露命を御救被下難有奉存候、又々御公儀を奉願、長崎の送り届け可被下候、唐船に便乞歸唐仕候は、御厚恩之段萬代も奉忘間敷候、

貞享三年七月日

二仔陳春 總代陳昂 水手杜及、申上候華夷變態、天明三癸卯年九月十四日、薩摩より漂流唐人王福弟、楊江弟兩人送來る、但此本船福建省廈門之船にて、十五人乗組、當五月二日廈門より福州に赴し處、同五日逆風に逢覆船に及び、十三人は溺死致し、右兩人水筒に取付數日漂ひ居たる處、六月十四日漁船より兩人を見掛け、其船に助け乘せ、大隅國屋久島之内粟生村と云所に連越し、七月廿八日同國山川村より乗船、今日當港に送來る、依之寅六番同九番船に便乞、被令歸唐、長崎志續編、

通航一覽卷之二百五終

是非帆柱を伐捨流漂處、同十日朝北風に替り波鎮ると雖も、山も不見大灘へ流れ出、數十日の間毎度危殆の難風に逢、三月六日曉何方とも不知山岸へ吹付られ、岩瀬に當り船底を突破り、垢水込入に付橋船を卸し、乗組の者衣類手廻り等を乘せ、山岸へ船を寄せ、皆々陸へ上りしに、本船橋船共岩に當りて破船す、此所福建省之内泉州府惠安縣外海の離れ島にて、人家も無之、無爲方惘悵せし處、同日夕方惠安縣の漁父林註か小船通り、掛り漂流を救載せ、同七日惠安縣に連行、縣吏漂着の次第を吟味して後、福州府へ連越し、法海寺と云寺に逗留致す、此處にて船頭左五平病氣差重り、四月十一日終に落命す、然る處同廿五日、奥州岩城の者の内船頭勝兵衛、水主六兵衛、作兵衛、次郎、金右衛門等、當正月十八日唐國へ漂着致し、段々繼送られ右寺に來る、仍て始て面會し、互に漂流の艱苦を語り、席を同し、被を共にして、一同滞留す、五月廿六日に至り、警固唐人附添、漂流民都合二十人此所出發、船場迄凡二里餘の路を経て一宿し、翌廿七日船に乗福州湊出帆、六月十一日浙江へ着船、二階造りの長屋に差置き、米魚

通航一覽卷之二百六

唐國福建省泉州府附廈門部二

○漂流

安永四乙未年十二月五日、一番孟定侯、同十一日三番許玉堂等の船入津ありて、これよりさきに泉州府に漂到ありし、陸奥國一の關領主田村下總守某、江戸廻米積同國のものとも、この兩船にわから乗組せ送り來たる、よりに漂流の次第を糺問ありて、をの／＼その本所に歸され、また護送の唐船主等には、先例のごとく御褒美として現米を下し給ふ、

安永四乙未年、一番孟定侯船、三番許玉堂船より奥州之者十五人送來る、此輩去年九月、奥州一之關田村下總守江戸廻米千七百七十七俵、同國小竹濱六兵衛船廿四端帆永福丸に積受、船頭水手共十六人乗組、同十一月江戸品川着船、廻米藏屋敷に納め、同廿五日品川沖出帆致す處、十二月七日午刻頃、奥州岩城の内鹽谷崎沖にて、俄に西風起り大雨降暗夜の如く成、船中へ波打込至て危きに因て、無

野菜薪等相渡し、蚊帳其外衣類等相與へ懇に撫育致し、十一月十八日、日本通商の船二艘に乗組、同廿日同所出帆、孟定侯船は十二月五日長崎港着岸、許玉堂船は洋中風順あしく乗後れ、十二月九日肥前國神樂島沖へ漂着、同十一日其所より挽船を以て長崎港に着船す、右漂流護送に付、翌申年五月在唐荷主并に船主、財副介抱唐人共へ、先例之通爲御褒美現米賜之、長崎志續編、

安永四年

船頭佐五平唐國の漂流仕候、十五人之者口書

奥州牡鹿郡門の脇村淨土宗

- 楫取 長右衛門 未四十八歳
- 同國同郡湊村一向宗 水主 三郎 次 未四十一歳
- 同所禪宗 同 紋十郎 未三十三歳
- 禪宗 同 彦四郎 未四十歳
- 同所同宗 同 兵 吉 未二十二歳
- 同國同郡小竹濱同宗 同 久 六 未三十七歳
- 同所同宗 同 左治 平 未二十六歳
- 同國同郡石卷之内本町同宗 同 長 松 未三十二歳

同所之内中町同宗 同 福四郎 未四十八歳  
 同所之内蛇田町法華宗 同 長之助 未三十三歳  
 同國桃生郡野之島禪宗 同 茂 七 未三十八歳  
 奥州宮城郡寒風澤濱同宗 同 金四郎 未三十八歳  
 同所同宗 同 德三郎 未三十二歳  
 同國同郡宮戸月濱同宗 同 彌四郎 未三十九歳  
 同國牡鹿郡湊村同宗 同 市五郎 未十三歳  
 右十五人申口

私共儀、唐國の漂着仕候處、此度申之一番船より長右衛門、三郎次、紋十郎、久六、長松、福四郎、茂七、金四郎、徳三郎、同三番船唐船より彦四郎、兵吉、市五郎、左治平、長之助并奥州檜葉郡之者勝兵衛、六兵衛、次郎、金右衛門、作兵衛送來候に付、踏繪被仰付、國元出船積荷物之品々、并漂流之次第、委細有躰に可申上旨、御吟味御座候、

此段去年九月十五日、奥州一之關田村下總守様江

戸廻し米千七百七十七俵、此石七百七十三石餘、同國小竹濱六兵衛船二十四反帆永福丸を、石巻川口に浮け、牡鹿川より船下積請、船頭左五平、楫取長右衛門、水主三郎次、紋十郎、彦四郎、兵吉、久六、左治平、長松、福四郎、長之助、茂七、金四郎、徳三郎、彌四郎、市五郎、右都合十六人乗組、同十月右石巻川口出帆仕、同十一月廿一日江戸品川に着岸、同所より船宿深川蛤町三町目松本屋平右衛門方致通達、翌廿二日、同藏屋敷の荷揚仕、國元仕入之船中之糧米二十五俵、并味噌薪等用意致歸國候積り、空船にて同廿五日品川沖出帆仕候、相州浦賀御番所御改請、御切手奉請取、其夜同所に船繋仕、翌廿六日出船所に船つなき仕、順風に而日々走り候處、同十二月七日九時頃、奥州岩城之内鹽谷崎沖にて、俄に西風起り、碇にて繋留候儀も不罷成候故、碇綱三房相さげ流漂ひ、いよゝ風並悪く大雨降、暗夜之様に相成、船中の波打込候間、垢を繰相働候得とも、至てあやふく相成候に付、何も一同に髪を拂ひ、神佛を祈、同日七時頃帆柱を伐捨て、同八日九日夜中迄同風吹續き漂ひ流れ、同十日朝北風に相替り、浪

鎮り申候處、山も見えざる大灘へなかれ出候間、何も不辨候得とも、去る七日奥州岩城之鹽谷崎西風にて、東の方へ流れ漂ひ候うち、東風に替り候付、方針にて、西の方へ心懸帆桁をあけ、同十一日四時頃迄走り候處、西風に替り大雨降霧降大波に漂ひ、香水道切申候故、桶鉢端船等へ香水をうけ留飢を凌、同十二日九時頃風和らき候得とも、島山も見えず、方針にて東西を辨へ候計り、何國の地とも不存一途に地方へ船を寄せ申度、帆を揚風にまかせ、何處ともなく走り申候、同十三日より廿九日迄色々風替り、さまで大風にも無之、海上静に走り候處、糧米遣ひ切候てはかなひ難く候間、何れも申合一同粥二杯宛給、當正月元日夜九時頃より同四日朝迄、南風吹續き浪船中へ打込候間、垢繰相凌、同五日風静まり、同六日雨降候ゆゑ香水を受ため、同七日より十日迄、風無之浪平に付、帆を揚候得とも走り不申流漂ひ申候、船中に有合申候釣針にふくの皮をまき餌に致し、しひら二本釣あけ候間、みそにて焚給申候、右同日暮時頃より雨降候に付、香水を受溜十日風無之、同十二日十三日西風烈しく波高く、既

に船危く候故、垢を繰漸く相凌候處、同十四日朝より風しつまり、同十六日迄丑寅の風に替り、彌大灘へ吹出し候間帆を揚走り申候、同十七日朝より雨降、水澤山受溜、同日七時頃寅の風烈、楫板たてに破らる、帆綱をもつてからけ相用ひ、同夜五時頃風しつまり申候間、同十八日より廿七日迄、海上しつかにて帆をあけ走り、又は流漂ひ、同廿八日晝頃より戌亥の風起り大雨降、暗夜のやうになり、震動類に波高く打込、水船に相成垢を繰、神佛へ祈誓をかき、いづれも身命をかざりに相働候處、同夜半頃より風和らき波も次第に静り申候、いまた雨は降候間香水うけ溜申候、同廿九日風無之帆をあけ候ても走不申、運にまかせ流漂ひ、または有合の釣針にてしび釣給申候、同晦日四時頃南風起あら波にもみ立られ、度々大難儀仕、いづれもつかれ垢繰儀も叶さる躰に、大波度々打込難凌、一同觀念仕、船中の垢をあび神佛を祈、念佛題目をこなへ覺悟罷在候處、暮頃より風和らき波もしつまり候故、いづれも安心仕候垢を繰、早汐に流漂ひ、同二月朔日より六日まで海上静にて帆をあけ走、また流漂ひ候處、

同七日明方より十日夜中まで北風吹つゝき、同十日朝より南風に相成、帆をあけ何方共存せず走申候處、西南にあたりて遠き小島を見かけ、去年十二月七日以來沖中に計り流れ漂ひ、或は風にまかせ走候ゆゑ、いつかたとも不存候へとも、いつれも一同に力を得、神佛を拜し、右島へ船をよせ申へくと種々働候得とも、向汐にて乗取かたく、同十二日には右の島も見失ひ、其上潮の色も濁候ゆゑ、いつれも力を落し、同三月四日まで海上に波も御座なく、帆を揚又は流れ漂ひ申候、同五日明方より寅卯の風はけしく霧深く吹なかし、同六日何方とも知らず岸に吹附られ、岩根間近く船あやふく候得とも、碇を入申候間もなく、岩瀬にあたり船底を突、垢込入申候間端舟をおろし、船頭左五平事先達てより病氣、長右衛門儀は船中働候節足をいため、兩人ともに歩行成かたく候間、端舟に抱乗せ、左五平、長右衛門所持の脇さし二腰、其外乗組ものとも衣類手廻り、ならびに糧米一俵取おろし、何れも一同に乗うつり漸く岸へ船を附、淺瀬にて候間海中へ何れも飛入、舟を岸へ引よせて、手寄のもの衣類等

投あけ申候へとも、米はあけかね相殘申候て、何れも陸地へあかり、いつれも垢離をとり神佛を拜し候内、右本船并端舟ともに岩根にあたり破船仕候、波に引流され出申候、夫より岸をつたわり、山に登り見渡候處、此山ははなれ島にて御座候、この島の儀は、漂流人つれ渡申候唐人どもへ相尋候處、福建府の内泉州府惠安縣の外海にて、右はなれ島は何と申島にて有之候哉、存知不申候よし、申聞候、人家もこれなく、海をへたて南の方地方續き相見え候得とも、渡へきやう無御座、草木のようす見なれさる、日本の地とは存られず、十方にくれ相歎き居候處、次第に風もしつまり、同日七時頃にいたり五人乗組候船一艘通候間、相招候得は、船を寄せ私どもを見ておとろき申候様子に見え申候、右舟人ども、この船人どもの儀、唐人共相尋候處、ケイアンの漁夫リンチウと申ものにて、外四人の名は承知不申候よし、申聞候、頂の上に少し髪を残し、筒袖の様なるを着し、船も

日本造にて無之、尤漁人の旨申候得とも、不見染人物ゆゑ、唐國漂着仕候儀と、いつれもころ落付申候間、私とも日本人にて、難風に逢漂流致し候間、助けくれ候やう相頼候得とも、一圓不通のやうすにて、船を出し可逃去跡にて候間、取逃候ては可便様も無之、いつれも一同に舟に取付手を合相歎き、助けくれ候やうにと仕形致し候得は、ころえ候やうすにて、舟に乗候やうにと仕形仕候間、暮頃十六人の者とも、右漁船へ乗うつり、その日は舟中に罷在、同七日朝地方に着船致し、

此地方の儀、唐人に相尋候へは、ケイアンケンのうちにて御座候へとも、地名不存よし、申聞候、二間半四方計の、かわらぶきの辻堂の様なる家一軒有之、舟人一人陸へ上り、駕籠のやうなるもの一挺持參、外へつれ可送のやうすにて、長右衛門乗候様仕形いたし候間、船頭左五平も歩行相叶はす候儘、今一挺相出しくれ候様に仕形致し見せ候得は、ころえ候やうすにて走り行申候、其内にいつれも船より上り、左五平、長右衛門を脊負ひ、右堂のやうなる家へつれ候處、女鉢の像安置有之、其所に待

合候内、

此辻堂の儀、唐人に相尋候處、舟中ハナフを安置いたし候堂にて有之よし、申聞候、唐人ども凡百人餘も見物に見え寄集り、たば粉、菓子、または錢二三三文三十文位まで銘々くれ申候、然る所先達ての船人、外に可連行様子も仕形いたし、駕籠のやうなるもの一挺、また持參申候、持夫四人に賞請候錢一貫四百文に相雇、左五平、長右衛門を爲乗、船人に別れ申候、凡一里半計參候へは、人家續き、茶屋并酒肴屋飯など商ひ申候家有之、飯は茶碗にて二盃分付、錢五文宛に調申候、夫より凡五六里參候處、私とも塀の圍これあるかわらぶきにて、十間程も有之役所杯の様なる所へつれられ參候處、役人の唐人一人罷出、此役所并役人の儀、唐人に相尋候ところ、センワウと申、海邊を守、往來の船を改候正六品の武官穿議の役所にて、役人は正六品のハワウと申、センクハンに差つゝき、盜賊并諸役等司とり候官人に御座候よし、申聞候、何れもへ相尋候様子に付、私とも日本人にて難風に

逢ひ漂流の趣、仕形致し見せ候得は、承知の様子にて飯を給させ、番人四人附置、右の役所に一宿爲仕、同八日朝飯後、昨日相雇候駕籠昇とも参り、左五平、長右衛門を駕籠に乗せ、昨日上陸いたし候海邊の方へ連れ行候付、右の場所持返し捨候儀と相察候間、何れも泊候家へ立戻助けくれ候やふ、仕形にて相歎き候所に、唐人ともあつまり吟味致し候躰に候へとも、相互に向相分らず、其夜も右の家に逗留、同九日主立候役人と相見え、

此主立候役人の儀、唐人に相尋候處、フクケンセイ、キウクハフの内ホテンケンと申所の知縣にて、正七品之文官、其地の年貢等訴訟の事支配致し候官人のよし、申聞候、  
輿のやうなるものに乗し、供二十人計召つれ参り、彼是吟味致し候様子にて、致書付爲見候へとも、一向讀め不申候、外に可召連様子仕形致し、飯爲給唐人二人附置、同日四時頃出立、同日七時頃町家つ、き有之建候所へ着、ホテンと申所のよし、屋敷のやうに見え候内へ、私とも召連、  
此ホテン并屋しき、唐人に相尋候處、莆田は興化

府のホテンにて、右屋敷は知縣と申、正七品にて一縣の事務年貢訴訟を司とる唐人、相詰候役所のよし候、

暫すぎ白砂の連行、役人五六人罷出、  
此役人の儀、唐人に相尋候處、知縣の下司典吏と申輕き役人の由申候、  
何歎吟味致し候やふすに候へとも、互に詞一向通し不申候、立去候仕形致し、唐人二人附添、四間四方位の家に入、十六人共入置、番人十人計附居候、同日夜に入、また候兵吉、徳三郎兩人白砂の召連候、上段に机に打敷をかけ燭臺を立、鐵砲を打笛を吹銅鑼をならし、暫く過ぎ、此家の主人と相見え、  
この鐵砲を打、笛を吹き、銅鑼をならし候儀、井此家の主人と相見申候もの、儀、唐人に相尋候處、主人と申候は、ホテンの事務、年貢訴訟を司とる、知縣と申正七品の官にて、漂流の次第自身致吟味罷出、凡て唐國にて公事訴訟人等白砂の呼出し、官位のもの自身吟味致し候節、チキを示し不意のそなへを爲見候ため、玉をこめず鐵砲を打、或は笛を吹き、銅鑼をならし候事に候よし、

申聞候、  
外に唐人十人程後に附添罷出、曲祿へ腰を懸け、附添候ものは左右に並居、一尺四方位の紙の文字を認めさし出候處、一向讀め不申候付、私とも難風に逢ひ漂着仕候間、日本へ被送返候様、彼是仕形にて相願ひ候得は、心得候躰にて唐人兩人相添、以前の所へ連歸、何れもに粥給させ、夫より門の外に連出、六間四方位の土藏のやふなる所へ入置、番人十人附置申候、同日朝飯後役人躰の唐人罷越候而、  
この役人唐人に相尋候處、知縣の下司のよし申聞、

何か吟味致し候やふすにて、衣類手廻道具等相改候處、又重立の役人一人供五六人召連参り、  
此役人の儀、唐人に相尋候處、縣丞と申、正八品にて、知縣に打つ、き一縣の事を司るの由申候、吟味致し候やうすに候得とも、一向通し不申候、私とも日本人にて漂着仕候趣、仕形仕爲見候得は、心得候様子にて罷歸候、同十二日迄逗留いたし、食物は朝粥、晝夕飯豆腐肴野菜等を、醤油または鹽煮に致し爲給、懇に世話致しくれ申候、同十四日役人一人

人参り、

此役人、唐人に相尋候處、縣の司典吏と申輕き役人のよし、申聞候、  
外に送被遣やうす仕形致し、唐人とも大勢にて駕籠十六挺持來、乗候様に仕形候間、段々世話に罷成候禮申述、何れも駕籠に乗申候、重立候役人一人供十四五人召連、外に賄役人附添、總人數五十人餘にて前後を圍み、右莆田を何も出立、大門を出候得は、笛太鼓銅鑼をならし、石火矢を放ち申候、同日八時頃江口と申所へ止宿仕、十五日早朝賄役參、私二人は先に行、飯の支度致し候間、はやくいたし候やう仕形いたし候付、私共は警固の役人と一同に出起、同四時頃茶屋にて飯を給させ、同日八時頃福清と申所に着仕、此處は他領のよし、右莆田より送來候役人省王に被尋候由、

此福建省王の儀、唐人に相尋候處、福清は福州府の内福清縣にて、省王は高官を尊敬して王と申候、福建省の事務を司シユンフクワンと申候、從二品の高官のよし、  
寺號宗旨等は不存候處、寺に泊申候、この寺に女躰

の佛像安置申候、

此寺、唐人に相尋候處、此所の船神出生の地に付、右船神を天后宮勸請、出家五六人居守候間、寺に見請候か、寺にて無之よし申候、

同十六日、朝飯後同所出立候て、同日九時頃役所のやうなる所に十六人とも召連れ、役人唐人出られ、拙者とも衣類手廻の道具相改、莆田より送來候人數の内、役人一人賄役一人相殘、外之人數は罷歸り、福清よりは私とも一人に附人一人つゝ、相付候、同日暮頃横口と申所へ着仕候、

この横口の儀、唐人に相尋候處、福清縣に往來之傳驛之由、申開候、

町屋泊申候、同十七日未明出立、四時頃龍公と申所町屋續き、

此龍公の儀、唐人に相尋候處、漳州府龍溪縣の内にて市場の由、申開候、

茶屋にて飯を給へ、夫より瀬のはやき川幅五町計の所船に乗、五里参り陸の上申候て野間を通、町屋續きて百間程の川石橋を渡、十町程町を通り過き、また二百間餘りの石橋を渡申候、此所船着と見え

申候、

此川石橋の儀、唐人に相尋候處、川は龍公の流川筋にて、橋の長さ百八十丈あり、龍公橋と申候、諸國の船着のよし、申開候、

大船夥敷繫置、種々の商人茶屋等有之、賑々敷場所にて、町並高さ五六丈石垣築き上げ、屋形をたて石火矢仕掛候大門有之、福州、

この屋形の事、唐人に相尋候處、福州府の城下往來の總門のよし、申開候、

右門の内、私とも召連れ待せ置き、又門を入、役所の役人致吟味候躰に候得とも、詞通し不申候、

この役所の儀、唐人に相尋候處、右城門を守候ものを門吏と申候て、門の出入を改候もの、よし申候、

夫より觀音安置したる法海寺に連行、

此法海寺の儀、唐人に相尋候處、福州府の内臨濟宗、法衣は日本の黄葉同様に有之、僧侶三十人程居候よし、申開候、

此寺にて飯を給へ止宿仕、同十八日晝頃役人大勢参り、

此役人の儀、唐人に相尋候處、知縣の下司のよしにて、シヒンケンと申候て、盜賊等の事を司る役人のよし申候、

衣類手廻道具相改、脇差二腰は召上られ、追々重立候役人、供大勢召連れ兩人参、

この重立候役人の儀、唐人に相尋候處、ヒンケン并カウクワンケンの知縣にて、イワケンのを事司る役のよし申候、

拙者共を呼出し、日本詞少通し申候八官、龍官と申唐人兩人罷出、通辯を以唐國に渡來候譯吟味致し候間、私とも儀日本陸奥國田村下總守廻米積請、去年十月朔日國元出帆致し、同十一月廿一日江戸に着船致し、荷揚仕歸國の節、沖中にて難風に逢ひ、帆柱楫等損し當二月漂着、漁人に被助、この所まで被送續候間、日本に被相送候様願候得は、追々被歸へきよし、通辯をもつて申渡され候に付、いづれも安心仕、右の法海寺に數日逗留仕、丁寧に世話致しくれ申候、然る處船頭左五平病氣彌増、無程藥用爲仕候得とも、猶無然に付、通辯兩人委敷相頼候得は、醫師兩人相添藥用仕吳候て、私共種々介抱仕候へど

も、養生不相叶、同四月十一日死去仕、葬送の儀通辯を以申達候處、同十二日朝役人兩人罷越、醫師并番人等承届候やうすにて、夫より左五平死骸改等承届候やうすの上、棺に入南門と申所より相出、私ともものうち彦四郎、兵吉、市五郎、福四郎、長之助等右五人見送に罷越候處、線香、蠟燭、焼紙等相與へ、唐人十人程附添、四五町かき参候へは墓所あり、葬式は無御座、右焼紙は墓所にて焼捨葬候を見届罷歸候、私とも打寄念佛を唱へ回向仕候、同十四日石塔相立吳申候、長さ三尺餘幅一尺五寸程の石牌、日本陸奥國番左五平墓、乾隆四十年四月十一日身故、と切付申候、同廿三日の頃と覺申候、日本より漂流人またもつて五人参候よし、通辯の八官申開候處、同廿五日私とも罷在候法海寺に、右之漂流連参候間、やうす承候へは、奥州檜葉郡の者之由、船頭勝兵衛、水主六兵衛、作兵衛、治平、金右衛門と申者に、漂着此處へ送られ候よし、咄申候、右之者私とも此一所に番人相付け、右之寺に差置候、同五月初日家並に蓬菖蒲を軒端にさし、唐人とも禮廻仕候、同四日私とも一人に、笹巻餅、鶏卵五つ、錢百文、たば



こ一包、白砂糖一包宛、省王より被與候よしにて、通辯の龍官相渡申候、

唐人は相尋候處、端午米を灰の汁に浸し、笹の葉につゝみ焚立、粽子角黍と申、民家にてこしらへ相祝ひ申候由、

同廿五日役人參、鯉節八本相與へ、浙江まで舟にて被届送候旨、通辯を以て申渡候、五月廿五日まで右法海寺に逗留、同廿六日未明に重立候役人兩人參り、錢百文宛相與候、今日此處出立申候様通辯兩人を以被申渡候間、撫育の禮申、出起仕候、私共は一人づゝ相附、外に重立候役人兩人、通辯の八官、龍官、其外大勢附添、船場まで二里餘の處に罷越申候、私どもならばに外五人のもの都合二十人、警固の唐人ども一艘に乗組、同廿七日朝右福州の漣出帆、所々に舟繋ぎ致し、同六月十一日暮時浙江着船致され候處、町屋續き賑々敷場所に御座候、その夜は舟に罷在候、同十二日朝飯後何も陸はあけ、人別改之、役所に召連れ、

此役所之儀、唐人は相尋候處、浙江府の内古浦海防官と申、正四品にて海邊を守り軍事を司、シン

カウの船往來改方致支配候官人、相詰候役所にて、海防官と申所のよし、申聞候、

名歳衣類手廻の道具等書留候て、魚、鳥、家猪、其外色々馳走致し、錢百文宛相與申候、二階作長屋にさし置番人大勢并右八官龍官附置、懇に世話仕候、同十五日より米、鹽、魚、鳥、野菜、薪等相渡し、私ども心の儘に致し候やう申付、自分と手煮しにて逗留仕候、同十七日蚊屋四張總人數に貸渡し、同廿二日唐人袴一宛相與へ、一人にたばこ二包宛相與へ、廿九日に日本仕立の淺黄布子、帷子一つ宛相與へ、七月三日に洗替に可致とて、唐人袴一宛相與へ、同七日唐人ども禮廻有之、且所々に柱をたて、觀音地藏彌陀の佛號の旗をあげ、夜中は燈籠を燈し申候、同十二日より十五日まで、町中假屋をたて、十王曼陀羅をかけ、供物香花をそなへ施餓鬼供養のよし、通辯の龍官咄申候、法師大勢あつまり太鼓銅鑼半鐘打ならし、拍子を入れ經を讀誦仕候、私共も二階より見物仕候、同十六日女の寺參り群集仕候、同十七日より十九日まで、船中祭の芝居御座候、拙者共も見物參候處、纔に假屋を作り四方取拂ひ、唐人

とも顔を繪とり、金入緞子、縹子類の衣裳を着、鳴物にて拍子を取り、狂言仕候得とも一向に相分不申、右見物に罷越候、通辯さし圖付罷越見物仕候、同十三日頃木綿の綿入羽織一宛、蒲團一つ、唐人袴一宛相與へ申候、同十五日彦四郎緋の綿入一與へ申候、同廿日浙江の諸役人代合に付、拙者とも出迎へ候様、通辯の龍官申候間、道端に罷出居候、與に乗り團扇の柄のなかきを差懸させ、供二十人程にて通行に御座候、私ども平伏仕居候、同十一月十五日何も役所へ被呼出罷出候處、重立候役人出られ、此度渡相殘る錢一貫文、白砂糖一包、菓子五包、二十人へ被與候に付、長の逗留世話に相成申候禮を申述、同十八日、乍浦湊船場まで三町程有之候處に、役人附添何も罷越候、私どものうち長右衛門、三郎治、紋十郎、久六、長松、金四郎、茂七、徳三郎、福四郎十人、通辯八官さし圖にて同人差添、その外唐人大勢一艘に乗組、彦四郎、兵吉、左治平、長之助、外勝兵衛、六兵衛、作兵衛、金右衛門十人は別船にて、同廿日九時頃二艘とも乍浦湊出帆晝夜相走、長右衛門外九人乗候船は、同十一月廿二日頃より、沖中風不順に

て乗後れ、肥前國神樂島と申所の、同十二月九日漂着、翌十日此處滞留仕、同十一日挽船をもつて送られ、同日長崎に着岸仕候、右之通申上候處、唐國逗留中切支丹宗門勸に逢候儀無御座候哉、右牀之様子有之候は、有躰に可申上よし、再應御吟味御座候、

此段私ども儀、唐國逗留中何方にても切支丹宗門勸に逢ひ申候儀、決して無御座候、右牀之様子及見候儀は勿論、心附候儀毛頭無御座候、隠し置重て相顯候は、何やうの御責にも可被仰付候、

一私共儀武具類所持仕候哉、且金銀所持致し候哉、唐國逗留中商賣ケ間敷儀不致候哉、委細可申上旨御吟味御座候、

此段拙者共、出船の節、武具類決して船積不仕候、乗組之内、左五平、長右衛門脇差二腰、且左五平、長松、長之助、左治平所持之金子都合六兩三分、此度持戻御取上相成申候、尤唐國において商賣ケ間敷儀、決して不仕候、一往來切手并札等所持仕候哉、御吟味御座候、

此段、私とも往來切手無御座、尤浦賀と申候札、守之儀は伊勢一萬度之御祓、并不動、辨財天、六所明神、聖天、第六天、觀音の御厨子入觀音一躰所持仕候外、何にても所持不仕候、

一於唐國龍牌被相與候儀無之候哉、且金銀貫請候儀は無御座候哉、吟味に御座候、海龍牌被與候儀無御座候、金銀は一向貫不申候、内前文口上書に申上候通、外にも見物之唐人より貫請候分、則別紙に申上候、按ずるに、別紙今所見なし、尤右相殘候分、此度御取上に成申候、

右之通、少も相違不申上候、以上、

安永四乙未年閏十二月

- 長右衛門 三郎 治 長之助 紋十郎
- 茂 七 彦四郎 金四郎 兵 七
- 徳三郎 久 六 左治平 長 松
- 福 松 彌四郎 市五郎 迷復記、

通航一覽卷之二百六終

通航一覽卷之二百七

唐國福建省福州府部三

按するに、清一統志に福建省福州府は、東西四百四十里、南北六百三十里に距り、東は大海に至り西は延平府の南平縣に界ひ、北は建寧府の政和縣に界ふ、府より京師にいたる六百三十三里とぞ、又唐國歷代沿革行程記には、東西二百里許、南北千里許、日本路百五十五里強とあり、清一統志に、此地禹貢には揚州の域、周には七閩の地たり、のち越に屬し、秦に閩中郡の地とし、漢に閩越とし會稽郡に屬す、後漢に會稽南部都尉を置、三國には吳の建安郡に屬し、晉に晉安郡を置、揚州に屬し後復古す、齊猶これによれり、梁の天監中に晉安の地を折て南安郡を置、其後州を廢し、郡をもて東揚州に屬す、後豐州を置、隋に郡を廢して泉州と改め、大業の初又改て閩州といひ、尋て建安郡に改む、唐の武徳のはしめ建州と改め、六年に又泉州に復し、開元十三年改て福州といひ、天寶元年改て長樂郡となし、乾元

元年また福州といふ、五代にいたり、唐の天成元年閩國を建、長興四年長樂府と改、漢の乾祐元年吳越に屬し福州と改、宋に猶福州といひ後福安府とす、元の至元十五年改て福州路となし、明の洪武元年改て福州府とし、同九年福建布政司の治とし、清にいたりて猶福建省治たり、城地は周十里にして、城門七所、水門四所東南に濠あり、北は山に倚、洪武四年舊址にて修築し、其後も重修ありとぞ、四夷八蠻船行記に、長崎より海上五百十里と記し、長崎志には五十五里とし、一更に、本邦の里率に三百八十七里なりとあり、増補華夷通商考には、五百五十里を隔、坤の方に當れりとありて、里程各異なり、萬國夢物語に、此府南京に比すへき大國にて、唐山巽の方の涯にて、海邊廣き地たるにより、日本へ渡海の津多しとあり、又日本防考略に、日本より唐國への渡海は、筑前國博多を出船、五島を過て此地に來るとて、唐順之といへるもの日本寇防のため、三月より五月迄は大汛なりとて巡哨し、三月を初哨といひ、四月五月を二哨三哨と唱へ、九月十月は小汛とてまた是に同じとぞ、また明の洪武十六年、江

夏候、周徳興といへるもの、福建の五寨とて、浯嶼、南日、烽火門、洞山、小理の五所に水寨を記け、兵船各四十艘、軍兵二千二百人餘、又三遊と唱へ遊兵把總の官軍總て二千五百人、船數八十艘を備へ、倭寇を防ぐの援助とす、猶清朝の今にいたりても、福州府の防兵二千人、馬數千疋を備ふと記す、萬國夢物語に、甚暖地にて北極の出地二十五度、夏至には日輪天頂に近きゆゑ暑氣甚しく、冬日も雪降ことなしとぞ、清一統志に其性紆緩にして儉嗇なり、病者あれば巫を專分とす、學を好み講論を喜ひ表をかざる、下民はよく法令を守る、市廛の男女各其業を務む、されども女子の務むる所、男子にまされりと、農民は漁獵または鹽を製すと見ゆ、また大清朝野問答、日本防考略等に、此府地方は山多く米穀は擔負して嶮阻の道を越るにより、米穀乏しければ、山谷海濱に盜寇の患ありと記す、増補華夷通商考に、この地の商船南京船同しく浙江山西陝西河南等の諸省の産物を積渡れば、産物殊に多しとあり、また四夷八蠻船行記、官中要録に、白糸、綸子、白縮綿、紗綾、緞子、卷物、水銀、墨跡、繪絹、天鷲絨、白砂糖、

牛筋、魚膠等を持渡るよし見えたり、

○入津、拜禮、御朱印、奉書并來簡等

慶長十五庚戌年十二月十二日、福建道の商民周性如、本多正純より、陳子貞に贈る奉書、并周性如に賜ふ御朱印、續本朝通鑑、如官日簿抄、柳營年表秘錄等には、應天府の周性如とあり、應天府は南京の城下なれば、周、駿城に登營して御禮を申あぐ、この時海上賊船あるよし訴ふるにより、同十六日日本多上野介正純、長崎奉行長谷川左兵衛仰を奉りて、福建道の總督陳子貞に、勘合符再興を諭す書を周性如に附し、勘合符は、歷代記、異國來往記、國史略等に、文明六年將軍義政來、暹羅國風土軍記等には、年代を擧すして、明國より諸國へ勘合といへる切金を渡し、渡海せしめ、本邦へも渡し置、黄金をもて歸たる印判なり、其印判を押して本邦より渡海の證とし、其印周防國大内左京大夫義興家に預りしが、天文二十年大内義隆にいたり、家臣陶尾張守晴賢がために亡されし時紛失し、其後唐國渡海に止たりとあり、廣東通志に、勘合符洪武十六年始めて暹羅國に授け、以後漸諸國に及ぶ、每國二百道と見え、また長谷川左兵衛より、陳子貞に贈る書にも、洪武永樂以降以勘合符云々とのせ、高山家譜に、應永二十六年七月、大明の使呂淵書を捧て來朝すとあり、これ永樂十七年にあれば、勘合の原書にや、又明史日本傳にも、正統元年英宗嗣位の使者に、宣德年間日本諸國皆信符勘合を給ひし例にて更に授け、弘治十八年武宗即位、故のこまぐ金牌の勘合を歸て授けよし見ゆれば、歷代記、異國來往記等にいへる、文明六年に先たちて、勘合符の有し事知るべし、また日本大唐往來に勘合の整しは、後柏原院の御宇、大永三年大内義興は宗設、細川入道高國は瑞佐素卿を渡海せしめし時、寧波府の定司不義の事ありしにより、彼地に宗設遣せしより數年を経て後とあり、明史

日本傳に據りて考ふるに、嘉靖二年五月貢使宗設寧波に抵り、いくはくならず、また瑞佐素卿の船至る、よて貢船の眞偽を争ふ、素卿市舶の吏司に賜ひて、不義の事あるにより、宗設遂に瑞佐を殺し、寧波の吏司宴進を捕へ船を奪ひて歸國す、其時素卿は正徳の勘合を奪はれ、已事をえず、弘治の勘合を持しよし、誦り罪を述べんせしむ、宗設を禽にして送るや、しつせさらんには、關を閉て貢道を絶へよしを告げしむ、同九年將軍義晴琉球の仁臣をして表を贈り、正徳の勘合未至來せず、よて素卿弘治の勘合を持たり、受て新勘合金牌を賜ひ、修貢常のこまぐたらんと請ひ、同十九年貢使京にいたり、さきに請ふ所の新勘合符を乞ふ、よて嘉靖の勘合にかへ、貢期船數入數等も定む、されども其後貢期を待す、しはく來貢し、同二十七年六月また貢を求む、未期にあらされども期年近きにより、嘉賓館にすゝめ、弘治正徳の勘合二百道、内弘治の勘合十五道を持、其餘は素卿がために奪はれて獲す、よて正徳の勘合十五道を留て信となし、四十道を以て來還を議し、悉く新に易ふる事を許す、其後しはく諸州を侵掠せしにより、諸島に宣諭して豐後國山口にいたる、こゝにおいて、山口都督源義長、香を具し掠る所の人口を送還し、香文回王の印を用ひ、勅後の大守源義鎮衛を遣し方物を贈り、表を奉して罪を謝し、勘合を請ひえて修すとあれば、これ大内家にて紛失せし勘合符なるべし、且同人には商船渡來の御朱印を給ふ、是よりさき慶長十二年五月朝鮮の聘使駿城に登營の時、かの國より明國勘合符再興の事を議らしむへき旨、既に仰有しか、承兌とめ奉りしにより、是まで延滞せさせ給せしなり、

慶長十五庚戌年十二月十二日、大明福建道商士周

性如駿城而御禮、着五島船也、長谷川左兵衛申次也、異國日記、

慶長十五年十二月、明人周性如來駿府、訴海上賊船之事、由是議之、及兩國勘合之事、神君令本多正純贈書於明福建道總督陳子貞、而附周性如、頃年長谷川藤廣自注、號左兵衛、爲長崎吏、掌外國市舶事、故謂勘合事成則已可爲遣明使、由是此行、附性如遣書於陳子貞、此書不詳達否、回書不來、續本朝通鑑、

慶長十五年十二月十六日、本多上野介正純、蒙台命呈書大明福建道總督軍務都察院都御史所、以求勘合船、書成附周性如投之、彼國狐疑猶豫而無答書、勘合不成、慶延略記、

慶長十五年十二月十六日、兩國勘合、天文以來斷絶、今度應天府周性如と云者に附し、本多正純、長谷川左兵衛藤廣、自注、長崎奉行なり、福建道總督の書遣す、雖無返書、商船入津逐年多、如官日簿抄、柳營年表秘錄、

慶長十五年十二月、神君、長谷川左兵衛藤廣に命ありて曰、往昔吾國大明と互に勘合の印ありて、各渡海して貨物を交易する處、天文年中に大内家亡て以來、其事絶てなし、今改めて是を議すべしと云々、

藤廣長崎に至る頃、大明の商船、肥前五島に入津せる周性如と云へる者、長崎に到る、藤廣是を駿府に注進せしかば、林道春に諭し、本多上野介と藤廣か方よりの書簡を整へ、長崎へ遣す、藤廣より彼國福建の總督陳子貞か方へ、彼檄を贈る、外國入津記、慶長十五年、大權現の仰によりて、本多上野介正純、書を大明福建道の都督陳子貞に遣す、時道春御前に於て是を草す、寛永林信勝譜、

自足利氏領桑城以來、中華贈答書簡、使禪林之徒作之、且天文以來兩國勘合斷絶、數十年而後道春預此事、勘合復古之事出於台旨、雖爲正純之書、其實教書也、雖遣福建道、其實啓大明天子也、故書尾押御印、書成附周性如投之、彼國狐疑猶豫而無答書、勘合不成、終南京福建商船每歲渡長崎者、自是逐年多、羅山文集、

慶長十五年季冬、大明人周性如來海上賊船之事、乃有勘合之議、執事本多正純蒙大神君之命、贈書於大明國福建道總督陳子貞、其作之者先生也、續本朝通鑑、慶長十五年十二月十二日、大明日本往來勘合可申行狀、

調望之故、被遣御書、本多上野介正純奉書也、但此書唐人周性如、文牀相望、左兵衛道春被得上意相定、文言圓光も傳も不知也、清書は傳書之、其書云、

日本國臣上野介藤原正純、奉旨呈書福建道總督軍務都察院都御史所、夫吾邦之聘問于商賈于中華者、雜出于漢隋唐宋元明之史及我國記家乘者昭々矣、然前世當朝鮮紛擾之時、雖有中華之貴价來我邦、而譯者枉旨、執事悞悟、而其情意彼此不相通、比來海波揚而風船絕、可謂遺憾、方今吾日本國主源家康、一統闔國、撫育諸島、左右文武、經緯綱常、遵往古之遺法、鑑舊時之炯戒、邦富民殷而積九年之蓄、風移俗易而追三代之跡、其化之所及、朝鮮、安南、交趾、占城、暹羅、呂宋、西洋、東埔寨等蠻夷之君長酋帥、各無不上書輸寶、由是益慕中華而求和平之意、無忘于懷、今慈應天府周性如者、適來於五島、乃詣上國、因及此事、不亦幸乎、明歲福建商舶來我邦、期以長崎港為湊泊之處、隨彼商主之意交易有無、開大関市、豈非一國之利乎、所期在是耳、比其來也、亦承大明天子之旨、以賜勘合之符、則必我邦遣使船、以

來秋之番風而西其帆者、何疑哉、及符來而我只遣大使船一隻而已、明其信也、若餘船之無我印書而到者、非我所遣也、乃是寇賊竄伏竄島嶼、而猜中華之地境之類、必須有刑法、若又我商船之往還於諸蠻者、因風浪之難、有繫纜於中華之海面、則薪水之惠何賜加之、今將繼前時之絕而與比年之廢、欲修遣使之交而索勘合之符、復古之功不在于斯乎、我邦雖海隅日出、抑諺所謂葺爾國也、中華以大事小之意想其不廢乎、然則來歲所為請領符使來則海東之幸、而黎庶之所仰望也、中華設雖貴重、而其不動遐邇博愛之意哉、感激之至在於言外、命旨件々請宜領諾、

歲舍庚戌季冬十有六日

御朱印

此書、大鷹に書之、以上廿七行、以鳥子為架籠、上に付目あり、下に謹封と書之、上に兩方に書付、左に見えたり、日本國臣上野介藤原正純、呈書福建總督軍務都察院都御史所、如此書なり、異國日記、  
遣福建道陳子貞、白注、代長、谷川藤廣  
日本國長崎市舶使司長谷川左兵衛藤廣、謹致書福建道總督陳御史臺下、日本之通於貴國、上古置而不

論、洪武永樂已降、以勘合符一歲一往還之船、無負其信、而二三十年來交鄰盟塞、異域路阻、今吾國主

源君、平日愛華夏之風、而有意于勘合、有日子此矣、方是時也、吏目周性如到我邦、余因言於國主、以和平通好之事、則降寶印書、彼亦約以來歲商及勘合符同來也、若然則藤廣受命、不辭溟渤之遠、而辱專使之職、執謁於臺下、再修兩國之舊交、必締二天之歡心、由是每年波平風穩、船船相通、相共貿易、則二國之商賈皆悅而願出其所、不亦可乎、諸方皆蒙貴國一視同仁之化、豈非無窮之福哉、藤廣自守長崎之日而、思之無由、在萬度年、今長崎者我邦之一巨港也、利之所在諸商赴焉、來歲福建商船來于茲、則衆民并于市而有歡聲、是必臺下之賜也、今得周性如之使、而謹裁一柬、不勝欣躍悚懼之至、再拜謹白、  
山文集、

同又被遣御朱印其詞曰、

應天府之周性如商船來于日本時、雖為著到何之浦浦津津、加守護速可達長崎、諸人宜承知、若背此旨及不義者、可處罪科者也、

慶長十五年庚戌十二月十六日

御朱印

此書、大鷹二枚卷て上包、上の杉原二枚横紙に、上に御朱印と書て、唐人周性如とさげて左の方に書之、右二通相認、長谷川左兵衛殿に渡之、十二月十六日也、異國日記、

慶長十五年、神祖、長崎奉行長谷川藤廣に、昔我國大明國と互に勘合の符を以て、渡海し交易す、然るに大内家亡てのち、天文より以來絶て其事なし、今改めて元のこころなすへしと命したまふ、藤廣長崎にいたり、明の商船肥前の五島に入津し居たる、周性如といふ者を招き、明朝の事を問ひ、是を駿府につく、神祖、林道春に命し、本多正純、長谷川藤廣よりの書牘を作らしめ、大明の福建道の總督陳子貞に贈る、其文意は、吾邦中華に聘問し交易する事、漢、隋、唐、宋、元、明の史記及び我國の記にあり、然るに前世朝鮮の紛擾以來、情意相通せず、因て遺憾少なからず、當時日本國主源家康、諸國を一統し、諸島を撫育し、昇平なり、其化の及ぶところ、朝鮮は來聘し、琉球は臣と稱し、安南、交趾、占城、暹羅、呂宋、西洋、東埔寨、蠻夷の君長は書を贈り貢を致す、

是において益々中華を慕ふ、今年應天府の周性如といふ者五島に来る、因て此事に及ふ、明年福建の商舶来る時、大明の天子の旨を以て、勘合の符を賜は、我また大使の船を遣はし、其信を明らかにし、諸品を交易せば、雙方ともに利を得るに非ずや、古に復るの功なり、これ海東の幸にして庶民の仰き望むところ也、といふ意を以て、正純、藤廣か名を書すといへども、其實は神祖より明帝へ贈る意なれば、月日の下へ御朱印を押、長崎に於て周性如に授く、大三川志、

慶長十二丁未年五月廿日、傳聞、神君欲與明國議勘合、故此行回章按するに、今年朝鮮使來聘、五月廿日、府に登發、拜禮の時なり、欲記其事使朝鮮爲之款語、僧承兌告白、往歲秀吉與明國絶好、常謂有事於明國以朝鮮爲前驅、其言未遠、人々口銘聞于異域、今勘合事成、可遣進貢船于明國、然則秀吉歿後我威漸弛、似服從于彼乎、願暫待焉、神君乃止、續本朝通鑑、

慶長十八癸巳年、島津少將家久、仰を蒙りて琉球國中、山王尙寧に命して、福建軍門に書を贈らしめ、猶日本明朝との互市を謀らしむ、されども遂に調はず、証に、琉球

國之部、唐國往來の條にあり、

寛永元甲子年、福建道の都督より、長崎御代官末次平藏に書を贈り、書簡快、この事、紀年録に、寛永二年に係たれど、讀之、そのあに、平藏より答ふる書中に、甲子歲得軍令牌而開、日本海海上に在て商船を奪掠するよしを訴ふ、よて平藏御旨を奉はりて答書を贈り、海賊は本邦人にあらざる旨を告ぐ、

寛永二乙丑年、大明福建道都督送書於長崎代官末次平藏政直、日本人民在海上爲賊、由是訴唐船不利渡海、政直奉旨修返翰而答之、其趣曰、

前代關白秀吉、曾將入大明、試攻朝鮮、此時海寇草竊者又多頗爲朝鮮之妨、且南蠻賊耶蘇者、挾邪術迷愚民、於大明彌相疎闊矣、將今四海混一、而禁左道拒耶蘇、尤謹故無犯法者、況海島剽掠盜竊乎、恐是非日本民也、想此大明邊陲之民、轉徙刑餘之輩、潛來在日本西鄙、易衣服詐爲日本民、持刃放矢掠船殺人者、亦不可知焉、故以日本能施政不爲海賊、審告於大明、冀每歲有通潮信也、云々、紀年録、

寛永二年、答大明福建都督、日本長崎鎮官末次平藏政直、奉復狀欽差總督福建道巡撫都察院都御史老爺臺下、大明無私、遠照扶

桑日出之域、本國爲善、久追中華風化之蹤、我既有事大畏天之心、人豈無親仁善鄰之好、甲子歲得軍令牌而開讀之、所云雖一時難通前好、而向後徐圖效順、是豈不承知乎、按夫前代關白秀吉有飲馬于河渭、藉藉於琅瑯之志、而將入貴國、先以聲言試攻朝鮮、此時海寇草竊者往往乘輿而出、蓋爲貴國邊海之小虞歟、且南蠻賊舌之妖人號耶蘇者、託商舶來挾其邪術、扇惑愚俗、故世人貪市舶利、與缺舌侏離共雜其語、相爲交易、由是於貴國愈久契闊不亦怪乎、方今闔國混一、易世改弊、更始一新、政令嚴察、而復酷排蠻法、禁左道拒耶蘇、尤謹故無有犯者、而況於海島剽劫掠奪者乎、故海不揚波有年於茲、雖然仄聞猶有海寇者何也、是乃不我盡民也、想此貴國邊鄙叱隸之人、博徒刑餘之輩、偶漏疎網、潛來寓於我西鄙、既是唐民也、而不知證賊、奈何禁焉、既是唐商賈也、奈何拒焉、此類隱島嶼之間、出入風波、詐爲我民、易衣服、曼胡、持刃放矢、掠船殺人、而後形爲唐民而又來寓、既是洋海之事、亦不可測也、奈何強而推鞠焉、若得其情覈其證、則何不禁決之乎、左右若馳一介之使艇、持三尺之律條到于此、則彼此參互

論奏而後捕賊、以括送之而已、何爲縱賊哉、所憂只未得其情耳、此余所慮也、唯希左右垂照亮、夫我邦之通於貴國、自古而然、載在方策、奈何至於拒絶之甚哉、今余在長崎、念茲在茲、故以我國能施政令、我民不爲海寇、而審告於左右、庶幾每歲船馳、有通潮信也、不亦可乎、左右若轉達於朝廷、果許相通、則彼此其安、風和濤穩、是生靈之福也、伏願左右察焉、不腆土宜以獻左右、聊表微忱、勿罪僭越、幸幸謹拜狀、羅山文集、

通航一覽卷之二百七終

通航一覽卷之二百八

唐國福建省福州府部四

○僧渡來住職并拜禮獻上

寬永六己巳年、僧超然渡來す、さきに南京漳州等の禪刹開創ありし兩寺開基の事は、南京漳州等の部にあり、例により、福州府の船主ら、かの僧を住持とし福州方の寺院を創建せん事を願ふ、御免ありて一寺を創建し、聖壽山崇福寺と號す、是唐三箇寺の一院なり、

寬永六己巳年、超然來朝、正保元甲申年寂、在住十二年、長崎覺書、

唐僧開場 禪宗臨濟派

聖壽山崇福寺 寬永六年建

境内七千四百三十四坪 高野平郷之内

一當寺開創の事、寬永六年唐僧超然當表に渡來れり、其頃福州方の船主共相議し、去る元和六年南京方に興福寺、寬永五年漳州方に福濟寺開創有之例に準し、唐船入津の最初に、天主教を尊信せざるや否の事を、緊しく穿鑿を遂げ、且つ海上往來平安の

祈願、又は先亡菩提供養、の爲林仁兵衛を檀首にて、右の超然を住持として、禪院を創建成したき旨、御奉行所に相願ふの處、免許有之、聖壽山崇福寺を開創し、諸船主共布施寄進銀及ひ香花料を進呈し、佛殿并船神媽祖堂を造立し、每船持渡る處の佛神の像を不殘寺内に持來しめ、住持超然を始、寺中に役僧を立置、委細可遂吟味旨、第一肝要の寺役に被仰付之、但市中にて福州寺と稱す、

一每年三月廿三日、船神天后の祭祀なる故、唐三ヶ寺輪番に、三月、七月、九月廿三日毎に在津の唐人共出館して參詣禮拜する事を免さる、

一當寺山門は唐國製作にして、彼方の工匠等彫鏤して組合、當寺に於て造立す、施主年數等分明ならず、

一元文元年、唐船主林達升、九品淨土圖鏤の屏風を寄附す、これを十六觀圍屏と稱せり、毎年涅槃會、孟蘭盆會等の節、諸人に閱見せしむ、長崎志、

寬政六甲寅年、聖壽山崇福寺媽祖堂及大破に付、唐船主より銀十二貫目寄附致し、以前之通り再造有之、長崎志續編、

一普定寬永十六年渡來、監寺 一百拙正保三年渡來、在任八年 一淨正保三年渡來、監寺

達覺正保三年渡來、監寺 一道者慶安四年渡來、在任八年 一靈源元祿六年渡來、享保元年黃 一大衝元祿六年渡來、

一道本享保四年渡來、 一伯珣享保七年渡來、同九年 長崎志○按するに、右渡船の僧、福州府と定め難けれども、福州方寺院に住職し、或は監督を務めし僧なれば、姑らくこゝに附す、

承應元壬辰年、肥前國長崎縣被軒郡興福寺の逸然、正保二年浙江省杭州府上意にて唐僧請待の事を、福州府の黃樂山へ達す、よて同三甲午年七月六日、隱元名は隆琦と渡來し、僧侶二十人隨從し興福寺に滯留す、内十人は明曆元乙未年、隱元はしめ陪侍の僧、攝津國富田島上郡普門寺に移る、

承應元壬辰年、嚴有院様御在世の時、古昔足利家の例に準せられ、日域に禪刹一字創建せられ、唐國より、道德優長の僧を可令住持旨上意有之、當表興福寺の住持逸然方より、唐國經山寺費隱和尚の法嗣、福州府の黃樂山の住持隱元和尙方に、請待の儀再三申し入、則許諾有之、承應三年七月、當表興福寺に到着有之、

承應三甲午年、開山隱元琦禪師渡海、長崎興福寺に在着せり、唐國より隨侍僧二十人有之、其内大眉、獨言、獨知、獨湛、獨吼、獨立、良演、惟一、恒修、無上、此十人は始終陪侍せり、其外十人翌年歸唐す、明曆元乙未年、城州宇治黃樂山萬福寺に至り、開基の初祖なる、則大光普照國師の號を賜はる、以上、長崎志此書明曆元年、萬福寺開創ありし如く記せしは、誤りなり、○按するに

承應三年、隱元應肥前興福寺主逸然之招、達于長崎、即住興福移崇福寺、明曆元年、妙心派下二三著宿以琦在西偏化未遠及、改訴公府許入畿内、始到攝之普門寺、上堂若論個事、如天普覆、如地普擎、如日普照、如月普明、如風雷普震、如雨露普潤、如霜雪普潔、如滄海普納百川、如深山普藏羣獸、等間豎一毫端、普攝無邊刹海、偶爾聊露片言、普收無量妙義、諸人於、是明得、便知雲門餅、趙州茶、曹山酒、金牛飯、雪峯毬、玄沙虎、德山棒、臨濟、喝、一申過盡淨無餘、信手拈來、無非家寶、取用不竭、然世間之寶汝等盡知法王大寶、如何理會、以拂子敲卓二下云、會麼達觀直下、絕疑猜個裡、何曾惹點埃、果是濟家、真種草、一齊拶入普門來下座、結制集衆堂裡、手拈、本朝而僧傳、

承應三年七月六日、黃葉隱元和尙來朝、萬屋町糸屋七郎右衛門所に參る、安海出の商船より來朝、長崎の東明山興福寺の住持逸然と申けるは、按ず、正保二年渡來、當寺第三世なり、元來大明國南京の僧なりしか、國師は、按ずるに、隱道德高き大善知識にてましますは、此和尙を本朝に請し、絶て久しき正法を興し、諸人を眞の道にいれんと、此由を言上し奉り、古右といふ僧を使とし、書簡に種々の珍物を取添て、大明黃葉山に遣はしけり、國師此由御覽して、信に日本の人は、義を重し法に志深きよしを聞、今法のために再三請しければ、日本へ御渡りあるべきよしの返簡なされけり、

承應三年七月五日の晩方に、國師長崎の湊に入らせ給ひけり、明日興福寺の住持逸然、諸々の檀越と同しく船に至り、國師を迎へて寺に入まいらす、即法語五則書て示し給ひ、又兩奉行至り給へは、國師尙を書て贈り給ふ、  
明曆元年乙未の秋、攝州富田の普門寺の龍溪長老、國師は和漢にならびなき大善知識のよしを聞、此寺に迎奉らんと心指、書簡をのへて請し給ふ、時に

竺印長老長崎に下り、書簡をまいらせければ、國師此由見そなはし、老僧としたけて、遠き海上を凌ぎ長崎に至る、又遙の上方へのほらんとて、辭退有事兩度に及ひければ、長崎の御奉行、竺印と共に、再三請しければ、是非に及す返簡をせられけり、其書に普門寺を以て我を招く、然れども年老は風前の燈、なんそよく祖燈をあげんや、然共再三請し殊に兩奉行の法のため、又三百年來絶たる祖道を興さんためなり、ゆるに老僧其眞を感て、勤し終てゆかん、若歸らん時は、僧か心にまかせよとなり、八月九日に上堂ありて、大衆に別を示し給ひ、普門寺へと心さし出させらる、九月五日、大坂の川口にいたらせ、龍溪和尙國師を普門寺へ入まいらす、板倉周防守、按ずるに、重宗なり、承應三年七月、所司代御免あれ、明年十二月上京まで、重宗在京なり、跡職收別佐渡守親成、又酒井空印居士、國師の道德をき、て、使者を遣はし法要を問、又大坂の兩御奉行、曾我丹波守、松平隼人正、及小濱民部少輔、按ずるに、小濱は大坂御船子なり、校領の名ん記せしに誤なり、此三人至て相見あり、或時國師本國を思ひ出され、詩を作りて書し給程に、本國の黃葉山よりの使僧來り、諸官人等國師を迎て、本

内之手形、從去七月朔日被相渡、重而可有勘定候、以上、  
明曆三西九月五日 豐 後 印 伊 豆 印

小田仁右衛門殿竹書(實蹟)安するに、老中松平信綱、阿部忠秋なり、  
萬治元戊戌年九月十七日、台命に應して江戸にいたり、天澤寺に滯留す、上使として老中松平伊豆守信綱、寺社奉行井上河内守正利を遣はさる、十一月朔日、拜謁し物をさ、く、同廿一日、また營中に召て御暇賜物あり、

萬治元戊戌年九月十七日  
一 隱元禪師と號唐僧、天澤寺に到着付而、上使井上河内守、按ずるに、寺社奉行正利なり、松平伊豆守、按ずるに、老中信綱なり、被遣之、同年十月廿九日  
一 富田龍溪被爲召、隱元禪師御目見様子、被仰合之、

同年十一月朔日  
一大廣間出御、上段御着座、隱元禪師御目見、唐人進物、綱緒二卷、仙香百本、墨十六挺、進上板線より上、下段二疊目也、

國に還しまいらせんとの書を呈す、國師此由見給ひて、一念さざせは家首至るとは、是なりと、左あらは本國に歸るへしとの所、龍溪江戸より歸り、此由を開懇に留給へは、國師せんかたなく留り給ひ、返簡を本國に遣はす、酒井雅樂頭使者を以て、珍物を贈り維摩の像に讚を求め、松平加賀守使を遣はし、瑞龍寺の額を求め給へり、按ずるに、此事年代を記すなれば、姑ら明曆三年丁酉夏のはしめ、龍溪長老に命し、汝關東に下りて、我本國に還らん事を申せとて、偈を書て送り、龍溪長老又關東に下向し、上意をうけて、八月江戸より歸り、國師を禮拜して、上意の旨をのへてはいはく、隱元を本朝に留置て、祖國の爲に法を弘めしむへし、其爲僧糧田を、按ずるに、僧と記せしに誤なり、賜ふごありければ、國師此由聞給ひ、遂にと、以上、黃葉開山國師傳より給ふ、

明曆元年九月廿二日、經山寺の隱元禪師去る、六日大坂へ參着、御日記、  
明曆三年  
覺  
百人扶持、隱元禪師被下候間、龍溪禿翁、竺印、此

黃檗和尚華語錄六冊 隱元禪師扶桑語錄五冊 獻上、

同年同月廿一日

銀百枚、小袖十 御暇 隱元 禪師

小袖五 龍 溪

同三 禿 翁

右、是は攝州富田普門寺可被歸之由、被仰付之、以上、萬治年錄、

萬治元年十一月朔日、隱元禪師扶桑語錄五冊獻上、頃年來朝之隱元禪師、先月十八日當地參上、湯島天澤寺旅宿、今日御目見、同伴攝州富田普門寺住持、龍溪、妙心寺内、禿翁、大廣間出御、御上下、上段着御、隱元從右之席、大廣間御次之間わ來、北之方向候、龍溪、禿翁并通事、扈從伊豆守、豊後守、美濃守、按するに、伊豆守は松平信綱、豊後守は阿部忠秋、美濃守は阿部正則にて、いづれも老中なり、同御前出於御次間、上意通事の傳之、此時河内守、板倉阿波守、松平出雲守、按するに、河内守は井上正利、阿波守は重郷、出雲守は出雲守正隆にて、いづれも寺社奉行なり、出座挨拶、隱元 具念珠、右に拂子、御前に出座、進物捧之、於敷居之内拜禮、龍溪書物十一冊、唐扇二本、以進物於同所御禮、禿翁杉原一束捧之、於板縁御禮、隱

元登城之節、西九大手下馬に而下乗、柱杖は御玄關迄持之、柳營日記、

萬治元年九月十三日、十三日とせし、唐隱元禪師、始て東武參向あり、在留中は天澤寺に止座なり、玉露叢、

萬治元年、妙心之耆宿、又告京尹、而承鈞命偕往江府、寓天澤寺、侯伯士庶拜禮作羣、謁源大樹、承賜歸攝、本朝高僧傳、

萬治元年七月、又龍溪長老江戸より歸ていはく、此度國君、御相見なさるべきとの御上意あり、急き御下向あるへきと申されければ、國師辭退あるへき事にあらされは、年六十七歳にて、九月六日に普門寺を立給ひ、關東さして下り給ひ、十一月朔日に、御相見なさるべきとの御上意にて、御城に御のほりあれば、すなはち國君御相見なされ、黃金、按するに、黃金とせしは誤なり、白銀なり、且賜物ありしは、御暇の時なり、吳服等を下され、御暇申て天澤寺に還りて、天下太平國君萬歳の爲に、放生會をなし給ふ、酒井空印父の爲に、國師を長安寺へ請し供養あり、十一月廿八日に御暇ありて、按するに、御暇を賜はりしは廿一日なり、天澤寺を出給ひ、十二月八日に參州に至り、水野監物國師を城中に迎へまいら

す、同十四日に、普門寺に歸り給ふ、然る處に淀の城主永井信濃守、宇治興聖寺に請して供養あり、明日又船にて、淀の城に入まつらせ、法要を問給ふ、

萬治二年己亥年六月、隱元に洛外にて寺地を賜ひ、同三庚子、伽藍を創し、寛文三癸卯年、山城國宇治郡に於いて寺領を賜はる、御朱印は、寛文五年に賜はる、

萬治二己亥年、賜大和田地、乃開萬福爲第一世、台命復寄莊田若干、按するに、寺領を賜ひ、寛文三年なり、太上法皇、宣旨内奏法語、本朝高僧傳、

一明曆元年、宇治郡大和田の地に、禪刹一基創建有之、按するに、寺地を賜ひしは萬治二年なれ、黃檗山萬福寺に、富田普門寺へいりしを混せしなり、黃檗山萬福寺と稱し、隱元和尙開山初祖と崇敬す、僧徒二十人共に登山せり、按するに、僧徒二十人共に登山と記せし、其内十人は、後年まで始終和尙に隨侍せり、其内十人は翌年歸唐せり、

一城州宇治郡、大和田の地三寺 按するに、三寺とあるは不審なり、開創有之、隱元和尙開基の初祖に被仰付、黃檗山萬福寺と稱す、此後長崎三ヶ寺 按するに、東明山興福寺、分紫山福濟寺、聖壽山崇福寺なり、在住の内、徳義ある僧を撰み、代々可被令繼席旨被仰

渡之、長崎志、

寛文元年辛丑年四月十五日、隱元禪師、於城州大和田村寺地拜領、御禮使僧御目見、允明之筆一卷獻、柳營年長録、如官日簿抄、

寛文元年四月十六日、隱元禪師寺院拜領之爲御禮、差越候使僧獨智、并龍溪御暇に付、拾五龍溪、同三獨智、被下旨、伊豆守 按するに、老中、柳營日記、松平信綱なり、傳之、寛文年録、

寛文五乙巳年七月十一日、按するに、寛永三年寺領下さる旨命ありて、是年に御朱印を賜はりし

黃檗山萬福寺領、山城國宇治郡五箇莊、大和田、廣覺納寺、園本、新出 按するに、郡村名寄帳に、廣覺、如寺、園本等の五ヶ村之内、都合四百石事、新寄附之訖、并境内九萬坪山林竹木諸役等免除、永不可有相違者也、仍如件、

寛文五年七月十一日 御朱印 寛文五年御朱印留、

寛文五年 御朱印 寛文五年御朱印留、

一高四百石 禪宗 萬福寺 御朱印

宇治郡黃檗山 萬福寺 御朱印

萬福寺 御朱印

萬治二年己亥六月、御上意有之、京都之近邊にて地



を見立寺を作り、隱元を移し申せと、仰下されければ、龍溪長老、國師を請し路邊の山々所々を見て、宇治郡大和田村に至り見給ひて、此山勝地たりとの給ひければ、龍溪長老關東に言上あれば、即御許し下されければ、長老に悦あり、是より伽藍建立の用意有けり、

寛文元年辛丑正月、國師慧林西堂を召、伽藍地の御禮に關東へ遣はされ、五月八日大和田の地開創し給ひ、黄檗山萬福寺と號し給ふ、是は本國の寺を忘れ給はさらんか爲なり、偕年七十歳にして、八月廿八日黄檗に入寺あり、國師未此山を開き給はさる時、攝州富田の普門寺にましく、萬治庚子の三年に、此山を賜はりて、明年寛文元年辛丑の春、伽藍建立のため當山にのほり給ふ、

同三年癸卯正月十五日、御上意をうけて天下太平國家安全の爲に開堂說法あり、時に黄檗永代の僧糧として、宇治郡五ヶ庄、大和田、廣芝、畑寺、岡本、新出、此五ヶ村にて御朱印をなし下さる、同四年甲辰、國師年七十三歳にならせ給ひ、九月黄檗の席を木庵和尚に譲り、上堂して大衆に示し、即

松隱堂に隱居せり、以上、黄檗開山國師傳

延寶元年壬子年四月二日、勅許ありて大光普照國師の號を賜ひ、同三日寂し遺物を獻す、元祿八乙亥年佛慈廣鑑國師の諡號を賜はる、

延寶元年癸丑春有微疾、上皇遣使存問、進偈謝恩、四月初三早刻、謂左右曰、今日不得遠離、吾行期逼矣、至午時遽起趺坐、衆請遺偈、琦即書曰、西來榔栗振雄風、幻出榮山不宰功、今日身心俱放下、頓超法界一真空、書罷奄然留身三日、顔色不變、門人龜奉封于壽藏、世齡八十二、法臘五十三、嗣其法者二十八人、宰官居士清信士女開法結緣千有餘人、有七會語錄雜集若干卷、後水尾法皇、賜大光普照國師之號、本朝高僧傳、

延寶元年四月二日、太上皇、大光普照國師號の御宸翰をなし下され、氣色のやうを御問あれば、和尚國師號を頂戴あり、大に悦給ひ、天恩の忝を奏答し給ひければ、上皇此度の氣色かない難よし開召ての給く、國師は日本の寶なり、若命代るものならば、朕が身以て代らんと宣ひけり、實にかくのこさの御尊敬は、昔よりためし稀なれば、聞人感涙を

流しけり、扱三日の早天に左右に告ての給く、今日ほみな遠くはなる、事なかれ、我時せまれりごありければ、大衆みな集りて歎かなしむ、午の時になりしかは、我はや行んどの給ひて起直り座し給へは、衆僧遺偈を請ふ、國師筆をとりて大に書して筆を抛て即遷化し給ふ、未の時なり、黄檗開山國師傳、寛文十二年按するに、十三四月三日隱元禪師遷化、公儀に被爲遺物差上らる、  
一謝恩賜一軸自筆 一五百羅漢圖 一王振承寬傳終元祿八乙亥年五月廿八日、隱元禪師國師號被下候、御禮、

黄檗山萬福寺 高泉 和 尚

甘露堂○按するに、寛文十三年大光普照國師の號を勅許あらは、こゝにいふ所は、佛慈廣鑑國師の諡號の御禮なり、

黄檗開山隱元隆琦禪師加證、佛慈廣鑑國師、承應元壬辰年六月、黄檗隱元禪師來朝、唐金山寺の僧也、唐亂世に付來朝の由、長崎にて說法の書記來る、林道春に被仰付讀之也、承寬傳終○按するに、此書年月共に誤りて異説なり、昔隱元禪師、日本に渡り給ひ、法を廣め、萬福寺を建立ありて、宗旨廣まりける、日本祖師達を拜禮に諸國を被廻候節、何國何さかいへる名高き祖師達を

拜禮不被致候よし、後に弟子の即非と申人不審を立、如何の譯にやと尋られければ、隱元答て被申は、此祖師語錄無之故に位子不相知候間、拜禮難儀致候、道法有無共にしれず、申傳計にては拜禮難成と御申被成候由、學文の上にては尤なり、偕は佛法も學文なくては本の物にては無之なり、鹿門遺言、黄檗開祖隱元禪師は、烟草を惡み給ふこと甚し、其偈にいはいく、一管狼煙吞復吐、恰如炎口鬼神身、當年鹿苑有此草、不說五辛說六辛、此偈語錄には洩たるよし也、昔彼宗徒に聞しか遺亡せしを、又此此一和尚語られき、座禪看經の勤を空しくせるを惡み給ふならん、されは此物と飲酒は彼僧衆凡て不喫となりしか、當時は不喫人は數ふる計也とぞ、律を名として、唯其衣の藜のみを存したる寺院もあり、時宗の僧坊の酒樓になりしも、漸々に祖意にたかひ來れるの窮れるならん、開田次筆、隱元禪師、唐にては常に人參多く服藥せらる、來朝後は人參を服する事をやめられけり、本邦は五穀ともに異國にまさりて、人を養ふ事尤勝れたり、故に人參を服するに及はず、落懸雜談

慶長の比、大明の僧隱元禪師本國の君臣國を多びすにほろほされ、あだをむくふ人もあらずして、言甲斐なく、やみにしを憤り、遙々と海を渡り、肥前國長崎といふ處に來りて住ける、ある時稚子のあやまりてかしらをうちけるか、やかてこふしを握りて其柱を三ツニツうてるをみて、我かたの大匠は此國の小兒のたけいさめるにはをこれりて、涙を流されしとかや、諸家隨筆○按するに、此書隱元明世と、しばし、請待せしにて渡來なれば、恐らくは、疑水の傳を混濁せしなるべし、承應三甲午年七月、隱元に從ひ渡來せし僧、長崎崇福寺に住せしか、獨知、獨湛、獨吼は後黃檗山萬福寺の住職となる、其餘は塔頭等に住せり、  
 承應三甲午年七月六日、黃檗隱元和尙來朝、同時隨身獨知自注、福州之人、天和二戊年迄三十年住す、の年より算るに三十年せしは誤りなり、長崎の崇福寺に二十九年住せしなり、黃檗山後住、此年寂す、長崎覺書、  
 寬文十庚戌年、隱元隨侍之獨知、名を慧林と改、黃檗山第三代之繼席按するに、木庵の繼と成、長崎實錄大成、國師第十六法子慧林性機和尙、七十二歳、延寶八年庚申正月廿日、按するに、黃檗山第二代之木庵正月十日、按するに、五日榮雲院に遷歸し、跡入院なり、住持、二

年天和元年辛酉十一月十一日遷化、世壽七十三歳、黃檗開山國師傳○按するに、此書前の長崎覺書と入院、獨湛自卒年等、願歸せり、いづれかはなるにや、後考をまつ、福州之、天和三亥年迄三十年住し、按するに、崇福寺、黃檗山後住、長崎覺書、  
 獨湛瑩禪師、隱元に隨從せし僧衆の内第四世按す、世なり、繼席となる、長崎志、  
 國師第十八法子獨湛性瑩和尙、四十四歳、天和二年壬戌正月十四日入院住持、十二年六十四歳、元祿五年壬申正月十五日退居獅子林、黃檗開山國師傳、  
 獨吼自注、福州之人○按するに、承應三年隱元に從ひ渡來せしなり、天和三亥年迄三十一年住す、黃檗山後住、長崎覺書、  
 國師の法子、唐僧獨吼性獅和尙、漢松院開基ありて、按するに、萬福寺の塔頭なり、久しく閑居し給ひ、元祿元年戊辰十一月十六日法壽六十五歳にて遷化し給ふ、國師傳、  
 大眉性善和尙は、國師の剃髮の弟子にて、國師來朝の時按するに、承應三年なり、御供にて渡り給ひ、黃檗草創の近比今の寶藏院の地において、精舎を構へて、廬山の遠法師の遺意にならひ、東林庵と名つけ、後國師の法を傳て安居し給ふ事久し、其後鐵眼和尙一切經板倉を立るに地せばし、大眉和尙大願の志をかんし

### 通航一覽卷之二百九

#### 唐國福建省福州府部五

○僧渡來住職并拜禮獻上

明曆三丁酉年二月十六日、僧即非、千默、はしめ、疊瑞渡來し崇福寺に住す、即非は崇福寺の中興開山と稱し、寬文三癸卯年、黃檗山萬福寺に轉住し、明年豐前國小倉金致郡ににいたり、一寺を建つ、千默も崇福寺、中興二代の住持となり、元祿九丙子年正月廿八日、鈞命ありて萬福寺の住職となり、後紫衣をゆるさる、同十五年、唐僧招待の事御免ありて、唐國黃檗山へ書簡の贈答あり、

明曆三丁酉年二月十六日、即非和尙諏訪町河南呂千所へ參候、舟山船乘來朝、寬文三卯年八月、山州黃檗山に上り、翌辰年に至り、豐前小倉廣壽山福壽寺建立、主法四年、寬文八申年、還崇福寺、同十一年五月廿日遷化、長崎覺書、  
 明曆三年、即非和尙渡海あり、則隱元和尙の法嗣道徳學解他に越し名僧なる故、崇福寺中興開山と尊

給ひて、東林庵を今の地に引うつし給ひて、延寶元年癸丑十月十八日に遷化あり、世壽五十八歳、黃檗開山國師傳、  
 南源自注、福州之人○按するに、隨從の、隱元和尙弟子、天和三亥年迄三十一年住し、攝州に居住、  
 帷自注、福州之人、天和三亥年迄三十一年住す、黃檗に在、以上、長崎覺書、  
 獨立は隱元の書記也、元來俗人にて俄に剃髮して日本に來る、故に法の事は疎しとなり、二老略傳、

### 通航一覽卷之二百八終

稱す、寛文三年黄檗山に登り、同四年長崎に歸來れる時、豊前小倉城主小笠原家將監忠實なり、右近厚く請ありて、彼地に於て、廣壽山福聚寺を開創あり、主法四年にして、寛文八年長崎に歸役せり、長崎志、隠元の弟子、即非尤善書なり、雪山先生の書の事を即非にも問たるとなり、即非の書は筆法に習あり、黄檗中の善書なり、二老略傳○按するに、長崎志に寛文五年、後漸々破裂により、安永三年改範し、猶元のこころ銘を刻し、今長崎豊後町に掛る所の鐘なりと記せり。

明暦三丁酉年、即非如一和尚の法子賜紫千呆按するに、千呆は後の名なり、渡來の頃は、曇瑞と號せり、性安和尚來朝、二十二歳、黄檗第六代、賜紫千呆性安和尚、其前一院を草創ありて、本師即非和尚の舍利をあんじて瑞光院と號し給ふ、千呆和尚は長崎の崇福寺の住位にまします、時に元祿九年丙子の正月廿八日、御公命をうけて、黄檗山に進て、第六代の席をつかさどり、紫衣を賜はり、徳光四方にかゝり、道風盛なり、黄檗開山國師傳、曇瑞福州之人、即非和尚隨侍して來朝、萬治三子年より在住五年、今改千呆、按するに、萬治三年より寛文四年まで、崇福寺に住職せしか、化林に讓りて、寛文七未年再住、按するに、再住せしなり、七

年、寛文八申年也、其後廣福菴に閑居、元祿八亥年十二月、爲黄檗山後住上京、長崎覺書、萬治三庚子年、唐僧曇瑞渡海、後改千呆、崇福寺中興二代之住持と成、長崎紀事○按するに、此書并長崎志に、萬治三年渡來せしは誤りなり、即非に從ひ、渡來なれば明暦三年なり。

一崇福寺末菴 廣福菴 寛文八年二代千駄代建、本寺内、廣善菴 同年同代建、本寺内、廣徳院 延寶五年同代建、本寺内、祇樹林 貞享二年同代建、西山村内、竹林院 同三年同代建、本寺内、清凉院 元祿元年同代建、本寺内

一天和元年、當寺中興二代千駄和尚、寺中の僧徒を集めて、近年饑饉打續き、諸人困窮のよし聞及へりて、先自分の什物、墨蹟、書籍、衣服等を賣はらひ、和尚みつから市中に鉢を勸め、當年九月十五日より寺中にて施粥有之、年を越て猶々飢饉甚し、仍て天和二年、三千人に與る程の粥を炊て、大釜一ツ鑄さしむ、釜の高さ六尺五寸、經り五尺五寸、重さ千九百六十五斤、釜の練廻りに、聖壽山崇福禪寺施粥巨鍋、天和二年壬戌仲春望後日の字あり、當寺の遺物也、

一承應中有上意、城州宇治郡に黄檗山を創建あり、隠元和尙開山初祖と成、其後長崎唐三ヶ寺の按するに、東明山興福寺、分業山福濟寺、聖壽山崇福寺等なり、内より學行徳義兼備の僧を撰ひ、可合繼席旨被仰付、仍而萬治三年渡海有し、按するに、萬治三年渡海せしは誤りなり、千駄和尚、元祿八年黄檗山に登り、第六世の繼席と成る、長崎志、元祿十五年、唐僧招待之儀に付、從黄檗山唐國の遣候書翰寫、

久仰盛名、徒切霓望自愧薄縁未獲親面、毎開座下繼席祖廷、大振門風、徳被寰中、名著海外、足爲季代之典型、何幸、祖廷得座下出現、踴然若魯靈光、誠不愧爲國師之嫡孫也、但、按するに、千駄の諱なり、與座下、源流同流、形蹟相左、只得西向古築峰、臨風側耳矣、陳者安奉上旨、主法黄檗、已閱七春秋矣、年來聖恩隆渥、超出諸方、魯蒙欽賜紫衣、加以特發帑金、繕修伽藍、寔祖山千古之光華也、安熟思東西黄檗迺國師隱老祖開法道場、爲兒孫者、當以協心竭力、遞相撐支、崛起門廷、況國師老人有囑語、祖山住持主法苟無其人、當往吾唐、招衆補住、但且今山中唐侶多爲晨星、法道奈何、以故切稟招衆之意、特蒙上旨、許招四衆、此舉

非當有頼、于法門兼有光於從上也、惟冀座下念其同本連枝祖道鼎重、代擇越格弟子四位、過來相佐日後囑、累大法兼陸續繼住、祖山不惟國師兒孫踏滿于兩國、永使濟下法脉流通于萬世者也、若問茲方景況、上自王臣、下及庶民、特崇佛法、不异梵華、而況重文章尙忠義、至于偷媚之徒謀利之僧、俱用不著矣、萬望座下、敢煩大手眼、選擇有志賢弟子文質適倫、機用超格、已登壇受具樂、然而至則皆座下之大賜焉、千里求賢、意在真切、惟祈體悉餘付請主舌端、端此冒瀆、併候法船萬福、臨函無任仰望之至、

右啓

上 福唐黄檗堂頭榮翁大和尚雷覽  
扶桑黄檗法弟性安南拜

右和解

久敷御名を慕ひ申儀、常に不絶切に存候、然其自然と不縁に候て、不能面謁儀を恨申事に御座候、兼て及承候は、尊師祖席を御繼被成、法門大に繁昌致し、徳義之御名天下に普く、海外迄も顯れ、末代之法規とも御成候事に御座候、則尊師祖廷に出現被成、其推き事、魯之靈元のこころ存候、寔國師之嫡孫に御

出候段、恥しからざる御儀候、且又私儀、尊師と根元同派にて御座候得共、互に相隔罷在候得は、唯西方に向ひ候ては、其御地黄葉山之風を慕ひ、耳を傾け申而已に御座候、扱又申入候は、私儀爲上令黄葉住持蒙仰七ヶ年相勤罷在候、殊從上之御恩澤、諸方に超厚被仰付、紫衣迄に御恩賜被成下、其上伽藍爲修覆御銀致拜受候、是以黄葉千古之瑞光と奉存候、私兼て存候、雙方之黄葉は則國師隱元老祖、開法之道場にて御座候得は、兒孫に罷成候者は心を合、力を盡し、互に法門を相扶け申筈に御座候、勿論國師隱元老祖被仰付置候にも、此以後黄葉山に法を司り申僧無之候は、唐國より僧を招き、補任爲仕候様にこの事に候、然は唯今山中にも唐僧之輩少く御座候故、諸道相續之儀無心許存候、依之唐僧招申度旨御願申上候處に、上令を奉蒙、唐僧四人招申儀御許容被下候、此儀偏法門に疑有之事にて無御座、永々之光に罷成儀に存候、夫希は尊師之儀、根元連枝之事に候得は、祖道を大切に被思召筈に御座候に付、私に御代り随分衆に勝れ候唐僧四人、御選ひ被遣被下候は、以後は大法を致附嘱、且は

黄葉山之住職相續にも可罷成候、於然は國師之兒孫兩國に繁昌仕、永代濟下之法脉、萬古迄も不絶事に御座候、若又此方之風儀承度と申候は、上は從王公下庶民に至迄、專佛法を崇ひ、儒道をも敬ひ、殊更文章を重し、忠義を尊ひ申候て、中々惰慢之輩貪利之僧徒などは、用ひ申事も無御座候間、別而尊師を頼申候條、御苦勞に成、法力之御蔭を以、志し有之候僧、文質共に諸僧に勝れ、器量有之候て致受戒候者を被遣被下候は、是皆尊師之大成賜と可存候、寔遠方より知職を求め申度存念深切に御座候間、彌被入御念可被下候、委は頼遣候もの口上に可申述候條、頼入存候、并御法跡御萬福之旨伺申候書を申認候内にも、仰き慕ひ申心底難述盡存候、  
 性安は千默之諱  
 唐通事年番譯之  
 返翰之寫  
 法脉同源、人地兩分、翹企道風遠播、限以碧波萬里、莫能瞻謁慈顏悵也、何如至於屢承注及遠須厚惠、益令人感愧交集、且未能少耐其萬一、想在老兄、以大圓鏡智照了諸相、必然置我於世禮之外無疑矣、若欽聞承恩之渥與賜紫之榮、光映大千、豈特祖山在弟

之私已哉、仰羨々々、近高居士實來信物、俱已領入謝謝、及荷鼎爰以擇賢欲授其補處、既吾祖法席則事同一家、況流通正脉、責在子孫、當依命奉行、但時際末運、道風日起、欲求俊傑高才超格英邁之士、甚非造次而得、必須慎重訪擇勘頭有拔華之姿、然後方敢送其遠赴座下也、惟冀寬宥容遲期、謀之爲禱、弟愧緣疎忝繼祖席、已及十載、竟不能行先人之法道、抱歎久欲退藏、而蒙當道護法及郡邑紳士合情堅留、乃於去歲、見山門年遠似將傾落、遂拮据葺修、默承龍天之靈、今大殿齋庫方丈以及諸堂、俱已告成、尙有法堂廊廡正在經始、看冬春之間亦可竣功矣、因座下是家裡人、欲知家裡事、故敢言及以塵法眼耳、餘緒疊疊統容嗣報、端此佈復兼候慈禧洪福、臨池不勝主臣、

右復

上 大和山黄葉堂頭呆翁大和尚侍者

福唐黄葉法弟明逕和南

右和解

法脉一派の宗旨、兩國に相わかれ罷在候ゆゑ、其許の道風、遠境に流布いたし候を慕ひながら、萬里の

波濤を隔候へは、不能尊顔、殘念如何計に存候、被思召寄、遠方毎度叮嚀の御音信に預り、彌感愧相催儀に御座候、然とも些少の御返報にも不及候段、老兄大圓鏡の智慧を以て、諸相を御照し被成候儀に御座候へは、定て某儀を世禮の外に御宥め可有之と存候、老兄御事上の御恩澤を厚御蒙りなされ、殊更紫衣迄御惠みに被預候儀、普く世界を輝し、某祖山の悦ばかりにて無御座、結構之御儀に存候、此間尊氏の居士、其元よりの書翰并御音物持參致され、何も受納いたし辱存候、然は補職を御授可被成ため、某方より賢才の僧徒を撰ひ進候様に御頼被遣、得其意申候、尤我祖師之法席の儀にて御座候へは、一家同前之儀に存候、増て法脉流通いたし候儀は、其弟子たる者の可精出事に御座候へは、仰に隨ひ賢才のものを撰ひ、進申筈の儀に御座候、乍然時末世に及び、道風日々に衰へ候時節にて御座候故、俊傑の高才格外に勝れたる人は、俄に尋出申儀難成御座候、随分念を入尋求、吟味いたし略衆に勝れたる者有之候は、遙に座下へ送進可申候、然上は緩緩と相計り尋出し候間、延引仕候儀を御免有之様

に願ひ申候、某儀禮縁薄く有之身にて、祖席を繼來り候儀、最早十箇年に及び申候得共、先師の法道を  
行ひ得不申、残り多く存候ゆゑ、久しく退院仕度存  
立候へとも、歴々の護法并郡縣の官人衆、一同に達  
而留被申候ゆゑ、只今まで務罷在候、某寺之山門年  
久しく罷成候ゆゑ、去年時分より餘程大破に及び  
候に付、色々取繕修覆致し候處に、龍天の加護によ  
り、大殿齋堂方丈より諸堂に至るまで、最早成就致  
し候、尤法堂廊下等は唯今經營の最中にて、當冬來  
春の間には、出來可仕と存候、座下へは一派の事に  
て御座候得は、一派の儀を御聞なされ度可被思召  
と存候ゆゑ、吳々申進、汚御目候、申述度餘情多く  
有之候へとも、猶期後便候、仍而御報申入、且又目出  
度御容鉢を窺ひ申迄候、視に向ひ不堪恐惶候、  
右回章 譯者同前和漢寄文、

寛文元辛丑年、唐僧高泉渡海、直に黃檗山に至り第  
五代の繼席となる、長崎志、  
國師第四嗣法慧門和尚之法子、賜紫高泉性敦按す、  
享保十一年、福州黃檗山へ贈る書簡に、  
高泉敬されは、敦は誤りなるべし、和尚二十九歳、寛文  
元年辛丑六月十六日來朝、寛文元年辛丑十一月四  
日は、國師七十の大誕生日なれば、唐の黃檗の住持  
慧門和尚より、高泉曉雲二人の法子を遣はし、諸官  
人の壽章一山の役人の壽軸、齊金其外の珍物を獻  
し奉れば、國師御悅あり、二人の法孫を日本に留置  
給ふ、其後曉堂は不幸にして黃檗にて遷化あり、  
高泉和尚ふしみに佛國寺を開創ありて、延寶七年  
己未の四月これに移り給ひ、其後長松院と入れか  
へ、今是を法苑院となし、誠岩法子に譲り和尚は常  
に佛國寺に住し給ふ、元祿五年壬申の正月廿二日、  
公命を請て黃檗第五代の主となり、紫衣を賜はり、  
法幢さかんなり、住持四年、世壽六十三歳にして、  
元祿八年乙亥の十月十六日に遷化なり、黃檗開山  
國師傳、  
高泉福州之人、隱元和尙弟子、天和三亥年迄二十三  
年住し、攝州佛國寺に居住、長崎覺書、  
元祿八乙亥年五月廿八日、高泉の紫衣御免、御禮、

毛氈十枚 花氈十枚 唐墨 唐扇子  
右黃檗山萬福寺高泉和尚獻上、甘露齋、  
延寶二甲寅年、玉岡、雪堂等雪堂は泉州府  
の僧なり、渡來し、玉岡は  
明年、崇福寺の住持となる、元祿六癸酉年、澹休、月潭  
の兩僧渡來す、

玉岡、千呆  
弟子雪堂兩人、延寶二寅年來朝、自此年輪番之  
住持極る、玉岡、延寶三卯年入院、按するに、崇福  
寺入院なり、福州  
之人、澹休、福州之人、千呆之弟子四十三歳、元祿  
六酉年五十一番船より來朝、月潭、福州之人、千呆  
弟子三十八歳、元祿六酉年來朝、長崎覺書、  
寶永六己丑年五月廿日、別光、智勝の兩僧渡來す、こは  
さきに唐僧招待の事御免ありて、崇福寺の大衡より  
福州府の鼓山寺へ、書簡を贈りしによりてなり、兩僧  
とも上陸、入寺の事を大衡より願ひ、別光よりも證書  
を出す、同七庚寅年八月廿一日、また僧一貫渡來す、  
寶永六己丑年五月、四十四番南京船之唐人共申口、  
一私共船之儀、南京之内上海に而仕出し、唐人數四  
十人、外に唐僧二人、都合四十二人乗組候而、當月十  
日に彼地致出船渡海仕候、上海より當分は跡船と  
ても無御座候、私共船此度渡船之内、海上相變儀

も無御座、尤日本之地何國にも船寄せ不申、直に今  
日致入津候、然は御當地、按するに、崇福寺より福州  
長崎なり、之鼓山の、去々年唐僧招之書簡遣被申候に付、船頭  
游三官請取、則鼓山の相達申候而、別光、智勝と申僧  
二人誘引仕、上海に連越、當三月九日、上海出船仕候  
處に、於洋中大風に逢、楫を損じ申候に付、又々上  
海に乘戻、楫等修理仕、漸此度連渡申候、尤唐僧乗せ  
渡申候旨趣は、船頭別紙に申上候に付、省略仕候、  
右之趣之外、餘に異説少も無御座候、  
右之通、唐人とも申候に付、書付差上申候、以上、  
五月廿日

風 說 定 役  
唐 通 事 目 付  
唐 通 事 共華夷  
變通、  
寶永六己丑年五月、唐僧着岸候に付願書、  
崇福寺拙僧大衡、因丁亥年會奉誠詞、求招唐僧以作  
後任、幸蒙許允、故其年唐船回棹之際、致書于福州  
鼓山寺、託招後住之僧東渡、所以這回四十四番南京  
船主游三官、載唐僧別光智勝兩衆而來、兼帶鼓山  
恒濤和尚回翰一封、并帶原招之書爲據、而別光在彼  
被選、能堪後住之任、而智勝乃隨侍別光、意欲居住

日本、故兩衆齊至、全賴王上不忘靈山付囑、入爲法門金湯、愍他二人遠途跋涉得致長崎、仰望總唯登岸進寺、爲大衡猿子、續焰禪燈、功德無量、

寶永六年五月日

崇福寺拙僧大衡書

右和解

崇福寺拙僧大衡申上候趣は、丁亥年、後住之唐僧招申度段、御訴訟申上候處に、御許容相蒙候に付、同年唐船歸帆之節、福州鼓山寺へ書簡を遣、後住之僧致東渡候様にと頼遣候處、今度四十四番南京出し遊三官船より、唐僧別光、智勝兩人罷渡申候、則鼓山寺恒濤和尚より返翰、并其節此元より遣申候書簡爲證據、彼僧共持參仕候、右別光儀は於彼地被選出、後住職も可相勤僧にて御座候、智勝事は別光に隨侍之者にて、日本へ居住仕度由にて、兩人一所に被渡申候、全く王上靈山之付囑を被思召上、永々法門之御加護を被爲成下、則此二人遠路を凌渡、御當地へ到着仕申候儀を、御憐愍之程御許容之上、希は兩人共に陸に御上げ、入寺被仰付被下候は、私弟子に仕、法脉を續せ申度奉存候、於然は其功德限り御座有間敷候、

唐僧別光口書

拙僧、諱慧徹、字別光、行年三十六歲、原係福建延平府尤溪縣人民、於二十八歲投本縣碧峯寺覺先師、落髮出家、其年冬在本省福州府鼓山寺、爲霖老和尚受具足戒、即於新和尚恒濤大師、受學道業、時因貴地崇福禪寺大衡和尚欲招後住、乃仗游三官執書到敝寺、與業師恒濤和尚議安業、即命拙僧持回書并原住招札、與游三官同到貴地、承嗣崇福禪寺大衡和尚、爲後代主持、行道利生、實未曾得法、倘有傍言冒派隱法日後求歸等情、任憑貴國法度、究治不敢寔悔、立此花押爲據、

寶永六年五月日

唐僧別光

右和解

拙僧、諱慧徹、字別光、行年三十六歲、元來福建延平府尤溪縣の者にて御座候、廿八歳にて本縣於碧峯寺、覺先師に歸服仕、落髮出家仕候、其年之冬本省福州府鼓山寺の霖老和尚に具足戒を受、則當住恒濤和尚に隨ひ、法道を學ひ申候處、御當地崇福寺大衡和尚より、後住之招待に付而、游三官と申者に書簡を言傳被申候を、則鼓山寺へ持來り候、

而本師恆濤和尚と議定有之、本師より拙僧に被申付、返書を與へ被申候、并招待之書簡をも致所持、游三官と貴國へ罷渡申候上は、崇福寺大衡和尚之後住をも相嗣、法道を行ひ、衆生を利益仕度奉存候、但未會而付法は不仕候、若宗派之儀を偽り、嗣法を隠し申候と、脇より申上候者御座候歟、又は後日に歸唐の儀を奉願候は、貴國の御法令如何様にも可被仰付候、少も後悔仕間敷候、依之爲證據判形仕差上申候、

譯者 同 前和漢寄文、

寶永六己丑年、唐僧別光渡海、崇福寺第四代之住持と成、同義勝、按ずるに、華夷變態、和漢寄文等、智勝と渡海已後、同寺第五代之住持と成、長崎實錄大成、

寶永七庚寅年八月、四十七番寧波船之唐人共申口、一私共船之儀、浙江之内寧波に而仕出し、唐人數三十四人、外に唐僧一人、都合三十五人乗組候而、當八月九日に寧波より致出船、同廿五日に普陀山の船を寄、觀音に參詣仕、即日普陀山乗出し渡海仕候、然は去年游汝義御當地の時を以、罷渡、商賣相遂歸帆之刻、御當所福濟寺より唐僧一人招來之

儀頼被申候に付、則寧波に歸着仕、福州鼓山の罷越、一貫と申僧一人誘引仕、寧波に連越、今度私とも船にのせ申候、尤唐僧乘せ渡候旨趣は、別紙に按ず、別紙の文を申上候に付、省略仕候、  
右之通、唐人共申候に付、書付差上申候、以上、  
閏八月廿一日 風説定役

唐通事目付

唐通事 共

寶永七年、唐僧全嚴渡海以後、福濟寺第六代之住持

となる、長崎志○按ずるに、華夷變態と名相違なれども、是

享保六辛丑年、僧泉堂渡來して長崎興福寺の住持と

なり、明年黃檗山萬福寺に移りて繼席となる、

同八癸卯年、竺菴又渡來し、興福寺の後住となり、後

また黃檗山の繼席となる、同九甲辰年七月、萬福寺は

隱元嫡派の唐僧選舉すへき旨、鈞命ありしにより、同

十一丙午年、招請の事を、福州府の黃檗山ならびに杭

州府の二箇寺に、果堂より、各通の書簡を贈るに於て、

長崎の三箇寺崇福寺、興福寺、福濟寺なり、よりも副簡して、五月歸

唐の船頭、柯萬藏に托せしかは、明年福州府の仲祺和

尙渡來すへきよしの返簡到來せり、萬福寺に書簡な

らひに贈物等の入費を賜はりしか、同十六辛亥年にいたり、仲祺遷化のよしを中、是まで柯萬藏等、仲祺の事により偽計ありしかは、重ねての渡來をこゝめらる、此時浙江省杭州府の僧、鐵船渡來すへき返簡持渡り、願ひにより信牌を與へし、猶船主等の爲りに渡來しなく、信牌も返納せしは、遂に唐僧渡來は止みたり、浙江省杭州府之部、僧渡來の條併せ見るべし。

享保六年辛丑年、泉堂禪師渡海、長崎興福寺第六代の住持となる、同七壬寅年黃樂山に登り、第十二世の繼となる、享保八癸卯年、竺庵印禪師渡海、長崎興福寺第七代の住持となり、同十九甲寅年、黃樂山に登り、第十三世の繼席となる、按するに、右の兩僧、かたけれども、福州方の寺に住職す、福州府の僧とも定めらるゝを以て、しはらくこゝに附す。享保十一丙午年、爲上意、宇治黃樂山に隱元嫡派の名僧を可被招請旨、按するに、次の書翰によるに、唐國三處に書翰を令相渡、上意ありしは享保九年なり、唐國三處に書翰を令相渡、享保十一年

唐僧招待之儀に付、黃樂山萬福寺より、長崎三箇寺へ差越書翰寫

尊莫尊乎道、美莫美乎德、是故道德存則法道斯興矣、苟非道德並存、則法道亦隨衰矣、乃當是時自非有國王大臣不忘靈山之雲、豈得令法久住耶、茲惟大法垂秋宗風不振、以至祖山寂寥、此雖時節因緣、而

亦不得非昶之薄德所致也、昶嚮蒙恩施時、奉國命則曰、宜還人、在清國而得法拾我隱昶派下、既稱名議者、諸至貴地、俟昶之退席而後繼之、昶奉命之重、夙夜注心、第恨昶在唐山、日不與我國師兒孫相識也、以故寓書於清國三寺、代選其人也、茲圖先得其或來者之語錄、以驗道學、若何然後再發請疏、冀貴地三寺主暨東堂諸公禪師亦共相議、令此舉易成就、若或審清國有我國師派下知識、則諸公禪師亦爲致書論、大於清國三寺、推獎其人、以加夫當選之一數、想彼地寺主省力多矣、豈不鈔哉、此事全因公庭之命、不可草草、外具二品少引遠意、存留爲榮、右上述崇福伯珣與、福竺嚴諸公禪師、霜次福濟大鵬、東堂諸公禪師不及另東、均此致意專祈、

名 勒 單

右和解

尊き事は道より尊き事はなく、美しき事は徳より美しき事なし、此故道德存すれば法の道茲に昌へ、誠に道德の二つ共にあらざれば、法の道も次第に衰ゆるなり、此時に當りて、國王大臣、釋迦の附囑を思召、不被下候は、法の道久しく相續可成や、今

候、御留被置候は、可忝候、

東堂、諸堂禪師へは、別啓に不及候間、右同斷に御心得被下候様頼入候、

名別紙に記 二木幸三郎譯

儀帖 白銀壹版 霜楮壹束 敬奉申 有副

謹具 白銀壹版 霜楮壹束 敬奉申 有副

啓 右和解

進上 白銀壹枚 楮壹束 敬意を述候別啓

あり、 黃樂元昶合掌拜

唐國三箇寺に遣候書翰寫

大日本國山城州黃樂山萬福寺元昶拜、寓書于大清國福州黃樂堂頭大和尚座下、疇昔之歲、元昶一輩東渡、前住于肥前州長崎東明山興福寺、此爲我隱元老祖最初演法道場、寺主明僧逸然融請焉、昶住未三載、而癸卯仲春恭奉國命、進于山城州黃樂山萬福寺、乃係徑山費隱和尚法嗣隱元琦、此國持錫徽號爲大光普照國師、後又加蓋佛慈廣鑑國師、開山始祖之禪叢也、蓋自國師開山之初、住僅四載、遂舉其嗣木庵瑄、爲二代席、而後慧林機樹湛堂相繼而住、皆

爰に大法も少し衰へんとし、宗風輝かす、祖山寂莫に及び候事、是時節因緣とはまふしなから、然もまた元昶德薄き故の成行なり、元昶先比御恩施を奉蒙、殊に國命を奉受、其趣於清國法を嗣き、吾隱昶の派下にして、知識と稱せられ候ものを、其御地へ招請し、元昶退院の後繼席仕らせ候との事なり、元昶國命の重きを奉受、晝夜心掛申候、唯残念なる儀は元昶唐山に罷在候節、吾國師の兒孫知る人無之候、夫故清國三箇寺へ書通候て、一人を撰せ申事に候、就夫先渡來るへき人の語録を取寄せ、道學の程を試み候て、其のち重ねて又招請の跡を發し可申と存候、御地三箇寺の寺主、及び東堂諸公禪師、又一同に御相談の上、右の事成就し易きやうに被成度候、若或は清國において、吾國師派下の知識有之候儀を、具に御存知候は、諸公禪師方より御書通被成、清國の三箇寺に被仰遣、右の人を御推舉候て、撰の數の内に御入候は、彼地三箇寺の寺主餘程苦勞を免れ、重疊の事に可有御座候、此儀全公庭の仰出しによつて如此候に付、倉卒ならざる事にて、外に二品通し候、聊遠境の微意を述候までに

國師之副矣、厥後國師法孫高泉、千默安、悅山宗、悅峯章、相續補席、至于今禪爲十二代、皆貴域來也、其間有得法而後來者、有來此而後嗣者、則弗容焉、若然者前住東明若崇福濟而後繼席、我黃樂以顯其法例也、甲辰之秋七月、禪奉國命、則曰自此之後、黃樂舉其住持、宜選夫在清國得法而係我黃樂普照國師派下、道德學解並備之者、請至長崎隨住興福、崇福、福濟三寺、俟黃樂虛席、舉其繼之、若夫國師同門派下、則其源出自費祖、而未遙異非國師兒孫也、非國命之意也、禪不敏敬聞命矣、而第恨禪在貴域時、徧遊名利、猶尙不與我國師兒孫相識也、則欲招之而張綱得乎、伏惟座下今在聖域、盛唱宗乘、敢叩貴域、有我國師兒孫否、爲道學並備之者否、禪欲請之許、惠然肯來否、既爲道學並備之者、則當有語錄而行於時、請見寄一部、倘或雖語有稿、而未錄諸梓、抽騰偈頌法語若文章二三篇、以見寄禪亦足矣、禪欲蹈海歸而請、不可得、已惟座下德量海涵誠能察之、冀蒙見諭以成此舉、則幸甚焉、而感乎座下莫大之恩矣、禪辱荷國恩、選主祖山、乃觀此國文物風規崇佛敬僧、非他域可比、則亦一大佛土也、伏乞座下以此示之於

其或來者、而按するに、和解の文による、座下之賜大矣、謹此奉問、臨書馳想不勝激切懇禱之至、

右 上 福州黃樂堂頭大和尚座側

大日本享保十一年歲次丙午三月日賤名勒紅

右和解

大日本國山城州黃樂山萬福禪寺元禪、拜して書を大清國福州府黃樂堂頭大和尚座下に寄せ候、先年元禪事一輩に乗て東渡せし處、最初肥前國長崎東明山興福寺に住職いたし候、此寺は吾隱元老祖最初に法を説れ候道場とす、隱元老祖は寺主の明僧逸然融より請待致され候き、元禪事、右寺の住職三年に不滿候處、癸卯仲春、恭しく國命を奉受候て、山城州黃樂山萬福禪寺に進山仕候、此寺は元來、徑山費隱和尚の法子隱元琦、此方御國特恩の上、大光普照國師と別號を賜はり、後また佛慈廣鑑國師と謚號を加賜候、開山始祖の禪林なり、但國師開山候て、住職僅四年の間にて、其法子木菴瑯を擧げ、二代の繼席と致され候、其後惠林機、獨湛瑩住職相續有之き、何れも國師の法子にて候、其後國師の法孫高泉、千默安、悅山宗、悅峯章、段々繼席相續あ

りて、今元禪まで十二代、皆貴國より渡り來り候、尤其内に嗣法候て、渡り來り候も有之、渡り來候て、嗣法候も有之、一樣ならず候、然れども、近來は渡來候て、法を嗣候ものはあらざれば、渡海不相叶候、如此にて最初、或は東明山の住職を務、或は崇福寺、福濟寺の住職を務候て後、黃樂山の法席を繼候事、是其法例立たる所也、甲辰秋七月、按するに、享保九年なり、黃樂山住持を擧候には、清國において嗣法候て、しかも吾黃樂山普照國師派下にして、道德學解兼備候僧を撰候て、長崎へ招請し、興福寺、崇福寺、福濟寺此三箇寺の内に住職務させ、黃樂山の住職明き申候時分、右の僧をあげ、繼席に任せ申へし、國師同門の流と申候ても、其源費祖より出候は、其末異にして國師の兒孫にあらず、國命の御意にて無之候、元禪不敏、謹て右之通上意を奉請候、然ども唯殘念なる儀は、元禪貴國に居申候節、名利方に徧參候得共、國師の兒孫と知人無之候、然は相招候て、法をか、やかし申度候へとも、相叶不申候、伏おもんみるに、座下御事は今聖域において、盛に宗乘の教

を唱られ候付、御頼申入候、貴國において、吾國師の兒孫有之候哉、其僧果して道學ともに兼備はりたる人に哉、元禪招請候て、心能請合渡來へ候哉、但すてに道學ともに兼備たる人に候は、語錄有之て當代にとりはやし申へし、何ぞ右語錄一部、言傳被遺被下度候、若又語錄有之といへとも、草稿はかりにて板行不致候は、偈頌法語、又は文章二三篇、御拔書候て、言傳御見せ被下候而も、事足り申事にて、元禪其地へ渡り歸り候て、尋求度候得共、罷成ざる儀候に付、其段は座下の經量をもつて用捨有之、能々御推察之上、何卒被仰聞被下度、此儀成就候は、大幸に奉存、座下莫大之御恩と、辱可奉存候、元禪儀、忝も國恩を奉蒙、黃樂山住持を撰ひ候に付、此方御國文物風規ありて、佛僧を崇敬有之様子を見候に、餘國にたくらへ申されて、誠に又一つの大佛國也、伏而御頼申入候條、座下此書翰を以、罷渡へき僧にも御見せ被下候て、座下御返書之内、右僧の生所名あざな、書付被仰付可被下候哉、若心能請合被渡候僧有之候は、座下よりの大なる御賜物と可存候、謹て爰に御尋申候、此書札に臨



て、思ひ慕ひ申計に候、偏以専用可奉願候、

賤名は紅帖に記 譯者 同 前

儀帖 大日本城州黄樂元昶和南拜

謹具 白金參版 霜楮二束 奉申敬晒留是

祈、有副啓、

右和解

大日本國州黄樂元貳合掌拜

進上 白銀三枚 紙二束 敬意を述候御笑

納頼入候、別啓あり、

大清福州黄樂堂頭大和尚、書翰一通、儀帖一通、

接するに、此時浙江省杭州府、靈隱堂頭大和尚、福嚴堂頭大和尚、同しく各通に書翰、儀帖を贈りしなり、

長崎三箇寺之唐僧添書翰

崇福照浩 興福淨印 福濟正鯤

大日本國西海道長崎鎮 興福淨印等、謹奉書於大清國

福州黄樂寺大方丈猊下、切印等 同處中華、未曾親

矣、今居海外有懷靡及、茲啓者、緣此日國山城州黄樂

萬福禪寺、高法祖上隱下元國師開山、迄今相傳十有

二代、皆係我唐僧東渡者、現住堂頭泉堂、法諱元泉、

亦是近年東渡前住長崎興福、於壬寅冬奉命進住黄

樂、舊例堂頭退席、皆由長崎三寺推補、於舊年新奉

國命、向後黄樂補席必務唐山、別請的是國師子孫會  
經出世開堂、及才德並備學識優長者、茲命堂頭、備  
書儀寄舶商、致座下求訪、仍命印三寺、轉宣其意、伏  
冀座下會同兩席及耆舊諸大德、求訪果是國師嫡派  
孫曾已經開堂、並才優長者為法東渡者、先開其籍  
貫年歲、及履歷語錄詩文寄來、另奉諸啓聘禮、先到  
長崎、隨住三寺、後進黄樂補席、伏乞座下留神、徧為  
探訪、以副國命、俾轉重興黄樂佛法、不致凌遲、國師  
亦必含笑於大寂光中、又出於座下莫大之功、餘悉堂  
頭副啓、茲不復贅、臨穎主臣無任瞻注、不宣、

名具單肅 慶餘

右和解

大日本國西海道長崎鎮興福寺淨印、崇福寺照浩、福  
濟寺正鯤等、謹て書を大清國福州黄樂寺大方丈座  
下に奉り候、然は淨印等、中華同く居申候とも、終  
に御親み申候儀も無之候、只今海外に罷在候後は、  
御懐しく存候得共、不能其儀候、爰に啓上候は、此  
方日本國山城州黄樂山萬福禪寺事は、高法祖隱元  
國師開山にて、唯今まで相續十二代、皆唐國より  
東渡せし僧にても、唯今之堂頭泉堂法名元昶申候

は、是又近年渡來られ候て、最初長崎興福寺に住  
職候處、壬寅冬、按するに、享保八年なり、國命を奉受、黄樂に登山  
有之て、住職致され候、舊例之通にて候へ共、堂頭  
退隱候においては、皆長崎三箇寺より席を繼申事  
にて、去年新に國命を奉請候は、向後、黄樂繼席之  
儀は、唐國より別に正敷國師之兒孫之内、出世開堂  
候て、しかも才德兼備、學識勝候僧を請し可申との  
御事にて、爰に仰付有之候、上堂頭より、書札進物  
等を差添、唐船之商人へ言傳之、座下御尋求被下候  
様、頼入られ候、猶又拙僧共、三箇寺へ仰付有之候  
に付、右之趣を申述候、依て希ふは、座下御方より、  
兩席之大衆及び宿老の諸長老、御寄合之上、御尋求  
可被下候、果して國師嫡派の孫にて、以前より開  
堂相濟、才德勝れ候て、法の爲に渡來るへき僧、有  
之候は、先其僧の生所年數并履歷、語錄、詩文等  
を御書立、言傳被遣可被下候、別規に請待の啓聘禮  
を捧げ、先長崎へ請し、三箇寺の内へ住職せしめ、  
其後黄樂へ進山あつて、繼席可有之候、伏而頼入候  
條、座下御心を留られ、尙々御尋之上、國命之御意  
に相叶はれ可被下候、黄樂佛法再興にて、衰微に及

ひ不申候においては、國師もまた寂光の中にて、歡  
喜可有之候、此段皆、座下莫大之功力の御陰と可存  
候、書餘は堂頭副啓に具に申進候に付、爰に略し  
候、筆に臨て恐入、且思ひ慕ふにたへず候、不宣、  
名は謹而別紙に記、一冊紙あり、

單之字

恭候

蓮社

副言

和解

恭御様體窺候別啓あり

興福寺淨印 同拜

福濟寺正鯤

譯者 同前

長崎三箇寺之唐僧より、黄樂山に返翰之寫、

四月廿七日、領得發來致唐山三處、書三緘并禮物、

復承翰諭、長崎三寺即會同、各住持等披讀、知國恩

為法求賢至意、和尙振興祖道、盛心莫不感歎、印等

亦另致書一緘、細陳始末、其稿曾經送僧官、轉呈鎮

主、觀閱其福州黄樂一書、業徑發付本年一番船主柯

萬藏願去、其船於五月十一日發棹矣、靈福隱福殿二書、已徑分付二番寧波船頭尹心宜、但其船尙未開棹、諒在來月間、始得回唐、謹此奉聞、二番開棹日期、另報承諭公庭之命、不可草草、印等不敢不遵、至蒙頒賜厚意、謹爾暫領俟璧謝、未一復上、

致唐山三處、書稿呈關二隱居再囑道意、  
黃榮堂頭大和尚方丈

崇 福照 浩  
興福住持淨印同頓首拜復  
福 濟 正 鯤

右和解

四月廿七日に、唐國三處へ被遣候書翰三通并禮物、到來請取申候、扱又預御書翰、長崎三寺之住持共、寄合披見之上、國恩之御上より、法の爲に賢を被求候、御懇慮を奉承知、和尚祖道を、再興被成候御心底、旁以感歎仕儀に御座候、淨印等方より、別に書翰一通差遣、具に其始末を申述候、右書翰之草稿、先達而寺社方迄差出、御奉行に被差上、御披見に被入候、福州黃榮の之書翰は、最早當年一番船頭柯萬藏に相渡候、請取らせ遣申候、右之船、

五月十一日に帆出たし、靈隱寺、福嚴寺の之書翰二通、是又二番寧波船頭尹心宜に、申合置候處、右之船、いまた出船不仕候、來月比歸唐可仕候、依之謹而右之段、御知らせ申入候、二番船出帆之時分、又々御左右可申進候、公庭之仰出に御座候條、倉卒ならざる儀御座候段、被仰下奉畏候、御懇情之上、御惠に預り、謹而暫受用仕候、追而其後御返禮可仕候、御禮逐一ならず候、復上、

唐國三所の遣候書翰草稿、御目に掛申候、隱居兩人も宜可申入旨申付候、

黃榮堂頭大和尚方丈

年番唐通事譯之

享保十二丁未年、船主柯萬藏、按ずるに、前年書翰寄文、を附せし船主なり、福州府萬福寺仲祺和尚可渡來、返輸持來れり、長崎紀事、  
享保十二年十一月

覺

一銀百貫目  
内、金四兩二分 去年相渡候分 銀に積二百六十一匁三分一厘五毛、但當時相場、金一兩に付銀五十八匁七厘替  
銀五百十六匁 右同斷、但十二枚分

殘而銀九十九貫二百二十二匁六分八厘五毛、此度可相渡分、

右百貫目は、今度黃榮萬福寺唐僧、請待に付被下之候、先達而相渡候殘、書高之通、鈴木飛驒守、松平日向守斷次第、右役僧請取手形を以相渡、重而可有勘定候、以上、

享保二十一年

伊 賀 印  
左 近 印  
和 泉 印

鈴木飛驒守殿 松平日向守殿

富士市左衛門殿 河原七兵衛殿

蜂屋丈右衛門殿 木村佐次右衛門殿

和泉は水野和泉守忠之、左近は松平左近將監業也、伊賀は松平伊賀守忠周にて、いづれも老中なり、又鈴木飛驒守、松平日向守は、大坂町奉行、富士市左衛門、以下四下は、大坂御金奉行なり、

萬福寺役僧湛然請取書付

萬福寺より、唐國の書翰遣、致遺物候に付、去年、被下候金銀引之、右殘銀書面之通、此度請取申所仍如件、竹橋餘筆○按ずるに、請取書に、銀高并年月を缺たれど、文中去年とあれば、享保十二年の請取書なり、  
享保十三戊申年、仲祺愈可有渡海旨、再輸聘儀等令差遣らる、

但同年、仲祺來朝爲用意、當寺内に寮舎數箇所新に造立有之、

同十四己酉年、入津の船風説に、去年、仲祺僧徒共に普陀山川口まで連出る處、改役搜し出し、柯萬藏は入牢、僧徒は本山に令歸らる、よし、翌十五年、鄭恆鳴渡來り、仲祺は先達て遷化のよし、外の僧徒可渡の勅許を蒙りし由、十六年、魏弘舟仲祺渡海の事、官府表相濟候に付、僧徒自宅に養ひ置のよし、又同年、鄭恆鳴渡來り、仲祺遷化の事、實説のよし申し出る、段々被遂御僉議の處、是まで數人の唐人、自分の利欲を貪り、種々偽計を巧し由、令露顯に付、柯萬藏、魏弘舟、渡海禁制被仰付、此事廢亡せり、長崎誌、

通航一覽卷之二百九終

通航一覽卷之二百十

唐國福建省福州府部六

○漂着并難船

慶安二己丑年七月六日、福州府船、薩摩國山川津に  
撰宿郡に漂着せり、よて長崎奉行、并に松平黒田筑前守  
忠元へ、注進せしよしを、八月二日、松平島津薩摩守光  
久より言上す、元祿八己亥年九月朔日、また同領永良  
部島に、國圖によるに、撰宿郡山川津より南、商船漂着せり、よ  
て明年六月廿四日、長崎港に護送ありて、船主ら誓書  
を出す、明和五戊子年七月十七日、紀伊國日置浦に  
李婁郡に商船漂着せり、よて村吏土着の醫武田伊織を  
して筆語せしめ、和歌山へ注進す、よて十月十七日、  
同所より長崎に護送し、明年四月にいたり着港あり  
しかば、商賣をゆるされ糧米を賜ひ、八月十四日歸帆  
す、天明元辛丑年四月廿八日、去子年十一月廿六日、  
薩摩領平島にて、河邊郡に破船せし難商、長崎に送り來  
る、よて歸唐船二船に分ち送らしむ、寛政元己酉年五  
月、去戌年十二月三日、薩摩領諏訪瀬島に、河邊郡に破

船せし漂民送り來る、よて歸船二艘に分ち送らしめ  
糧米を賜ふ、

慶安二己丑年八月二日、松平薩摩守方より申て曰、  
去る七月六日、福州之船難風に逢、某領内に着岸仕  
之由也、様子承届、長崎奉行且松平筑前守方迄、注  
進可仕と申來と、云々、按するに、松平忠元、是年在  
去る戌年に、按するに、正保三年にて、長崎御固なり、琉球人  
所に、難人方被執候、然所に今度琉球人に暇を  
出し、唐人之難人に成たる輩二十餘人、爲見送と  
稱、琉球人に相仕遣す所に、難風に被漂、松平薩摩  
守領内山川と申所に着船するの由、重而注進有之、  
寛明日記、

元祿九丙子年六月廿六日、按するに、漂着せしは  
薩摩領沖之永良部にて破船仕候福州船之唐人  
共、誓詞を以申上候口書之和解

福州船頭周實舍、并財副客役者こくしや、謹而誓詞  
を以申上候、然は、私共儀船中之人數、都合百十人  
乗組申候而、去年六月十四日、福州より出船仕、同  
廿三日に、普陀山の船を寄せ、則於彼地に又々荷物  
積添、御貴國の爲商賣渡海仕申覺悟にて、同年七月

廿八日に、普陀山出帆仕申候處に、風不順に御座候  
故、跡にも先にも乗り得不申體にて、漂罷在候處  
に、八月十六日に不慮之大風に逢、既に及沉溺に  
申程之危き儀にて御座候内、同十八日、ちくどう綱  
と申候て、梶をつなき申候肝要成綱をきらし申候  
に付、即時に梶を浪に被取申、梶無之候ては船之つ  
りあひ悪敷、船もゆり割れ申儀に御座候に付、無是  
非帆柱を切り捨、露命を助り申度志し迄にて、天地  
を俯仰仕、祈念を致し、海上漂流仕、東西も曾て難  
辨、流れに隨ひ居申候處に、九月朔日に、神明佛陀  
之御加護にて、薩摩領外海之島、永良部と申所に  
流れ着、其内遙之漁船を見かけ、救を乞申候得は、  
段々其所之衆に注進有之候歟、追々罷出救被申候、  
同四日に、荒物、細物、荷物等陸に持上り、尤船底に  
積込有之候荷物は、すきこは取揚得不申、同七日  
に、彌惡風強く、私共本船は瀬方に當り破壊仕申  
候、其所海底殊外深く御座候、勿論海底に沈み申候  
荷物は、取揚申方便無御座、殊更僅計之荷物にて、  
不苦儀に御座候、且又其所之役人衆より、介抱を得  
構ひを被申付、其上小屋等拵私共被召置、稠敷警固

にて、放逸に無之様にと被申付にて御座候、破船之  
船板にては、水せこ并に火床を拵、此外之船具等は  
散々にくだだけ、曾て用に不立品々にて、持連ひ申候  
手間も大分費申儀に御座候に付、達而所之役人衆  
に願申、不殘燒捨申候、私共儀、御當地の一刻も差急  
參着仕、商賣等も相途申度念願にて御座候得共、彼  
地遠所之島と申、殊に風並不順之所にて、早速に御  
當津に運送難成及延引、漸當年四月朔日に、永良部  
島より役人衆下知にて、小船を被差出、破船之取  
揚荷物并に船釘等積乗せ、永良部にて病死仕候唐  
人一人、私共願申彼地の葬、殘て百九人之者を、船  
中に稠敷警固にて送届被成候、當月十六日、則薩摩  
領脇本にて、人荷物共大船に乗せ移、同廿三日に脇  
本出船仕、前々之通警固にて、廿四日に、順風能無  
恙、御當津に着仕、誠以再生之心地にて難有奉存  
候、私共乗組之人數過半は、年々御貴國之御仁風之  
御政事を奉慕、我先に來朝仕、商賣相遂申候者共之  
儀に御座候故、別而御貴國之御法令、御嚴密に御  
座候旨、兼而奉存、毛頭不法仕申心底にて無御座  
候、此度之儀、無是非惡風に逢、薩摩領に漂流仕、不

仕合にて荷物等も大分海に捨、本船も及破却に申候得共、可仕様無之儀共、御座候、薩摩において飯米、野菜、肴等申請候より外、少之物も取やり仕不申候、彼地之役人衆、能此段存居被申候、然處に只今、王上御國法を御大切に被思召上、稠敷一船之人數不殘被召寄、去年以來、福州より出帆仕、薩摩領の破船仕候旨趣、一々詳に御詮議被爲仰付、御尤至極之御儀に奉存候、今度取揚申候荷物共、薩摩より送參候を、御當地にて例之通嚴密に段々御改被成候得は、微細相知御不審も御晴可被成儀に御座候、尤私ども儀、少も違犯之志しにて、漂流に事寄せ薩摩領の着岸仕申候は、則王上御明白之御詮議にて、急度罪科に可被爲行候、其上御貴國、大小之神祇之御罰を罷蒙り、其外諸之冥罰を請、永く浮可申儀御座有間敷候、元より邪意不届之志しにて、全く其罪を通れ可申儀、猶更無之道理に奉存候、扱又私共、去夏福州出船仕候節、大清十五省共に、太平に御座候由承知仕候、定而諸湊より來朝之商船共、委細に可申上と奉存候、私共福州を出帆仕、普陀山に寄せ、夫より薩摩領の漂流仕候日數、最早一年を送

り申候儀に御座候得は、私共出船以後之大清之風説、存可申様無御座候、此上は王上御仁徳之御慈悲を罷蒙り、私共諸之苦難を御察格、別に御恩を御施、百九人之者共、及困窮空故郷に罷歸、父母妻子等及流浪に不申候様、被爲仰付被下候は、偏に御厚恩之程、其限り御座有間敷候、依之謹而誓詞を以、旨趣を申上候、以上、  
元祿九年六月廿六日

福州船頭周寶舍 財副周棟官  
客頭吳德官 夥長張維  
舵工部瑞 總官胡強  
右之通、船頭并財副客役者共、差上申候、以上、  
唐通事 共華夷、  
石崎友介  
穎川藤左衛門  
明和五戊子年  
一七月十七日朝、熊野日置浦の沖より、異國船と相見え、十人餘乗候船一艘、漂來候に付、見届の船を出し、彌異國船と見え申候間、周急に見浦大庄屋元へ、早船を出し、追々見届の船を出し申候、異國船

よりも類に招候得共、無心許存し近寄不申、其内大庄屋原傳五右衛門、同所に醫者武田伊織と申者を召連、早船にて參候、伊織早速書付を以相尋候處、福建省福州府の商人共に御座候、海南に參り砂糖を買積候て、北京へ賣に參り候、海上難風に逢申候、七月六日、砂糖千斤餘もはね捨、桅木をも切捨、船中二十一人危き命を助り、此所に漂着仕候由、書付差出申候、船中の者共、口々に琉球々々と申候ゆゑ、日本と書付見せ候得は、日本々々と申各拜を仕候、夫より湊の漕込み繋候て、番船を附、和歌山に注進仕候、武田伊織は祇園孫三郎弟子にて、在醫者に御座候、  
一福州と申候は、古は越の國と申候地にて御座候、只今にては古の風俗にて無之、中華一統の風俗にて、頭を剃廻し、中に髪を三ツうち仕、後に下げ、或は頭にはち卷のこく巻付申候、衣服は雛形の通りに御座候、按ずるに、雛形は唐船漂着に記に擧たる圖なるへし、船中の參候へは、茶并菓子を出し申候、先菓子を一ツ宛取て給、茶も一杯たべ候て、人々にすゝめ申候、たべ不申候へは、甚不興氣に見え申候、何も一ツ二ツたべ候

得は、悅候躰にて拜を仕候、菓子は天門冬、冬瓜、砂糖漬、氷砂糖にて御座候、廿一人各おとなしく見え申者にて御座候、船主陳長利并物書、楊金生兩人は、別ておとなしく見え申候、船中の參り候者へは、砂糖其外器物珍敷物おくり可申由、毎々申候へ共、此方の物を所望仕候儀一向不仕候、後も食物の外は、書付を以望申候、船中の者共望候共皆々遣しくれ申間敷由、長利、金生申候、  
一船中に猿十疋、豕一疋、鶏一羽、犬一疋御座候、右は食物にて候哉と尋候へは、以之外肝を潰し候躰にて、猿は北京に參り献上仕候、豕は神を祭り候牲に御座候、鶏は時をつくらせ、犬は盜の用心にて候此類の物、我國にては食し不申候由申候、豕は食候由申候、右之鳥獸、日本に有之候と違ひ無御座候、一鸚哥と申鳥一羽御座候、籠に入有之候、鶏の卵を飯にかき交て、ゑに仕候、折々酒にて洗ひ申候、程なく死候故、いかなる鳥共知れ不申候、大さ菱喰程御座候、  
一たばこは至極細かに刻候た葉粉にて御座候、烟吹は長さ三尺餘御座候、日本にて用る喜勢留と形



國用檣石何木、復 松柏杉杉木中小船用杉木、  
中船用松柏、稟 貴國有虎乎、射之乎、復  
士職之者射之、虎有之少、稟 其餘有猛獸乎、  
復 有之少、唐船漂着記、

福州人二十一人名年輪

陳長利三十九歲 林玉三十二歲 李滿三十三歲 林壽  
三十九歲 陳寶三十五歲 洪祿二十九歲 吳富二十八歲  
林金二十九歲 許仁二十九歲 黃吉二十八歲 金生二  
十二歲 林相二十九歲 林永三十五歲 李成三十一歲  
金進三十八歲 張景三十三歲 卯福三十一歲 金吳三  
十二歲 呂友二十二歲 吳遺三十二歲 金天三十歲  
以上唐船漂着記、護花園  
隨筆一話一言

先達而熊野の參候異國船、去る十四日、鹽津浦の  
參、長崎へ召連參候、諸役人乘組御船は、十七日に  
若山之湊出船仕、同日鹽津浦の參、十八日に鹽津  
浦出帆致候、夫に付十七日に、鹽津浦の見物に參見  
申候處、右御船とも、吹貫御船印等候而かざり立、  
和歌浦の方より數艘、鹽津浦の入込候を、異國人見  
せ申候處、殊之外驚候體にて、さわき立候體、扱々

之柚子に同き物のよし、

右、二色は菓子<sup>のよし</sup>、護花園隨筆、一話一言○按する  
に、一話一言、此漂着を明和六年  
にせしは誤  
りなり、

明和六年、紀州熊野日置浦漂着之唐船、去十月、  
紀伊殿家臣小笠原作右衛門、堀内九八郎等、大小船  
數二十三艘にて、當地に長崎なり、向ひ護送の處、越  
年四月朔日、當港に挽届らる、依之唐人共御役所へ  
被召、被送吟味之處、船主陳長利を始、皆泉州之者  
にて、<sup>按するに、前に擧る筆談の答に、福州府たるよし</sup>  
<sup>を答へしかば、こゝに泉州といふ誤りなり、前々よ</sup>  
り日本へ渡來りし事會て無之、此度は差出之通、品  
品之荷物を積二十一人乗組、去正月廿三日、廣東海  
南より船を出し、唐國之内天津街へ赴し處、於洋  
中七月六日より、打續き西北の大風に逢、危殆に逼  
て、大橋を伐、荷物を投して漂ひ、同月十七日、紀州  
地方に流着しかば、水、薪、糧米、魚、野菜類は勿論、  
衣服等まで被給賜、御役人附添挽送られ、今日當港  
へ着せし旨申之に付、同四日、本船荷揚被仰付、唐  
人共は館内に被差置、商賣を遂、大橋を造作し修理  
を加へ、尙又洋中糧米として、米二十俵を給與せら  
れ、八月十四日出船歸唐す、

おかしき物にて御座候、右御舟を寄申候得は、唐人  
一人舟のへさきへ立候て、ざらとやら申かねを、殊  
之外けはしく打鳴し、三しきりかねをたゝき、扱御  
舟へ乗候て、異國船之側へ參見申候處、船之形殊之  
外違、そり強く候て、ごもの方は、高さ水際より四  
間程に相見え申候、船中殊之外手の込候事之由承  
候、船中に小猿五疋、にはごり、犬、ぶたなど御座  
候、右は皆役々御座候而、殊之外大事にかけ候よし  
申候、右之品々、日本のご相替品は無御座候、<sup>唐船漂着  
記</sup>  
福州船に積來候物

一荷包大小四百餘 一凌鯉壳一百餘斤 一鮫魚皮  
三百張 一天門冬一百餘斤 一冬瓜一千斤 一檳  
榔子三百餘斤 一香柴一百六十二斤 一蜜二百餘  
斤 一白糖一千包 一赤糖一百包(外に拵餅氷糖  
朱李少許)

新萬深と名付候船にて御座候、

一船、長さ八丈、幅二丈四尺、深 一香柴は、福州人へ聞  
させ候處、沉香のよし、一荷包は、しめ巾着の儀  
にて、色は赤と白と御座候、一朱李は、木之實に  
て、大さ枇杷實程有之、黒く候由、一拵餅は、日本

天明元辛丑年四月廿八日、薩摩より漂流唐人二十  
七人送來る、但此本船福建省福州府閩縣船主林調泰  
内海陽縣に赴き商賣を遂、於彼地大豆、綠豆等を  
積、去十一月十七日歸帆之處、於洋中大風に逢流  
れ漂ふ内、同廿六日、薩摩領七島之内平島といふ所  
にて破船致す處、船頭陳宜春を始め一船之者救揚  
られ、當丑三月十七日、同國山川へ差送られ、日本  
船へ乗移り、今日當港へ送届らる、右唐人之内、十  
四人は子五番船、十三人は子六番船より便乞歸唐  
す、

寛政元己酉年五月廿日、薩摩より漂流唐人、三十四  
人送來る、但此本船福建省福州府閩縣船主林調泰  
船にて、去年夏、遼東之内錦州へ赴き商賣を遂げ、彼  
地にて大豆を調へ、十月廿二日、同所出船致處、十一  
月十七日、山東沖にて、俄に西北の風をこり、橋を  
折楫を取られし故、荷を捨空船にて數日漂ひ、十二  
月三日、風烈敷本船打碎し故、橋船に乘移り、風に  
任せ漂ふ内、磯邊に吹付られ、皆々磯へ上りしに、  
此所薩摩國七島之内、諏訪瀬島といふ所なり、此  
所に滞留致し、當春日本船二艘に乘組同所出帆、三

月廿八日、同國山川湊へ着、四月十八日山川出船、今日當湊へ送届らる、依之翌日廿一日、館内へ被入置、申二番同三番船出帆之節、便乞歸唐被仰付、尙又船中糧米として、米三十俵被下之、以上、長崎志續編元祿八乙亥年六月十五日、さきに出帆せし商船、しはしは逆風に遇ひ、船具損せしにて乗戻り、猶滞留願ひ誓書を出す、

元祿八乙亥年六月十五日

十二番福州船頭卓舜哲并に一船之者共

謹而申上候は、私共儀兼而奉蒙御厚恩、荷物等割付に被爲仰付候故、少々買物等相調、其上御當地に逗留中之諸用無滞相途、去る五月三日に、御湊を出船仕候處に、於洋中に不慮に惡風に逢申、帆柱を吹折り、自由に船を乗參申儀難成候に付、無是非乗り戻し、其砌之難儀之段、達而申上候得は、被爲開召分御厚徳之御上より、帆柱を御替させ被爲下、致出船候得共、折節風不順に御座候而、數日御湊近くへ順風を相待罷在、漸々船を乗り出し申候得共、存之儘北風無御座候而、御湊之外に數日漂罷有候得は、幸北風つよく御座候て、よほと洋中へ乗出し申候所

に、又々俄に逆風に逢、大分霧かけ申、東西も難辨、殊外風波甚敷御座候而、風帆けたを吹折、少々帆綱等も損し申候得は、彌唐之地に乘參申儀、難成仕合御座候、剩水、飯米も乏しく罷成、食物も難續候得は、難儀至極之體に罷成、露命之儀も難計事に御座候故、又々無是非御湊乗り戻、危き命も相助り安堵仕申候、然共王上は、御國法を御大切に被爲思召上、自然私共不届之志を挟み、態逆風に事寄せ乘戻り可申かご、御不審に被爲思召上、御嚴密之上より、船中に積込申候荷物共、微細に御改被爲遊、先頃差上置申候帳面に、毛頭相違無御座候得は、彌今度私船を乗戻申候段は、少も餘之子細にて無御座候、實は逆風に逢申、船道具等損し申候而、歸唐も難成候故、無是非乗り戻申候儀、其紛無御座候、尤私船之儀、海上に久敷滞留仕候に付、船底に出入、其禍難堪儀に御座候、若其儘にて召置候は、日増に出入候間、存候儘歸帆難仕、身命も危き儀共に御座候に付、王上之御仁徳を奉仰、遠方之商民之難儀を、御慈悲之上より御情を御垂れ被遊、八月初比、歸帆之順風有之候迄、圍に被差置候儀、御赦免被爲

申上候、

元祿八年乙亥六月十五日

船頭卓舜哲

財副陳白如

夥長陳一鏡

舵工鄭興

總官高茂才

右之通、船頭并役者共差上申候書付、和け差上申候、以上、

唐通事 共華夷

遊候而、其砌に出船被爲仰付候は、船中三十三人之露命を相助り、諸之難儀を相通れ可申と奉存候、若私共儀、故郷に罷在候父母妻子、此間折角相待居申候而、生死之實否を聞届可申との共志を存不申、唯少之財物故不届之意趣を含、毛頭にて、御貴國之御法令を相違申儀に御座候は、御國之諸之神祇之重罰を罷蒙り、并種々之冥罰を請申、永く可浮様有御座間敷と奉存候、殊私共乗り戻り申候を幸と存、萬一夏船にも被爲仰付、少之割付も罷蒙り可申と、後日に奉願候は、是又罪科に可被仰付候、曾而左様成儀共にて無御座候、唯少之船道具等相調、例之通、毎月に一度宛船底をすりたて、虫入不申様に奉願候而、順風之時節に罷成、急度歸帆可仕候、聊違背仕間敷候間、右之趣被爲開召分、御許容被爲下候は、船中三十三人之者奉蒙御厚恩儀、不淺御事に御座候、勿論故郷に罷在候、父母妻子に至迄、久敷私共之行衛之便りも承不申、心遣罷有候處に、御蔭故順風にて無恙歸帆仕、父母妻子等にも對面を相途申候は、彼者共別而難有奉存候段、其限り御座有間敷奉存候、爲其私共致連判以誓詞、謹而

通航一覽卷之二百十終

通航一覽卷之二百十一

唐國福建省臺灣府 毘耶宇島部七

按するに、臺灣府者舊名北港といひ、東番とも號し、地勢彎弓に似たるをもて、のち臺灣と稱すと明史にあり、郡國利病書には臺灣と記す、重修臺灣府志に、鄭成功臺灣を取しより、總名を東都と改め、其子錦合に至り、東寧と改むとあり、また東寧の文字にトクネキの訓を施し、フアルモサ、ホルモ一サとも稱すよし、噶蘭新譯地球圖說、近代西洋翻譯の書に載す、こは蘭人の唱へなるへし、我朝にては塔伽沙谷と唱へ、また高砂の文字を用ふるよし、華夷通商考に記す、長崎夜話草には、我商民臺灣貿易の地北線尾をさして塔伽沙古と唱へ、實は高砂とあり、臺灣紀略に、臺地澳外皆沙堤とあれば、砂地をさしての唱へなるへし、また康熙二十一年にいたり、臺灣の號に復せしよし、平臺記略に記せり、此地日本より西南海上六百四十里をへたて、琉球より西泉州府の厦門より東にあたり、島の長百

四五十里日本の里あり、萬國夢物語、華夷通商考等に載す、また古昔荒服の地たりしか、隋の開皇中虎賁陳稜といへる者を遣はし、澎湖三十六島を略し、元の末には巡司を置、明の嘉靖四十二年、倭寇林道乾といへるもの、福建近海を掠めしにより、都督大猷これを征せしかは、遁れて臺灣に退屯し、圖書に、嘉靖萬曆の間、奸民日本の民を誘ひて、終に倭地と明の地を侵掠せしを、明人倭寇といふあり、なす、また萬曆間、海寇顏思齋香祖筆記には、臺灣に住せしか、鄭芝龍歸唐してかれに屬し、思齋死して芝龍魁首となる、後この地を去りしかは、遂に蘭人押領して、商賈の窟穴とし、崇禎八年始めて築城して赤嵌城と名づく、清の順治十八年、鄭成功倭使何斌通東南洋記には、荷蘭謀りて、蘭人を破逐して其地を取、赤嵌城を承天府と改め、天興萬年の二縣を置しか、その子鄭經にいたり、二縣を二州に改む、鄭克塽におよひて清に降りしかは、福建省に隸し、府ならびに四縣二廳を設く、淡水は二廳の一にして、府を去る事三百五十九里、唐國里法西は大海に通し、東は高山層巒たり、また大鷄籠山小鷄籠鼻頭山大鷄籠嶼等あり、大鷄籠山の麓に、數十艘の巨船を容へ

き港ありて、東方にかの山あり、一望にして巍然たり、これ臺灣の祖山にして、日本往來の洋船みな目當とす、鷄籠嶼は成功日本と交易の地とし、石城を築くよし、清一統志、重修臺灣府志に記せり、氣候二月八月頃、本朝四五五月のころ、六七月大熱、冬は八九月の比に均し、霜降事なし、晩夏にいたり雨澍て耕種し、歲に一收して豊盈なり、禾麻野を蔽ひ、廬舎畜牧の富饒中土にひとし、されとも木綿なく、且布帛の多きを知らず、みな中土より資く、人物賤しく、男女とも椎結常に裸體、女子は草を聚めて裙とし、年十五にして斷唇旁齒、男子は穿耳して飾とす、鹿肉を生にて食し、皮を鬻て酒食を求め、或は木綿に換て多く貯ふるを榮とす、性頑愚にして姓氏もなく、先祖の祀も行はず、父母より外親戚の稱もなく、青草を見て歳首をしり、只勇を尙ひ走る事を習練し、鏢鎗を遣ひ鹿を獲る事數千、耕作は女子健にして勞し、男子は逸なりとそ、されとも土人長老を尊敬し、孤獨或は廢疾のものあれば、郷里の人これを備ふ、よく天死のものなしとそ、こは明史、清一統志、華夷通商考、萬國夢物語等に載る所なり

り、また華夷通商考に、成功國中を治めしより、漁人獵師の外は、中土の人も多く居住せしゆを、中土の風俗に習ひ、文字も學ひ、三教通達の地となれりと記し、また重修臺灣府志に舉る所の風俗、成功已降の事なれば、良日本の風に彷彿たり、この地より商船渡來は、年毎に一度來りしは、成功治めしより常に渡來すと、華夷變態に記し、重修臺灣府志に、此地蔗を植糖を製すること歲に二三十萬斤、商船是を日本其外諸國へ貿易すとのす、視聽草にも、此地より積來る産物、砂糖、鹿皮、山馬皮、樟皮、石灰、煙草とあり、また此地所屬の島には、臺灣より五十里、泉州漳州等の海岸より六十四五里海中に毘耶宇島あり、長三里幅一里、又は半里ほどの小嶼あり、これ臺灣の地要害たるよし、華夷變態に記せり、臺地澎湖嶼をばしめ、所屬の島嶼數多あり、いへとも、今此嶼に關らざれば、こに略す。  
○渡海御朱印  
慶長十七壬子年正月十一日、洛商津田紹意に、毘耶宇島渡海の御朱印を賜はり、元和元乙卯年九月九日、長崎御代官山村東安に、臺灣異國渡海御朱印録に、高砂と記せば、本朝にての唱へにて、實は臺灣と渡海の御朱印を賜はる、



慶長十七壬子年正月十一日、權現様より源右衛門祖父津田紹意儀、御朱印頂戴仕候、紹意弟小作と申者、毎度異國に渡海仕候、右御朱印于今所持仕候、寫、

自日本到昆耶宇島舟也

右

慶長十七年壬子正月十一日

御朱印 眞享船業丹後守書上載京都町人津田源右衛門書上

元和元乙卯年九月九日

高砂國 自注、始而後遣候也

一自日本到高砂國舟也

右

元和元乙卯九月九日

等安に被下候、長谷川左兵衛 按するに、長崎奉行長谷川左兵衛なり、狀あり、元和七月廿四日、南禪にて書之、高砂國と書由也、左兵衛來、功不成後に來、異國渡海御朱印帳、

寛永五戊辰年、是よりさき長崎御代官末次平藏、商船を唐國福州府に渡せしか、洋中にて臺灣居住の蘭人に奪掠せらる、此頃阿蘭陀人の地を押領す、平藏此仇を報せむと、ことし家人濱田彌兵衛、同小左衛門を臺灣に渡海せ

しむ、彼等計策をもて其頭人を屈せしめ、かつ其子を捕へ歸る、證は阿蘭陀國之部、御答筋の條にあり、

○入津通商并拜禮

寛永四丁卯年十一月五日、臺灣人理加渡來して、台徳院殿、大猷院殿を拜し奉り物を獻す、

寛永四年丁卯十一月五日、多加佐古之理加兩上様へ御禮申上る、供の者十餘人庭上、理加一人小縁にて御禮、進物虎皮五枚、毛氈二十枚、孔雀尾二十尾進上、先御本丸、次に西丸御禮、儀式同前、書簡をも不捧なり、今度渡海の多加佐古人上下皆瘡瘡煩、存命不定なり、理加も相煩、御禮之時面色いなものなり、異國日記、

寛永四年、臺灣人理加來于日本、幕府召而見之、外國通信事略、

寛永四年十一月、臺灣國の理加といふ者參拜の儀あり、是よりさきに參拜の例ありしや、いまた詳ならず、國朝舊章錄、

寛永四年十一月、塔伽沙古貢、柳營平表録、如官日簿抄、商船入津して、船主胡球官以下の姓名、及び積荷武器等の目録

を出す、よて船中を改め、武器はとりわけ、かつ宿町附町より請書を出す、同年二月、彼船歸帆の期なるに

より、代物皆濟等の證狀を出し、在津の唐人及び通事宿町附町よりも同じく證書を出し、同廿三日胡球官及び一船の役者唐人より、出帆已後また再び渡來の時も、猶禁令を犯すまじき旨の請書を出す、此事唐船入津毎に有へき事なれど、今條に見る所のみをわづ

寛文十一年辛亥年正月朔日、唐船入津之節、唐人船頭より差出目録、

東寧船主胡球官、有課船一隻、于捌月初八日開駕、至正月初一日到長崎、今將姓名貨物開具、于後東寧船主胡球官、造報本船公司及搭客貨物冊、

公司貨物開具

元與號細中綿伍拾疋 小綿貳細計貳百貳拾參疋  
大素綾壹廂計肆拾捌疋 湖絲伍籠計參百參拾陸疋  
白糖捌百籠計重捌萬伍千筋 漳烟壹籠

各客附搭貨物開具、搭客許進壹可貨物、  
承豐號細壹拾伍件 內 小綿壹百伍拾陸疋、黑袖壹千肆百伍拾玖疋、素袖貳拾貳疋、中綿捌疋 蠶號細陸件 內 白頭北布肆百疋、本色水春玖拾疋、  
夥長舵工及各目稍貨物約略開具

湖絲貳籠零貳件計貳百壹拾筋 中綿小綿曠袖毡條等貨計拾餘件 內 中綿壹百貳疋、小綿壹百疋、曠袖參拾疋、毡條捌拾筋、

本船軍器開具

斬馬刀貳拾柄(唐長刀二十振) 腰刀壹拾玖柄(唐刀十九腰) 鋒壹拾玖枝(ほこ十九本) 大煩陸門(石火矢六挺) 小煩壹拾肆門(棒火矢十四挺) 大煩子肆拾粒(石火矢玉四十) 小煩子伍拾粒(棒火矢玉五十) 鐵甲參拾領(唐具足三十領) 鐵鑿貳拾領(同甲二十劔) 火藥肆拾桶(石火矢藥)

東寧船主胡球官造報本船目稍及搭客冊

船主胡球官三十三歲媽祖、財副陳新官三十歲關帝、夥長四十歲聖人、曾夥長五十歲關帝、舵工五十歲媽帝以上共伍拾陸人

船上通共伍拾陸人、其内並無曾載南蠻和尚進天主教之人并日本人等、亦不曾去販呂宋鷄籠南蠻廟等處而來、亦不曾收五島薩摩別界港門、洋中不作非爲犯等情、如有前情、任憑王上治罪、通船情愿立字是實、

寛文十一年正月初一日

船主 胡球官  
夥長 陳中

御奉行所様 舵工 陳 瑞

同年同月四日、入津之唐船相改候以後、宿町附町より差出手形、

指上申手形事

一番 東寧出唐人正月朔五日入津五十六人但船頭共 一石火矢六挺  
一棒火矢 十四挺 一唐刀御封有十九腰 一唐長刀御封有二十腰 一ほこ十七本 一石火矢藥御封有五桶 一石火矢玉御封有一包

右者、唐人并諸道具共儘預置申候、重而出船之刻、無相違乗せ遣し可申候、右唐人共之内、萬一件天連入滿總而切支丹宗門之者紛來歟、又者南蠻文字其外切支丹宗門之事書候物、同道具之類有之においては、急度可申上候、若隱置候は、私共迄如何様之曲事にも可被爲仰付候事、

一今度唐船に持渡候荷物之儀、入津之日より五十日切に出船仕候様に、入念商賣致させ可申候、若買主方より代金遅々仕候においては、私共方より唐人前皆濟仕候、被爲仰付候日限に、急度出船爲仕可申候事、

一賣渡候唐人荷物并金銀、日本人へ預候儀も、又唐人より預り候儀も、共以致させ申間敷候事、  
一唐人ともは不及申、縦日本人に而御座候とも、示合私曲仕間敷候事、  
一似せ藥種并交物有之藥種御座候は、有躰可申上候事、  
一總而御停止物之品々隱候而持來り候は、急度可申上候事、

右之條々、於相背申候は、如何様之曲事被爲仰付候共、勿論違背仕間敷候、爲後日手形仕差上置申候、以上、

寛文十一年亥正月四日

宿下町おこな

同町組頭

蘆塚長左衛門印

尼崎屋甚左衛門印

附町袋町おこな

同町組頭

糸屋五郎右衛門印

西脇久左衛門印

進上 御奉行所様

同年二月廿一日、唐船歸帆之節、船頭より書上候帳面

第一番東寧船主胡球官有鳥船一隻、裝載貨物、于本年正月初一日、收入長崎、其貨物賣完將回寧、理合

唐人歸國に付差上申一札之事

報明、本船目梢及搭客五十六人蒙准搭、第二番普陀船去客一人、原在五十五人、但開駕之日、船中不敢載日本人并本地舊唐人、除准帶小割金及元通錢銀器之外、不敢私帶了銀并軍器、亦不敢販呂宋鷄籠進南蠻廟等處、洋中不敢爲非犯法等情、來時不敢載南蠻和尚并進南蠻廟之人及犯法貨物假裝藥材、如品宋鹿皮或信石斑貓芫菁等毒藥、更不敢收日本別處港門、再不敢放唐人上山、船直到長崎、任親王上擇定主家、如有犯法等情、通船人衆情愿甘罪、船主家花押爲證、所報是實、  
遵將通船人等姓名逐一造報計開 船主胡球官 年三十三歳 財副陳新官 年三十歳 夥長陳中年 年四十歳 會夥長年 年五十歳 舵工陳瑞年 年五十歳 副舵年 年六十五歳 客人姓名計開 翁士鸞年 年三十歳 蒙准搭第二番 許進可年 年三十五歳 已上通船計五十六人、内一人過船、除外實五十五人

寛文十一年二月廿一日

第一番東寧船主胡球官判

唐船歸帆之節、宿町付町之におこな、并通事唐人年行事書上候手形、

宿主下町蘆塚長左衛門印

付町袋町おこな

寛文十一年亥二月廿一日  
蘆塚長左衛門印  
付町袋町おこな  
糸屋五郎右衛門印

唐通事

穎川 藤左衛門印 彭城 仁左衛門印

柳屋 次左衛門印 陽 總 右衛門印

東海 德左衛門印 林 甚 吉印

林 道 榮印 穎川 藤右衛門印

唐人年行事 林 一 官印 陸 一 官印

進上 御奉行所様

同年同月廿三日歸唐之節、船頭役者共并請人唐人

書上候手形、按するに、手形譯文のみに

東寧船頭胡球官歸唐に付書上申請狀事

一御法度之呂宋へ參中間敷候、其外何れ之國にて

も、さりしたん居申國へ參中間敷候事、

一當津出船仕候てより、いつれ之浦へも船着申間

敷候事、

但重而日本の渡海仕候共、長崎之外いつれ之湊

へも、船よせ申間敷候事、

一重而日本へ渡海仕候共、伴天連入滿同宿之儀は

不及申上、切支丹宗門之者一人も乗せ渡申間敷候

事、

一日本人一人も乗せ渡不申候事、

一日本之武道具は不及申上、武者繪之類に至迄持

渡不申候事、

一丁銀并灰吹銀、少も持渡不申候事、

一海上においてばはん仕間敷事、

右之條々、相背申間敷候、若於相背は、重而此船入津

之刻、我等ともを如何様にも曲事に可被仰付候、少

も違背申上間敷候、爲後日請狀如件、

寛文十一年亥二月廿三日

請人筑後町

王 二 官

財副 新 官

陳 瑞 官

舵工 陳 輝

船頭 胡 球 官

夥長 陳 中 官

進上 御奉行所様以上、西鎮要覽、

享保五庚子年二月八日、臺灣船無牌にて入津し、信牌

は本國にて奪ひとられしよしを訴へ、商賣を願ひし

かとも、許されずして積戻しを命せらる、同十四己酉

年十月廿三日、また商船入津す、

享保五庚子年二月、臺灣船之唐人共申候、

一福建之内臺灣に而仕出し之船、本船頭吳因生脇

船頭丘鑾觀共に、今度初而罷渡申候、乘渡り之船は

一丘鑾觀船入津す、唐國にて信牌を奪取れし由訴

出る、重而可被遂御吟味旨にて、積戻仰付らる、長

崎志、

享保十四己酉年十月廿三日、十一番臺灣船入津、

白糸六百斤 大飛さや五百反 大白縮綿五百反

上白同三百六十反 白綸子四百反 白紹六百反

真綿千斤月堂見開集、

四年以前之三十八番船にて御座候、然共兩船頭共

に、丁酉年按するに、享保三年なり、三十八番臺灣船頭劉元修と

申者と、元商賣仲ヶ間に而御座候處に、劉元修戊戌

年御當地より信牌を領し、臺灣に罷歸り候節、洋中

に而風波強く、本船并楫等を損し、漸臺灣に乘入申

候處に、劉元修船中より病氣差起、于今全快不仕候

故、船を仕出し申儀難成、本船を私共方引渡し候

に付、船修理并船具等を仕替、去年七月に彼地出帆

之支度仕候處に、劉元修商賣仲ヶ間杜京觀と申者

慾心を起し、劉元修所持致し候信牌を盜取、他國に

遁去、行衛相知れ不申候に付、數月差滯渡海延引に

罷成候、私共儀信牌を所持不仕候而は、來朝仕筈に

而無御座候得共、既に荷物積込申候故、渡海相止申

候ては、本手空しく成候に付、可仕様無御座、右之

段爲可奉訴、此度罷渡り申候、

右之通唐人共申候に付、書付差上申候、以上、

子二月八日

風 說 定 役

唐 通 事 目 付

唐 通 事 共崎港

享保五年二月

通航一覽卷之二百十一終

通航一覽卷之二百十二

唐國福建者 臺灣府部八

按するに、鄭芝龍は福建總督たれども、明の天啓のはじめ日本より歸り、臺灣の顏思齊黨中に在り、思齊死して芝龍魁首となり、後福建の熊文燾に降り、終に總督となる、されば芝龍も臺灣に起り、また其子成功も臺灣に據り、鄭經克塽にいたる、また明の正明を奉して居住せしかば、すへて鄭氏の始末はこの部になさむ。

○鄭氏援兵願等附風説

正保二乙酉年、是より先韃靼の兵明の逆亂によりて兩京を陥れ、明主を擒にし、國を清と號す、この年十二月、かの福建道總督鄭芝龍部將崔芝をして、商民林高に書を齎し、來て危急を認へ、明朝再興の援助を乞ひ奉る、芝龍字は飛黃、小字を一官といふ、はしめ我那に渡來娶りて成功を生む、國姓爺是なり、芝龍歸國の頃より、明朝驛亂、こに至りて、この乞ありしなり、その渡來及び拜禮等の事は、唐國總督部、拜禮獻上物并衛、よて長崎奉行山崎權八郎江戸に注進あり、されども彼地絶て往復なきをもて御許容なく、明年正月十二日、井上筑後守政重、大目付、宗門奉馬場三郎左衛門在江戸、長崎奉行、奉はりて、早々歸帆せしむへき旨返

書を出す、

後光明院御宇正保元年は、大明の毅宗皇帝之崇禎十七年に當る、前々より大明の朝政衰へ諸國亂れ、陝西李自成長獻忠、又河西李若など、前々より謀反して西安府を攻破り、夫より北京皇城へ攻入しかば、防戦に不叶して、毅宗皇帝も三月十九日煤山といふ所にて自縊して崩御なり、大明大きに亂しかは、南京の守護史可法は御一家福王を取立天子として、遼東の吳三桂韃靼國へ行て十萬の加勢を請、山海關より攻入、四月九日に北京を取返し、李自成は討負て陝西に落行て、吳三桂追討に發行、其跡にて韃靼の加勢逆心して、北京の都を攻取て、大清の世に改、韃靼數萬南京へ攻入、福王を生取、史可法は討死し、大明はいよく亂れければ、福建の鄭芝龍天子の一門唐王を天子に取立、韃靼と合戦勝負あられされども、大敵ゆる鄭芝龍か下司の崔芝といふもの謀て、商人の林高といふ者を使にて、長崎まで差越、按するに、林高長崎へ來りしは、正保二年十二月なり、日本の加勢を乞ひ候得とも、大猷院様虛實御疑ひ被成、御許容なし、南龍君遣事。

崇禎十五年は寛永十九年に當る、この年李自成叛逆、崇禎十七年三月、北京へ攻入る、四月十九日崇禎帝自殺、自成僭號大順國と稱す、改元永昌、五月史可法南京にて福王を即位せしめ、弘光と改元す、福王は崇禎の從弟なり、正保元年甲申にあたり、明年乙酉春、吳三桂韃靼の兵を借て、李自成を撃平け、北京を復す、三桂は李自成を逐て陝西へ赴く、韃靼直に北京を奪ひとる、順治と改元し、大清國と號す、五月韃靼南京を攻取て、弘光帝を擒にす、史可法戦死す、六月鄭芝龍福州にて、明の太祖の後胤唐王を立て、明年丙戌隆武元年と號す、鄭芝龍若年の時按するに、談海に、時日本へ渡り、肥前の平戸にて、履を賣て數年逗留す、平戸一官と稱す、妻を娶て子を生む、按するに、臺灣鄭氏紀事に、田川七左衛門詠狀を生む、引て、平戸士人田川氏の女、成功及び弟七左衛門を載す、其後妻子を平戸に留置て、その身は本國へ歸る、崇禎の初年の頃なるへし、此時南海福州の邊に海賊起る、芝龍も海賊に接り亂妨す、其後崇禎帝に罪を謝し、官軍となりて海賊を悉く平く、名將の聞えあるに依て、飛虹將軍と稱し、福建道の大將に任せらる、凡夫より大名に成ゆる、明朝の厚恩を報

んと欲し、福州に都を立て、韃靼を平けて明朝を再興せんとす、然れども兵勢不足なるゆゑ、日本の加勢を請んどの志あるに依て、先崔芝か方より書簡を長崎へ遣して、日本の返事を試るなり、崔芝は芝龍か部將なり、大明國欽明總督水師便宜行事總兵官前軍都督都府右都督臣崔芝、泣血稽顙奏、爲國仇不共天地、鄰誼可聯唇齒、敬謁請討之誠、以圖恢復之舉事、竊惟東西南北開闢之界限甚明、治亂興衰元會之循環遞變、四維盡撤、國乃滅亡、五倫未毀、運必非與、我大明一統開基、遞傳三百餘紀、列后延祚、相承一十六君、主聖臣忠、父慈子孝、敦睦之風久播于來享來王之國、仁讓之聲奚止于我疆我土之封、去歲甲申、數奇陽九、逆闖披猖、天摧地缺、蠢爾韃虜乘機恣毒、羶汚我陵廟、侵凌我境土、戕害我生靈、遷移我重器、天怒人怨、惡貫罪盈、今我皇上神明天縱、乘龍御極、改元隆武、應運中興、親率六師、以蕩妖孽、命芝於肅虜將軍爵下、任芝以水師先鋒都督、芝荷重寄、誓不俱生、切圖弔伐、大舉不禁、呼援鄰邦、環按朝貢、諸列辟有心者無力、有力者無餉、有餉者無舟楫、